

平成22年第 4 回 吉 岐 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

会期日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第 1 日 (1 2 月 3 日 金 曜 日)	
議事日程表 (第 1 号)	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
開 会 (開 議)	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	1 0
議案説明	
承認第 9 号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	2 0
報告第 6 号 平成 2 1 年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	2 1
議案第 9 6 号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	2 2
議案第 9 7 号 吉岐市行政組織条例の全部改正について	2 3
議案第 9 8 号 吉岐市職員の育児休業等に関する条例及び吉岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	2 4
議案第 9 9 号 吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について ...	2 5
議案第 1 0 0 号 吉岐市猿岩物産館条例の一部改正について	2 6
議案第 1 0 1 号 吉岐風民の郷条例の一部改正について	2 6
議案第 1 0 2 号 吉岐出会いの村条例の一部改正について	2 6
議案第 1 0 3 号 吉岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について	2 6
議案第 1 0 4 号 吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	2 6
議案第 1 0 5 号 吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	2 8
議案第 1 0 6 号 吉岐市消防関係手数料条例の一部改正について	2 8
議案第 1 0 7 号 吉岐市火災予防条例の一部改正について	2 9
議案第 1 0 8 号 過疎地域自立促進計画の策定について	2 9

議案第 1 0 9 号	八幡浦地区特定漁港整備工事（ 1 工区 ）請負契約の変更について	3 1
議案第 1 1 0 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計補正予算（ 第 4 号 ）	3 2
議案第 1 1 1 号	平成 2 2 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（ 第 2 号 ）	3 8
議案第 1 1 2 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（ 第 3 号 ）	3 8
議案第 1 1 3 号	平成 2 2 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（ 第 3 号 ）	3 9
議案第 1 1 4 号	平成 2 2 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予 算（ 第 2 号 ）	4 0
議案第 1 1 5 号	平成 2 2 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（ 第 2 号 ）	4 1
議案第 1 1 6 号	平成 2 2 年度吉岐市病院事業会計補正予算（ 第 2 号 ）	4 2
議案第 1 1 7 号	平成 2 2 年度吉岐市水道事業会計補正予算（ 第 2 号 ）	4 3

陳情

陳情第 2 号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（ 減額 ）廃止を求める陳情	4 3
陳情第 3 号	T P P に関する陳情	4 3
陳情第 4 号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	4 3

第 2 日（ 1 2 月 8 日 水曜日 ）

議事日程表（ 第 2 号 ）	4 5
出席議員及び説明のために出席した者	4 6
発言の申し出（ 行政報告の一部修正 ）	4 7
議案に対する質疑、委員会付託省略、承認	
承認第 9 号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求め ることについて	4 8
議案に対する質疑、報告済	
報告第 6 号 平成 2 1 年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況 の報告について	4 9
議案に対する質疑	

議案第 9 6 号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	4 9
議案第 9 7 号	吉岐市行政組織条例の全部改正について	5 0
議案第 9 8 号	吉岐市職員の育児休業等に関する条例及び吉岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	5 6
議案第 9 9 号	吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	5 6
議案第 1 0 0 号	吉岐市猿岩物産館条例の一部改正について	5 6
議案第 1 0 1 号	吉岐風民の郷条例の一部改正について	5 6
議案第 1 0 2 号	吉岐出会いの村条例の一部改正について	5 6
議案第 1 0 3 号	吉岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について	5 6
議案第 1 0 4 号	吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	5 7
議案第 1 0 5 号	吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	5 7
議案第 1 0 6 号	吉岐市消防関係手数料条例の一部改正について	5 7
議案第 1 0 7 号	吉岐市火災予防条例の一部改正について	5 7
議案第 1 0 8 号	過疎地域自立促進計画の策定について	5 7
議案第 1 0 9 号	八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について	6 1
議案第 1 1 0 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計補正予算（第 4 号）	6 1
議案第 1 1 1 号	平成 2 2 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 6
議案第 1 1 2 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	7 6
議案第 1 1 3 号	平成 2 2 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	7 6
議案第 1 1 4 号	平成 2 2 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 6
議案第 1 1 5 号	平成 2 2 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 6
議案第 1 1 6 号	平成 2 2 年度吉岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）	7 7
議案第 1 1 7 号	平成 2 2 年度吉岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	7 7
委員会付託（議案）		7 7
予算特別委員会の設置		7 7
委員会付託（陳情）		7 8

陳情第2号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情	78
陳情第3号 TPPに関する陳情	78
陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	78
陳情第5号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情	78

第3日（12月9日 木曜日）

議事日程表（第3号）	79
出席議員及び説明のために出席した者	79
一般質問	80
9番 田原 輝男 議員	80
3番 音嶋 正吾 議員	87
11番 中村出征雄 議員	98
18番 市山 繁 議員	106
5番 深見 義輝 議員	119
6番 町田 正一 議員	130

第4日（12月10日 金曜日）

議事日程表（第4号）	143
出席議員及び説明のために出席した者	143
一般質問	144
1番 久保田恒憲 議員	144
12番 鵜瀬 和博 議員	157
2番 呼子 好 議員	169
13番 中田 恭一 議員	180
8番 市山 和幸 議員	187

第5日（12月13日 月曜日）

議事日程表（第5号）	197
出席議員及び説明のために出席した者	197
議案の訂正の件（説明、質疑、承認）	198
議案第110号 平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	198

第6日(12月16日 木曜日)

議事日程表(第6号)	203
出席議員及び説明のために出席した者	204
委員長報告、委員長に対する質疑	206
議案に対する討論、採決	
議案第96号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	210
議案第97号 壱岐市行政組織条例の全部改正について	210
議案第98号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	211
議案第99号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	211
議案第100号 壱岐市猿岩物産館条例の一部改正について	211
議案第101号 壱岐風民の郷条例の一部改正について	212
議案第102号 壱岐出合いの村条例の一部改正について	212
議案第103号 壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について	212
議案第104号 壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について	213
議案第105号 壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	214
議案第106号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	215
議案第107号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	215
議案第108号 過疎地域自立促進計画の策定について	215
議案第109号 八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	215
議案第110号 平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	216
議案第111号 平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	216
議案第112号 平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	216
議案第113号 平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	217
議案第114号 平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	217
議案第115号 平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	

.....	2 1 7
議案第 1 1 6 号 平成 2 2 年度吉岐市病院事業会計補正予算(第 2 号)	2 1 7
議案第 1 1 7 号 平成 2 2 年度吉岐市水道事業会計補正予算(第 2 号)	2 1 8
陳情第 2 号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	2 1 8
陳情第 3 号 TPP に関する陳情	2 1 8
陳情第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	2 1 9
陳情第 5 号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情	2 1 9
議員提出議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	
発議第 7 号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	2 1 9
発議第 8 号 食糧自給率を高めるために、TPP に参加しないことを求める意見書の提出について	2 2 1
発議第 9 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について...	2 2 3
発議第 1 0 号 離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出について	2 2 4
発議第 1 1 号 アルミ 3 胴船の就航を目指す株市民フェリー吉岐対馬への船舶 共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出について ...	2 2 5
委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出の件	2 2 7
議員派遣の件	2 2 7
市長の挨拶	2 2 8
閉 会	2 2 9
資料	
閉会中委員会継続審査及び調査申し出の件	2 3 1

壱岐市告示第76号

平成22年第4回壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する

平成22年11月26日

壱岐市長 白川 博一

- 1 期 日 平成22年12月3日（金）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

平成22年第4回壱岐市議会定例会 会期日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要	
1	12月3日 (招集日)	金	本会議	開会 会期の決定 行政報告 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程、説明	
2	12月4日	土	休 会	(閉庁日)	
3	12月5日	日			
4	12月6日	月			質疑・一般質問通告書提出期限(正午まで) 議会運営委員会(午後3時~)
5	12月7日	火			(議案調査)
6	12月8日	水	本会議	議案審議(質疑、委員会付託)	
7	12月9日	木		一般質問(6人)	
8	12月10日	金		一般質問(5人)	
9	12月11日	土	休 会	(閉庁日)	
10	12月12日	日			
11	12月13日	月	本会議 委員会	議案訂正(説明、質疑) 常任委員会	
12	12月14日	火	委員会	予算特別委員会	
13	12月15日	水	休 会	(議事整理日)	
14	12月16日	木	本会議	議案審議(委員長報告、討論、採決) 閉会	

平成22年第4回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
承認第9号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	-	承認 (12/8)
報告第6号	平成21年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	-	報告済 (12/8)
議案第96号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第97号	壱岐市行政組織条例の全部改正について	総務文教常任委員会 否 決	否 決 (12/16)
議案第98号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第99号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第100号	壱岐市猿岩物産館条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第101号	壱岐風民の郷条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第102号	壱岐出合いの村条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第103号	壱岐市嘗印通寺共同店舗条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第104号	壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員会 否 決	否 決 (12/16)
議案第105号	壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員会 否 決	否 決 (12/16)
議案第106号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第107号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第108号	過疎地域自立促進計画の策定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第109号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第110号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第111号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第112号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第113号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)

平成22年第4回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第114号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第115号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第116号	平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第117号	平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
陳情第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	厚生常任委員会 採 択	採 択 (12/16)
陳情第3号	T P Pに関する陳情	産業建設常任委員会 採 択	採 択 (12/16)
陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会 採 択	採 択 (12/16)
陳情第5号	くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情	総務文教常任委員会 不採択	不採択 (12/16)
発議第7号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第8号	食糧自給率を高めるために、T P Pに参加しないことを求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第10号	離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第11号	アルミ3胴船の就航を目指す(株)市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)

平成22年第4回壱岐市議会定例会 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、一部改正、廃止	1	1	0	0	0	発議(条例制定) (一部改正)				
予算	8	8	0	0	0	発議(意見書)	5	5	0	0
その他	4	4	0	0	0	決議・その他				
報告	1	1	0	0	0	計	5	5	0	0
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)	4	3	1	0
計	24	21	3	0	0	計	4	3	1	0

平成22年第4回吉岐市議会定例会 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
12月9日木	1	田原 輝男	本庁舎建設について ----- 教育施設について	市長 ----- 教育長	80～87
	2	音嶋 正吾	吉岐市民病院改革の方向性について ----- ジェネリック薬品普及に対する市の取り組みについて	市長	87～98
	3	中村出征雄	吉岐市内のし尿汲み取り業者の許可状況及び新規許可について ----- し尿処理施設完成後の勝本、石田の自給肥料供給センターの運営について	市長	98～105
	4	市山 繁	市民病院の現状と改革案について ----- 国民宿舎吉岐島荘改修工事と展望浴場増築工事について ----- かたばる病院の今後の方針と医師会との協議結果について	市長	106～119
	5	深見 義輝	健全な行財政について ----- 堆肥センターの運営について	市長	119～130
	6	町田 正一	かたばる病院事務長の事件についての事実関係 ----- 処分にいたるまでの過程について ----- 懲罰委員会の構成、調査内容、処分について ----- 今後の防止策について ----- 桜木団地建設の現状について	市長	130～142
12月10日金	7	久保田恒憲	雇用対策について ----- 交流人口増加の費用対効果は ----- ボランティアへの支援はできているか	市長 ----- 教育長	144～156
	8	鵜瀬 和博	機構改革について	市長	157～169
	9	呼子 好	T P P 協議への参加、決意表明について ----- 雇用対策について ----- 市民病院改革について	市長	169～179
	10	中田 恭一	いのしし対策について ----- 市民病院医師確保について ----- 市道改良の計画について	市長	180～187
	11	市山 和幸	災害弱者（高齢者、障害者、子ども）等の緊急時の対応について ----- 救急救命時のドクターヘリでの患者搬送の対応について ----- 漁業者のFRP船の廃船処理問題について	市長	187～195

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成22年12月 3 日 午前10時00分開会、開議

日程第 1	会議録署名議員の指名		14番 榊原 伸 15番 久間 進
日程第 2	会期の決定		14日間 決定
日程第 3	諸般の報告		議長 報告
日程第 4	行政報告		市長 説明
日程第 5	承認第 9 号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務課長 説明
日程第 6	報告第 6 号	平成 2 1 年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	吉岐島振興推進本部理事 説明
日程第 7	議案第96号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	総務課長 説明
日程第 8	議案第97号	吉岐市行政組織条例の全部改正について	総務課長 説明
日程第 9	議案第98号	吉岐市職員の育児休業等に関する条例及び吉岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第10	議案第99号	吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	市民生活担当理事 説明
日程第11	議案第100号	吉岐市猿岩物産館条例の一部改正について	産業経済担当理事 説明
日程第12	議案第101号	吉岐風民の郷条例の一部改正について	産業経済担当理事 説明
日程第13	議案第102号	吉岐出会いの村条例の一部改正について	産業経済担当理事 説明
日程第14	議案第103号	吉岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について	吉岐島振興推進本部理事 説明
日程第15	議案第104号	吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	病院事務局長 説明
日程第16	議案第105号	吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	病院事務局長 説明
日程第17	議案第106号	吉岐市消防関係手数料条例の一部改正について	消防本部消防長 説明
日程第18	議案第107号	吉岐市火災予防条例の一部改正について	消防本部消防長 説明

日程第19	議案第108号	過疎地域自立促進計画の策定について	政策企画課長 説明
日程第20	議案第109号	八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について	産業経済担当理事 説明
日程第21	議案第110号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	財政課長 説明
日程第22	議案第111号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境担当理事 説明
日程第23	議案第112号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設担当理事 説明
日程第24	議案第113号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設担当理事 説明
日程第25	議案第114号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）	市民生活担当理事 説明
日程第26	議案第115号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）	総務課長 説明
日程第27	議案第116号	平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）	病院事務局長 説明
日程第28	議案第117号	平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	建設担当理事 説明
日程第29	陳情第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情	
日程第30	陳情第3号	T P P に関する陳情	
日程第31	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（19名）

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中村出征雄君
12番 鵜瀬 和博君	13番 中田 恭一君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君

18番 市山 繁君
20番 牧永 護君

19番 小金丸益明君

欠席議員（1名）

7番 今西 菊乃君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君
副市長兼病院事務局長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午前10時00分開会

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

今西菊乃議員から欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第4回壱岐市議会定例会を開会します。

これから、議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、榊原伸議員、15番、久間進議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る11月22日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。豊坂議会運営委員長。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

議会運営委員長（豊坂 敏文君） 第4回の定例会の議会運営委員会委員長の報告を行います。

平成22年第4回壱岐市議会定例会の議事運営について、協議のために、去る11月22日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告を行います。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付をいたしておりますが、本日から12月16日まで、14日間との申し合わせを行いました。

本定例会に提案されます議案は、承認1件、報告1件、条例改正9件、条例制定2件、平成22年度補正予算関係8件、その他3件の合計24件となっております。また、陳情3件、要望1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月4日から7日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、12月6日正午までに提出をお願いいたします。

12月8日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、承認及び報告案件を除き、所管の委員会へ審議付託を行います。質疑をされる場合は、できる限り事前の通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成22年度一般会計補正予算につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

12月9日と10日の2日間で一般質問を行います。

質問の順序は、受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については、答弁を含め50分の時間制限とします。また、質問回数については、制限しないことといたします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いいたします。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願い

をしておきます。

12月13日と14日を委員会開催日といたしております。

12月16日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、第4回定例会の会期日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの14日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（牧永 護君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成22年第4回吉岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は24件、陳情3件、要望1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

10月27日、佐賀県武雄市において、九州市議会議長会の臨時総会を代行する第3回理事会が開催され出席をいたしました。各県支部から提出された16議案について審議がなされ、国に対して要望を行うことが決定されました。また、全国市議会議長会への提出議案として、正議案2件「地域医療の充実確保について」と「九州における高速交通網の整備充実について」、予備議案として「新たな過疎対策法の制定について」の1件が決定されたところであります。

次に、11月1日、長崎県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会と県町村議会議長会共同で、知事に対して、離島の抱える課題22項目について要望を行いました。当市からは、「原島大橋架橋の早期実現」と「医師確保対策」の2項目について要望したところであります。

次に、11月16日、東京都において開催された第29回離島振興市町村議会議長全国大会に出席いたしました。会議では、大会宣言の後、要望事項11項目が提案され、審議・決定の後、決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌17日は、長崎県離島振興市町村議会議長会と町村議長会による地元選出国會議員に対する

要望行動が実施され、全体で24項目、本市からも知事への要望と同様、2項目について要望を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料等につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧願いたいと思います。

次に、本定例会において、議案等説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会委員長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの説明を終わります。

日程第4．行政報告

議長（牧永 護君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成22年第4回壱岐市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

御説明に入ります前に、去る11月12日、愛知県蒲都市で開催されました第22回全国消防操法大会におきまして、壱岐市消防団芦辺地区第1分団がポンプ車操法の部に長崎県代表として出場し、見事準優勝に輝かれました。

これは、本市にとりましても大変名誉なことであり、市民皆様への大きな励みになったものであります。また、伝統ある壱岐市消防団の新たな輝かしい歴史を刻んだものであり、出場されました選手皆様をはじめ、関係者、御家族の皆様に対し、心からお喜び申し上げます。

次に、去る11月20日、県民表彰受賞者が発表され、本市から消防防災功労として、壱岐市消防団勝本地区筆頭副団長斉藤秀和様が、交通安全・防犯功労として、元壱岐地区交通安全協会会長辻川更司様が、そして、優良団体の社会福祉部門として、多年にわたり、地域の独居高齢者等を対象に配食サービスなど実施されているあゆみの会様が受賞されました。

受賞の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、国の動向と経済対策についてでございます。

昨今の厳しい経済情勢の中、去る11月26日、国においては、総額5兆900億円にのぼる2010年度補正予算が成立いたしました。その主な内容は、雇用・人材育成分野に3,199億円、また、地域活性化・社会資本整備・中小企業対策に3兆706億円などが盛り込まれており、

その中には、地方交付税の増額に1兆3,126億円、地方の実情において使える3,500億円の地域活性化交付金の創設など、地方にも配慮したものとなっております。

現在、地域活性化交付金事業については取りまとめを行っておりますが、市民皆様の生活・福祉の向上、産業経済の振興、雇用の確保などに、本市発展のための施策に取り組んでまいります。

次に、11月29日に全国離島振興協議会並びに同振興対策協議会で、政府与党、関係国会議員に対し、離島振興関係公共事業予算の拡充に関する要望書、また、平成23年度離島関係の税制改正に関する要望書の提出を行い、これに出席をしたところであります。

特に、これまで本市が長崎県離島振興協議会を通じ、先駆けて要望を行ってまいりました離島のガソリン税減免については、全国離島振興協議会で緊急決議を採択し、平成23年度税制改正に関する要望の中で、離島地域に係る揮発油税の減免措置についての新規要望を行ったところであります。

本制度が実現いたしますと、離島地域にとっては、本土との格差是正をはじめ、離島振興に極めて大きな前進につながるものであり、国会議員皆様からも、本制度成立に向けて最大限努力をするとの話もいただきました。今後も、あらゆる機会をとらえ、本制度の実現に向けて要望してまいります。

次に、地域情報通信基盤整備推進事業について申し上げます。

壱岐市ケーブルテレビ施設等の工事の進捗状況でございますが、現在、局舎建築工事が完了し、放送用機器等の搬入・設置を始めております。また、光ケーブルの架線工事についても、市内の各所で高所作業車による工事を行っているところであります。

電柱につきましては、九州電力、NTT西日本の電柱に共架するようにはしておりましたが、強度不足等の理由により共架できない電柱が多数あり、これにより、当初設計数量の1,600本を大きく上回る、約2倍の3,200本余りを建柱する必要が出てまいりました。

この3,200本のうち、約半数は民間や県の土地でございます。あとの半分は市有地ということになるわけでございますけれども、用地交渉について、担当課をはじめ、職員154名を動員し、交渉にあたっております。現在約80%を完了しているところでございます。

当初、外線工事終了後に宅内工事を行うよう予定しておりましたが、電柱の建柱交渉等に時間を要し、架線工事がおくれておりますので、並行して公営住宅や勝本浦地区、瀬戸地域等から宅内工事を開始いたしております。

また、光ケーブルへの正しい御理解をいただくため、供用開始まで隔週で「壱岐ケーブル通信」を発行しているところでございます。

11月末現在の加入状況でございますが、告知放送1万1,978件、光テレビ7,167件、光インターネット2,717件、光IP電話1,124件でございます。

今後も、指定管理者と連携をとり、加入促進に努めてまいります。

次に、行財政改革について申し上げます。

まず、機構改革についてでございますが、市民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定、そして、最小の職員数で効率的な行政運営を行うため、これまで課の統廃合など進め、平成21年4月1日から、現組織体制での行政運営を行ってまいりました。その間、新たな行政課題や多様化する市民ニーズ、そして職員のさらなる意識改革、経営意識の向上を図るためにも、組織体制の見直しについて、その必要性を強く感じておりました。

これらの状況に対応するため、本定例会に、地域主権改革に向けた体制整備と職員の意識改革を推進する新行政推進室の新設と、課制から部制への変更などを盛り込んだ行政組織条例の全部改正について、平成23年4月1日からの実施を図るべく提案をしておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、交流人口・定住人口の拡大について申し上げます。

まず、観光振興についてでございますが、本市における観光客数を推計するうえで参考となる九州郵船とORCの平成22年8月から10月までの乗降客数累計は、21万7,701人で、対前年度97.15%と、わずかでございますけど、減少傾向にあります。その原因といたしましては、8月と9月は好天に恵まれたものの、例年になく暑さが続き、長引く景気低迷と相まって、出控え現象につながったものと考えられます。しかしながら、高速道路の一部無料化やETC1,000円などにより、大変な苦況を強いられている離島の観光地としては、一支国博物館の開館等、壱岐の新たな魅力の提供により健闘しているものと認識しております。

そうした中、10月8日には、一支国博物館の入館者数が10万人を突破し、市と指定管理者の共催により、10万人達成セレモニーを同博物館にて開催をいたしました。好調さを維持していくには、常に魅力ある企画が求められ、今後も、指定管理者や関係者皆様とともに知恵と汗を出し合い、入館者数ひいては来島者数が増加するよう、魅力ある壱岐島の構築に努めてまいります。

また、県との連携事業である「2011交流拡大プロジェクト」の中で、壱岐市は「(新)ながさきロングステイ推進事業」と「長崎食の観光推進プロジェクト」に参画し、県や大学、旅行会社等と連携した一支国博物館を活用した2泊3日以上ロングステイの推進、食の再発見や掘り起こしなどを通じた食の観光活用による交流人口の拡大を図ってまいります。

今後も、一支国博物館を核として、壱岐の豊富な観光資源を魅力的に結びつけた壱岐ならではの旅を創造・発信・提供し続け、交流人口の拡大による地域の経済浮揚を、各関係団体と連携のもと、全力で取り組んでまいります。

次に、各種イベントについて申し上げます。

「開運！なんでも鑑定団」の出張鑑定の公開録画が、10月17日壱岐文化ホールにて開催され、全国放映が、11月16日に行われ、12月11日には、テレビ長崎で放映されることとなっております。番組の中では、原の辻遺跡や一支国博物館、壱岐焼酎など紹介され、全国に向けて大いに壱岐のPRができたものと確信をいたしております。

大きなイベントでは、一支国という冠で壱岐の歴史を感じてもらおうと、10月23日と24日には一支国弥生まつりが、同24日と25日には一支国ウォークが開催されました。あいにくの天候で、参加者は若干少なかったものの、どちらのイベントも多くのボランティアスタッフに支えられた手づくり感のあるイベントで、来場された方の満足度は高かったものと思っております。今後も、集客力のあるイベントを官民協働で創出してまいります。

11月3日には、本市に一番近い唐津市からの観光客数の拡大を図るため、唐津最大のまつり「唐津くんち」のメイン会場の1つである唐津ふるさと会館アルピノにおいて、壱岐市観光協会主催で壱岐観光物産PR展を開催いたしました。当日は好天に恵まれ、壱岐ブースにも大勢の方が来場され、ターゲットである唐津市において効果的なPRができたものと考えております。

また、11月6日には、第3回壱岐市御柱祭が開催され、姉妹都市諏訪市をはじめ、多くの皆様に御来島いただき、諏訪市の多大な御支援、御協力のもと、多くの壱岐市民皆様も御参加いただき、盛大にそして勇壮に執り行うことができました。これを契機として、今後さらに諏訪市との交流を深め、交流人口の拡大に努めてまいります。

12月に入り、壱岐観光にとりましてはオフシーズンになったわけですが、壱岐の島新春マラソン大会をはじめ、壱岐壱岐綱引大会、一支国ウォーク、各種ジュニアスポーツ大会、冬のグルメキャンペーン等、オフシーズン対策のイベントを官民協働で成功させ、通年型の観光地づくりを、市民皆様とともに総力で推進してまいります。

次に、国民宿舎壱岐島荘について申し上げます。

昭和44年建築の国民宿舎壱岐島荘は、築41年が経過し、建物の老朽が進んでおります。しかし、おもてなしの心とサービス内容の充実により、宿泊客からも大変好評を得ております。

今後、利用される御客様に安心して御利用いただくため、また、御客様の安全を守るため、建物の建築耐震診断を実施したところ、一部の補強工事を実施することにより、建物自体は今後おおむね30年から40年は耐震に問題ないとの結果でありました。そこで、同工事に加え、リニューアル工事を実施したく、同工事の設計業務委託料としての予算案を本定例会に提案をいたしております。

次に、離島航路・市内交通対策についてでございます。

離島航路問題につきましては、これまで、壱岐対馬航路活性化協議会、また長崎県離島基幹航路運賃対策協議会をはじめ、あらゆる機会を利用し、国・県または国会議員に対し、運賃低廉化

に向け、要望・協議を重ねてまいりました。この中で、長崎県離島基幹航路運賃対策協議会が、11月26日開催され、九州商船の長崎・五島航路について、新型フェリーの就航に伴い、平成23年4月1日から約10年間、運賃を2割値下げすることが報告されました。

また、九州郵船のフェリー建造についても補助の決定がなされ、平成24年4月就航予定となっております。また、九州郵船からは、本事業に伴う運賃値下げについて、ジェットフォイル20%、フェリー10%の方針が示されました。これについては、ただいま申し上げましたとおり、九州商船が、ジェットフォイル・フェリーとも20%という値下げ幅であるのに対し、九州郵船が、フェリー10%という値下げ幅でありましたので、この点について、今後、壱岐市航路対策協議会などを通して、九州郵船とも十分協議を行ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、離島航路運賃低廉化に向け、今後も全力で取り組んでまいります。

次に、壱岐交通株式会社について、現在、経営の合理化を図りながら、市民皆様の貴重な足として、路線バスの運行がなされております。しかし、マイカー利用者の増大に伴い、依然、厳しい経営状況にあると認識をしております。こうしたことから、壱岐交通株式会社では、さらなる経営の合理化を進めるため、借用物件である郷ノ浦町本町停留所を、本年12月末をもって廃止するとの方針が出されております。なお、バスの停車については、従来どおり行うとのことであり、ます。

また、一支国博物館行きの臨時バスについては、これまで、ジェットフォイル、フェリーが着く港から一支国博物館までの各1便の臨時便を運行しては、バスの乗車実績が1日当たり平均1.4人の乗車と極めて少なく、今後の継続は厳しいとの判断から、11月末をもって運休することとされました。これについては、現在の一支国博物館行きの路線バスの調整により対処することとされております。

次に、壱岐物産品の販路拡大について申し上げます。

農水産物・特産品の販路拡大策として、物産展開催の支援を行っておりますが、10月16日、17日に、かねてより交流がある兵庫県朝来市の但馬食文化まつりへ、壱岐の物産が出展されました。11月20日には、朝来市より22名が来島され、あしべ商工・産業まつりでの物産展参加や踊りなどが披露され、人的・物的に交流が、今後も盛んになるものと期待しております。

また、東京都や関西での物産の出展につきましては、東京都庁におきまして、市単独により12月8日から14日までの7日間、関西につきましては、大阪府枚方市「京阪百貨店くずはモール店」におきまして、来年1月27日から2月2日までの7日間、対馬、五島との三島による物産観光展の開催に向け進めており、産品の販路拡大と観光の相乗効果を目指しております。

次に、雇用対策について申し上げます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業とふるさと雇用再生特別基金事業の実施状況については、

緊急雇用創出事業で5事業、ふるさと雇用事業で3事業を実施し、9月以降13名を新規雇用し、これまでに68名の新規雇用を創出しております。さらに、新規雇用の確保を図るため、今回新たにながさき食のコンシェルジュ事業、これは共同する事業、集める事業という意味のようでございますけれども、コンシェルジュ事業を実施することとし、これらの関連予算を本定例会に提出しております。

11月30日に厚生労働省長崎労働局職業安定部から、本年10月期の職業安定業務月報が発表され、本市の有効求人倍率は0.60倍で、諫早市に次いで県内2番目に高い状況となっております。7月期から9月期にかけては、県内で最も高い状況であり、長期にわたり高い水準を維持しております。これは、緊急雇用創出事業をはじめ、地域情報通信基盤整備事業関連の求人などが主な要因ということでもあります。今後もこうした雇用支援事業に積極的に取り組み、新たな雇用の創出に努めてまいります。

次に、市民・市税等の収入状況について申し上げます。

現年度分市税の収入状況は、10月末現在で62.36%であり、前年同時期と比較いたしまして0.31ポイントの減であります。

一方、滞納繰越分につきましては、滞納処分の強化により差し押さえ等も随時行い、同じく前年同時期と比較いたしまして2.33ポイント上回っております。

引き続き「長崎県地方税回収機構」により、県と市の税務職員の協働による連携強化を図りながら、搜索・差し押さえ等の滞納処分を行い、滞納額の縮減に努めており、中間期における搜索件数は10件、差し押さえ件数は9件であります。12月5日、日曜日に、地元での「第3回壱岐市動産公売会」を実施するよう計画をしております。

また、「インターネット公売」の取り組みを6月、8月、11月に実施いたしました。出品総数103品目のうち、落札数82品目で、25万9,520円を税に充当したところであります。

さて、税務課では、今後の税務行政の円滑な運営を図るための一環といたしまして「平成22年度版税務概要」を作成し、各関係機関へ配布させていただきました。今後とも、公平・公正な税政の実現に向け、より一層努力をいたす所存でありますので、御指導、御助言賜りますようお願い申し上げます。

次に、第一次産業の振興について申し上げます。

まず、農業振興についてでございますが、本年度の水稻作況指数は、長崎県全体で94%でしたが、壱岐は102%とほぼ平年並みとの発表がされました。早期米のコシヒカリは、5月から7月の日照不足が影響し、出荷成績が、1等59.5%、2等40%でした。普通期米のヒノヒカリは、1等26.2%、2等69.9%でしたが、本年度から作付が推進された「にこまる」は、ヒノヒカリと比較して、収量で10アール当たり30キログラム上回り、品質でも1等98.3%、

2等1.7%の好成績で、収量・品質ともに今後に期待の持てる結果が出ております。

葉たばこにつきましては、植えつけ後の低温及び収穫期における天候不順等が影響し、目標収量10アール当たり250キログラムを69キログラムも下回る181キログラムとなりました。本年度から、熊本県合志市のJT九州リーフセンターでの収納となり、10月18日から22日にかけて販売が行われ、1キログラム当たり代金1,984円、10アール当たり代金35万8,067円と、質・量とも、昨年を大きく下回り、農家の不安がかくせない結果となりました。そのための救済措置として、災害貸付資金に対する利子補給について検討を進めてまいります。

去る10月27日、雲仙市で開催された「ながさき牛づくり振興大会」において、壱岐牛はすばらしい成績を収めました。総合では惜しくも僅少差で第2位となりましたが、第1区に出品の櫻尾光様の「なつみ号」、第2区に出品の吉野政春様の「はなこ号」が優等賞第一席を獲得するなど、壱岐牛の優れた特性を發揮し、壱岐牛の名声を高めていただきました。

また、肉牛の部においても、野元勝博様の出品牛が最高賞の優等賞第一席に、壱岐市農協肥育センターの出品牛が一等賞二席を獲得するなど、肉牛の部でも壱岐牛の資質と高い肥育技術が評価されました。この成績により、子牛市場への波及効果が大いに期待されるところであります。出品者皆様には深甚なる敬意を表しますとともに、長期間にわたる飼育管理に対する御労苦におねぎらいを申し上げます。

いよいよ、全国和牛能力共進会・長崎県大会が2年後に迫りました。本番に向け、畜産農家、関係機関の皆様には、日本一を目指し、さらなる御精進を賜りたいと存じます。

肉用牛経営における子牛の販売価格は、一昨年から下降気味で推移しておりますが、昨日までの2日間開催されました12月市では、平均価格42万1,828円と、40万円台を回復し、前年比105.54%の成績でありました。長引く景気低迷や資材等の高騰が心配されますが、今後もコストを重視した経営に努めていただきたいと願っております。

さて、本年8月ごろから、初山地区、志原地区、武生水地区、池田仲上地区でイノシシ被害の情報提供がりましたが、いまだに生息場所を特定するには至っておりません。被害の多い本土では、農林業の被害だけでなく、日常生活を脅かす社会問題にもなっております。イノシシ被害を防止するには、生息数の少ないうちに、効果的な対策を講じることが重要であることから、本定例会に所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、水産振興について申し上げます。

水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。本年4月から9月における壱岐市全体での漁獲状況は、漁獲量が1,902トンで昨年度より10トン、1%の減、漁獲高が17億1,800万円で昨年度より7,100万円、4%の減となっております。

このような水産業の低迷は、本市の基幹産業の一翼を担う面からも、大変憂慮する状況であり、

今後関係機関と連携を図りながら、水産業の振興に努めてまいります。

「沓岐栽培センター」については、初年度の生産状況が、アワビ24万9,850個、アカウニ25万2,000個、カサゴ17万8,000個の生産数であり、アカウニ、カサゴにつきましては計画数量を確保したものの、アワビについては五、六月の海水温の異常な上昇の影響と思われる斃死が多発し、計画数量を大きく下回る結果となっております。

また、かねてから懸案事項でありました事業者の高齢化等によるFRPの漁船等の廃船が各港に散在し、本来の港の機能を損なう恐れもあり、また、近い将来FRP船の大量更新時期も訪れることが予想され、これらの対策を検討するため、市内の港の調査を実施いたしました。その結果、市内各港において、8月末現在72隻の廃船を確認したところであります。

これらを適正な処理のもと、有効な資源として活用できないかと考えておりましたが、このたび水産庁が沓岐市と五島市において、FRP船を漁礁化するために、平成23年度から3年間にわたり実証実験を行うための検討会がスタートいたしました。

これらの結果次第では、近い将来FRP船の漁礁としての原料化により、廃船処理費の軽減に伴う廃船の減少化が図られるものと期待いたしております。

次に、環境保全について申し上げます。

まず、一般廃棄物処理施設整備についてでございますが、一般廃棄物処理施設整備事業の実施状況は、汚泥再生処理センター建設工事については、建築確認申請の許可が9月22日に下りましたので、施設本体の工事に着手しております。現在、地下水槽設置のための床掘りを終えたところであり、今後、水槽の設置にかかる予定でございます。

最終処分場建設工事につきましては、今月中に埋立貯留槽のコンクリート部分が完成する予定であり、本年度末の完成に向け進めております。

焼却場・リサイクルセンターについては、現在、実施設計の協議を重ねており、11月12日に建築確認申請等の許可が下りましたので、本体工事に着手しております。汚泥再生処理センター及びごみ処理施設の2施設いずれも、平成23年度末完成に向け、順調に進んでおります。

次に、教育関係について申し上げます。

まず、中学校規模適正化についてでございますが、沓岐市中学校規模適正化〔統廃合〕計画の推進につきましては、各町ごとの準備委員会及び各専門部会を計画的に開催し、具体的な準備作業を予定どおり進めることができ、新しい学校の仕組みがほぼ整いつつあります。10月末には、これまでの進捗状況や決定した内容、今後の予定等記載したリーフレットを全戸に配布し、市民皆様にお知らせしました。また、3学期には、新中学校区における中学校説明会を予定しております。

今後、残りの準備内容等の進捗を計画的に図り、沓岐市の中学生が平成23年4月から、新

しい中学校に安心して意欲や希望を持って通うことができるよう取り組んでまいります。

次に、文化財関係についてでございます。

現在、壱岐市総合計画に掲げる「歴史的文化遺産の保護と活用」の中の主要事業のうち、「巨石古墳群の整備」に関連した、周遊拠点施設の整備を「日本宝くじ協会助成事業」を受け実施しております。

整備の内容は、既存の「風土記の丘・民俗工藝文化館」を新たに「風土記の丘・古墳館」として改修し、機能を充実するとともに、国史跡の指定を受けた壱岐古墳群（双六古墳・鬼の窟古墳・対馬塚古墳・掛木古墳・笹塚古墳・兵瀬古墳）を含む周辺古墳群の情報発信基地として、市民の皆様、また壱岐を訪れる観光客の皆様に対し「憩いの場・交流の場」として活用することを目的としております。

なお、本施設は来年2月12日の国史跡指定2周年にあわせリニューアルオープンとなります。

また、国特別史跡「原の辻遺跡」の復元整備事業につきましては、今年度をもって、第1次の整備計画が終了いたします。現在、平成23年度からの全面公開に向けた、復元公園・ガイダンス施設管理運営マニュアルを策定中であります。

次に、医療について申し上げます。

壱岐私立病院改革についてでございますが、壱岐市民病院については、昨年の病院改革委員会の答申を受け、この1年間、九州大学病院へ頻繁に出向き、理事長候補者の御紹介をお願いしてまいりましたが、現在まで理事長候補者の御推薦をいただいております。壱岐市民病院は、現在、九州大学医局の絶大なる御支援により運営を行っておりますが、これほどまでに厳しいものであるかと痛切に感じております。今後あらゆる方向を検討しながら、引き続き努力いたす所存であります。

また、かたばる病院については、壱岐医師会に医療療養病床として残すべきか福祉施設に転換すべきか御検討をお願いし、去る11月8日に、壱岐医師会から御報告を受けたところであります。

その内容は、「かたばる病院は医療療養病床として残すべきだが、壱岐医師会で経営を引き受けることはできない」その理由といたしまして、「医師、看護師を含め、医療スタッフの確保が困難である。また、療養病床の今後について、いまだ国の指針が明確に示されておらず、先が見えにくい状況にある。しかしながら、現状のかたばる病院の経営状況を考えると、市として継続することは困難と思われ、福祉施設への転換等については行政側で判断願いたい」との御意見をいただいたところであります。

壱岐医師会の御意見を受けまして、医師確保と経営面を考慮しながら、医療療養病床をどのようにして残すか、早急に方向性を出したいと考えております。

次に、壱岐市民病院についてでございますが、平成22年4月から10月までの診療活動の実績につきましては、1日平均の入院患者数は134.3人で、昨年度と比較してプラス0.4人、わずかな増加となっております。その内訳は、一般病床分が2.2人増の95.8人、精神病床分が1.8人減の38.5人となっております。

一方1日平均の外来患者数は361.5人で、昨年度同期と比較いたしましてプラス2.4人となっております。入院、外来とも1日平均では、ほぼ昨年と同じ状況で推移をいたしております。

また、現在、市民病院の診療体制は、常勤医師13名の体制でございます。そのうち8名については、九州大学の医局人事によって派遣をいただいておりますが、10月上旬に、来年4月以降の医師派遣について、九州大学の精神科医局と心療内科医局から、派遣が困難であり、市民病院独自で常勤医師を確保してもらいたいとの要請を受けております。

両医局とも、国による医療研修制度の変更（平成16年4月）からの医療研修制度の変更でございますけれども、その影響を受けて医師が集まらず、これまで関連病院へ派遣してきた体制を縮小せざるを得ない状況に陥っており、今回壱岐市民病院への医師派遣中止を余儀なくされているところでございます。

壱岐市民病院にとりまして、これ以上の常勤医師の減少は、これまでどうにか維持してきた市民病院の医療水準の低下を招くことは必至であり、精神科医師及び内科医師の確保に向けて、現在努力をしているところでございます。

次に、かたばる病院について申し上げます。

平成22年4月から10月までの診療実績といたしまして、1日平均入院患者数は47.4人で、ほぼ満床状態であります。1日平均患者数は42人、これは健診患者を含んでおりますけれども、計画に対して17.5人の増となっております。

診療体制につきましては、1名の常勤医師と非常勤医師の体制で運営しております。依然、常勤医師の確保ができず、非常勤医師を民間派遣会社から確保しながらの厳しい運営となっております。

次に、消防・救急について申し上げます。

本年1月から11月30日までの災害発生状況は、火災発生件数29件、救急出場件数1,402件となっております。昨年同期と比較しますと、火災が7件の減、救急が102件の増となっております。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出いたしております補正予算の概要といたしましては、一般会計補正総額2億6,245万5,000円、各特別会計の補正総額2,081万2,000円となり、本定例会に提出いたしました補正額の合計は、2億8,326万7,000円となります。なお、現計予算と合

算した本年度の一般会計予算は241億7,002万8,000円、特別会計につきましては98億6,241万9,000円となります。

また、あわせて企業会計についても、所要の補正予算を提案しております。

本日提出いたしました案件の概要は、承認1件、報告1件、条例の制定・改正に係る案件11件、予算案件8件、その他3件でございます。案件の詳細につきましては、担当理事、課長から説明をさせていただきますが、何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降市政の重要事項につきまして申し述べましたが、山積する行政課題に対応しながら、行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、あすに希望の持てるまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これで行政報告を終わります。

日程第5・承認第9号～日程第28・議案第117号

議長（牧永 護君） 次に、日程第5、承認第9号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第28、議案第117号平成22年度吉崎市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで24件を議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日、上程の議案につきましては、各担当理事及び課長にさせますのでよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） 承認第9号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。本日の提出でございます。

それでは、次のページをお開きをお願いいたします。平成22年10月18日付、専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件の概要でございますけれども、本年4月5日午後8時ごろ、芦辺町諸吉大石触、壱岐市ふれあい広場グラウンドにおいて、市民某がソフトボール練習中にバットで打ったボールが、道路沿いに設置をしている高さ10メートルの防球ネットを超えまして、隣接道路を芦辺大橋方面から走行してまいりました普通乗用車の屋根に当たったことで、当該車両の屋根の一部に損害を与えたものでございます。損害賠償の相手方は、芦辺町在住の方で、損害賠償額は18万6,171円でございます。損害部分の修繕料でございます。これは、全額、壱岐市が加入をいたしております全国市町村会相互賠償補償保険の保険料で対処いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 報告第6号、平成21年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の報告でございます。

平成22年11月22日に定期株主総会が開催されております。

2ページから3ページが事業報告でございます。

2ページをお開きください。主な故障のところを御報告いたしたいと思っております。

平成21年11月1日に、2号機で回転コイルの焼損事故が発生し、ブレードの損傷もありました。

平成21年12月28日に、1号機でブレードピッチ、ブレーキ異常等が発生。年末年始に重なり、1月8日の再開となりました。

また、本年9月23日に、ヨー減速機の故障が発生しております。

こういう状況の中で、21年度の稼働率といたしましては、66.5%となっております。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産が356万5,281円、固定資産が7,550万7,320円、繰延資産が1,483万8,710円、資産の部の合計が9,391万1,311円でございます。負債の部でございますが、流動負債2,611万6,479円、固定負債5,053万4,000円、負債の部の合計が7,665万4,799円、純資産の部でございますが、株主資本といたしまして1,726万832円、純資産の部の合計が同額でございます。負債及び純資産の部の合計が9,391万1,311円となっております。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

損益計算書でございます。純売上高が2,325万7,943円、売上原価といたしまして

1,596万5,155円、売上総利益といたしまして729万2,788円でございます。販売費及び一般管理費でございますが399万5,070円、営業利益といたしまして329万7,718円となっております。営業外収益が50万3,016円、営業外費用が165万8,862円、経常利益が214万1,872円となっております。特別利益といたしまして、受取保険金として729万6,085円、特別損失といたしまして、事故修繕費597万8,000円、当期純利益といたしまして243万2,857円となっております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思ひます。

製造原価報告書でございます。これは、御一読いただきたいと思ひます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思ひます。

株主資本等変動計算書でございますが、前期末残高が、純資産の部で1,482万7,975円、当期純損益金が243万2,857円ということで、当期末残高は1,726万832円となっております。

今後の見通しでございますが、順調に売電が進むということが前提でございますけれども、十八銀行の借り入れが839万1,000円残っており、これが平成23年度で償還が完了する予定でございます。また、日本政策金融公庫の借り入れが4,214万円ほど残っており、これが平成27年度で償還が完了する予定でございます。

こういう状況の中で、平成22年度は点検整備の強化、事故等の対応のさらなる迅速化を図り、経営に努めてまいりたいと思っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔 壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇 〕

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔 総務課長（堤 賢治君） 登壇 〕

総務課長（堤 賢治君） 議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成23年4月1日から、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、社団法人長崎県水道協会が、平成22年12月31日をもって解散することに伴ひまして、長崎県市町村総合事務組合に対しまして、同協会の財産について有効活用を図るため寄附の申し出がございましたので、長崎県市町村総合事務組合では、この寄附の申し出を受けることにいたしました。ちなみに、財産目録でございますけれども、土地、建物、附属設備などが3億6,621万3,524円と、基金1億5,000万円の合計5億1,621万

3,524円でございます。

そのようなことから、長崎県市町村総合事務組合において、平成23年4月1日から、新たな会館、すなわちこれまでの水道会館の管理に関する事務の共同処理を行うなど、組合規約の変更手続を行うものでございます。

次のページでございますが、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

資料1で、改正条例新旧対照表の1ページでございますけれども、左が現行、右が改正案でございます。下線の箇所を改正しようとするものでございます。

第3条でございますが、今までの長崎県市町村会館に加えまして、寄附を受けました新たな施設を馬町別館として位置づけをいたしまして、維持管理していこうとするものでございます。

次に、別表第2、組合の共同処理する事務と団体でございますが、現行はご覧のとおり、組合市町村のうち、どこどこを除くその他の組合市町村とありますのを、わかりづらいとの指摘もございまして、これからは共同処理する事務ごとに、共同処理する団体名を別記するというように、表記方法の変更を行うというものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。なお、別表第2中、3条以降に関する事務というようなことなど、ずっと書いてありますが、3条1号は退職手当、2号から8号につきましては傷病保障、9号につきましては非常勤職員、10号は公立学校医等の公務災害、11号は交通災害共済、12号は、ただいま申し上げました市町村会館運営、13号は研修、7業務でございます。

次に、議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正についてでございます。

それでは、壱岐市行政組織条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や、多様な市民ニーズに柔軟に対応できる効率的な組織体制を構築するため、市長事務部局の組織及び分掌事務の見直しを行うものでございます。

説明しますと、現行の課制から部制への変更が主でございます。平成21年4月の機構改革で、現場重視と意思決定の迅速化を図るために部制を廃止いたしまして、必要に応じて担当理事を配置してまいりました。これまで、理事制の運用の過程におきまして、責任の所在が明確でない、あるいは職務上の権限が分散して、組織の指揮命令が円滑に機能しないというような御指摘もあったわけでございます。

そのようなことから、統括課長級といたしておりました理事職の位置づけのわかりにくさを解消し、権限を部長に持たして、組織の透明性、すなわちわかりやすさの確保と責任の所在を明確にしようというものでございます。

次のページをお開き願います。

吉崎市行政組織条例の全部を改正しようとするものでございます。第1条は内部組織の設置でございます。ご覧のように、部制を採用しようというものでございまして、新行政推進室、総務部、企画振興部、市民部、保健環境部、産業経済部、建設部、病院部、このように1室と7部の内部組織を置こうとするものでございます。

現在の吉崎市行政組織規則第2条で、内部組織を7つの部門などということで分けておりまして、この枠を不とするとともに、一番目に申し上げました新行政推進室を新たに設置しようとするものでございます。

第2条は、事務分掌でございます。新行政推進室でございますが、国による地域分権改革に向けた行政体制の整備を図ること。それから地域主権に向けた職員力をみがく、あるいは意識改革のための職員教育などを分掌させようとするものでございます。地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができるように、また、活力に満ちた地域社会をつくっていくための体制整備を、今のうちから行っていこうというものでございます。以下、今まで部門で区分しておりましたのを、部単位に分掌しようとするものでございます。

第3条では、組織に関し必要な事項は規則に委任するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第98号でございます。議案第98号吉崎市職員の育児休業等に関する条例及び吉崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。吉崎市職員の育児休業等に関する条例及び吉崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第1条では、吉崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条では、吉崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

資料といたしまして、議案関係資料をつけておりまして、4ページから15ページでございます。

改正の概要といたしまして、育児休業をすることができる職員の改正、それから2番目に、配偶者の育児休業の新設、3番目に、再度の育児休業等を行うことができる特別な事情などの改正でございます。

以上で、議案第98号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時5分とします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 議案第99号吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子育て支援策として、現物給付化を実施することに伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正の内容でございますが、上から5行目に乳幼児とありますが、6歳未満で、小学校入学前の乳幼児が対象となります。

同じく5行目から6行目の、市長が定める保険医療機関等々は、市内の病院や薬局のことでございます。具体的な内容でございますけれども、医療機関等で受診される場合、今までは3歳未満については、乳幼児の医療費個人負担として2割の一時立てかえがありましたが、今回新たに作成します現物給付用の受給者証を出していただきますと、今後は自己負担医療費の支払いは必要はなくなります。なお、診療時間以外の外来分は従前と一緒に対象外となりますので、1日800円、1カ月上限1,600円の負担が必要となります。

3歳以上、小学校入学前の乳幼児については、1日800円、1カ月上限1,600円の支払いはこれまでと変わりませんけれども、2割の一時立てかえの医療費の支払いの必要はなくなります。

今後のシステムですけれども、各医療機関から国保連合会等を経由いたしまして、市のほうに医療費の請求がくるということになります。県内の未実施の市町村についても、来年7月に現物給付化でスタートという準備を進めていますので、足並みがそろうこととなります。

新旧対照表については、新旧対照表16ページに記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それから、附則といたしまして、条例の施行は平成23年4月1日でございます。

以上で、御説明を終わります。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第100号並びに101号、102号について御説明を申し上げます。

100号では吉崎市猿岩物産館の条例改正、101号では吉岐風民の郷条例の一部改正、並びに102号では出会いの村条例の一部改正について御説明を申し上げます。

これは、提案理由でございますが、指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう所要の改正を行うものでございまして、条例といたしましては、2条を追加するものでございます。管理の代行並びに利用料金の收受等でございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 松尾吉岐島振興推進本部理事。

〔吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 議案第103号吉崎市営印通寺共同店舗条例の一部改正について御説明いたします。

吉崎市営印通寺共同店舗条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう所要の改正を行うものでございます。

次のページと議案関係資料の23ページから24ページのお開きをお願いしたいと思います。

改正の内容でございますけれども、指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう、第2条の管理運営の項を「管理運営及び管理代行等の項」とし、市長は、必要と認められるときは共同店舗を指定管理者に管理を行わせることができることや、指定管理者の行う業務を定めると、その他必要な条項の変更を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 議案第104号吉崎市医学修学資金貸与条例の制定について御説明いたします。

吉崎市医学修学資金貸与条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、医師の確保及び良質な医療の提供を図るため、大学において医学を修学する者で、将来において市長が指定する医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

現在、医師の確保を図るため、医学生で吉崎市立病院に勤務しようとする者に対し、奨学資金を貸与する事項について、吉崎市医学生奨学資金貸与条例及び施行規則において定めておりますが、奨学金の貸与限度額、医師の資格取得後の市職員として勤務する日及び勤務義務年数等に不都合があり、今回既存の条例を廃止して、新たに吉崎市医学修学資金貸与条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条は目的、第2条は定義、第3条は修学資金の貸与について定めております。

第4条で、修学資金の貸与額等で、修学資金の貸与額は月額20万円とし、修学資金は無利子としております。

第5条は連帯保証人で、2人の連帯保証人を立てなければならないと定めております。

第6条は、貸与の取り消し及び停止で、医学修学生が次の第1号から第7号に該当するときは、修学資金の貸与を取り消すこととしております。第2項は、医学修学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、その期間貸与を行わないとしております。

次のページをお開き願います。

第7条で、返還債務の当然免除でございます。医学修学生が、次の各号に該当するときは、修学資金の返還を免除するとしております。第1号で、医師の免許を取得し、医師法に基づく臨床研修を終了した後、直ちに市長が指定する医療機関等の医師となり、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間在職したとき。それから、括弧で、修学資金の貸与を受けた期間が、医学の専門教育課程、これは医師の場合6年でございますので、3年次以降が専門の教育科目過程になっておりますので、この期間にあっては1.5倍というふうにしております。

第2号で、前号に規定する勤務期間中に公務により死亡、または公務に起因することによりまして、医師の業務を継続することができなくなったときは免除するとしております。

それから、第8条は返還及び遅延利息でございます。医学修学生が、次の第1号から第3号に該当するときは、3カ月以内に修学資金を一括返還しなければならないと定めております。第2項でございますが、これは遅延利息について定めております。

第9条は、返還債務の裁量免除で、これは公務該当の死亡による裁量免除について定めております。

次のページをお開き願います。

第10条は返還の猶予、第11条は委任について定めております。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成23年4月1日から施行します。

第2項で、次に掲げる条例、**岐阜市医学生奨学資金貸付基金条例**、**岐阜市医学生奨学資金貸与条例**は廃止をいたします。

第3項は、経過措置でございます。

次のページをお開き願います。

議案第105号でございます。岐阜市医療技術修学資金貸与条例の制定について。岐阜市医療技術修学資金貸与条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、医療技術者の確保を図るため、養成施設において医療技術を修学する者で、将来において市長が指定する医療機関等に、医療技術者として勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与するに当たり必要な事項を定めるものでございます。

現在、助産師、理学療法士等の確保を図るため、将来**岐阜市立病院**に勤務しようとする者に対し、奨学資金を貸与する事項について、**岐阜市助産師養成修学資金貸与条例**及び**施行規則**、**岐阜市理学療法士養成修学資金貸与条例**及び**施行規則**において定めておりますが、現在不足している看護師の確保、また今後必要とする医療技術者の確保を図るため、今回既存の条例を廃止し、新たに**岐阜市医療技術修学資金貸与条例**を制定しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

この条例につきましても、前議案の104号と同内容でございます。異なる部分だけについて説明をさせていただきます。

第4条の、修学資金の貸与額等でございますが、月額10万円としております。

それから、次のページの第7条、返還債務の当然免除でございますが、これについては、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間ということにしております。

次のページをお開き願います。

附則でございますが、施行期日、この条例は平成23年4月1日から施行します。また、次に掲げる条例は廃止をいたします。**岐阜市助産師養成修学資金貸与条例**、**岐阜市理学療法士養成修学資金貸与条例**は廃止をいたします。

第3項は、経過について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 松本消防長。

〔消防本部消防長（松本 力君） 登壇〕

消防本部消防長（松本 力君） 議案第106号**岐阜市消防関係手数料条例の一部改正**につい

て。壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料が変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

資料1の新旧対照表25ページに記載してあります。

なお、壱岐において、特定屋外タンク貯蔵所の対象施設は、壱岐にはございません。

次に、議案第107号壱岐市火災予防条例の一部改正について。壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例。壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正することで、29条の5につきましては、住宅用火災警報器の設置の免除規定でございます。1号から5号までは現在まであったんですけども、それに第6号が追加されております。この6号といいますのは、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、また、当該技術上の基準の令により設置したときということで、そういうのが設置されている場合の複合用途については、住宅用火災警報器を設置しないことができるという条文の追加でございます。

以上です。

〔消防本部消防長（松本 力君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

〔政策企画課長（山川 修君） 登壇〕

政策企画課長（山川 修君） 議案第108号を御説明申し上げます。

過疎地域自立促進計画の策定について。過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございます。平成22年度から平成27年度の過疎対策事業債の借入を行うため、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回、過疎自立促進特別措置法、通常、過疎法と申しますけれども、一部改正により、平成21年度までとされていた期限が6年間延長され、平成28年3月31日までとなっております。平成21年度まで定めておりました壱岐市の過疎計画につきましても、今回延長されました期間分を新たに定めるため、今回提案するものでございます。

過疎法では、過疎計画の定めは任意となっておりますが、過疎法で定めず過疎債の借入をするためには、過疎計画の策定が必至でありますので、有利な地方債であります過疎債を活用するためにも、過疎計画を策定するものでございます。

また、この過疎債は合併特例債と同じく、償還額の7割が交付税に算入されることとなります。過疎計画の中に事業名を記載しておりますが、この事業の一部に過疎債を充当することとなります。また、後年度計画書に記載していない新規事業に過疎債を活用するということになれば、計画書の変更議決を要することとなります。

それでは、過疎自立促進計画の内容について御説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

12ページの上段に、地域の自立促進の基本方針ということをやうたっております。中段から、過疎地域自立促進計画は、壱岐市総合計画の下位計画として位置づけ、壱岐市総合計画に示された壱岐市の目指すべき指針に沿った各種施策を推進するものとするということになっております。下段部分につきましては、総合計画の抜粋でございますので、割愛をさせていただきます。

16ページをお開きください。

過疎振興の根本であります産業の振興でございます。現状と問題点が、農業、水産業、次ページの商工業、企業誘致、また次のページの観光レクリエーションというふうに、問題点が計上されております。

(2)のその対策でございます、18ページでございますが、農業から水産業、商工業、観光レクリエーションとして、その対策がうたわれております。

21ページをお開きください。

21ページから各種個別の事業を計上しております。

22ページの中段から(9)過疎地域自立促進特別事業というのがございます。今回から新たにソフト事業が、この過疎計画の中に入ってきております。それが23ページまで続きます。

24ページでございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。現状と問題点が、道路、公共交通、それから次のページの情報通信ネットワーク、地域間交流についてうたわれております。その対策としましては、25ページから26ページへ具体的にうたっております。

個別事業としましては、27ページから計上しております。

28ページの中段(10)からソフト事業を掲示をしております。29ページまで、それが続きます。

30ページでございます。生活環境の整備、現況と問題点が、水道、下水道、廃棄物処理、それから次のページの消防、それから次のページの住宅、その他というふうにようたっております。

その対策としまして、32ページの中段から33ページまでうたっております。

個別事業につきましては、34ページ、35ページに計上しております。

36ページの高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、まず問題点でございます。次のページに、その対策として具体的にうたい込んでおります。

40ページでございます。各種個別の事業計画をうたっております。この事業では、ソフト事業が非常に多うございます。

42ページでございます。医療の確保でございます。問題点をそのようにうたっております。

(2)でその対策として、43ページにうたっております。

44ページから個別の事業でございます。ソフト事業が、今2箇所、医師の確保事業ということであっております。

45ページでございます。教育の振興でございます。教育の振興の問題点を45ページに。

46ページには、その対策をうたい込んでおります。学校教育、社会教育、それから次のページの社会体育でございます。

48ページには、その個別事業がうたい込まれております。主に、耐震等々に関するものでございます。それから、48ページの下段のほうに、ソフト事業でございます事業がうたい込まれております。

それから、49ページでございます。地域文化の振興等でございます。49ページに、その対策等がうたい込まれております。

51ページに、その個別の事業が計上されております。

52ページでございますけれども、集落の整備でございます。現況と問題点、その対策として、次のページに個別の事業が計上されております。

以上でございます。御審議を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

〔政策企画課長(山川 修君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事(牧山 清明君) 登壇〕

産業経済担当理事(牧山 清明君) 議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について。八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)、契約の方法、随意契約、変更後契約金額4億3,060万2,900円、現契約から1,627万2,900円の増額となります。契約の相手方、壱岐市芦辺町諸吉本村触2178の10、松石建設株式会社壱岐支店支店長石井伸明。

提案理由、八幡浦地区特定漁港整備工事に係る外防波堤の基礎工サンドコンパクションパイル15本と、堤体工方塊10個を追加施行するためのものがございます。なお、図面を次ページにつけております。あともってご覧をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 議案第110号平成22年度吉崎市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成22年度吉崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,245万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億7,002万8,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから4ページのとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

「第2表地方債補正」。1、変更で、辺地対策事業債、補正前限度額2億5,960万円を補正後の限度額2億3,770万円に、2,190万円を減額し、過疎対策事業債、合併特例事業債でそれぞれ限度額を変更補正をいたしております。なお、起債の方法、利率償還の方法は、第2表地方債の補正の記載のとおり変更はございません。

歳入歳出予算事項別明細書、10ページ、11ページをお開き願います。

2、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税、1項地方交付税、本補正予算の一般財源不足額を普通交付税で、補正予算の財源として追加補正をいたしております。

13款使用料及び手数料、1項使用料、行政財産使用料は、原の辻ガイダンス施設地域振興部分で、月額5万円の12カ月、60万円の補正であります。当初予算等に未計上でありました。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金、自立支援給

付費負担金 175万円は、障害者自立支援事業、障害者福祉サービスの国費の追加補正で、補助率は事業費の2分の1であります。また、県負担金も同事業で、事業費の4分の1を追加補正をいたしております。

2節児童福祉費負担金、児童扶養手当給付費負担金166万8,000円は、父子家庭への児童扶養手当拡充により増額補正をし、補助率は3分の1であります。子ども手当負担金減額は、当初予算で全対象者分を予算計上いたしておりましたので、公務員に係る分について減額補正をいたしております。同様に、県負担金も減額補正をいたしております。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、次世代育成支援対策交付金は、補助メニューの変更により県費補助金を減額し、国費補助金を増額補正をいたしております。

次に、地域介護、福祉空間整備等交付金3,181万8,000円は、在宅サービスの充実、特に安心して暮らせる社会を築くため、次期介護保険事業計画に盛り込まれるであろう24時間地域巡回サービスに向けて、その基盤となる夜間対応型訪問介護提供予定事業者を公募し、応募があり、竜崎市整備計画書を国に提出、内示があり、補正をいたしております。事業内容は、事業所開設費用並びに人件費等で、国の交付金が3,000万円であります。また、市内に1カ所あるグループホームのスプリンクラー設置整備費に181万8,000円も同様に国の交付金事業で内示を受けておりますので、補正をいたしております。

6目教育費、国庫補助金は、学校給食センター整備事業に係る交付金で、債務負担による2カ年の事業で、本年度の交付額を補正をいたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、一時保育促進事業費補助金及び地域子育て支援事業費補助金減額は、先ほどの14款の国庫支出金、次世代育成支援対策交付金との補助事業メニュー変更により、組み替えで減額補正であります。

4目農林水産業費県補助金、中山間地域等直接支払制度事業費補助金は、第3期5カ年事業実施地区確定により追加補正をいたしております。

6目教育費県補助金、まちづくり支援総合支援補助金は、文化財補修等に係る事業の補助金であります。3項県委託金は、それぞれの統計調査費委託金の交付決定により減額補正をいたしております。

17款寄附金、1項寄附金一般寄附金100万円は、九州郵船株式会社様より、創立90周年を迎え、無事周年記念日を迎えられたとのことで、竜崎市における社会福祉向上に活用いただきたいとのことで、寄附採納願いが出されましたので、御芳志をありがたくちょうだいいたしましたので、予算計上をいたしております。

18款繰入金、2項基金繰入金、教育振興基金繰入金は渡良中学校分で、教育振興基金の全額

を取り崩し、印刷製本費等の財源に充てております。

次に、14、15ページ。20款諸収入、4項雑入、国際交流支援事業補助金は、中国上海万博に、梅屋庄吉・トク友好交流事業並びに韓国機張郡への交流事業に対する長崎県市町村振興協議会からの補助金であります。市有建物補償金は、県道湯本勝本線道路改良工事に伴う、勝本本宮の旧消防格納庫の補償金、市有建物災害共済金は、落雷被害等による災害共済金で、各種団体等精算返納金は、壱岐出会いの村振興会21年度精算による返納金であります。電気使用料は、壱岐市ケーブルテレビ施設の設置工事に対する工事業者から電気使用料負担金であり、補正をいたしております。

21款市債、1項市債、1目辺地対策事業債は、市道鮎川若松線、市道上町元居線事業費の減額、市道小林2号線への辺地債充当並びに事業費調整によるものであります。2目過疎対策事業債は、まちづくり交付金事業の市道大谷公園線等の事業費増により増額補正であります。

6目合併特例事業債は、新郷ノ浦港線県営事業負担金の増額並びに給食センター事業で、国庫補助金の予算計上により合併特例事業債の減額補正を行っております。

16、17ページをお開き願います。

3、歳出について説明いたします。

まず、歳出補正予算全般について御説明いたします。

人件費関係で、さきの臨時議会で議決をいただきました職員等の給与等改正により、給料、職員手当と共済費の減額補正をいたしております。

それでは、事項別明細書により、使用分について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節の時間外勤務手当の増額は、光ケーブル敷設にあたり、九州電力、NTTの電柱を利用して共架を申請をいたしてはりましたが、予想を大きく超える電柱の強度不足が判明し、結果、約3,200本の電柱を新たに建てかえる必要となり、私有地について、地域に精通した職員に、私有地への建柱の承諾業務時間外勤務手当を増額補正をいたしております。

18、19ページをお開き願います。

5項統計調査費、2目基幹統計調査費は、国勢調査委託金並びに農林業センサス費委託金の交付決定により歳出を減額し、それぞれの事業費調整の補正をいたしております。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節高齢者・障害者住宅改造事業で、申請件数の増加により予算不足で追加補正をいたしております。本事業は、介護保険事業特別会計補正予算とも関係をいたしております。

20節扶助費、障害者自立支援給付事業費で、移動支援費、身体障害者補装具給付費ほか事業

で、見込みより給付が増加し、追加補正をいたしております。

23節は、平成18年度分障害者自立支援給付費等国庫支出金並びに県支出金の精算返納金を補正をいたしております。

次に、22、23ページをお開き願います。

15節工事請負費、施設・設備等改修工事は、勝本ふれあいセンターかざはやの機械室動力変圧器の交換工事であります。

5目介護保険事業、19節地域介護・福祉空間整備等交付金事業は、歳入で説明をいたしました夜間対応型訪問介護事業は、提供事業者、医療法人玄州会に対し、開所費用等として3,000万円の補助金を。そして、開所予定は、23年3月ごろであります。また、市内1カ所にあるグループホームみのりのスプリンクラー設置整備費に181万8,000円も同様に、国の交付金事業の内示を受けて補正をいたしております。本2事業とも、国費のみを補助金交付いたす補正をいたしております。

次に、24、25ページ、2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費、児童扶養手当は法改正により父子家庭への拡充により補正をし、子ども手当減額補正は、公務員に係る分を減額補正をいたしております。

26、27ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、11節医薬材料費153万6,000円は、日本脳炎の乳幼児の接種について、勧奨接種により接種者増加により追加補正をいたしております。

23節の県支出金精算金返納金は、21年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金の精算返還金であります。

次に、28、29ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、有害鳥獣被害防止対策事業でイノシシ捕獲の委託料を補正し、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会に委託することとしております。

5目農地費、30、31ページをお開き願います。

土地改良区経常経費は、郷ノ浦東部土地改良区運営費補助金で、漏水修理費増加により運営費の増額補正であります。中山間地域等直接支払交付金の増額補正は、事業実施地区の確定により増額補正で、112集落が取り組みをされます。

3項水産業費、2目水産振興費、19節水産振興対策事業費は、箱崎漁協の箱崎漁業経営団資産買受等に対する補助金を補正をいたしております。

32、33ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、4目観光費、13節委託料、ながさき食のコンシェルジュ事業委託料は、長崎2011交流拡大プロジェクトの中で、食の長崎を観光資源として、県内8エリアに

においてそれぞれ進められております。吉岐エリアにおいても、吉岐観光協会に、食のコンシェルジュを設置し、食に関する情報発信、食に係るイベントに係る調整業務等を行い、来年度開催される「仮称食フェスタ」に係る観光客の受け入れ態勢の充実を図ります。本事業は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を受けて、来年23年度までの継続事業であります。設計業務委託料は、国民宿舎吉岐島荘改修設計業務で、耐震補強設計及びリニューアル設計業務委託費を補正をいたしております。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費で、修繕料等を追加いたしております。

3目道路橋梁新設改良費で、片原若松線及び宮ノ原久喜線の舗装補修工事に、国費の地域活性化基盤創造交付金事業で事業費2,000万円で、財源として補助率70%の1,400万円の交付金で事業費を追加し、及び市道鮎川若松線の用地費等で事業費の減額をいたしております。

次に、34、35ページ。

3項河川費、1目河川総務費、15節の工事請負費、準用河川町谷川整備事業で、国庫補助金の追加により、事業費で2,100万円を追加し、国庫補助金700万円を財源として追加補正をいたしております。

2目の急傾斜地崩壊対策費で、工事費を減額し、測量設計業務費を追加しております。また、県営事業で、立石川砂防工事負担金を補正をいたしております。

次に、36、37ページをお開き願います。

5項都市計画費、3目土地区画整備費で、まちづくり交付金事業は今年度で最終事業年度で、市道大谷公園線の工事費を追加し、他の路線について事業費をそれぞれ増減を行い、国庫補助金について増額補正をいたしております。

38、39ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、15節は県道湯ノ本勝本線道路改良工事に伴う勝本地区本宮旧格納庫解体工事費であります。

40、41ページをお開き願います。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、14節のOA機器借上料580万円の減額並びに3項中学校費、2目学校教育費、14節のOA機器借上料380万円の減額は、本年度機器リース期限が切れるので、新規機器の導入計画をいたしておりましたが、教科書改訂等により導入時期を次年度以降にすることとし、現機器の再リースをいたし、減額補正をいたしております。

3項中学校費、1目学校管理費で、中学校規模適正化事業で、新中学校の校歌作詞作曲の謝礼金、校旗、校章、校名プレート、そして各種大会ユニホームの作成費用と、新中学校開校に向けて諸費用を2,053万8,000円を補正をいたしております。

42、43ページ。5項社会教育費、6目文化財保護費で、まちづくり支援総合事業補助金を

受けて、老朽化が進み、早急に修理を行う必要がある指定文化財の石田町福祉センターの花雲亭並びに勝本土肥家のお茶屋敷阿房塀の修復旧工事請負費を補正しております。補助率は2分の1であります。また、漁家として指定されてある瀬戸前田家住宅の補修費補助金は、19節で72万6,000円を補正し、補助率は県と市がそれぞれ3分の1となっております。同じく、19節の指定文化財保護管理費23万8,000円は、安国寺仏殿修理費事業費の4分の1、23万8,000円を補正をいたしております。なお、県補助金は事業費の2分の1、直接事業主体の所有者に交付されます。

次に、44、45ページをお開き願います。

7項学校給食費、1目学校給食費、13節システム改修業務委託料は、給食費収納システム改修開発委託業務で、納付書の発行をバーコード方式による収納システムの開発費で、18節の公用車購入費は、勝本給食配送車故障により買いかえの必要となり、購入費を補正をいたしております。

2目学校給食施設整備費で、給食費整備事業国庫補助金がつきましたので補正し、地方債の合併特例債を減額し、財源調整を行っております。

11節公債費、1項公債費で、地方債の繰上償還を追加補正をいたしております。本年度の普通交付税で、財政力の弱い団体に手厚く配分が行われ、段階補正、人口急減補正について見直しされて、段階補正について、過去2,000億円程度の縮減がされていましたが、今回700円程度が復元され、吉岐市の影響額は、段階補正で2億5,500万円、人口急減補正で8,600万円ほどが増となり、普通交付税が増加をいたしており、将来の財政負担の軽減を図るために、繰上償還を追加補正をいたしております。

12款諸支出金、1項公営企業費は、三島航路事業特別会計の職員給の減額に伴う繰出金の減額補正をいたしております。給与費明細書は、47から49ページに。

48ページをお開き願います。

2、一般職で、給与費及び共済費合計で3,637万1,000円を減額の補正をいたしております。

次に、50ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載をしております。なお、資料で補正予算の主要事業及び基金の状況等の記載をいたしております。

以上で、平成22年度吉岐市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第 1 1 1 号平成 2 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の御説明を申し上げます。

平成 2 2 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 2 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 2, 3 9 6 万 2, 0 0 0 円とする。

2 項につきましては、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

2 ページ、3 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正の 2 ページにつきましては歳入でございます。3 ページにつきましては歳出を記載いたしております。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入でございますが、この補正につきましては、一般会計補正予算のときにも説明がございましたが、要介護認定者の住宅改修の申請件数が例年より多く、予算不足が生じ、見込まれるため、1, 2 0 0 万円の増額を予定をいたしております。各款の負担割合に応じて計上をいたしております。国庫負担、支払い基金、県支出金、一般会計繰入金。一般会計繰入金につきましては、成年後見人報酬が 2 件分といたしまして、6 7 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。なお、不足額につきましては、前年度の繰越金で充当させていただいております。

続きまして、1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

歳出でございますが、先ほどの歳入の件で御説明いたしましたが、介護サービス給付費で、住宅改修につきまして 1, 2 0 0 万円、それから 3 款の地域支援事業費の 2 項包括的支援事業任意事業費の後見人報酬 2 件の 6 7 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。人件費につきましては、給与改定に伴うものでございます。

以上で、平成 2 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 議案第 1 1 2 号について御説明を申し上げます。

平成 2 2 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。平成 2 2 年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出それぞれ 1 4 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3, 0 6 4 万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出予算補正の歳入の部を2ページ、歳出を3ページに記載をいたしております。

それでは、事項別明細書で内容を御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入。4款繰入金で、一般会計繰入金から481万5,000円、6款諸収入で、2項雑入では、工事補償金の335万円の減額。これは、市道改良の完成に伴い補償費の精算による減額でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、1項総務管理費では、人件費改定に伴う減額を計上をさせていただいております。

それから、27節公課費では、決算見込みの精査を行いまして、不足を生じるようになりましたので追加補正のお願いをいたしております。

それから、2目施設管理費で152万4,000円の減額は、簡易水道施設改修工事費では、君ヶ浦西地区の配管工事を、それから水道管布設がえ補償工事では、市道本村神里線ほか5路線の水道補償費の改良に伴いまして減額を生じまして、合計で152万4,000円の減額となっております。

2款施設整備費で、1項簡易水道施設整備費では、予算の組み替えをいたしておりまして、委託料の減になったものを工事請負費に増額にいたしております。

12ページ、13ページに給与費明細書を記載をいたしております。

以上で、議案第112号の説明を終わらせていただきます。

議長（牧永 護君） 理事、ちょっと待ってください。まもなく正午になりますが、続けたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

建設担当理事（中原 康壽君） それでは、議案第113号について御説明を申し上げます。

平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成22年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ77万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,364万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

次のページ、2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出予算補正を記

載をいたしております。

それでは、事項別明細書で内容を御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入。5款繰入金で、1項一般会計繰入金から62万6,000円の増額をお願いをいたしております。内容といたしましては、公共下水道の分で74万6,000円の増、漁業集落で12万円の減。

それから、6款繰越金で、前年度繰越金、これは公共下水道分でございますが、14万4,000円の増額。

それから、歳出の部を申し上げます。10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思っております。

1款下水道事業費、1項管理費では、事務費の組み替えをいたしております。

続きまして、1款下水道事業費、2項施設整備費では、人件費改定に伴う減額を行っております。

なお、22節の補償補填及び賠償金で100万円の増額は、亀川雨水池の改修工事に伴いまして、電気通信線の線がどうしても工事に支障を来すということで、移転補償費を計上させていただいております。

2款漁業集落排水整備事業費、2項施設整備費では、人件費の改定に伴う減額を行っております。

次のページ、12ページ、13ページに給与費明細書を記載をいたしております。

以上で、議案第113号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 議案第114号平成22年度苓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成22年度苓崎市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,521万円とする。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。

2ページから3ページは歳入歳出予算補正でございます。

次に、5ページから7ページでございますが、事項別明細書でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入の繰越金については、歳出予算の財源にするため700万5,000円を計上いたしております。

次に、10ページをお開きください。

歳出について御説明をいたします。

1款1項1目の事務費及び、下になります1款3項の給料等でございますけれども、給与改正に伴う減額分でございます。

戻りまして、次に1款1項1目9節の旅費でございますが、特養建設に伴う事業計画等の協議のための長崎までの分の9万5,000円を追加いたしております。

次に、2款1項の積立金でございますが、施設整備基金積立金といたしまして1,000万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） 議案第115号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,155万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページ、7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開きを願います。

歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしておりました一般会計からの繰入金金を63万9,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開きを願います。

歳出予算補正について御説明をいたします。

1 款運航費、1 項運航管理費、1 目一般管理費でございますけれども、給与改定並びに制度改正に伴いまして人件費 6 3 万 9, 0 0 0 円を減額いたしたく存じます。給与費明細書につきましては、1 2 ページに添えております。

以上で、議案第 1 1 5 号につきましての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 議案第 1 1 6 号平成 2 2 年度吉野市病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

第 2 条で、平成 2 2 年度吉野市民病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正をいたします。

第 1 款の吉野市民病院事業費用を 3, 8 8 5 万 7, 0 0 0 円減額いたします。

第 2 款のかたばる病院事業費用につきましては、金額の補正はございませんが、組み替えをさせていただきます。

第 3 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

1、吉野市民病院事業職員給与費を 5, 3 5 2 万 7, 0 0 0 円、2のかたばる病院事業職員給与費を 2 9 1 万 2, 0 0 0 円、それぞれ減額いたします。

次に、4 ページをお開き願います。

市民病院事業の収益的収入及び支出でございます。

1 款の吉野市民病院事業費用、1 目の職員給与費を 5, 3 5 2 万 7, 0 0 0 円減額いたします。減額の理由は、企業会計による減額、それから医師、看護師の未採用分による減額でございます。賃金の増は、看護師不足によります臨時雇い賃金の追加でございます。

3 目経費を 1, 4 6 7 万円追加をいたしております。増額理由は、猛暑による冷房時間の延長による燃料費の増、それから燃料単価のアップによるものでございます。委託料は、看護師の産休者補充のため、幹旋会社により委託したことなどに伴います増でございます。

次に、1 0 ページをお開き願います。

かたばる病院事業会計の収益的収入及び支出の支出でございます。企業費を 2 9 1 万 2, 0 0 0 円減額をいたしております。減額理由は、給与改定による減額、また職員の会計間異動による減額でございます。

3、経費を 2 9 1 万 2, 0 0 0 円増額をいたしております。増額理由は、修繕料として企業会

計システムバージョンアップの費用、かたばる宿舍の修繕料を追加をいたしております。また、委託料として、非常勤ドクターの斡旋料を追加をいたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 議案第 1 1 7 号平成 2 2 年度吉岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。

第 2 条、平成 2 2 年度吉岐市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的支出。第 1 款、水道事業費用で 1 6 万 2 , 0 0 0 円の減額。これは、人件費改定に伴う減額でございます。

第 3 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

職員給与費 1 6 万 2 , 0 0 0 円の減額。本日の提出でございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きをいただきたいと思います。4 ページに会計予算実施計画書補正第 2 号について記載をいたしております。

5 ページに、予算の資金計画を記載をいたしております。

6 ページ、7 ページに給与費明細書でございます。

続きまして、1 0 ページ、1 1 ページに収益的支出ということで、支出の部で人件費の改定に伴う減額を記載をさせていただきます。

以上で、議案第 1 1 7 号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これで、市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第 2 9 . 陳情第 2 号 ~ 日程第 3 1 . 陳情第 4 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 2 9、陳情第 2 号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情から、日程第 3 1、陳情第 4 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情 3 件を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第 2 号から陳情第 4 号の 3 件については、お手元に資料を配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程を終了いたしました。

これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時12分散会

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成22年12月8日 午前10時00分開議

日程第1	承認第9号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略 本会議 承認
日程第2	報告第6号	平成21年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第3	議案第96号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第97号	吉岐市行政組織条例の全部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第98号	吉岐市職員の育児休業等に関する条例及び吉岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第99号	吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第7	議案第100号	吉岐市猿岩物産館条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第8	議案第101号	吉岐風民の郷条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第102号	吉岐出会いの村条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第103号	吉岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第104号	吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第12	議案第105号	吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第13	議案第106号	吉岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第14	議案第107号	吉岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第15	議案第108号	過疎地域自立促進計画の策定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第16	議案第109号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第110号	平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第4号)	質疑、 予算特別委員会付託
日程第18	議案第111号	平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託

日程第19	議案第112号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第113号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第114号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第22	議案第115号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第23	議案第116号	平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	議案第117号	平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	陳情第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	厚生常任委員会付託
日程第26	陳情第3号	T P Pに関する陳情	産業建設常任委員会付託
日程第27	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会付託
日程第28	陳情第5号	くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
6番 町田 正一君	7番 今西 菊乃君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中村出征雄君
12番 鵜瀬 和博君	13番 中田 恭一君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 市山 繁君	19番 小金丸益明君
20番 牧永 護君	

欠席議員(1名)

5番 深見 義輝君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君
副市長兼病院事務局長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
沓岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

深見義輝議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

報告します。

11月22日以降、陳情1件を受理し、その写しをお手元に配付しております。ここで、白川市長より行政報告における発言の訂正の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。12月3日に行いました行政報告の中で、一部修正がございますので、御了承賜りたくお願いするものでございます。

その内容についてでございますけれども、先般お配りいたしました行政報告資料18ページの

10行目でございますが、吉岐市民病院に関する項目でございます。現在市民病院の診療体制は、常勤医師13名の体制です。そのうち8名については、「九州大学の医局人事によって派遣をいただいております」と申し上げましたが、この「九州大学」を「九州の大学」と修正するものでございます。おわびして修正させていただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この8名の内訳でございますけれども、九州大学が3名、久留米大学3名、福岡大学2名でございます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

日程第1・承認第9号

議長（牧永 護君） 日程第1、承認第9号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、これを許します。12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、損害賠償の額が50万円以下であれば、市長の専決によって処分ができるということをご報告されてきておりますけれども、定例会ごとにいつも損害賠償の専決が額はそれほど高くはございませんが、されてるように思われますけれども、この専決処分ができるようになった前と後での件数と、その賠償金額はどのように推移しているのか、お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 12番議員の御質問にお答えをいたします。

市長の専決処分する軽易な事項の指定につきましては、平成21年9月18日に可決をいただいておりますが、この前後の状況を申し上げますと、可決されました後、すなわち専決し、承認をお願いした案件につきましては、平成21年の第4回定例会で1件、1万9,163円、平成22年第1回定例会で2件、1万1,445円、そして本定例会に提出をいたしております1件、18万6,171円でございます。これまで合計4件、21万6,779円でございます。

指定前の案件でございますけれども、すなわち平成21年の9月以前からの分を御報告申し上げますと、平成21年度が3件で4万6,920円、平成20年度が2件で17万7,520円、平成19年度が2件で合計1万円でございます。以下、18年度以降につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） いいですか。鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回も保険の適用ということですけども、ほとんど全部保険の適用なのか、お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 今、御質問、御指摘のように、すべて保険対応でございます。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、承認第9号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第9号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

・

日程第2．報告第6号

議長（牧永 護君） 日程第2、報告第6号平成21年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、報告第6号に対する質疑を終わります。

これで報告を終わります。

・

日程第3．議案第96号～日程第24．議案第117号

議長（牧永 護君） 次に、日程第3、議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてから日程第24、議案第117号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、22件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 96 号の質疑を終わります。

次に、議案第 97 号 吉野市行政組織条例の全部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。12 番、鶴瀬和博議員。

議員（12 番 鶴瀬 和博君） 今回、行政組織条例の全部改正ということで、課制から部制にしたいということですが、その中で特に第 1 条の部分の内部組織の設置の名称についてお尋ねをいたします。

産業経済部の分掌事務を見ますと、大まかに農林水産業に関する部のようなのですが、名称を考えると、より市民にわかりやすくするために農林水産業部としてはどうだろうかというような、その内部的な意見は出なかったのかということと、あと課制から部制になるわけですが、今回の改正によりまして管理職の人数は現行から何人増加するのか。そして、先日の全協の中で、新しい課としてはこども家庭課の設置をされるわけですが、その目的と役割をお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 12 番議員の御質問にお答えをいたします。

産業経済部といたしておりますが、名称についてのお尋ねでございます。産業経済の名称につきましては、議員御承知のように、市の発足時から使用している組織名でございます。市民になれ親しんでいただいておりますということで考えております。

それから、市民が市役所に電話をいたしましても、その目的で農林につないでくれ、あるいは水産につないでくれというようなことで対応をされるということで理解をしておるわけでございます。

それから、今回の機構改革につきましてでございますけれども、農林水産業部というような名称につきましては、職員からは出てなかったということでございます。

それから、この今回の機構改革によりまして管理職員のポストの増ということでの御尋ねでございますけれども、2 つのポスト増ということに考えております。

次に、こども家庭課の設置目的と役割というようなことでございますけれども、こども家庭課の内部組織につきましては、児童家庭班と幼保連携推進室ということを考えておりました。今回のこども家庭課の新設のポイントは、幼保一元化の推進でございます。

政府は、現在の幼稚園と保育所の制度は 10 年程度の経過措置の後に廃止をいたしまして、新たに創設するこども園に一本化する制度原案を明らかにしたと報道されておるわけでございます。

幼稚園と保育所は国の縦割りにによりまして二重の行政の象徴であるということも理解いたしておりました。本市といたしましては、国の制度改正の期限を待たずに幼稚園と保育所の適正規模、

それからサービスの一元化及び一体化を積極的に進めていきたいと考えておりまして、そのためにもこれが準備のための内部組織を設置いたしまして、計画の策定、調整及び準備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の名称については、要は市発足当時の産業経済部として市民の皆さんがなれ親しんでるのでということで、そういう意見も出なかったということですが、たしか発足当時は農林と水産と、そして観光商工課が一緒であったということから、産業経済部というふうになっとなったと思うんですが、前回の21年の4月のときにも、観光商工課が吉岐島振興推進本部に移管されて、本来ならば、そこで農林水産部としてしたほうが市民にわかりやすかったんだろうと思いますけども、その前からの経過があったので、こういう形で指摘はしませんでした。今回もうそろそろ、市の基幹産業でありますし、農林水産部にしたほうがよりわかりやすいと思うんですけども、今後そういった形で機構改革される場合は、その辺も含めて御検討いただければと思います。

そして、今回の改正によりまして、現行から2人ポストが、2つ増ということですが、それはどこなのか、再度お尋ねをいたします。

そして、2番目のこども家庭課の分掌事務として、幼保一元化に向けた幼保連携班っていうのを設置して、国の施策であるこども園の設立に向けて内部で検討されるということですが、幼保連携といえば幼稚園のほうは教育委員会になりますけども、この中に教育委員会の部分が入るのか、それについて教育委員会としては相談があったのか、再度お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 12番議員の御質問にお答えをいたします。

2つのポスト増はどこかというお尋ねでございます。1つは新行政推進室の長でございます。2つ目は、こども家庭課の長、課長でございます。その2つでございます。

それから、こども家庭課の件でございますけれども、これにつきましては国の動向といたしましては、幼保両施設を併存させながらこども園をふやす方針ということでございます。来年の1月にもこども園の設置基準など制度設計を取りまとめて通常国会に出されるというようなことも聞いておりまして、それらに備えてこども家庭課を設置しようとするものでございます。

また、こども家庭課の新設によりまして、幼稚園と保育所の保育スタッフの確保につきましても柔軟に対応できるということで考えております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 教育委員会。須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） この新しい課の新設に伴いまして、教育委員会に相談があったかというところでございますが、こども家庭課の幼保連携室が幼保一元化の大筋をまず立てるという性格であるということを知っております。そういうことで具体的な相談ということはあっておりませんが、まずこの新設の課でアウトラインを立てていくということで理解をいたしておるところでございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） まず最初の管理職は、新行政推進室とこども家庭課の課長ですね。ということですが、病院部についてはたしか病院部長、今は副市長が兼任と思うんですけども、この分についてはふえないということは、今までどおり副市長が兼任するというところで理解していいのか、お尋ねをいたします。

また、こども家庭課については教育委員会に相談はあつたらんということですが、それで大丈夫ですか。今、スタッフについては幼保連携班のほうで流動的に幼稚園と保育所のスタッフについては、ここで人事関係をされるというふうに理解していいんですか。

それから、こども園に向けて設置される分はもう確かに先取りでいいと思いますけども、本当に内部的にそれが推進されるかどうか非常に心配をしております。幼稚園については今、教育部局になりますし、保育所については市長部局になるわけですから、やっぱ今まで以上に連携を密にしてやっていただかないといけないと思いますけども、再度その件についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 12番議員の御質問にお答えをいたします。

2つのポスト増ということで考えておりまして、先ほど病院のこともお尋ねでございますけれども、その人事につきましては別途人事で対応いたしてまいりたいと考えております。

それから、こども家庭課の件についてでございますけれども、こども家庭課につきましては新しい制度改革を待たなくてそれに先んじて壱岐市が取り組んでまいりたいということで、準備のための組織でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今、総務課長のお話では、私、総務部も新たにできるわけですから、今までは総務部がなく副市長がその直轄になるということが、総務部と病院部については人事によって対応していくということは、兼務として考えていいわけですね。このポストがふえるわけですから、今の課長制からしたら。部長になるわけでしょ、どなたか。今、総務課長の答弁では、「人事によって対応していきます」ちゅうことでしたから、兼任として考えていい

わけですね。

そして、幼保の分については、今後さらに密に教育委員会と十分連携をとってやっていただければと思いますので、このあたりについても今後こども園の対応についても注視していきますので、その辺はよろしくをお願いします。

市長、今、課長が答弁されたことで理解していいですね。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） ポストは今申し上げたような機構図にあるようなポストでございます。

人事につきましては、それは兼務をするのか、新しい人材をそこに持っていくのか、それは現段階では申し上げられません。人事は私の専権事項だと思っておるところでございます。

それから、御質問の中に、ですから何人増加するかということですから、正直申し上げまして壱岐島振興推進本部はなくなるわけでございます。そういったこともございまして、そのときどきの実情に応じて、先ほど申されました病院部長にいたしましても兼任するのか、新しく持っていくのか、それについては来年の4月に向けて考えていきたいと思っておるところでございます。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私もちっと2点ほど質問したいとですけど、まず、この1番の新行政推進室の役割について、私は今でもよくわからないんです。この地域主権改革の先取りっって言われましたけど、実はこれ国の方針もはっきりと決まっておりません、どういう形ですか。

それから、職員の意識改革に関することちゅうのありますけど、総務部でも同じように職員に関することっていうのあるんで、僕はこの新行政推進室ちゅうのは例えば市長室とか名前をかえて、市長の例えば特命事項とか、そういうのを集中して例えばPTでやるとか、そういった形の部署だと思ってたんですが、これに見たら、もう地域主権改革と職員の意識改革だったら、地域主権改革もこれ国の方針がまだ全く正直言ってどうなるかわからないという状況です。それで、この新行政推進室のそもそも発足の経過と、この役割を市長にもう一度御答弁いただきたいと思えます。

それから、2番目。実は今全く鵜瀬君と同じ質問なんですけど、こども家庭課ちゅうのはさっきから聞いてたら、堤課長は「幼保一元化の準備のための」って言われましたけども、御存じのように国の方針は幼保一元化に関しては3パターンの指針を出して、これ本当に認定こども園とか幼保一元化の方針が正しいのかどうかというの、今から議論していく状況です。今のまま、幼稚園のまま、保育園のままでいいじゃないかという議論もあるんです、政権の中には。だから、3方針を出してますんでですね。僕はこども家庭課っていうのは別に幼保一元化の認定こども園の設置の準備じゃなくて、要するに子育ての支援のためのこども家庭課であれば、それを総括し

てこども家庭課をつくるっていうんだったら、私はそれも話はわからんこともないわけですが、その幼保一元化の推進というは、これもまだ国の方針がまだ決定しておりません。来年に1月ぐらいに法律が出すとか出されないとか言ってますけども、これもどうなるかわからんですよ。僕は、だから、こども家庭課、子育てに関することを全部統括してそこで責任を持ってそこでやると、子供のことについて、子育てについてのあれがあるんだったら、何か質問が、市民の要望があるんだったら、全部一元化してそこで聞くということで私は構わないと思うんですが、その幼保みたいな形で特化してこれをやるちゅうのは、基本的にまだ国の方針もまだどうなるかわからんような状況の中で、さっきのような幼保一元化の準備のための組織だというんだったら、これはこども家庭課の新設というは基本的に間違ってると思います。市長、済みません、その2点。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） まず、1番目の新行政推進室、これは今町田議員がおっしゃるように、私は特命部長だと思っとるわけです。しかし、今国の方針がいわゆる「地域主権」だと、「1丁目1番地」だということをやったわけでごさいます、それに対するやはり先取りはせないかんということが1つ。

それから、きょうの新聞でも御存じのように、人事院を発展撤回させて、公務員庁をつくるというようなことをごさいます。したがって、そういった今から人事院の勧告はしないで、労使でもって国は賃金を決めていくと、待遇を決めていくというような方向に進んでおります。そういったものを総括して、やはり指示をして対応してもらおう。ですから、その新行政推進室というのが、例えば私も正直申し上げて特命室とかいろいろ考えましたけれども、今の新しい行政が進んでいく、そういった中で新行政推進室というのが一番いいのかなと思って名前をつけたところをごさいます。内容につきましては、町田議員おっしゃる、そういった気持ちをごさいます。

2番目のこども家庭課でごさいますけれども、これについては先ほど総務課長が言いますように、国の縦割り行政の最たるものをごさいます、弊害の最たるものをごさいます、今私もマニフェストの中で幼保一体化ということを申してきましたけれども、いったいどこがそのリーダーシップをとればいいのか、いわゆる縦割りの中で、そういった中でリーダーシップをとってやるのをこども家庭課にしたいと思っておりますし、そのこともありますし、また町田議員おっしゃるように、子育てに関しまして言いますと、例えばこれは島でごさいますけど、保育園児の数と保育士の数がもう同じだというようなところもごさいます、そういった、あるいは僻地保育所をどうするのか、認可保育所をどうするのか、そういったことも含めて、やはり零歳児からの保育とか、そういったものを総合的に考える、いわゆる子育て、そういったもの全般についても、このこども家庭課で対応させたいと思っておりますのでごさいます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 多分市長の思いは新行政推進室は多分市長の特命事項をやるためのプロジェクトちゅうか、PTを立ち上げるためにこういう組織があったがいいんじゃないかと僕も思ってたんですが。

1つは、よく大体どのぐらいの規模、多分室長はこれ部長待遇になると思うんですが、どのぐらいの規模でこれを立ち上げようとしてるのかが、まず一つわからないんですよ。これ所管事項を見たら、総務部と重なるとところもあるし、企画振興部と重なるとところも非常に多いんですよ。だから、その調整はどういうふうに市長は考えられてるのか。僕は、はっきりと市長室とか、それだったら割とわかりやすいんですよ、普通の人聞いてもですね。市長の例えば、僕は市長の出されるの見てから賛成しようと思ってますけど、賛成するか反対しようか決めようと思ってます。例えば行政区構想とか市長が新しく出されてるのもありますから、そういうのを所管するのが新行政推進室だと思ってたんですが、その調整は企画振興部と総務部とのここの仕事の役割は、今ちょっと私もちょうとよくわからないところがあるんですよ。だから、新行政推進室の特にこの職員の意識改革とか、こういうのは大体どういう規模でこの新行政推進室を考えられておるのがもうちょっとわかりにくいんで、そこをもう少し。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 室長ほか少ない人数でと思っています。1名あるいは2名、そんな人数だと思っています。先ほど言われますように、いろんな自治体を見てもみると、市長公室とかそういった感じで置いてあるわけですけど、今回新行政推進室としたわけですが、その役割は当然特命でございますから、すべての部署において、その室長がいわゆる職員の意識改革であるとか、いろんな何と申しますか、その室長はすべての部署について横断的にいろんなことができるというふうに考えております。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、これは私の提案なんですけど、今度ケーブルもできます。恐らく市の一番非常に鶴瀬議員がよく言ってるように、市の広報体制の整備というのが、今から本当言うたら非常に重要になってくるんですよ。僕は、この新行政推進室の所管の中には、この市の広報体制をぜひ、この新行政推進室で担ってもらいたいと思ってます。そしたら例えば、室長ほか一、二名とかいう規模じゃなくて五、六名の規模で広報全体を考えるとというか、それを実施する、市民に説明していく、その部署としては非常に重要になってきますんで、ぜひ市長にはこれ所管と中身書いてますけれども、市の広報部門、ケーブルそれからインターネット、それから市政便りと文書配布等文書等もありますけども、それ全体として広報はぜひ充実さしていただいて、この部分に、この市の広報に関する部分はこの行政推進室のほうに任せると、そしてそれなりに優秀な若い人をここで配置するという考え方をぜひ検討していただきたいと思っております。

ども、その点だけ、最後をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） それは非常に迷ったところございまして、正直申し上げて。今の御意見を真摯にお受けしたいと思っております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 97 号の質疑を終わります。

次に、議案第 98 号 吉野市職員の育児休業等に関する条例及び吉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 98 号の質疑を終わります。

次に、議案第 99 号 吉野市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 99 号の質疑を終わります。

次に、議案第 100 号 吉野市猿岩物産館条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号 吉野市風民の郷条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 101 号の質疑を終わります。

次に、議案第 102 号 吉野市出合いの村条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 102 号の質疑を終わります。

次に、議案第 103 号 吉野市営印通寺共同店舗条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 103 号の質疑を終わります。

次に、議案第 104 号 吉野市医学修学資金貸与条例の制定について質疑を行います。質疑あり

ませんか。12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、医師確保のために創設されるわけですが、現在の吉
岐市医学生奨学資金貸与条例で奨学金を借りられる方は現在何人いらっしゃるのか、お尋ねをい
たします。

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

病院事務局長（久田 賢一君） 現在の条例で借りられておられる方はゼロでございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について質疑を行います。質疑
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号吉岐市消防関係手数料条例の一部改正について質疑を行います。質疑あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号吉岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号過疎地域自立促進計画の策定について質疑を行います。質疑の通告があ
りますので、これを許します。12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 過疎地域自立促進計画は、吉岐市総合計画の下位計画として位
置づけられており、総合計画の趣旨に沿った各種施策を推進するものですが、今回22年度から
27年度までのソフト事業も含めた計画でありますけども、今回計画に上がってる事業は、
27年度までに完了すると理解していいのか、そしてまたソフト事業でもあります過疎地域自立
促進特別事業は、27年度まで毎年実施すると理解していいのか、お尋ねをいたします。

そして、ページ53ページの地域づくり事業交付金の事業内容の説明をお願いします。

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

政策企画課長（山川 修君） お答えをいたします。

過疎債の充当につきましては、ハード事業及び今回新たに設けられましたソフト事業ともに国

及び県の枠があります。過疎対象事業すべてに過疎債を充当するというわけにはまいりませんけれども、今後過疎対象事業として考えられる事業を計上しているところがございます。よって、計画に計上しております事業は、現時点で実施が決定しているということではなく、この中の一部に過疎債を充当することが可能ということでございます。

また、計画期間中は毎年、ハード事業、ソフト事業ともに過疎債の活用が可能となっております。

地域づくり事業交付金の内容でございますけれども、ただいま行政区または地域づくり協議会というものをつくりたく検討しているところがございます。この地域自主活動の活性化を図る事業として検討しておるところでございますけれども、計画に計上しております今後実施が実現できましたら、過疎債の対象となり得る事業であろうというふうに思います。

この内容につきましては、現在補助金でばらばら出しておりますけれども、これを一括交付金にするのかどうかというのを現在検討しているところでございます。また、検討が煮詰まりましたら議員皆様にも協議をしてみたいというふうに考えております。

議長（牧永 護君） 次に、1番、久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 同じく今の議案108号に関して、2点ほど質問させていただきます。

まず、20ページの（オ）観光レクリエーション対策としてというページの下から3行目、「福岡都市圏をメインターゲットとした効果的な情報発信により本市の知名度アップと誘客を図る」という大きな枠がありまして、それがどのように実際はされるのか、これが23ページのほかにほかの項目では細かく書いてあるんですが、そこにはないような気がしますので、この件と、もう1点は、23ページ、一支国弥生まつり補助金についてです。これは今、22から27年度の中の事業計画の中の補助金ですけど、その以前に今までに支払われた補助金総額とその総額の中で、市と県の内訳、そしてそのことによって3年間だったと思うんですけど、年ごとの島外からの該当祭りへの来島人数を教えてくださいたいと。で、その検証をどなたかがされて、どのような結果が生まれて、どのように活かされて、そして今後の具体的計画が多分22年度から27年度にかけてなされると思いますので、その具体的計画、今の関連をちょっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。

まず、福岡都市圏をメインターゲットとした事業が、23ページの事業計画のどの項目に該当するのかというお尋ねでございますが、まず島外イベントPR事業、情報発信強化推進事業、しまごとプロジェクト推進事業、一支国弥生まつり補助金の4事業の中において、壱岐の知名度ア

ップを図る各種事業を展開してまいり所存でございます。

具体的な実施内容につきましては、島外イベントPR事業におきましては、博多どんたく港まつりでの壱岐市宣伝隊派遣等行っております。

情報発信強化推進事業におきましては、マスメディアの積極的な活用による情報発信、モニターツアーの開催、博多駅などでの観光物産展の開催等をしております。

しまごとプロジェクト推進事業におきましては、情報発信と九州国立博物館や長崎歴史博との包括的な連携、一支国弥生まつり補助金におきましては、マスメディアの活用による情報発信、福岡・佐賀県内の博物館等の広域連携による事業の展開等を実施予定としております。これらの事業を観光協会や県観光連盟と連携を図りながら積極的に展開し、観光交流人口の拡大による地域活性化と経済浮揚を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、一支国弥生まつり補助金に対する質問でございます。一支国弥生まつりにつきましては、原の辻遺跡を初めとする壱岐ならではの歴史遺産を活用し、一支国博物館の開館を全国にPRするイベントとして位置づけ、市民の皆様が中心となって実行委員会を組んでいただき、官民協働により平成20年度から実施しております。

財源につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の支援をこれまで受けてまいりまして、県、市、実行委員会の3者で財源負担を行っております。

これまでの補助金総額でございますが、長崎県が1,879万7,000円、壱岐市が940万2,000円、ちなみに民間の実行委員会は998万7,000円負担をしております。

各年度の島外からの集客数につきましては、平成20年度は2,161人、平成21年度が450人でございます。平成22年度については、まだイベント期間中でございますので、集客数が確定しておりません。

また、検証につきましては、毎年度イベント終了後、実行委員会で総括会議を開催し、各イベントの結果、課題、改善等を議論し、次年度への計画を反映させております。

今後の具体的な計画につきましては本日も実行委員会の総括会議が予定されており、今年度で県からの補助事業が終了となりますが、この3年間で島内外において定着したイベントとして集客力を増しており、さらには壱岐ならではの歴史遺産を活用したイベントを展開し、観光地としての付加価値を高めるためにも、これまでのイベントの要素を残しながら、市と実行機関による官民協働での実施を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） まず、1項目に対する答えは、23ページの上からずうっと、島外イベントPR事業をほとんどやるっていうことだったんですが、何か20ページの福岡都市圏

をメインターゲットとした効果的な情報発信によりといったら、今までやってたのと同じようなことでもんね。何かこの表現だけ見ると、新たに観光レクリエーションの中で都市圏をメインターゲットとした新たなやつをやるんだよってというような感じにとれたので、私は新たな施策がプラスされたのかなというふうに考えて質問をしたわけです。じゃ、とにかく今までと同じようなことをやるっていうことで理解していいのかなというふうに思っております。

それから、2点の一支国弥生まつりの来島者、20年度は2,161人ですか、次の21年度は950名(発言する者あり)えっ、450名、済みません。ということは、20年度、2,161名、20年度はかなり長い期間やりましたもんね。次の21年度はその検証を受けて非常に短くなりましたね。ということは、20年度の2,000人は10日間か2週間わかりませんが掛けて、それだけ何かひょっとしたら関係者が多かったのかよくわかりませんが、次の年が何日間か私覚えてないんですけど、450名。そうすると、この検証は次の年、3年目、ことしは当然活かされてると思うわけですね。

それと、もちろん地元実行委員会さんが検証されるのはもちろんいいんですけど、多額の補助金を出した行政とか、官民一体で頑張ってるっていう行政も相当なバックアップをされてますから、その行政の方が入られた検証であって私はしかるべきだと思うんですけど、その点をお聞きしたいと思います。

議長(牧永 護君) 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事(松尾 剛君) まず、第1番目の質問でございます。福岡都市圏をメインターゲットとした効果的な事業について、もうこれだけの事業しかないのかというお尋ねでございますが、先ほど政策企画課長からお話があったとおり、この事業、現在のところ過疎債を充てるためにこの計画にのせなければいけないんですけども、だからといって今後のすべてこの期間の計画がのせてるっていうわけではございません。これ今後も福岡の都市圏の集客につきましては、いろいろ考えてまいりたいと思っておりますが、現時点でおのせできる部分のをせています。また、例えば今後の例えば平成23年度の今度、次の議会でも当初予算等の御審議をいただきますが、その中でもまた新たな施策等も考えてまいりたいと思っております。先ほど申し上げたとおり、とりあえずこの過疎計画というのは現時点でとにかく過疎債をいただくって言ったらおかしいですけど、これにのせてないといけないもんですから、まず皆様の御了解も得た上でのせられるものをのせています。特に今後についてこれに限られるわけじゃないということはず理解をしていただきたいと思います。

それから、先ほど弥生まつりの実行委員会の反省は、官民協働でやってるのに、民間がやってるのはどうかという話でございましたけど、この事業効果の反省もしくはその内容については当然市の職員も出ておりまして、それを踏まえて当然市の職員としての意見も伝えながらやってお

りまして、その検証につきましても官民一体でやっておると、決して民間にお任せだけしてるわけじゃないということをお答えしたいと思います。これでお答えになってるでしょうか。

以上です。

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） まず、第1項目の過疎債の対象としないといけないってことはよく理解をしております。ただ、ここにのってるのがすべてではないってということも当然理解をしております。ですから、ここにのってるのは今までと同じことなので、次回にはそれこそ本当に効果的な提案が出てくるってことを期待しておきたいと思います。

それから、弥生まつりについては今答弁にありましたように、その検証が一番最初の2週間か10日間、そのこと自体がだれが考えても無理があるような計画に、当然市も一緒に補助金出す側ものっていたのかなってという心配が、心配っていか思いが一番あるわけですよ。大都会でも難しいようなイベントをこの壱岐でやって効果があるのか、だれでもわかるようなことが実行に移されたというところに、私は非常に今後に対しての危機感を感じるわけですよ。やはり費用対効果というものを出していかないと、当然地域の巻き込みとかそういうのも難しいかと思しますので、官民が一緒になって検証されてるってということで、今後のこの弥生まつりの実施に関してもぜひ効果の上がるイベントにしていただきたいと思います。

以上で、私、終わります。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第109号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時とします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。11番、中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 5点ほどお尋ねをいたします。

まず、23ページ、3款の民生費5目の介護保険事業費19節の負担金補助及び交付金3,181万8,000円について、議案説明ではグループホームのスプリンクラーの設置補助ということでありましたが、これに対しては市の補助はないようですが、事業費に対する補助率、多分これは光風さんとのことでありましたが、補助率は幾らなのか、その点についてまず1点目お尋ねします。

それから、25ページの3款の民生費、2目の児童措置費、20節の扶助費、児童扶養手当500万7,000円について、これについては児童扶養手当法の改正によって、父子家庭への拡充・増額とのことでありましたが、父子家庭の対象世帯数及び対象児童数についてお尋ねをいたします。

次が29ページ、5款の農林水産業費、3目の農業振興費、13節委託料、これについてはイノシシ捕獲対策委託料500万円について、これの積算の根拠についてお尋ねをいたします。

次が31ページ、5款の農林水産業費、13節の委託料松くい虫特別伐倒駆除委託料90万円についてであります。これは対象地区はどこなのか、そして委託する先はどこに委託されるのか、これについては市単独の予算のようですが、国県の補助はないのか、あわせてお尋ねをいたします。

次が35ページ、7款の土木費2目の急傾斜対策費19節の負担金補助及び交付金、県営工事の急傾斜についての負担金であります。補正予算の説明の中では5%、そして10%の負担、2通りあったようですが、この負担割合の違いについてお尋ねをいたします。

以上、5点についてお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 11番、中村議員の御質問にお答えいたします。

地域介護・福祉空間整備等交付金事業3,181万8,000円の内容及び事業費に対する補助率についての御質問でございますが、この中には2つの事業がございます。

1といたしまして、医療法人玄州会から要望がっております。高齢者の方々が在宅で安心して暮らせる地域ケア体制確立のため、24時間体制で地域の高齢者宅を巡回する新たな訪問介護サービス事業の導入でございます。事業費3,000万円を上限として開設事業費助成がございます。

内容といたしましては、システム導入費用が6割で、その他車輛備品購入費、広告宣伝費等がございます。

事務所の設置につきましては、事業所のほうが単独で建設されるようになっております。

2つは、市内に1カ所ある認知症対応型グループホームみのりについて、本年3月の札幌市の

グループホームの火災を受け、今までスプリンクラーの設置義務が課せられていない275平米未満の施設についても補助対象となりましたので、スプリンクラー整備が対象施設ごと1平米当たり9,000円の助成となっております。

みのりにつきましては、202平米で181万8,000円の補助金になります。設置事業費は750万円の計画でございますので、補助率についてはおおむね24%になります。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

市民生活担当理事（山内 達君） 父子家庭の対象世帯数及び対象児童数ということでございます。平成22年12月7日現在でございますけれども、父子家庭での受給者世帯数は46世帯、それから対象児童数は90名でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 29ページ、13節委託料イノシシ捕獲対策委託料の500万円の算出の根拠ということでございます。

まず、この算出根拠でございますが、まず委託先から申し上げます。これは壱岐市農協を中心とした壱岐市猟友会及び農林関係機関で構成をいたしております壱岐地域有害鳥獣被害防止対策協議会に委託をいたします。そして、なお、この500万円の積算根拠でございますが、箱わな購入、えさ代、啓蒙用のチラシ、看板ほか箱わなを設置するためには免許を必要といたしますので、わな免許を取得するための講習・受験の旅費等を計上をいたしております。

また、壱岐市の猟友会は、イノシシ駆除などの水平撃ちの経験がないために、被害先進地である対馬市、長崎市の猟友会の方に現地調査、また捕獲・駆除を依頼するための旅費、日当等を計上いたしております。

詳細について申し上げます。材料費といたしまして50万6,000円、これは箱わな及びえさ代の購入でございます。旅費が91万2,000円、現地調査、指導に長崎あるいは対馬から講師を招いております。この旅費並びに捕獲の委託といたしまして337万円、それと保険料が21万2,000円で計500万円でございます。

次に、31ページの委託料松くい虫特別伐倒駆除委託料90万円についての対象地区はどこかと、また委託先はどこなのかということでございます。これにつきましては、国県の補助がないのかという質問とあわせてお答えいたしますが、まず国の補助というのは、空散並びに地上散布を行う地域でございまして、それ以外の地区はすべて補助対象外となります。今回の90万円の予算は補助対象地区、この空散、地上散布以外の地域の伐倒駆除を行うものでございます。伐倒後に焼却処分を行っております。

委託先は、本事業に精通をしております壱岐市森林組合に委託を予定をいたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

建設担当理事（中原 康壽君） 予算書の35ページ、急傾斜の5%と10%の負担割合の件についてお答えをいたします。

急傾斜地崩壊対策事業における受益負担金は、公共関連、その他と小さくは8つの区分がなされておりました。高さが30メートル以上が大規模の斜面工事ということで5%、その他が10%になっております。ですから、今回の予算では、事業費の変更がありましたので、おのこの増額・減額をいたして120万円になっております。

なお、12月補正予算の主要事業で3地区計上をいたしておりますが、今井崎が20万円の増、築出迎地区が180万円の増、八幡浦地区が80万円の減ということで、120万円の追加のお願いをいたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 次に、9番、田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） おはようございます。1点ほど質問をいたします。

30ページの農林水産業費、5款ですね、2目の19節負担金補助及び交付金1,000万円、これについての根拠的なものを教えていただきたいですけれども、今朝になってこういう資料が来ておりますけれども、本来ならこの資料は早く出さねばならんものではないかと思いますが、まずこの根拠についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問にお答えをいたします。

箱崎漁業経営団の定置を漁協が譲り受けをいたしまして、その支援につきまして昨年11月に壱岐市への要望書、また市議会への請願が提出をなされております。

さきの3月23日に、産業建設常任委員会の委員長からこの報告が出されております。特に、「地域漁業の振興、地域活性化、雇用の確保の趣旨に大いに賛同するものである」と、また、「この助成につきましては今回限りの緊急対応が必要と判断をした」と、また「後段では、市が助成する際には経営内容等十分に精査された上で、助成の根拠を説明できるよう適正に執行されたい」という報告がなされております。

市といたしましても、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、約1億5,000万円の水揚げと経営団定置に就労されている方々の雇用の維持の観点から支援を考えておるところでございます。

そこで、この算定根拠といたしましては、お手元に本日お配りをいたしておりますとおりでご

ざいまして、当初経営団から漁具をはじめ、漁船、備品、建物、漁網の償却資産740万2,000円につきまして漁協へ、他の事業の補助と同様の50%、2分の1助成、370万1,000円、それから昨年秋に発生いたしました風浪被害による漁網等の修復に関しましても、当初年末、盛漁期を控えておった関係もあり、操業空白期間の短縮を念頭に置いた装備での操業をいたしておりました。このような関係から、これらの操業設備の充実が必要でありまして、漁網を初めロープ及びチェーン等の設備費2,048万4,950円に関しましては、その3分の1を助成するよういたしましたところでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） わかりましたけども、私も1次産業の農業・漁業、この1次産業的な振興については何らもう反対もしません。けども、当初ちょっと私お聞きをいたしましたのが、11月22日に議会運営委員会等がありまして、その節には247万円を提示されて、議会運営委員会のほうもそれを承諾をされたと話をお聞きをしております。何でそのときにこの数字、この資料を出されなかったのか、それも議会運営委員会のほうから再度要請があって、慌てて出されたのではないのでしょうか。本来であれば第1回目のときに、こういう金額になりますと、具体的な説明をどうしてなされなかったのか。

それと、各組合から組合長を通して捺印が押されております。けども、この事業に対しまして私は何と申しますか、この件が各漁協の今後いろんな影響を与えはしないか、それを危惧しております。そこで、市長、あとはもうくどくど言いませんが、わかる範囲で教えていただきたい。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 議会運営委員会の後で予算額を変更したことについては、率直におわびを申し上げます。と申しますのも、実はやはり厳しい財政の中で、いかに補助金等を抑えようかという気持ちが内心ございました。その中で請願に出されました明細が最終ページにつけておりますけど、一番上の漁網というこの2,000万円ということを実は見落とすと言うたらおかしいわけですけど、契約書があったのが、次の50万円、80万円、60万円、50万円、第18水尻丸、倉庫までの1,000万円、これが減価償却によりまして1年おくれとるものですから、740万2,000円で契約をされておるわけですね。これ契約書つけておりますけど。その契約書だけを正直申し上げて算出根拠にしておったわけです。後から実はこの2,000万円についてどういうことなんだということがわかりまして、正直申し上げて先ほど説明いたしましたように、主たる船等々の契約書につきましては、水尻から請け負ったものについては2分の1、そしてあとの機材につきましては、新たに購入した機材については3分の1という判断をいたしまして、それで議員御指摘のように、いろんな波及があるかもしれんということも私も思っ

ておりました。

そこで、やはり今後一つの基準をやっぱ決めないかんと思っておりますし、1,000万円という上限も指示をいたしましたし、いろんな経営のいわゆる経営赤字の補てんはしないと、いわゆる資材の補助はしましよと。ですからイニシャルコストについては、こういった場合が起きた場合はイニシャルコストについては補助しよと、しかしランニングについては、それは補助の対象にしないという一つの線を決めておるところでございます。

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） 最後にもう1点だけ。これは私、所管の委員会でありまして、箱崎漁業さんのほうにもお伺いをして、委員会で行っております。その都度、組合長の金額的なものがころころ変わるわけなんです。当初3,000万円を出て、それから正確な数字は忘れましたが、その都度に金額が一定の金額じゃない。それで、この要するに根拠的なものに対して、当初の3,000万円の3分の1であろうか、単純にそう考えたんですけども、今になってこの資料が出て、議会運営委員会のほうも2回目やられたときにはこれが出されたと、私たちに初めて来たわけなんです。それで、本当に後の組合に尾を引かないようにひとつしていただきたい。私はこれで、あとは予算委員会です。

議長（牧永 護君） 次に、8番、市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 33ページの観光費の委託料についてお尋ねをします。

長崎食のコンシェルジュ事業、事業内容についてもお尋ねしておりましたけど、これ議案資料の中に詳しく説明が載っておりましたので、答弁は求めません。

市長は、行政報告の中で、「この新しい事業によって新たな雇用の創出が見込める」という報告がありましたが、この事業をすることによって何名の雇用ができるのか。そして、この事業は市の観光協会が委託をされるわけですが、その受け入れの恐らく23年度の仮称であります、食のフェスタの観光客の誘致に向けての事業と思っておりますが、観光客の受け入れの人数の予測が大体どれくらいであるのか。それとそれに伴った経済効果が幾らぐらいあるのか、その点、それとこの23年度の食のフェスタ、これ仮称なんだろうが、それに向けて単年度事業で23年度だけで終わるんですかね、そのちょっと説明をお願いします。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 市山和幸議員さんの御質問にお答えいたします。

長崎食のコンシェルジュ事業の雇用でございますけども、これは緊急雇用創出事業を活用しておりますけども、緊急雇用による雇用人数につきましては1名ということになっております。それで、これは今回の予算の分は平成22年度分の予算でございます、1名でございます。それで、これがそのまま23年度も引き続き1名雇うということになります。それで、これがどうい

うことをするかというと、今後2011交流拡大プロジェクトというのが県でございまして、その中で長崎食の観光推進プロジェクトというのがございまして、その中の一環として、特に各地域における特に壱岐においては、壱岐市観光協会にお願いをしてるわけですが、食に関する情報発信、食関係のイベントの実施に係る調整業務を行うということで、食のコンシェルジュを置くということにしております。まことに申しわけありませんけども、そこで今のところ具体的に何人人数を集めてどういう経済効果があるかということまではまだいってありませんで、今後そういう打ち合わせ等がありますので、その中で詰めていく格好になるかと思えます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 県費で恐らく市は出さなくていいんでしょうからいいんですが、県費で出るからちゅうて全然経済効果がないようなことをしてもろうても困るわけですが、市長の話、報告の中では何か新たに雇用ができるちゅう言われたけん、私も何名か、二、三名かできるとなと思ひよったもんですから、1名だけちゅうことであれば、これ1名は嘱託職員か何かで入れられるんですね。今おられる人をするわけじゃないんでしょうから。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） これはまさしく緊急雇用創出事業の基金事業でございまして、おっしゃるとおり県費でございます。

それで、この事業につきましては、一応緊急雇用というのが、今お仕事がない方を対象にする事業でございますので、そういう意味でハローワークを通して雇うことになりますので、そういう形の雇用になります。新たにということでございます。本当おっしゃるとおり、決して県の100%出すから経済効果を考えてないわけではございませんで、今からどういう形で実際やっていくかということを決めていく中で、具体的な内容を詰めてまいりたいと思っております。決して県費だから手を抜いているわけではございませんので、その点は御理解を願いたいと思えます。今後も県とこれは協力してやっていく事業でございますので、県観光協会とも協力しながら効果が出るようにしてまいりたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議長（牧永 護君） 市山和幸君。

議員（8番 市山 和幸君） ぜひ経済効果が出るような施策でやっていただきたいと思ひます。

また、雇用については1名ですけど、なかなか今仕事がないですから非常にいいかと思ひますけど、単年度だけで何か終わるのは何かもったいないちゅう気はしますけども、ほかに24年度、25年度にかけてはそういう事業は継続してはないわけですか、それだけ。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 今緊急雇用関係ではふるさと緊急雇用と緊急対策雇

用と主に2点ございます。一応基本的には23年度までということになってます。例外的に23年度に採用しているものを24年度まで許すというような中にはございますけども、現時点では一応23年度までの事業で終了、3カ年の事業で終了ということになっております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 次に、1番、久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 1点だけ。42ページ、9款の教育費2目19節青少年育成ということで、100万円負担金補助及び交付金、各種青少年大会、この各種青少年大会への100万円の交付先、団体名あるいは大会名がわかればお尋ねしたいと思います。

それと、質疑の通告の中には書いてなかったんですけど、21年、20年度、この種の大会への予算がどのように、総額でいいんですけど、どのくらいの額を使われたかというのがわかればお答えをいただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

教育次長（前田 清信君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。

この補助金は、バレーボール、ソフトボール、野球など、各競技ごとに市の予選において壱岐市の代表となったクラブ、団体などが県大会に出場する際に、競技ごとに人数が異なりますが、1人当たり9,000円を限度に補助をするものでありまして、昨年及び一昨年の実績に基づき、今後年度内に開催予定の県大会に出場するための補助金の不足見込み額を計上いたしております。

今後、年度内開催の県大会といたしましては、バレーボール、バスケットボール、卓球などの中学生新人大会及びソフトテニスの中学生春季大会等が予想されております。

それと、実績ですけど、平成20年度に約500万円ほど支出をしております。21年度はちょっと資料を持ち合わせておりません。19年度も500万円ほどの支出をしております。平成22年度は盈科小学校の野球が全国大会に出場をいたしてございましたために、600万円ほどの支出をいたしております。

以上です。

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今お答えをいただいたように、大体500万円程度、この種の補助金というのは毎年支出がされております。そうであれば500万円を最初から組んどきゃいいわけですよ。補正100万円は、例えばこの100万円は新たに今までになかった盈科小学校が全国大会に行くから、プラス例えば50万円である、60万円であるというような形でお答えをいただければ非常にわかりやすいわけですが、先ほどの答えで言われますと、100万円の中にバレーボールもソフトボールもいろいろ入ってるんで、それじゃ十把一絡げみたいで何が何かちょっとわかりにくいと。前年度言いましたように大体500万円程度ずっと使われてるってい

うことで、もう少しそういう意味ではちゃんと最初の500万円という例年と同じようであれば、そのくらいの金額っていうのをしっかり出していただいて、やむを得ない場合に補正っていうのが本当ではないかと思ます。

それともう1つ、ここでお伝えしたいのは、500万円ずつで推移すると。その補助金が中学生の中体連とかそういうのは置いて、小学生、一般の社会体育スポーツの競技にかなり使われております。それがいろんなところ団体にこういう制度がありますよっていうことを、体育協会なり、あるいはいろんなグループに周知されているならともかく、実は私が四、五年前に呼ばれまして、青少年スポーツ指導者何とか会というのにいきなり呼ばれまして、実はこういうふうに県に行く補助があるんだよというような話をいただきました。そのときには既にいろんな競技の団体は、その補助金を今言われた額ぐらい毎年使ってたわけですよ。町時代だったか、市になってからか、ちょっと定かではありませんけど、本来はいろんなスポーツ団体にこういうものが、こういう補助金がありますよと、県に行くときには市の予選を経て補助金が出ますよっていうことを広く伝えるべきだと思うんですよ。それがなされてないっていうのは、私が今お話をしました、いきなりスポーツ団体の指導者であることで呼ばれたっていう、この1点だけで明確なわけです。やはり特定の人たちは毎年補助金をもらって行くと。最近聞くところによると、行かないと補助金が出ないからなあというようなことで、もう既に補助金がありきでスポーツ大会に行ってる。そういう状態が長年続くということは、私はアマチュアスポーツの精神から見ても、青少年健全育成って言われる崇高な理念から見ても、ちょっとおかしいんじゃないか思っているわけです。ですから、そのような補助金をいただいて、ここに書いてありますように、壱岐を出て多くの人と交流する、そのことによって島外からの野球チームであったり、いろんなチームであったり、そういう誘致に成功してるっていう、こういう例ももちろんあります。それが壱岐の活性化に役立ってることは非常に喜ばしいことですけど、そういう機会をほかのスポーツ団体もつくれるかもしれません。ほかの競技に励んでいる人たちもつくれるかもしれませんので、ぜひ補助金等の目的とかそういうものをしっかりと押さえていただいて、みんながその情報を知るように、そういうふうに今後進めていただきたいと思うわけです。そうすれば平成22年度から27年度の事業計画の中も、大体400万円程度の予算が組まれております。足りないはずですよ。最初からもうちょっとそういうことを考慮された事業計画なりを進めていただきたいと、このように思うわけですが、この考えに対しての答弁をちょっといただきたいと思ます。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） ただいまの久保田議員の御指摘、確実に今後は各スポーツ団体への報告等々を行ってまいります。今後とも御指導をよろしくお願いをしたいと思います。

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（１番 久保田恒憲君） ぜひ速やかにそのような形をとっていただきたいと思います。と申しますのは、先ほど言いましたように、私は五、六年前だったか、そういう場で補助金が足りない、足りないという競技団体の方がいらっしたんですよ。私はそのときに、いや、補助金が足りないじゃなくて、やはりこういう補助金に該当するような団体にはぜひ知らせてくださいと、もっと一部の競技が補助金をふやしていくじゃなくて、いろんな団体の人たちが補助金を受けれるように、そのような周知をしてくださいっていうことを、小さい会議の場ですけど、市の職員が入った会議の場でお話をしました。やはり私の立場が弱かったのか、呼んでもらっただけでもありがたいと思えってというような意識が働いていたのかどうか分かりませんが、今回教育長の力強い言葉をいただきましたので、ぜひ速やかにそのような手段をとっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

１６番、大久保洪昭議員。

議員（１６番 大久保洪昭君） 先ほどの水産振興予算、箱崎漁協の定置網の件で、田原議員が質問をされましたが、その関連で質問をいたします。お尋ねをいたします。

私もこの漁業者として、水産予算を増額されることは歓迎をする、そういう気持ちがございます。この件については、先ほど牧山理事からも説明がありましたが、昨年箱崎漁協から請願が１１月にこれは出されております。我々委員会では１２月議会でこの件についてはいろいろと賛成議員、紹介議員ですか、それでまた組合長等からいろいろ内容的なことを聞きたいということで、継続審査といたしました。御承知のとおりですね。

それで、２２年の明け年の１月２２日に、このときに私たち委員会で、箱崎漁協の直接関係のある経営団、この網を経営しておる経営団、この責任者に内容的なことをいろいろお聞きしたいということで通知をしておりました。そのときに経営団の団長のほうから「１月２２日にお会いします、そこで内容的なことを説明をしたい」ということで、我々委員は、わざわざ箱崎漁協会議室まで出わっていきました。ところが、屁かませられたというか、この経営団の団長さんはおいでにならない。向こうから２２日という日にちを指定しておきながら、本人は出席されなかった。かわりに漁協組合長と参事が出席をされて、我々委員といろいろ話をするというので出席されましたが、もうこの人たちに組合長、参事に聞く必要はないわけです。もう前回の委員会で聞いているわけですから。

ところが、そういうことでその日に組合長が、ならば経営団の事務方、この人を呼ぶからということで、その人が上がってこられました。でも、この人は漁協の職員であり、経営団の一部事務をやっておられる方、わきには組合長と参事がおいでになる。なかなか思い切ったことは話し

ていただけなかった、私はそういうふう感じております。

そして、それ以後、もうこのことについては委員会としては触れておりませんが、そして第3回9月の議会ですね。この9月の議会に、担当課はこういった経営団から資材一切を買い受けて、組合が買い受けて事業を始めるということで、その補助金を請願の中で要請されていたので、その740万円の買い取り価格ですね、740万円の買い取り価格の3分の1の247万円を9月の議会で一応執行側に要求をされておる。そうですね、牧山理事。そのときはゼロ回答で予算化されてはおりません。

そして、今回、前回と同額の買収価格の740万2,000円の3分の1である247万円を議会運営委員会に提示をされた。しかし、この247万円が、これ議会運営委員会もこれを一応承認をしておいでになる。この247万円が、わずか2日、3日の間に1,000万円に化けて出てきておる。我々議員にもこの予算書が届けられた。もちろん議運の議員さんたちもこれにはびっくりされたと思いますよ。唖然とされたと思いますよ。この予算について非常に理解がしがたい。なぜ前回も3分の1、今回も当初が3分の1の補助247万円、これは担当課も妥当な数字として出されたと思います。なぜ1,000万円になったのか。議運後、何らかの要求があったのか、どこからか。お尋ねをします。

議長（牧永 護君） 答弁をお願いします。白川市長。

市長（白川 博一君） 先ほどの委員会からの採択を受けまして、その条件として執行する場合は精査しなさいという……。済みません、市が助成する際は、「経営内容と十分精査された上で助成の根拠を説明できるよう明確にして適正に執行されたい」という、このとおりでございまして、精査をするよう指示をいたしておりましたけれども、先ほど申しますように、漁具等のことについて領収書等の提出をさせていなかったわけでございます。

そこで、契約書にある740万2,000円の部分についてのみ考えとったわけでございますけれども、その後そういったコストがある、そして箱崎漁協からは赤字もこれだけ出る、あるいは当初の申請の中で、雇用確保だということも強く言われておったわけでございます。しかし、そういうもろもろのものは一応先ほど申しますように、最初の投資額についての補助はするけれども、ランニングについてはしないという方針で臨みまして、このような判断をしたところでございます。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 経営団がこの事業をやめられるのは、これまで大体この経営団、この事業を始められたのは配当目的ですね、漁があれば配当がある。そういう配当もほとんどない、団員も減少をしましてきている、そういうことで、また20年度には900万円の赤字も出している。そういうことでこのまま続けても先の見通しが見えない。足もとの明るいうちに、

これはもう事業をやめたほうがいいんじゃないかということでやめるようになっているわけです。それを漁協が買い取ってやるということです。漁協が新たに始めるということです。ですから、この漁協が買い取り、始めるには、定置操業の漁具、船舶、備品、建物、漁網、こういうの一切を買い取って漁協が今度経営を始めるとということです。これが試算をして740万2,000円でしょうが、これは、740万2,000円、そうでしょうが。それに対しての3分の1ぐらいの補助、これ私は適当と思いますよ。こういうことに対して県のほうにもこれはお願いに行っていると思えますけど、こういうことに対してのメニューはないと、県は。だから市が単独でやるわけです。一応ここまでは、まあ、仕方ないかなというような感じも受けますが、その下に資材代、シャックル、シャックル何かわかってますか、市長。シャックルは綱と綱、こういうふうに抱き合わせる金具なんです。それにロープ、それにまたここに漁網というのが出ております。上の漁網も一応740万2,000円を買って。これは予備的な品ですよ。予備的な品。もしもまだ災害があって、網がどうかなった場合に、この予備的なこの品でやる。私はそう理解しております。

それで、私が調べたところでは、この資材代が2,048万4,950円、これは以前経営団が経営しているときも、毎年これだけの予算はつけていた。この内訳は、500万円ぐらいがシャックル、ロープ、そういうとに必要であると。それに網がもしも破れたときに修理するためには500万円ぐらいかかる。それで、あとこの漁網代、これは魚が入るときには山の下まで一応道網が入っております。この道網に当たった魚が袋網に入っていくわけです。この網代に予備網に対して1,500万円あればこの網が買われると。1,500万円、これの計上を毎年していた、経営団は。合わせて2,048万4,950円、これは間違いありません。こういう予備に対しても補助をされるわけですか。一応最初はこういう網を引き継いでやるから、その資材代を買い受けるから補助をお願いします、でしょう。ですから、740万2,000円、これに対しての補助でしょう。その後、こういう資材代とかこんなのが出てくるわけです。これはどういうわけで1,000万円になったか、そのいきさつは詳しくはまだこれからちょっと調べさせていただきますけど、この1,000万円に化けてきた、これに対してこれはつじつま合わせ、こじつけでしょう、後から出てきた資料は。私はそういうふうに理解します。

別の質問ですが、一般質問のようになって大変申しわけございませんけど、経営団の解散時期には団員は何名おりましたか。おわかりでしたらお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 後段の分から申し上げますけれども、団員はわかりませんが、従業員は16名と臨時が40名ということを書いてございます。団員というのは組合員だと思っておりますので、その数は承知をいたしておりません。

それから、私は正直申し上げまして、今、この漁網等々が予備のだということを今初めて聞いておるわけですけれども、私は、この最初買った網が先ほど言いますように、台風で非常に劣化をしておいて、新たにこの領収書があるものを投入をしたものと思っていたところでございます。議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） この前の、去年の風で、この網がだめになった。それでもう現在入っているわけですね、網は。これは多分、私は、予備網を入れてあると思いますよ。予備網を入れて操業してあると思います。

それで、経営団の解散時、この団員の人数が167名、それでやっぱり赤字でないわけですから。とんとんでやっていたわけですから。赤字、前回は900万円出てても、これは漁獲共済で穴埋めできるわけです。共済金が入るわけです、不漁になった場合は。それで、赤字でない以上は経営団員が出資している金額、1人当たり14万円を出資してあります。そしてその経営団を運営してあるわけです。赤字でないから、この出資金を当然返さなければいけない、解散するときは。それで、今度解散するときに、この漁獲共済とか網の売り渡し金740万円とか、多分網がやられるときに災害保険等も入ってるんじゃないかという感じは受けますが、これははっきりしたことはわかりません。こういう漁獲共済、出資金、こういうのを含めて経営団員に1人23万円が支払われております。解散に当たって23万円、これは出資金も含めて。また漁獲共済等も入ってると思います。その中から漁協側が23万円の中から、1人4万円の出資をさせている、また新たに。組合に対して4万円を出資しなさい。それは私の調べた範囲で、団員が167名の4万円の出資といたら、668万円出てくるわけです、約700万円の金が。補助を受けなくても、手を汚さずとも740万円のこういった資材を引き受けることができるわけでしょうが。そうなんですか。私、そうなると思いますよ。別に砂の金も持ってるわけです。私はいつもこういうときは砂事言いますけど、こういった金で買い取りやいいんですよ。どうですか。議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 先ほどの私の答弁をちょっと訂正いたします。経営団定置網の引き受け施設の概算の中に、「予備網含む」と書いてありますから、予備網があったということでございます。

そこで、予備網そのものが災害等々に対するための最小限度の予備網であれば、それはやはり認めざるを得ないのかなという気はいたしておりますし、今配当等々、それから還付金、返還金と申しますか、そういったものについては情報として私知らなかったというのが事実でございますけれども、いずれにしても当初の投資がなされたということは、間違いなくそれだけの領収書がついておりますので、こういう判断をしたということで御理解いただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） ただ、根本は、247万円が1,000万円になるという、これが一番私はおかしく感じるわけです。それに対してのこういういろいろな資材代や何や後から出てきて、これはもう確かにこじつけなんです。これが今後やはり郷ノ浦漁協も大敷持っています。また新たに入れようかという組合も耳にしております。そうした場合に、こういった補助要請が出てくるのではないですか。私はそこも危惧しております。それで、あとはまた、これは予算委員会でも、まだ我々は所管の委員会でも再度審議をしてみたいと、そういうふうに思っています。

それで、これはちなみに我々委員会は今度小豆島に視察に行ってきました。香川県の水産試験場、それに小豆島町議会、そこで私は農林水産予算について、これは余計なことですけどお尋ねをしました。もちろん規模も違います。また、漁業予算にしても形態も違います。びっくりしたのが、農林水産予算が年間で2億6,600万円なんです。その中に漁業予算は1年間、750万円しかついてないんです。これは主に利子補給、稚魚の放流、それくらいなんです。これでやめときますけど、あとはまた予算委員会でもやります。

終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 予算委員会も恐らく聞こうと思ったんですが、予算委員会はちょっともめそうなので、今のうちに聞いておきます。

15ページの各種団体精算返納金のところ、説明で、91万6,000円は出会いの村振興会からの返納金だというふうに説明されたと思うんですが、これは間違いはないですか。

それから、もう1点。先ほど久保田議員の質問に対して教育長は、「おっしゃるようにやりたいと思います」と言われましたけども、各種青少年大会の補助金みたいなやつは、全国大会に行ったり、県大会に行ったりするから、これ特別に補正を組まれてるんで、初めから行くかどうかかわらんようなやつを、最初から教育長、組むことができるんですか、そんなことを。余りにも無責任過ぎると思いますけども。その2点。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問でございます。各種団体からの精算返還金ということで、出会いの村から21年度の補助金の精算をさせてその分を返還させております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） お答えを申し上げます。

私が申し上げました趣旨は、壱岐市代表で県大会に行く場合、1人当たり9,000円の補助

があるということを徹底をさせるという意味での今後の報告をやるということでした。おっしゃいますように、どこのチームが吉岐代表になるかっていうのは、これはわからないことですので、そこら辺の問題がございます。そして、久保田議員が当初例年どおりの500万円程度を出しておるから、まず500万円を出しなさいというお言葉もございました。私どもも当初、予算では例年の金額を出しておるんですけども、いろいろの事情がございまして、足りなくなった場合の補正ということでやっておりました。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 牧山理事、予算書ではこの出会い村の返納金は、返ってくるところは出会いの村振興会となって説明されましたけども、それで間違いはないんですか。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 出会いの村振興会でございます。間違いございません。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私はたしか前回の予算委員会の際に、出会いの村のこの資料見ましたけども、たしか出会いの村振興会というのは事業費もないし、事業費もゼロで資産もゼロで、一体これ何をしとるのかというのもさっぱりわからんような団体だったんですが、これしたら出会いの村振興会名で精算返納金されたちゅうことは、今現在出会いの村は、この出会いの村振興会が管理運営をされとるちゅうことですか。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 出会いの村振興会に補助金を出しております。ですから、振興会から返納をさせたということでございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 出会いの村振興会に、例えば当初、何千万円の4,000万円なり5,000万円なり出して、出会いの村の管理運営を委託して、その残金を今回返納されたということですか。それで間違いはないですか。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 間違いございません。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 前回、僕、予算委員会でこの出会いの村振興会についての経理の表がたしか添付されてあったと思うんですが、ここには資産ゼロ、事業費ゼロ、何のためにこれついとるかわからんようなやつだったんですが、それちょっと違うんですかね。まだ出会いの村振興会以外に、あれ添付書類みたいなんが、出会いの村振興協議会とか何とか別な団体があるん

ですか。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） その資料、何を議員さん見られたか、私わかりませんが、出会いの村振興会は財産等は持ちません。現在、振興会に5名職員がおります。また、猿岩の物産館のほうに臨時で3名、出会いの村振興会で、今出会いの村を運営をしてるということで、補助金をそちらのほうに出しております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、これで議案110号の質疑を終わります。

皆さんにお諮りします。12時になりましたけど、このまま進行しますか、休憩とりますか。

（「続行」と呼ぶ者あり）続行という意見が出ましたけど、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 続けます。

次に、議案第111号平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案111号の質疑を終わります。

次に、議案第112号吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案112号の質疑を終わります。

次に、議案第113号平成22年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案113号の質疑を終わります。

次に、議案第114号平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで114号の質疑を終わります。

次に、議案第115号平成22年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案115号の質疑を終わります。

次に、議案116号平成22年度吉崎市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号平成22年度吉崎市水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第117号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、委員会付託を行います。議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてから議案第109号八幡浦地区特定漁港整備事業請負契約の変更についてまで、議案第111号平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計予算（第2号）から議案第117号平成22年度吉崎市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、21件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第110号平成22年度吉崎市一般会計補正予算（第4号）については、議長を除く19名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第110号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く19名を予算特別委員に選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。

委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩します。

午後0時06分休憩

.....
〔予算特別委員会 開催〕
.....

午後0時13分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

予算特別委員長に、7番、今西菊乃議員、副委員長に、6番、町田正一議員に決定いたしましたので、御報告します。

.....
日程第25・陳情第2号～日程第28・陳情第5号

議長（牧永 護君） 次に、日程第25、陳情第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情から日程第28、陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情についてまで、4件を議題とします。

ただいま上程しました4件については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

.....
議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了しました。これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時14分散会

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成22年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 9番 田原 輝男 議員
- 3番 音嶋 正吾 議員
- 11番 中村出征雄 議員
- 18番 市山 繁 議員
- 5番 深見 義輝 議員
- 6番 町田 正一 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君 | 2番 呼子 好君 |
| 3番 音嶋 正吾君 | 4番 町田 光浩君 |
| 5番 深見 義輝君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君 |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君
副市長兼病院事務局長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

・

日程第1．一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

改めて申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含めて50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、田原輝男議員の登壇をお願いします。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

議員（9番 田原 輝男君） 皆さん、おはようございます。私、これで2回目の一番バッターということで、市長も最初ということで、まだ元気がおありだと思って私は一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして、9番、田原が一般質問を行います。

まず、1項目の本庁舎建設について。これにつきましては、この庁舎建設については、今まで

に幾度かの質問がありました。場所は、皆様御承知のとおり、亀石ラインということで、そのように認識をしております。それも、今やその場所は御存じのとおり、給食センターが建設をされております。また、そのために庁舎建設は私の思うところでは、何か振り出しに返ったような気がいたします。しかしながら、いつかはこの本庁舎建設には携わらなければならないと私は思います。

9月議会において、14番議員さんより質問がなされました。そして、市長の答弁を聞いておりましたけども、私の思うところによりますと何か消極的だなというような気がしましたので、今回また初めて庁舎問題に私触れさせていただきます。

14番議員さんと一緒に特例債の活用について、これが御承知のとおり、平成25年までという期限つきでございます。しかしながら、どうかして特例債を組み込まないと、単独事業ではなかなか厳しいのではないかと考えております。そうした観点から、市長の見解を求めます。

そして、2項目につきまして、これ一番市長として頭を痛める問題ではなかろうかと思っております。この場所の問題です。そして、今、市長がもし建設をするとしたら、場所の設定はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

以上、2点お願いします。

議長（牧永 護君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 9番、田原議員の庁舎に関する一般質問にお答えをいたします。

合併特例債の状況につきましては、さきの第3回市議会定例会でも御説明いたしましたけれども、本年度既に原の辻復元工事、一般廃棄物その他とかなりの金を使っておるわけでございますけれども、さらに、平成24年、25年度事業といたしまして、廃棄物処理施設、焼却施設、し尿処理施設の解体工事を含めた跡地整備事業及び消防救急無線デジタル化の事業を計画いたしております。現在、建設事業分の起債総額は現在112億7,000万円の見込みであります。岐阜市における建設事業分の借り入れ上限額は159億4,000万円でございますので、その差は約47億円ほどでございますが、今後の財政状況を考慮いたしますと、合併特例事業債の借り入れについては、交付税措置があるとはいえ、限度額近くを借り入れることは非常に厳しいものがございます。しかし、真に必要なものはやっつけていかなければならないと思っております。

ところで、議員お尋ねの庁舎建設事業につきましては、合併特例事業の計画で項目は上げておりますけれども、その建設費の金額を入れていないという状況でございます。そして、最大の問題は、合併特例債の借り入れ期限である平成25年度ということ、議員御指摘のとおりでございます。もうすぐそこに迫っているわけでありまして、庁舎建設につきましては、やはり私は相当

の議論が必要だと思っているところでございまして、合併特例債の借り入れ期限の平成25年度に建設をするというのは、時間的に間に合わないと思っている次第でございます。

そういったことで、現在、本庁機能を各庁舎へ分散して業務を行う、本庁分散方式については、平成19年1月1日から行っているところでございまして、分庁方式であるがゆえ、非効率な点が多々ございまして、業務の効率化、また施設の老朽化等、現在の庁舎の状況等を考慮いたしますと、庁舎建設が一番の合理化であるという認識は変わっていないところでございます。言いかえれば、集約をしないと行財政改革はおぼつかないと考えているところでございます。

こうしたことから、新庁舎の建設については議論をしなければならない時期が来ているということは、さきの第3回市議会定例会でも申し上げたところでございまして、これからの財政状況等十分熟慮しながら、庁舎のあり方について研究してまいりたいと考えております。

ところで、建設場所についてのお尋ねでございます。これにつきましては、議員御承知のように、合併協定書の件がございます。ただいま申し上げました庁舎のあり方や効率的な行財政運営をするためにはいかがか、あるいは市民皆様の利便性などなどを研究討議して議論を進めていく中で決まっていくものと考えておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） まず、その答弁が返ってくると思っておりました。けども、今市長も申されましたとおり、本庁舎建設が一番の合理化と、私もそう思っております。けども、冒頭に言いましたように、なかなか特例債、これを充てこまない、本当に単独事業では難しいと、私もそう思っております。けども、残された23、4、5、この3年間のうちに本当に市長がやる気であれば、私はある程度進むんじゃないかなろうかと思っております。そして、市長、無駄遣いストップ本部も立ち上げられて、いろんなことに当たられてまいっておられますけれども、私もこれやっぱり本庁舎一本というのが一番無駄遣いを省く点じゃないかなろうかと思っております。

それとまた、いろんな職員の問題が今まで度重なっております。そして、これ家族でいいますと、みんな家族で一日終えて会話するのが一つの円満ないろんな会話の方策であって、市長以下が一つの屋根の下で職員と一緒に毎日おはようございますと言う姿、本当に市長早急に対応していただきたい。これが、本当職員教育、いろんな面、そして、市民のサービスの面、これが最高のあれじゃないかなろうかと思っております。私はそのように考えております。

そこで、今、特例債には間に合わない、なかなか厳しいという回答でございましたけども、万が一あわなかったとした場合に、市長はどのように庁舎建設を考えられているのか。そして、私2項目に言いました、この場所の問題につきましては、私から申し上げます。これは参考のために私の思っていることを申し上げますので。私は、この場所をいいますと、郷ノ浦の人間だから

郷ノ浦というような考えは持っておりません。といいますのは、今現在駐車場になっております、宝の持ち腐れ、旧公立病院の跡地、そのように私は考えております。その理由として、なぜそう思うのかといいますと、いろんな所管庁、全部が集約をします。これといいますと、最終的には、市民皆さん方のサービスの面、そして、今後壱岐市が抱える高齢化が進む中、一番苦勞するのは市民の方でなかろうかと思っております。そういう観点から、私個人的に旧公立病院の跡地を考えたわけです。

以上、もう一回市長の答弁をお願いします。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 本気でやる気になれば、25年でも大丈夫だということでございますけれども、もし平成25年度に建築をすとなれば、もう恐らく来年ぐらいには設計に入らないと間に合わないという状況でございます。現在、そうなりますと単独事業ということになります。おっしゃるように、非常に厳しいことが考えられます。そこで、やはり現在、御存じのように、壱岐市では、現在の起債しております分を繰り上げ償還等々いたしまして体力をつけておるところでございます。基金の積み立てなど、やはりそういったことで体力をつける、あるいは庁舎建設に準備をするということも一つの方法かと思っているところでございます。

それから、場所について特定されたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、庁舎のあり方、行財政運営をするためにはどうあるべきか、あるいは市民皆様の利便性等々を議論していく中で、場所というのは決まっていくものじゃなかろうかと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） わかりました。くどくどは言いませんけれども、この点につきまして、市長のトップとしての政治的決断を期待をいたしまして、この質問は終わります。

続きまして、2点目、教育施設について教育長にお尋ねをいたします。お尋ねする前に、教育長として、また、博物館の館長として、一人で二役本当にお疲れさまでございます。そういう意味を踏まえまして、私が今から一般質問を行います。

通告書に書いてありますとおり、本当もう簡単にわかりやすい3点でございます。まず、盈科小学校の要望の件、これ学校からの要望の対応でございます。教育長としての対応のあり方について。

この2点目、これは私の地元でございますけれども、もうこれは何年か前に、私が総務委員会におりますときに、教育長みずから学校にお越しをいただきまして、委員会のほうで視察に行った

件はお忘れでなからうかと思っております。

そして、3点目が、統廃合後のグラウンドについて、要するに武生水中学校でございます。

この盈科小学校からの要望書の対応の件につきましては、本当私が教育長も、私が教育委員会に数日前に行くまでは御存じじゃなかったと思っております。これは、本当に大変な大事故を招くようなことございました。要するに、3階からサッシが1階に落ちて、そういうことございました。

たまたま私偶然にも盈科小学校に行きまして、その話を先生方からお伺いをいたしました。といいますのは、サッシにかぎがかかって、要するに開閉禁止やったですか、使用禁止でしたかね、その張り紙がありました。そして、窓際のひじ掛けのところに雑巾がばっと並べてありました。これ先生どうしたんですかと言うたら、水が入って雨が落ちてどうしようもないという御説明でございました。それで、要望はなされましたかといいますと、要望はもう早うから出してありますと。わかりました。それ教育委員会か教育長、どうにか対応策がありましたかちゅうたら、こう頭をひねられたから、今回この壇上に立たせていただきました。その対応策、そして、この小学校のもう一校の、私の地元の志原小学校につきましては、もう本当数年が経っております。いまだかつて何ら対応策がない、見られない。本当にもう正直いいまして、教育長に私あきれますよ。どうか本当の、行かれるときでも行ってでも、先生方と交わされて対応策を考えてほしいかったです。教育長は大丈夫だろうという考え、そして、また今は耐震調査中でありまして、志原の場合は終わっておりますけど、盈科の場合もここに出しておりますけども、その結果を待っておられたのかなという感じを私はしております。

けども、やっぱり子供たちの通う学校、一番大事な施設なんです。ちょっとしたことが大事故を招くんです。それで、志原の小学校の対応策。

そして、武中のグラウンドにつきましては、統廃合につけていろいろと学校側とPTA側と話をされて今日までに至っているかと思っております。けども、PTA会長を通して、父兄の人からもお話を耳にします。武中のグラウンド、約統合後には野球部だけでも五、六十人かと思っております。そして、女子のソフトが、ことしは本当にすばらしい結果を残されて九州大会まで行った経緯がございます。そうした中で、先生に話をちょっと前ですか、まだ四、五日前でした。ちょうど壱岐高と武中との練習試合があっている最中でしたので、私もその練習試合を見にいきました。そして、先生方のお話を伺いますと、何回も野球部と交錯してぶつかった例がありますと。そういう話を先生方から聞きました。数日前です、これは。

そうした中で、今後、新しい郷ノ浦中学校として生まれ変わるわけなんですけども、見た目でもかなり大変な状況だなと思っております。これに対する教育長としての見解を、この3点について伺います。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 9番、田原輝男議員にお答えをいたします。

まず、第1番目の盈科小学校のアルミサッシの窓の件でございます。早速議員さんのお言葉を伺いまして、私、その時点でわかっておりませんでしたので、早速調査をいたしました。以前に学校長より事務局のほうに連絡がございました。私の確認不足でございました。まことに申しわけないと深く反省をいたしております。

御指摘のアルミサッシの窓につきましては、学校の修理費からガラスの入れかえをしております。現在は、開閉等問題なく使用をいたしております。落下の原因が、窓を強い力で閉めましてぱたんと窓がとまって、それで落下したということが考えられます。アルミサッシの下のほうのアルミサッシ部分がすり減っておりまして、上のほうにはかたいセルロイドのようなものがついておるんですけれども、これも、時間経過ということで、一部破損がございました。そういうことが重なりましての事故でございました。

その後、学校といたしましては、毎月1回安全点検を行っておりまして、2カ所アルミサッシの窓の開閉が子供の力ではできないというところがございます。そこら辺で今のところ盈科小学校のアルミの窓ということについての再確認をしたところでございます。

また、志原小学校につきましては、当時の議会の総務文教常任委員会の視察の折に、体育館の雨漏りの指摘を受けておりました。この前に某議員さんから、21年の6月2日に体育館の天井を教育長お前は知っておるかという御指摘がございましたので、2日後の6月4日に現地を確認いたしました。その議員さんが申されますには、体育館のすぐそばには赤道が表と裏は通っているということもございまして、この志原小学校の体育館の天井の現状をまず第一に解決しないといけないという気持ちに立っております。それで、21年の11月に補助金の有利なものがございまして、それを適用させてもらって、22年の3月には、体育館につきましては、天井、外壁の落下を完成をさせていただきました。それで、小学校の老朽化といえますのは、市内の小中学校、もう議員の御存じのように、かなりの数がございまして、その優先順位を決めまして、それに従っての修繕等々をやらせてもらっております。ですから、志原小学校の修繕部分がまだ残っておりという御指摘は、私も感じておるところでございます。

それと、新しい中学校統廃合後のグラウンドの件でございますが、今の武生水中中学校が郷ノ浦中学校となりましても、これまでの統廃合準備委員会の協議によりまして、部活動の種目は、現在の武生水中中学校と変わらない予定でございます。しかし、生徒の総数が100人程度ふえます。また、新入生やほかの中学校から来た生徒は、グラウンドの状況等になれておりません。そのような中でグラウンドでは、ソフトボール部と野球部が同時に練習をするようになると思われま

現在も、この2つの部がグラウンドの対角線上に位置するバックネットを利用いたしまして、安全策を講じながら練習をいたしております。統廃合後は、この2つの部とも部員数がふえることが予想できることから、今以上のグラウンドの使用するときの工夫や安全策を講じることがまず必要だと考えております。

そのために、練習内容や練習方法、指導方法の観点から指導を進めていきます。まず、練習中の相互の接触事故等を避けるために、グラウンドの広い範囲を使用する練習を2つの部が同じ時間に行わないように練習内容や順序につきまして、担当顧問間で連絡調整を徹底するようにいたします。また、教師が常に複数体制で練習を見守りまして、その他の事故やけがの未然防止に努めるようにいたします。さらに部活動の安全対策につきましては、年度当初、学校側で十分に話し合いを行いまして、各職員と生徒が、学校が定めた安全対策上の約束事項等を共通理解した上でしっかり取り組むようにしてまいります。もちろんこれらにつきましては、グラウンド以外の体育館での部活動やほかの統合中学校でも同様のことが求められております。

一方、このような安全対策とともに、多くの部が部員数の増加となると思われまので、これまでの練習内容を見直しまして、効率よくグラウンド等の使用をする内容面の工夫がまず第一だと思っております。また、部員数がふえることによりまして、大人数を生かした練習実施や生徒同士の競い合いの機会がふえることは、今回の中学校の規模適正化のねらいの一つでもあります。お互いに高め合う効果が生かされるような練習を目指します。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） 教育長の答弁が長過ぎて、私は何をお聞きしたらいいかもう頭がパニックになりました。本当は短く簡潔にやっていただきたいんですが、盈科小学校の件、本当に教育長、私が行くまで教育長は御存じじゃなかったです。教育長としての、教育現場の長としての対応を本当に今後とも肝に銘じられまして、よろしく願いをいたします。二度とこういうことが起こらないように。

そして、盈科小学校につきましては、耐震の結果いろいろとここにありますけども、耐震の結果につきましては、芦辺町のほうがかなり悪うございます。その中でやっぱり悪いところから優先順位をつけられて改修するか、新築するかいろいろと検討なされることと思っております。

盈科小学校につきましても、もう本当に老朽化が進んでおります。耐震調査後の金額の云々によつては、私はもう本当順位をつけられて、壱岐全体、悪いところからじゃ、いろんな計画組まれて、もう改修よりも新築という格好のほうが、今後のことを考えますとそれのほうがいいんじゃないかと私個人的には思っております。

それと、小学校の件は、体育館からずっとさかのぼっているいろいろとお話をされましたが、そう

いうことは私は聞いていなかったんです。要するに、学校の校舎のベランダ側の、要するに教育長御存じだと思います、この下は。あれは、鉄筋が腐食して膨張して落ちるから、小さなコンクリートの破片が下に落ちた場合、子供に当たった場合には本当命のかかわる問題なんです。あれは、もう金は余計かからんでしょうもん。何で早急な対応ができなかったかと。体育館の改修と一緒にでもできたはずで、やろうと思えば、やれるんです、私はこの建築関係はわかりますから。

そして、武中のグラウンドにつきましては、いろいろと教育長また長々と話されました。それで、正直いいまして、私も練習も何回も見ております。それで、練習試合も壱岐高とか、勝本中学校とかあっているのも、いろいろと学校であっているのを見てきております。それで、自分の目で確かめたからこの壇上に立っておるわけでございます。どうか、今後、事故の起こらないように中学校の場合は対応策を考えていただきたい。そして、確実にその現場を押さえて、確実にことを進めていただきたい。もう一回だけ教育長、教育長としての今後の学校施設、教育施設としての対応について、心を込めての答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 児童生徒の安全のための安全な教育環境を現出するように努力をいたします。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

議員（9番 田原 輝男君） 私もこの学校施設につきましては、これで2回目の質問かと思っております。本当に前回も言いましたように、子供たちがいきいきと学べる学校施設であってほしい、そういう願いを込めまして、今後いろんな要望等について、教育長みずから対応に当たっていただきたい。冒頭に言いましたように、私個人的には、教育長、博物館の館長に一人二役というのはなかなかと思います。けども、将来を担う子供、これだけは忘れてもらいたくない、そう思い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

.....
議長（牧永 護君） 次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。一番しょっぱなに登壇されました田原議員の話を聞いておりますと、まず、何に置いても、答えは現場にしかないんだなという思いがいたしたところでもあります。ところで、歳月人を待たずと申しますが、本当にもう師走も

10日近くになりました。本当に時の経つのが早いなと思えてなりません。皆さんにとっては、今年1年がどんな年であったでしょうか。市長は、広報「いき」のコラムに、今年1年を振り返って象徴する言葉として「変化」を選択してありました。そこで、市長に対し、大きくは2項目に関して一般質問をいたします。

まず、市長のマニフェストであります壱岐市活性化政策宣言、変える白川博一の3つの改革、改革その1、みずから市民病院の改革の先頭に立ちますと宣言されております。リーフレットの一面、私、このリーフレットには愛着を持っております。市長の人徳漂う穏やかな顔、そして、最終ページには、白川博一がやる、今こそ壱岐が結集を、改革断行としてこぶしに力を込め、みなぎる情熱、得意満面の表情が印象的であります。市長、市民の多くの皆さんが、壱岐市を改革を断行するとしたあなたの熱意に賛同と期待をして、市政のかじ取り役を託されたと考えております。私も市民の一人としてそうであります。

今回の行政報告の中で、来年度以降は、九州大学の精神科医局と診療内科医局から派遣が困難であるとの通告があったと報告をされました。医師の確保、増員こそが市民病院改革の根源をなすと常日ごろから述べておられますので、改革の後退を余儀なくされるのではないかと危惧をいたし、今回の一般質問に至ったわけでございます。

市長の率直なお考えをただし、前いただきましたよね、ダイヤモンド誌の消える恐れのある病院ではなく、頼れる病院としての改革の方向性をお示しをいただき、率直なる見解を賜りたいと考えております。

それで、通告の第1点目に、市長御就任当時は、市民病院改革は加速的に進行するであろうと希望的観測をいたしておりました。ところが今となつては、頭でっかちの尻つぼみ状態に陥っているのではないかと危惧をいたしております。

一連の発言の中で、病院改革の議論は平成18年から始まっている。市民病院の役割、あり方に関する報告書は非常によくできていると長先生もおっしゃっていると。ただ、その報告書は素晴らしいけど、じゃあどうしたらこれが実現できるのかということが触れられてないという見解を示されております。どんなにすばらしくても、一步を踏み出すことがなければ決して前進はしないと。私は、10年、20年先の壱岐市の医療を見たとき、どうしても今回壱岐市民病院改革を推進したいと力強く宣言されております。しかも、病院改革委員会の方針について私は尊重をいたします。つまり答申書に沿った病院改革を進めるということです。ただし、答申書を丸呑みすることはいたしませんという認識を示されております。

また、そうした中、私の今の心境は、壱岐が生んだ偉人松永安佐工門先生の言葉に例えるならば、今やらずにいつできる、わしがやらずにだれがやるという心境であると表明をされております。

ところで、市長、在任期間は平成24年3月までですよね、今任期は。改革は可能であります。やりますと言えますか。不転の決意で答弁を求めます。

(2)に移ります。市長は、病院改革を行うには、先ほども申しましたが、医師の確保、これが最大のポイントであると、常日ごろから表明をされております。これまでも、九大、福大、久留米大学の医局と当時の議事録には5回と載っておりますが、それ以上訪問されたと考えております。

そうした中、やっとの思いで、2人の医師の招聘にこぎつけることができた。しかし、そのうち1人は幹旋会社の紹介であることを表明をされております。

市長、今現在の市民病院の常勤医療体制は13名ですよね。市長の気持ちとしては20人体制にする必要を強調されておりました。間違いないですね。しかし、現実には、常勤医師が13名から、ややもすれば来年度は10名体制に後退するようになりますよね。言うは易し行うは難し、そのことを痛感されておると考えます。何か市長の人脈を駆使して有効なカードがおありですか。改革委員会の委員さん、もしくは壱岐医師会の医師団等に協力を要請され、何らかの方策をとられてはいかがでしょうか。

さらにお尋ねでございますが、現在、市民病院に席を置いてある医師の皆さん方に医師招聘の提供、協力体制は期待できないものでしょうか。同じ医師が同じ職場の環境を変えるために率先的に取り組む、それくらいの医師であってほしいと私は考えております。批判するだけが能じゃない、私はそのように考えております。よい医療の提供は、人材の確保から始まると考えております。市長の考えと同系であります。人材は、私はコストではない、そのように考えております。病院の最大の財産であると考えておるのであります。市長、私の発言に、「この」というような否定的な考えがあれば大いに反論をしていただきたい。結構でございます。

今、2項目にわたって市長に御提案、提言をいたしました。市長の明瞭なる答弁を求めます。よろしく。

議長(牧永 護君) 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。まさに、歳月人を待たずでございます。私の残された任期も1年4カ月余りになったわけでございます。そしてまた、変化ということコラムで申し上げました。そのとおりでございます。今や政治情勢を見るにつけ、一体どういうふうに対応したらいいのかと、もう変化ばかりでございます。柔軟な考えを持って対処しなければやっていけないと、そういう時代であると思っている次第でございます。

私は、市長就任に当たりまして大きく3つの改革を掲げてまいりました。一つ目に市民病院改

革、2つ目に税金の無駄遣いの徹底した見直し、そして、3つ目に、ごみ、し尿処理計画の見直しでございます。これらにつきましては、さきに開催いたしました市政懇談会におきましても、市民皆様に御説明してまいりました。まず、税金の無駄遣いの徹底した見直しでは、無駄遣いストップの実施により、平成20年度で人件費の抑制を含めた削減効果といたしまして3億1,500万円、平成21年度で5億2,900万円の効果を上げております。また、総人件費1割圧縮につきましても、私の給与をはじめ、職員の協力をいただきまして、職員給与のカットなど、着実に成果を上げているところであります。

また、ごみ、し尿処理計画につきましても、当初80億円余りの計画でございましたが、現時点では約46億円にその工事費を抑制することができております。

そして、3つ目には、市民病院改革でございます。私は、多額の繰出金を支出しております市民病院、そして、かたばる病院を併せて見直しを図る必要があることから、市立病院改革として、平成21年8月に吉岐市立病院改革委員会を立ち上げ、あらゆる努力を行って、これまで取り組んでまいりました。具体的に申し上げますと、私自身が先頭に立ち精力的に取り組んできたところでございます。特に、医師確保につきまして、九州大学第二外科医局との関係修復は必須の課題として認識いたしまして、吉岐医師会の御助言、指導を受けながら、吉岐市の医療環境を繰り返し説明して御理解をいただけるように、大学医局に頻繁に出向きましてお願いをしてきたところでございますけれども、吉岐市に対する大学医局の見解は依然厳しく、残念ながら現在まで九州大学第二外科医局から吉岐市立病院の信頼回復をいただけるになっておりません。したがって、医師派遣までに至っていないというのが現状でございます。今後も引き続き、御理解をいただけるまで努力いたす所存でございます。

今後どのように改革を進めるのか、また、市長在任期間には改革は可能か否かとの見解をとの御質問でございます。病院改革を進めるためには、医師確保が最重要課題と考えております。今後は大学医局からの医師招聘とあわせ、あらゆる人脈や伝手を頼り、市独自の医師確保を図らなければならないと考えております。また、市民病院の経営体制のあり方及びかたばる病院のあり方について、病院改革委員会の答申を踏まえ、独立行政法人化に向けて九州大学に理事長候補者の推薦をお願いしてまいりましたけれども、現在まで推薦いただくに至っていないところでございます。

改革に向けての足踏み状態が長期間に及ぶことは好ましい状況ではございません。このような状況は今後も続くことになれば、改革に対する基本方針の見直しの必要性をも感じているところでございます。在任期間中に少なくとも改革に着手できるよう努力する所存でございます。

先ほど、一步を踏み出さなければということございまして、私は一步も二歩も踏み出しておるつもりでございます。ただ結果がついてきてない、これはもう認めるところでございます。

病院経営は、安定した医師確保が最大のポイントでございまして、安定した医師確保を図るため今回医師の招聘ができる理事長候補をお願いして、関連大学から派遣してまいりましたけれども、それがなっておりません。

関連大学からの派遣による医師確保につきましては、昨年まで九州大学につきましては、医局からの派遣は続けていただけるといふ御返事をいただいております。ところが、今回精神科医局及び心療内科医局の医師派遣中止について通告をされたところでございます。それを受けまして、直ちに教授に直接お会いして再考をお願いいたしましたけれども、現段階では困難であるというお返事しかいただけないところでございます。

現在、精神科医師の確保につきまして、福岡大学、久留米大学、長崎大学はもとより病院企業団、長崎医療センター、民間医療機関、医師幹旋会社等に紹介をお願いしている状況でございます。

今後も、大学医局からの医師招聘と併せて、島外で勤務されておられる吉岐出身の医師、また各地の吉岐人会の皆様には吉岐市の医療環境を説明し、あらゆる人脈を通じて市独自で医師確保を図らなければならないと考えております。

また、定例会におきまして、失礼しました。先ほど、音嶋議員がおっしゃいました批判だけではないということでございます。批判することが役目じゃないということでございます。本当にありがたいと思っております。一丸となって、私は医師招聘に御協力賜りたいと思っております。

また、医師はコストではなくて財産だと、同感でございます。私も、医師を多く持つことは、それこそ新病院の財産、吉岐市の財産だと思っております。特に人脈を通じて、私は今度改めて医師招聘に、今まで例えば内科がいれば内科医が必要だというときに、その内科医をどうしたら見つけようかというそういう方向で進んでおりましたけれども、今音嶋議員御指摘のようにそれではなかなかうまくいかん。

例えば、精神科の先生にこういうことで内科医の先生は御存じないですか、そういうふうなやっぱり尋ね方をして、医師の方の人脈を通じて目的とする専門医の先生を探すと。この方法をやらないかんと思っておりますし、実は医師の方々は大変お忙しい環境でございます。

吉岐出身の医師の方とぜひお話をしたい。吉岐出身の先生方に帰っていただけませんかというお話をしたい。そういうことで、この年末年始数人の吉岐出身の先生方とお会いをするようにいたしてるところでございます。いずれにしましても、医師をどうして確保するか、それに懸命に努力をいたす所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私には、市長が懸命にやろうとする熱意は伝わってくるわけですね。しかし、実際効果、効力を上げることとは別と思うわけですね。

例えば、市長は私にこうした言葉を投げられたことがあります。音嶋さん、どんなに一生懸命にやろうと思っても友だちがいない、ブレンがいないとだめなんですよと。そういう、やはり協力体制をまず構築することであろうと思います。

一家の企業において、社長がいて専務がいて常務がいるわけですね。社長がどんなに頑張っても、下部の組織、専務が一人で一生懸命にやっても、やっぱりそこに分割して協力体制をとるようなそうしたシステムをとらないと、私は組織は動かないと。

特に、医師の確保というのは、私も経験したことはございません。しかし、いろんな自治体病院の事例、そして本を読んでもみますと、やはりそこに働く職場の環境、そして人的なものがものすごくよくなければ集まらないと。私がかねではないと思う。やはり、その職場の雰囲気であろうというふうに思います。

ある人から購読を勧められまして、日本に残したい会社という本がございました。その中で、千葉県の亀田総合病院というところがございます。もう一度入院してみたい病院ということであります。それはすばらしいですね。ノーと言わないんですね。患者さんの立場に立って、クレームをすべて自分の身に受けとめて、自分だったらどうするんだ、そうした経営を理念とする病院です。市民病院もこんなふうになればなあと思いながら読んだ次第であります。なかなかハードルは厳しいと思いますわね。

しかし、市長が申されますように、改革委員会の答申を尊重すると。その尊重するという市民病院改革の目的というのは、きちっとできているわけですね。市及び、例えば例ですね、市及び病院が一体となり、市民の方に安全安心の地域医療を提供すると。

そして、医師や看護師など医療従事者の雇用を守ること、吉岐医療圏内外の医療施設との連携強化を確立すること。そしてまた、病院の経営形態においては平成21年度中に定款評価委員会設置条例など、議会の承認を得て平成22年4月から地方独立行政法人化に向け準備作業を進める、これは到底無理ということは市長も見解で示されております。

しかし、方針としてはこうしたものが出来ておるわけです。これに向けてどういうふうに進むかということでもあります。進むということは、議論をすべき、その後どういう形で議論が進められておるのかなというふうにも思います。

私は、公設公営企業会計というものを原則を知る意味で、公営とはどういうことかなあと広辞苑を引いてみました。公共団体が直接経営することと。おおそれが公営か。企業とは、だったらどうなのかと。営利を目的として持続的に生産、販売、サービスなどの経営活動を営む組織体とあります。

ですから、公営企業会計においては公的な機関で運営し、金を使い企業活動を行うことということでもあります。ですから、今現在仮に、仮にですよ、経営体質を問うならば、例年1億5,000万

円相当の赤字を計上しておるわけです。それが果たしていいことかどうかということは、私は一つは市民に問うべきであろうと思うんですね。

極端な言い方、悪いですよ、阿久根市の竹原市長あれくらいに、いい悪いは別としてですよ、市民に問う。どうしますか今から。吉崎市民病院の今後をどういう形態でやりますか。住民投票をする、今のまま、公設公営の一部適用で進むのか、それとも地方独立行政法人化を目指すのか、ひとつ市民の皆さんに問うことも経営上は一つの考え方ではないかと思えます。

まずその前に、病院をいかに存続させるのかということに視点を置くべきであろうとは思いますが。市長、再度答弁を願います。と申しますのは、やる気はわかりますが、まず医師の招聘のために、吉崎の医師会の皆さん方の協力を要請するとか、今席を置いてある医師団に、だれか市民病院を救ってくれる、だれか患者をサポートしてくれる医師はいないかと、そうしたまず医師確保の取り組みを進めていただきたいなと思えますが、まず経営形態は問いません。あとはもう市長の腹ですから。医師確保に対する市民の不安を払拭する、こういうふうにしてみたいということがあれば見解を賜りたいと思えます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど、千葉県の前田舎にある亀田総合病院、お話がありました。すばらしい病院でございます。医師が、その病院にこらしてくれと言うても、いや今医師はいっぱいでこれませんという断るぐらいの病院でございます。そのことを聞いただけでも、どんなにすばらしい病院かということがわかつております。

そういう病院を目指すということが、究極の考え方であることは間違いのないわけでございます。今、医師確保に向けての、正直申し上げて特効薬といえますか切り札といえますか、それございません。

しかし、そのことを市民の皆さんは非常に御心配なさってる、そのことも事実であります。そしてまた、首長といたしまして、幾ら頑張っても結果が出てこなければ何もならんと。これは、私はいつも言っておるわけです。100メートル一生懸命走っても、一番一生懸命走るのは、びりの方が一生懸命走るわけでありまして、トップの人は簡単にこう走るわけです。

しかし、評価されるのはトップの人しか評価されんわけですね。私は、政治というのはそのようなもんだと思ってるんです。とにかく、結果を出さなければ、途中幾ら努力したって何もならないんだという気持ちであります。

しかし、今のところ市民の皆さん方に医師は来ますよという切り札を持ちません。しかし、市民の皆さんが安心する、今私が申し上げたことと相反するわけでございますけれども、市民の皆さんがそういう御心配にならないように医師確保に全力を尽くすと、そのことを申させていただきます。

きます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 改めて申し上げます。市長、このリーフレットを見てください。これを忘れないでいただきたい、この気持ちを市民の皆さんは期待をしておるわけです。どんなにきれいな言葉であろうと、やっていただきたいんです。

私は、市民の今置かれてる立場というのは、ここで申し上げるのは失礼かと思いますが、阿久根市のリコールの結果、もっと開こうと思ったけど結果的には300票ぐらいになったと。いかに市民の皆さんと行政とのギャップがあるのかということを描いて、次の質問に移ります。

質問の冒頭ですが、ジェネリック薬品というのがジュネリック薬品となっておりますことに、通告者としておわびを申し上げます。

ところで、ジェネリック薬品とは何なのかと、聞いたことがないなと、耳なれない言葉だなどお思いでしょうか、医薬品業界では日進月歩の新薬開発競争が激化をいたしております。そうして、開発された新薬を先発医薬品と言っております。こうした新薬の開発には、聞くところによりますと20年から30年の歳月と200億円から300億円の莫大な費用を要するそうです。

そこで、お薬もほかの発明品同様に、特許申請がされ受理されれば、20年25年の特許が保証されるようになっております。その特許期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬をつくるのが可能になります。こうして製造された医薬品をジェネリック医薬品というそうです。日本語に訳しますと、後発医薬品というそうです。

ジェネリック医薬品は、既に使われておる、有効性、安全性も確かめられた成分ですので、承認までの手続は短期間で可能であり、開発や研究費、時間等コストが少ないため、薬価いわゆる薬の価格です。これは国のほうで決定をいたしますが、先発医薬品より安い価格を設定できるそうです。

私も、2年ほど前から関心を寄せておりましたので、去る11月20日10時半から、壱岐保健所において当医薬品の講習会が行われることを壱岐市の防災無線で知りました。たしか2日間にわたり、丁寧な放送があつておつたと記憶をいたしております。

当講習会に、私も興味津々として参加をさせていただきました。当講習会の参加者は、県本庁の福祉保健薬務行政室長、そして担当職員、そしてジェネリック医薬品協会長崎県支部の役員の方、そして壱岐保健所の職員の方と思われる二人が主催者、受講生は何と私を含めて、私のいとこで薬剤師をしております二人でございました。私は、正直唖然といたしました。

吉崎市役所の担当部局の職員すら姿がない、当日は土曜日であり、市役所は休日ですね。率先する職員みずから、豊富な知識を習得して議論を経て普及に努めていこうという気持ちがないのかなあと思った次第であります。情けないなと思いました正直。

主催者の皆さんに問いかけてみました。寂しいですよええ、申し上げました。すると、皆さんが参加しやすいようにとのことで土曜日に設定をしたのですがねというお答えが返ってまいりました。

そうした中、説明を聞いておりますと、国、県においては、ジェネリック医薬品のシェアを2012年までに30%に引き上げたいという指針を示されておるということを知りました。

末端組織である市町村に周知徹底がなされない中で、目標値を設定しても到底達成不可能ではないでしょうかね。そう申し上げましたら、いかんともしがたい表情で私のほうを向かれました。実現への日々というのは、日々の積み重ねがなくてできっこありませんよ。いわば、きれいな言葉、きれいな文句を並べただけで、それが美辞麗句に過ぎませんよね。

私は、今後保険医療費の増大、少子高齢化社会が怒涛のごとく差し迫っている中で、被保険者に医療費縮減を願う有効な手だてをなし得ると考えております。もっと、啓蒙啓発を積極的に推進をする、そうした保険者の住民の皆さんを土俵に上げる、そういう土俵づくりをすべきと考えておりますが市長の見解をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ジェネリック医薬品普及に関する市の取り組みについての御質問でございます。

私仕事でございますけれども、私も慢性疾患を2つもっておりまして、ジェネリック医薬品を使っておるところでございます。ジェネリック医薬品とは、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことでございます。

国において、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資することから、普及促進に向けた方策が打ち出されているところでございます。長崎県におきましては、関係団体からなるジェネリック医薬品使用促進協議会が設置され、実態調査、アンケート調査の実施、研修会等が開催されるなどの対策が講じられております。

吉崎市におきましては、国民健康保険加入者におけるジェネリック医薬品の取り組みについて、毎年5月の保険証更新時にパンフレット及びジェネリック医薬品希望カードを同封しております。これでございます。

これには、ジェネリック医薬品希望カードはどう使うの、そういうふうにしておりますので、まず国保の方は毎年5月にこれをもらっていらっしゃる。そして、そこにいろいろジェネリック

医薬品を活用してみましようという呼びかけもされております。

ですから、まずこのことを申し上げておきたいと思えますし、その中にジェネリック医薬品はいかんよという方もいらっしゃる。それは、医師が不可という印鑑を押すということになっておるわけでございます。そこで、希望者カードを提出して相談してみましようということも書いておるところでございます。

それから市報、これは市報の4月号でございますけれども、5ページにジェネリック医薬品カードのことについて言及をさせていただいております。そういったことで、市は足りないと言われればそれまででございますけれども、それなりの広報をしているというところでございます。今後は医師会に御相談をいたしまして、ジェネリック医薬品を使用した場合と現在のいわゆる新しい薬品を使った場合の差額などですね、それを御本人にお知らせするような状況が、体制が整えられたなと思っております。

本市の国民健康保険財政は、昨今の経済状況等の影響によりまして所得の減少等によりまして税収も伸び悩み、基金の取り崩しを行っておりまして、本年はやむなく税率のアップもお願いし運営している状況でございます。

今後、増加する医療費の適正化を図るためにも、ジェネリック医薬品の普及について医師会、薬剤師会など、関係機関と協議を行っていくとともに、市民に対しましても引き続きジェネリック医薬品の周知、啓発を図ってまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 言われたとおりですが、啓蒙啓発が私は現段階では不十分ではないのかと。ですから、今後取り組みを積極的にしていただきたい。そうしますという返事がいただければ、すぐよかったわけですね。

仮に例を申し上げますからね、例えば高血圧の薬を1日1回1錠、例えば先発医薬品で83円70銭、ジェネリックの場合は23円40銭ですよ今。1日当たり60円30銭浮くわけですね。そして、仮にこれが1年間ずっと、慢性病ですから1年間続けた場合は、3割負担の場合で8,370円、ジェネリックを使った場合では2,190円、6,570円自己負担にしても軽減されるわけです。

さらに、今度は健康保険、いわゆる7割出しますね、7割出すわけですから、そうした場合は仮に、もう時間がございませんので、1年間あれすれば1万3,540円浮きます。

ですから、こうした事例も踏まえて財源には限りがあります。入るをはかりて出るを制すといえます。入ってくるとを考えると、出ていくとはもう限りがあるわけですから、入ってくる金がないわけですから、いつまでも国債市債だけを限りなく出しますか、増発しますか。それではで

きないから、こうしたことも皆さん方に啓蒙していただきたいというのが私自身の気持ちであるし、そうすることが今後のあり方ではないかなと。

それは当然、先発医薬品を保険料、いわゆる被保険者は権利があります。何を使っても権利があります。しかし、それだけでいいのかと。自分でできることはやはり自分も協力していくと、そうした体制づくりが必要ではないかと思えます。

私も、ここにジェネリック医薬品希望カードというのがあるわけですね。初めて見ました。私が認識不足と思えます。ここに、皆さん方これ知ってあった方手を挙げてください。

皆さん、アンケート結果にも載っております。皆さん御存じでない方もいらっしゃるわけで、ここはわざとあえて手を挙げないと。厚生委員会の方は皆さん知ってあるはずで、あえて手を挙げないという方もいらっしゃいます。そうしたことをもっと啓発していきましょう。市長どうでしょうか、啓発していきましょう。まあうんうんと言ってありますから、多分していただけるものと確信をいたしたいと思えます。

最後に、市長に覚悟を持っていただきたいということで、エールを送りたいと考えております。それは、幕末の偉人であります西郷隆盛の遺訓30条にこうしたくだけりがございます。ちょっと読んでみます。命も要らず、名も要らず、官位も金も要らぬ人は始末に困るものなり。この始末に困る人ならでは、甘苦をともにして国家の大業は成し得られぬなりというくだけりがございます。

命も要らん、名も要らん、地位、名誉も要らない、金も要らんというような人は処理に困るものであると。このような手に負えない大人物でなければ、困難を一緒に分かち合い、国家の大きな仕事を大成することはできないというふうに要約できるのかなと思っております。

今、世相は艱難辛苦の思想であろうと思えます。市長のマニフェストの、1面の穏やかな顔、そして3面の闘志みなぎる姿で改革断行の揺るぎない推進を願って私は一般質問を終わりたいと考えております。何かコメントがございましたら、市長よろしく願いをいたしたいと思えます。
議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 音嶋議員には、いつもすばらしい言葉をいただきましてありがとうございます。勝海舟に対する言葉だったのかなと思っておりますけれども、本当に（発言する者あり）のことを言うた言葉だと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそのマニフェストの冊子、そのときの顔と今と目つきも顔つきも変わったというような批判も受けておりますけれども、そのマニフェストに掲げたことについては、今日まで揺るぎない信念を持っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再会を 11時30分とします。

午前11時18分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 中村出征雄君） 通告に従い、大きくは2点、7項目について市長にお尋ねをいたします。

では、早速本題に入らせていただきます。質問の1点目、壱岐市内のし尿くみ取り業者の許可状況及び新規許可についてであります。質問の2点目と関係がありますので、あえてお尋ねをいたします。

（1）壱岐市内のし尿くみ取り業者の許可状況について。旧町別の許可業者の数と収集区域の指定等はどのようになっているのかであります。

ちなみに、石田町では、石田町内の1業者と郷ノ浦町内の1業者、2業者に、地域を指定して許可されていると私は理解をしておりますがどうなのか。そして、他町の許可状況はどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、（2）浄化槽清掃業者の許可について。同様に、許可状況等はどのようになっているのかについてであります。多分、し尿くみ取り業者の方は、すべての業者の方が浄化槽清掃業の資格を持っておられると思います。

浄化槽清掃業許可業者の数は、し尿くみ取り業者の許可数と同じだと思いますがどうなのか。また、地域指定はあるのか。それとも、浄化槽設置者が業者を選定できるのかどうかについてもお尋ねをいたします。

次に（3）、これから新規にし尿くみ取り業あるいは浄化槽清掃業の許可申請があった場合、新規の許可は可能かどうかについてもお尋ねをいたします。

以上、3点について市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番、中村出征雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の市内業者の許可状況でございますけれども、郷ノ浦町内2業者、勝本町内2業者、芦辺町内2業者、そして石田町内には1業者でございますけれども、議員御指摘のように収集能力の関係から、石田町につきましては郷ノ浦町内の1業者が一部の区域を兼務しておりまして、市内の総許可業者数といたしましては7業者でございます。

次に、収集区域の指定につきましては、郷ノ浦町と石田町の2町につきましては、合併前の旧町時代から区域の指定がございます。現在も、旧町時代の指定区域に基づいて収集業務がなされております。なお、勝本町と芦辺町の2町につきましては、旧町時代からそれぞれ町内全域を許可区域といたしておるところでございます。

次に、浄化槽の清掃についての許可は地域指定があるのかというお尋ねでございますが、浄化槽の清掃につきましては、先ほど申しましたし尿収集運搬許可と同様でございます。旧町時代からの許可区域に従って今日に至っておるところでございます。

次に、新しい、いわゆる新規参入が可能かということでございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条におきまして、市町村は毎年一般廃棄物処理計画を定めなければならないこととされております。計画を策定しておりますけれども、その計画の中では処理は許可業者により行うものとされております。

さらに、新規許可につきましては、次の3つの要件がございます。まず第1番目に、現在の許可業者で収集運搬が困難であるとき、2番目に、処理計画に適合するものであること、3点目に、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確かつ継続して行うに足るものとして、環境省令で定める基準に適合するものなどでなければ許可してはならないこととされております。

したがって、将来的人口予測に伴う発生量の予測と、下水道、浄化槽の整備による処理量の減少等の見込も考えますと、現在の7業者で十分に対応できているものと考えておりまして、新規許可は困難ではないかと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） わかりました。通告はしておりませんでしたが、し尿くみ取り業の浄化槽清掃業の許可年限、複数年の許可か、それとも毎年毎年の単年度許可かについてもお尋ねをいたします。

また、し尿くみ取り料金は許可条件の中に明記されているのかについてもあわせてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 許可の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可のいずれにつきましても、2年毎の更新となっております。それから料金の問題でございますが、市では料金について決めておるわけではございません。ただし、業者から料金改定の要望等がなされた場合に、準公共料金でもございますので、市民負担軽減のために市が意見を述べさせていただいておるところでございます。

参考でございますけれども、直近の改定状況を申し上げますと、平成20年2月21日に壱岐市環境衛生協同組合より料金改定の要望書が提出されまして、20年7月1日より市民への周知期間を経て料金の改定をいたしております。

理由といたしましては、燃料費の高騰、その前の改定が平成10年4月1日ございましたから、10年間の据置であったということでございます。以前は230円、これは36リットル230円、10円値上がりになりまして36リットル当たり240円というのが現行でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） し尿くみ取り料金については、多分旧町の時代は町の条例で定めていたのではないかと思います。そしてまた、合併浄化槽の清掃料については県の環境衛生協同組合ですかね、多分2つの業者があるのではないかと思います。浄化槽の清掃料についてはその団体が決められていたと思います。

それからもう一つは、平成24年の4月に新しいし尿処理場が稼動となります。そうすると、勝本、芦辺、石田地区のし尿については、先ほども20年の7月から改定をされたということですが、当然業者の方の運搬距離が遠くなり、くみ取り料金の値上げの話がまた出てくるのではなからうかと考えますが、その点についても市長のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

それから、先ほどから、それぞれ町によって清掃業者あるいはし尿くみ取り業者を選定できる場所とできない場所とありますが、若干こう設置浄化槽の場合、し尿浄化槽の設置業者を選定できるようにしてもいいんじゃないかという考えも私は持っておりますが、その点についても再度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今度1カ所に集約されるということで、初山地区になるわけでございますけれども、運搬距離が長くなるんじゃないかっていうことでございます。

それにつきましては、いろんな理由があって業者の方から料金改定の要望がなされた場合には、

先ほど申し上げますように意見を述べさせていただくということでございまして、市から見直しの協議を持ちかけるということはないと思っております。

それから、先ほども準公共料金でもございますからそういう対応をしておりますと申し上げました。以前は条例があったやに聞いておりますけど、現在では条例はございません。

それから、3点目の合併浄化槽を設置した業者が（発言する者あり）その辺については具体的な例になりますので、言及を避けさせていただきたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 1点目については十分理解をいたしました。

次に、質問の2点目、新しいし尿処理場の完成後の勝本、そして石田の自給肥料供給センターの運営についてお尋ねをいたします。

この点については、平成18年9月定例議会で前長田市長、そして平成21年、昨年3月定例議会で白川市長に同じ質問をいたしました。今回が私は同じ質問で3回目となります。来年度末には、新しいし尿処理場が初山に完成をいたしますので、この辺の2つの自給肥料供給センターについては、ある程度明確な答弁をいただきたくお尋ねをいたします。

平成17年の1月に吉野市廃棄物処理施設整備検討委員会が設置をされ、吉野市の将来の廃棄物行政の基本方針については、同年4月15日に答申がなされました。基本方針によりますと、国、県の指針に基づき、し尿処理施設については、現在の各町ごとの処理施設を1カ所に統合して、水処理方式で1日当たり処理能力96キロリットル、24時間運転とする。勝本町の自給肥料供給センターについては、家畜専用に転用する。芦辺、石田の自給肥料供給センターについては、耐用年数も来ているので廃止するとの方針でありました。旧石田町では、今から20年ぐらい前に、その当時、町の基幹作物でもある畜産経営に環境汚染と公害防止対策が緊急の課題であり、また、長年の懸案事項でもありましたし尿処理を畜尿と同時に処理する施設として、平成元年度広域畜産環境対策事業により、し尿処理施設としては、全国で初めての農林省の国の補助事業として採択がされ、整備をされました。

当時、吉野での農業も、土壌管理の粗放化や化学肥料への過度の依存が起因して、地力は年々低下しておりました。本施設から生産される液肥は家畜とし尿の混合することにより、肥料の三要素である、すなわち窒素、リン酸、カリの肥料成分が安定をしており、これを耕地に還元し、資源の有効活用により、これまで地力の増進と有機農業そして、農家経営に大きく貢献をしてきたところであります。

そうした観点から、次の4項目について市長にお尋ねをいたします。（1）勝本、石田の自給肥料供給センターの処理能力及び現在一日当たりのし尿、畜尿それぞれどのようなようになっているの

か、まずお尋ねをいたします。

次に、(2)勝本の自給肥料供給センターの運営についてであります。現在は、し尿と畜尿を処理してありますが、昨年の3月定例議会の市長の答弁では、将来は壱岐市全体の畜尿のみを処理する計画であるとの答弁でありましたが、畜尿のみで稼働するだけの畜尿が集まるのか、どの程度の量を見込んでおられるのかお尋ねをいたします。

また、先ほども申し上げましたとおり、肥料成分を考えたときに果たして畜尿だけでいいのか。新しいし尿処理場完成後、どのように運営されようとしているのかお尋ねをいたします。

次に、(3)石田町の自給肥料供給センターの運営についても、昨年の定例議会で私は質問いたしました。そのときの市長の答弁では、今後稼働の方向で進める。畜尿とし尿を混合するかどうかについては、今後検討するとのことでありましたが、新しいし尿処理場完成後は、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

また、石田地区の農家の方の要望は、ぜひとも先ほどから述べたとおり、今の処理方式で、し尿と畜尿の合併処理を望んでおられ、私もそうすべきだと思えますが、市長はどのようにお考えかあわせてお尋ねをいたします。

次に、(4)今回過疎地域自立促進計画が提出されましたが、その自立促進計画との整合性についてお尋ねをします。過疎法の延長で今回の定例議会に自立促進計画が提案されました。その計画書の中身を見ますと、石田町の自給肥料供給センターについては、解体して緑化するとなっております。それについて、その整合性についてどういうことかお尋ねをいたします。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

議長(牧永 護君) 白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) 中村議員のし尿処理施設完成後のいろんな質問でございますけれども、まず最初に処理能力についてのお尋ねでございます。現在の処理能力についてのお尋ねでございますけれども、勝本町の自給肥料供給センターの処理能力は、1年間で8,000トンでございます。現在の一日当たりの処理量は、し尿が20トン、畜尿1トンでございます。石田町の自給肥料供給センターの処理能力は、年4,380トンで、現在の一日当たりの処理量は、し尿11トン、畜尿3トンでございます。

次に、完成後どのように運営しようとしているのかという御質問でございますけれども、勝本町自給肥料供給センターは、年8,000トンの処理能力でありますけれども、計画では、壱岐市汚泥再生処理センター完成後の平成24年4月以降の勝本町自給肥料供給センターにつきましても、市内全域の畜尿のみを処理する計画でありました。現在、市内全域から畜尿がどれだけの量を集めることはできるのか等について、さらに検討しているところでございます。施設の運営

についても、23年度中に方針を決定したいと考えているところでございます。

また、畜尿だけ原料として液肥の成分であります、特に問題はないと考えておるところでございます。

先ほど申しますように、畜尿が現在では石田が1日3トン、勝本が1トンというようなことでございまして、とてもこれだけでは及ばないわけでございますけれども、他の量等についても調査をしなければいけないということでこのようなお答えをせざるを得ないというところでございます。

次に、石田の農家については、現在の方法を続けてほしいという御要望でございます。昨年3月の定例市議会一般質問では、中村議員の御質問に対しまして、石田町の自給肥料供給センターにつきましては、畜尿専用にするか、糞尿と混合するかということについては、今後検討させていただきたいと申し上げました。その後、今年3月の定例市議会での議員の一般質問の答弁の中では、勝本町自給肥料供給センターの処理能力は年8,000トンで、現在の畜尿の自給肥料での処理状況は、勝本、石田施設のみで、その処理量も減少している。処理量減少の要因としては、養豚農家の減少、近年の新築牛舎は、尿だめを必要としないつくりになっていることが考えられます。現在、郷ノ浦町内と芦辺町内の畜尿の収集は行われておりませんが、石田町の施設の存続は今後どれだけの畜尿を集めることができるかにかかっております。畜産農家の畜尿の現状を見ますときに、なかなか集まらないのではと懸念していることを御説明し、既存の施設利用等については、平成22年度中に調査研究すると申し上げたところでございます。

既存の施設利用につきましては、現在も調査研究を重ねているところでございます。新し尿処理施設完成後の石田町自給肥料供給センターでの畜尿とし尿の混合処理についてでございますけれども、壱岐市循環型社会推進地域計画によりまして、壱岐市のし尿処理は、いわゆる初山の施設に集約し、処理することで国の承認をいただいております、壱岐市汚泥再生処理センターの処理能力は一日当たりおっしゃるように96トンとなっております。市内全域のし尿、下水道汚泥、浄化槽汚泥を処理することとされておりますので、自給肥料供給センターで、し尿と畜尿あわせて処理することになりますと、壱岐市汚泥再生処理センターの処理能力にも影響してくることになりますので、現在の計画どおり、壱岐市汚泥再生処理センターで処理をしなければならないということを申し上げます。

議員がおっしゃるような明確な答えになってないということは十分承知の上でお答えをしておるところでございます。

ところで、石田町の整備計画では、現在の計画では緑地化することになっておって、整合性がないじゃないかと。片や存続したい、片や解体するというところで整合性がないじゃないかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、過疎地域自立促進計画の中で、この

計画をすべて実行するというのではなくて、毎度そうするときには、その補助に該当するようにということで上げさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 先ほどから述べたとおり、現在の石田町の自給肥料供給センター方式は、し尿、畜尿と一緒に処理して、環境を全く汚染することなく、自然環境にやさしく、公害も出ず、そしてまた、有機農業に大きく貢献をして、この方法は本当に私は一石三鳥と思っております。耐用年数が来たので廃止するというのは、余りにも私は公費の無駄遣いで、民間であれば、耐用年数が来てからいかにその施設を長く使用するのが最も私は有効な利用方法で、それが、会社の利益につながっていると思います。そしてまた、耐用年数といっても、石田町の自給肥料供給センターの場合は、し尿、畜尿を投入して調整する調整槽、液肥を成熟させる成熟槽の設置場所は非常に地盤もかたく、岩盤で、鉄筋コンクリートで永久的とは申しませんが、かなりの期間は私は大丈夫であると。機械器具等、特にポンプ等を定期的に更新すれば、これからも十分活用可能であると考えております。

それから、壱岐市で発生したし尿は先ほど市長の答弁では、初山のほうですべて処理するというようなお話でありました。私は、国の縦割り行政の弊害の一つであると思います。私は、導入については、柔軟にやはり対応すべきと思います。石田町の自給肥料供給センターはし尿処理場ではなくて、自給肥料を生産する施設であり、資源を有効活用して自給肥料供給センターにし尿を投入するというのは、私は何ら問題なく、これから国のほうとも十分私は協議させていただいて、地元の方がぜひともし尿と畜尿と合併して処理してくれという強い要望でありますので、畜尿だけであれば、先ほど石田の場合は1日3トンということですから、もう継続する価値はないと思います。そして、また、勝本町自給肥料供給センターに1カ所となりますと、現在石田の自給肥料供給センターには3名の従業員がおられて、1人が畜尿の収集、2人で液肥の散布をして、1日平均たしか私が聞いた記憶では、散布は8件から10件と聞いております。これは、もし勝本、1カ所となりますと、勝本町の施設より、それぞれ壱岐全体の畜尿を収集するのに遠くなり、そしてまた、散布するのにもかなりの時間を要します。むしろ維持管理費は燃料費、焼却費、その他人件費を加えると、恐らく石田の場合を比較すれば、私は3倍以上の維持管理費がかかると思います。そうしたことで、農業経営が厳しい中、石田町自給肥料供給センターには、ぜひとも、郷ノ浦にし尿処理場ができたからという全部持っていくのじゃなくて、私は国と県とも十分協議、今からでもされて、ぜひ現行方式でまだ十分対応できると思いますので、今後、国、県に働きかけて、現行方式を継続されることを特に市長に申し上げて、ちょうど12時になりましたので、この辺で私の質問を終わりますが、最後の市長の考え方、国、県にそういったことを相談す

る気持ちがあるのかないのか、その点について再度答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 平成17年に現計画を立てられる、17年から計画のあった、その今の建築中の施設が壱岐のすべてのし尿を持っていくよということで希望の決定をなさっている。そして、環境省の許可もいただいている、それが完成する前に、いや、壱岐のし尿は例えば半分しかもっちなかんよと。それは、やっぱり過大投資になるでしょうし、中村議員がおっしゃる、液肥が必要なんだということはわかります。わかりますけれども、計画はこういうふうにするよ。できる前に、いや、変更しますよと。私はその話は、国が幾ら縦割り、横割り、縦割りといいますが、少なくとも最初は計画どおりにそれを実行しなければ、国から壱岐市は何しよるか、それこそ信頼関係がなくなるんじゃないかならうかと思えます。ただ、中村議員がおっしゃるその方法、方策について、いや、だめだよと、私が言い切るわけではございません。いかに液肥をふやしていくかということについては、今からお互いに御相談していきたいと思ってます。ただ、今この時点で、し尿を石田に持っていきますということは、私の口からは申し上げられないということは、行政は継続でございます。一度決めたことは、だれが市長になっても、それ貫かにかんことであるから、御理解いただきたいと思ってます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 市長の気持ちは十分わかります。当然、廃棄物処理計画で基本方針が出て、しかしながら、そうすると、恐らく石田町の自給肥料供給センターはもう廃止せざるを得んと思えます。当然勝本町一本でなる。本当に私はし尿をどうしてもできないというのがちょっと理解に苦しむわけですが、少なくとも今後、十分再度検討してもらうことを、昨年私が3月に市長に一般質問したときには、し尿と畜尿を一緒に処理するかどうかについては、今後検討するということを言われて、ちょうどそれから1年過ぎたら、もう方針どおりだからできないというのには、若干私は理解するのに苦しんでおりますが、ぜひとも私は石田町のこれまでの方式を存続できるように最大限の努力をされることを要望して、私の質問を終わります。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって中村出征雄議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時とします。

午後0時04分休憩

午後 1 時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、18番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 市山 繁君） 午前中お疲れさんでした。午後は私が1番ですから、よろしくをお願いします。

18番、市山繁は、市長に対しまして一般質問を行います。

質問事項は3点ですが、小さく項目で要旨として上げておりますので、順次質問をいたします。

先ほど午前中に同僚議員から市民病院については質問がございました。そしてまた、あとも何名かの方々が市民病院について質問がございまして。市長もその中で一生懸命努力しているんだが非常に困難であるというような御答弁もございましたが、まず、私はその1項で申し上げたいと思いますが、以下関連がございまして、これから先に上げたいと思いますが、通告の要旨は非常に長いようではございますけれども、市長とお話をしておられるような気分で書いておりますので、よろしくお願ひいたします。

1項目は、市は任命しておる齋藤顧問様と九大病院に壱岐市民のだれかはわかりませんが、投書があったことを9月議会の同僚議員の質問の中で知ったわけでございますが、内容についてはわかりませんが、市長の非常に憤慨されておった様子から見て、壱岐市の資質が問われるような、また、壱岐の信頼を損なうような内容と推測されておりますが、これに対してその後、齋藤顧問さんや九大病院とお会いになったと思っておりますけれども、その対談される中で、表情とか対応に変化はなかったかどうかお尋ねをいたしたいと思っております。

また、齋藤顧問には、大変多忙の中に来島も厳しいので、必要なときには田川市民病院のほうに出向いているということでしたが、向こうに行かれてもゆっくり対談ができていますかどうか、そしてまた、報告の中で市民病院の経営状況は、当然のことでございますけれども、壱岐市民病院の今後の方針計画等についても資料をもって検討されておられるのかどうか。そして、いられるなら、どのような計画案を持って行かれておられるのか、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、2項目は、精神病院関係でございますけれども、これについても、また同僚議員が質問されると思っておりますが、私なりに質問いたしたいと思っております。

壱岐市の医師の確保も厳しく医師の招聘と医師の存続も危ぶまれるときに、重大なことが起こっています。九州大学病院より派遣といいますが、招聘の精神科の指定医師が九大病院でも不足している。そしてまた、内科も不足しているということで、来年4月以降の派遣は困難との通達がっております。これは、市民病院にとっては大変なことではございますが、そしてまた、市民

病院としての医療の役割が果たせなくなるというようなことになります。指定医師が継続できなければ当然あと1人の医師も引き上げとなるとだろうと思っておりますが、精神科医は、そうすると無医師になるわけでございます。精神科の入院患者が現在38名ぐらいいらっしゃるわけですが、入院されておられますが、外来患者さんも35名ぐらいいられるようでございます。精神科医が無医師になると入院患者は結局難民となるわけですが、壱岐島民で受けられる病院は、たしか1つの病院ぐらいしかないと思っておりますが、确实ではございませんけれども、医師の引き上げに伴って九大病院がこれを受け入れていただけるのか、そして、たとえ受け入れたとしても、島外となると、家族も非常に大変であると思っております。そして、外来患者さんも診察もできなくなる。新年度はもうすぐ目の前ですが、市長も医師確保に一生懸命努力はされておりますけれども、これは非常に急務でございます。そしてまた、指定医師の招聘ができない場合の患者の対策はどのようにされておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、病院改革についてでございますが、病院改革については、市長も、市行政の諸問題の山積する中で、市長として、そして、市長自身のマニフェストの実現を目指して努力されておりますけれども、これは、実現できて当たり前です。そして、できなければ批判を受ける、これはもう市長の宿命であります。前も申しましたが、マニフェストの実現には、相手と状況の変化がついてくるのです。実現できないからといって、すべてが私は市長の責任だとばかりは思っておりません。病院改革も同じですが、市長もマニフェストでは、医師確保に当時自信を持ってやってこられました。今としては、そうしたことは、私はもう問題にしておらんわけです。一生懸命やっておられます。しかし、そのマニフェストが実現できないからといって、そうした問題ばかりを取り上げていってはいけないと思っておりますが、この厳しい時代は行政、そして、市長、議会、市民、そしてまた、いろんな関係者が英知を結集して協力されて初めて実現するものでありますから、私もこれには一生懸命取り組んでいかなければと思っております。

改革はだれかが思い切って提案せにやできないわけでございますので、私も次のことを申し上げたいと思っております。

そこで、病院改革は今日まで全適、そして、独法と検討されておりますが、医師体制も不十分なときに申しましたように、管理者や理事長の選任も非常に厳しく、このような状態では市民病院としての医療の責務が危惧されます。全適では、病院の職員の意識改革もなかなか難しく、現在では難しいようでございますし、独法となると、職員が自分の身分の保護のために、非常に組合の対立がございます。独法では、その作業も非常に簡単ではなくて、時間と予算も必要となってくるわけでございます。現在、長崎県知事も離島医療には非常に力を入れております。各離島も指導を受けながら改革に進んでおるようでございます。この際、私は、以前のことは別といたしまして、元の離島医療圏組合、現在の地域再生病院企業団に加入されて、そして、九州大学や

他の大学の協力をいただきながら、県の指導のもとに協力をいただきながら、病院事業の確立のために私は確立を図るべきと思っておりますが、その点、お尋ねをいたしたいと思っております。

以上、一応そこまでです。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 18番、市山繁議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。市民病院についての現状と改革案等々の御質問でございます。9月議会で申し上げましたように、九州大学病院長、そして、第二外科教授及び齋藤先生に吉岐の市民の方ではなかろうかと思われる方から怪文書が送られておりました。大変残念に思ったわけでございますけれども、その直後3人の先生方には謝罪と釈明をいたしまして、これまで構築してまいりました良好な関係が悪化しないようお願いをしてきたところでございます。

さらには、10月に九州大学第二外科を訪問した折に、またしても、私が9月議会において発言した内容の一部を取り消した報道、その新聞が第二外科の先生の手元に届いておりました。私は、どうしてこのようなことをなさるのか非常に残念で仕方がない思いでございます。

ところで、齋藤先生につきましては、現在、田川市立病院事業管理者として御勤務をされておりますけれども、顧問受諾の条件といたしまして、独立行政法人化などの医療経営に関しては可能な範囲で相談に応じるけれども、医師の招聘については、それは難しいということが条件でございました。齋藤先生の御公務など考慮いたしますと、顧問受諾の条件も当然のことと判断いたしまして、可能な範囲で市民病院の経営に関して御相談させていただくという内容で御就任していただいたところでございます。

以前申し上げましたけれども、報酬はなしということで、旅費のみということで、それも条件でございます。

御質問のように、理事長や医師の御紹介をいただいておりますけれども、8月中旬には、齋藤顧問から経営分析による具体的な問題点などを含めた御助言をいただきまして、指摘事項について、病院関係職員で経営改善策を検討して、9月中旬に齋藤先生へ、その御質問の内容の御返事を申し上げましたところでございます。

また、今月の市議会終了後、齋藤顧問と改めて面談をいたしまして、検討した経営改善策などについて、御相談する予定をいたしておるところでございます。

次に、精神科のことでございますけれども、議員御指摘のように、精神科の指定医という方がいらっしゃらないと、入院患者様にとって大変なことになるわけでございます。3番、音嶋議員の御質問にも答弁いたしましたように、精神科医師の確保については、関連大学の福岡大学、久留米大学はもとより、長崎大学、長崎医療センター、長崎県医療政策課、病院企業団、民間医療

機関、医師就職斡旋会社、また市民病院に以前勤務されたことのある精神科医師など、あらゆる関係機関と人脈を通じて確保に努めているところでございます。一日も早く精神科指定医を確保いたしまして、市民病院で療養されている患者さんと御家族の御心配を払拭しなければならないと考えているところでございます。この入院患者さんに対しまして支障が出るということは何としても避けなければならないと思っているところでございます。

次に、マニフェストに掲げた改革の中で、経営体系の地方独立行政法人化に向けて、それに固執するなということもございますけれども、これまで独立行政法人化に向けて理事長を求めてまいりましたけれども、九州大学に御支援をお願いしてきたわけでございますが、今まで実現をいたしておりません。このたびの九州大学からの常勤医師の派遣中止と、今後常勤医師確保が困難な状況の中で、これからの方針を考えますと、壱岐に医療を残すことが第一義であると、改めて認識をしておるところでございます。

議員御指摘の昨年の国の地域医療再生交付金につきましても、県単位の県が策定した地域医療再生計画に基づいて、病院企業団で構成される対馬・五島地区、県北地区の2つの医療圏に医療再生基金としてそれぞれ25億円の交付がなされております。また、来年度の国の予算要求も医師不足対策と医師の地域偏在の解消に向けて、地域医療再生支援センターを県単位の設置する計画が予定されております。県においては、今年度福祉保健部に医療人材対策室が新設されまして、医師確保を含めた医療政策が今後ますます県を中心に進められていく状況でございます。

今後は、壱岐医療圏も長崎県の傘下で医療政策を図る必要があると考えております。議員の御提案も含めて改革に対する基本方針の見直しの必要性を感じております。これらはすべて先ほどおっしゃるように、相手があることでございます。環境の変化にすばやく適用して対処しなければならないと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） この第1項については、私も以前徳島病院の院長の塩谷先生とお会いしたときに、こうした投書とかいろいろについてはよくあるそうでございますけれども、その中にも激励とか批判とかあると。もうこれは考えたらきりがいいわけですけども、激励はありたがく、そして、批判はその要望とかということに私は取り直して、自分の方針、方向性を確実に実行していくと、熱意を持っていくと、それだったら人に関係はないと。そういう人はもうそういうことに限っておるわけですから、そういう気持ちでやっていただきたいと思っておりますし、そしてまた、齋藤顧問さんを任命するときには、そうした医師の確保といいますか、推薦ができることを期待して任命されたというふうに思っておりますが、全国的にこうした医師不足でありまして、九州大学病院もそれは例外ではなく、非常に厳しいと私は思っていますが、管理

者や理事長の選任の紹介も厳しい中で、理事長は医師に精通された方が医師を紹介していただくというような話になっておりますので、そうしたことで、理事長の紹介もということになりますと、そうした責任と負担が非常に多くなってきてございませう。そうした難しい中に、なかなか医師の精通した方はおらんと私は思っておりますから、それを除いてのそうした理事長だけでもというような適任者がおられるのかどうか、それをひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、精神科医になりますと、この精神科の医師の指定医師というのは、ちょっと調べてみましたら、処置入院、そしてまた、医療保護入院ということが、これ指定医でなければできなわけです。そうしたことの中で、指定医がいない場合は、別な精神科の人でも派遣かなんかしてでもらうて、そして、どの程度のその治療ができるのか、指定医が全然おらなければ、もう全くその精神病院患者の入院とか外来の診療ができないのかどうかお尋ねをいたしたいと思っておりますが、そして、そうした指定医が招聘ができれば何の心配することはないわけでございますけれども、外来をそうした対応が家族でできるのかどうか。そして、できないということになると、やはり近隣で治安が非常に厳しくなってくるときもあるわけです。そうした例もございました。そうしたことで、壱岐の市民病院の中で、どこがそうした精神患者を受け入れてくれるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、今、地域再生病院企業団に加入されることですが、それは、ただ加入されるかどうかかわからないし、加入してもすぐ医師ができるのかも私もわからないわけですけれども、壱岐市は加入しておるわけでしょうが、それで、病院が加入していないのは壱岐だけですから、私は加入はできるとじゃないかと思っておりますけれども、そうした企業団の設立のときに、加入の呼びかけはなかったのか、そして、また加入申し込みはされなかったのかどうか、その点をお尋ねをしたいと思います。

そして、企業団は、独法とは職員の取り扱いも違うわけです。県の職員並みといいますが、そうしたことで保障されておまして、職員はそのまま移行できるというようなことも聞いております。そして、退職金の準備も要らないということでございますから、職員にとっては市の職員ではなくなるわけですけれども、独法とはちょっと違うということです。

そして、先ほど市長もおっしゃってございましたけれども、対馬では、そうした企業団の指導をいただきながら、対馬地域病院運営協議会と協議で、対馬いづはら病院と中対馬病院を統合して厳原病院は介護保健施設として再利用をしております。そして、透析器も8台から14台に増設をしております。そして、上対馬病院の療養病床の24床は13年度で廃止すると。そして、中対馬病院は解体するということになっております。そしてまた、五島についても、上五島、これは青方にあるわけですが、研修医が2名派遣されるようになっておるようでございます。

そうしたことで、私は加入してもメリットばかりはないと思っておりますけれども、加入の手続とか加入金の必要はあるのかどうか、そして、加入されているのかどうかということでごちょっとお尋ねをしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、齋藤顧問の件でございますけれども、齋藤顧問につきましては、第二外科出身でございましたために、そこの関係修復のためにということも一つございました。もちろん指導もそうでございますけど、そういった点だったところでございます。

それから、理事長候補が医師以外でもいいのかという御質問でございますけれども、私は、やはり医療の世界というのは、やはりプロフェッショナルの場所でございます、理事長はぜひ医師の免許をお持ちの方という気持ちをいたしておるところでございます。

次に、企業団の御質問でございましたけれども、現在、吉崎市は企業団には加入をしておりません。そこで、先ほど申し上げますように、企業団に入るべく、やはりそれも一つの方法だと思っておるところであります。特に、先ほど申し上げますように、今県を中心に各県が医師を確保するという動きになっておりますから、今のところ、吉岐は正直申し上げて、福岡の方向を向いておるもんですから、やっぱり長崎のほうを向いて医師の確保はせにやいかんのじなかるうという気がいたしておるところでございます。

そして、精神科医のことをちょっと申し遅れました。病院に精神科の指定医がいなければどうなるのかと。普通の精神科の医師の方がいらっしゃれば、現在入院をしている患者さんには大丈夫なんです。ところで、指定医がない場合の問題といたしまして、入院措置といいまして、この方は精神科に入院をしていただくにやいかんという方、それを措置といたしますと、ある意味強制的な入院になりますけども、それは、指定医が2名で協議の結果措置入院ということになります。吉岐には、もう一方指定医がいらっしゃるもんですから、あとお一人指定医がいらっしゃらないと、それができないということでございます。

それから、患者が入院を拒否して、医師が入院治療を必要と判断し、保護者の同意を得て入院させる、これは保護者の同意を得て入院させるというのが保護入院となるわけでございますけど、この医師は精神指定医でなければならぬと。それから、任意入院、患者が任意に入院する場合のときに、患者は患者の意思で退院ができるんですけど、患者が退院するといっても、継続入院が必要であるというふうな場合に、72時間退院制限をできるのは指定医だけであると。それでも、3日間しかできんわけですけど、あと入院患者の重症化したときに、拘束や12時間以上の隔離の指示を与えるのは指定医のみであると、こういった指定医じゃなければできない項目が4項目ほどございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 齋藤顧問さんについては、結局理事長が医師に精通した人、それは、私はもう前から言うように、それが一番いいわけですけども、もうどうしてもおらん場合は、そうした関係のない、医師の推薦はできなくても、そうした例えば理事長がおりますよという適任者があるかどうか聞いたわけですから、それはもう精通した人に一番越したことはないと思っております。

それから、今の精神科医については、私もちょっと調べたとおり、先ほど言うように、措置入院、それから、医療保護入院、それから、任意入院というふうになって、指定医がおらなければ強制的に、暴れる人間たちは強制的に入院はできないということになっておるわけですけども、その指定医がおらない場合は、その市民病院の中には、そうした患者さんはおられないわけですか。そしてまた、資格を持っていない方でも、今の市民病院の精神病院の患者が対応できるのか、外来ができるのか、もう一回ひとつお願いしたいと思っております。

それから、企業団、私は、壱岐市は、離島医療圏に加入しておったから、そのまま加入、移行しとると思ったが、加入しておらんわけですね。そうしたら、その加入手続としてはどういうふうに考えておられるかどうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 現在、38名入院患者がおります。措置入院が1名、保護入院が7名というふうに把握しております。

それから、企業団への問題でございますけれども、企業団につきましては、壱岐市民病院が4町入っておりますけど、当時の町村組合が入ってなかったと、いわゆる壱岐公立病院が入っていなかったという経過から、入れていただいていないという状況でございます。

それを、その加入につきましては、現在、矢野企業団長という方がいらっしゃいます。その方あるいは医療政策課等々とお話しておりますけれども、当時加入をする加入をしないということは、ちょうど病院の建築時期に当たっておりますいろいろな問題があったようでございますけれども、現在では支障はないという、100%ないではございませんけれども、こちらがそういうふうに申し出をすれば受け付けていただけるものと理解しておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） この企業団でも、県が非常に、中村知事も力を入れております。そして、いろいろの補助金でも企業団に流れておるわけですね。そうしたことで、対馬でも今度

は76億4,900万円ですか、あれを活用して病院の研究ができております。

そしてまた、今離島の医師が10万人に168人ですかね、そうしたことをあと3年間、15年には182名にしたいという、県知事もそうしたことに力を入れておりますから、ぜひ私は企業団に加入してそうした、加入というか研究されて、そして御指導いただきながら医師の壱岐の増員の確率を図っていただきたいというふうに考えております。

それでは、市長どうですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 実は、齋藤顧問も、先ほど申します矢野企業団長と非常に懇意にされておまして、提言として壱岐市民病院は企業団に入るべきじゃないかという御提言も受けております。今、市山議員の御提案もございます。前向きに考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 次に移ります。かたばる病院の件でございますが、これにつきましても、後で同僚議員からも質問があるようでございますが、まず先般のかたばる病院事務長の事件については、本人は事務長としての自分の地位、そして立場、責任も見失って住居侵入罪に問われたことは非常に残念なことでございます。

特に、病院事業その方向性の厳しいときに、恥ずかしいことであると私も思っております。そしてまた、処分については公務員の罰則規定、また他市の事例等検討された結果の処分との説明でございましたが、これは一般市民には公務員という恵まれた職にあるだけに、皆さんやっぱ納得がいかん処分と私は考えておりますし、これは民間ならばもう即クビということになるわけです。そうしたことがございます。

そしてまた、今犯罪の処分を見ますと、犯罪の中でも加害者保護はあっても被害者保護は非常に少なく、泣き寝入りの方が非常に多いように私は見受けておりますが、当事件の被害者の女性は障害はあっていないと聞いておりますが、精神的ショックも大きいと私は聞いておりますが、被害者がそのための治療が必要になった場合の補償等は生じないのか。また、現在は被害者はどのような容態であるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

そして、2項については方向性でございますけれども、かたばる病院の方向性については、10月に医師会の協議が開催されて11月8日に報告があったと聞いておりますが、医師会では医師、看護師の確保、後継者の問題、国の方針等が不透明なために結果として受け入れは無理で、責任は持てないということでした。

そして、意見としては、市では非常に無理であろうと。行政の力を得なければというような意

見もございますが、市長はどのようにこれを受けとめられておるかお尋ねいたしたいと思っています。

そしてまた、3項4項については、以下関連でございますがわかりやすく上げております。かたばる病院長が、今年度で退職されるとお聞きいたしておりましたが、非常勤医師の派遣によりまして1年から1年半くらい院長の退職が延期されておると聞いております。

また、1年過ぎれば同じようなことになるわけですが、一時しのぎのようであります。今後、どのような考えをされておるかお尋ねをいたしたいと思っております。

そしてまた、4項目、私が以前も質問いたしました、2つの病院の経営は無理と。そしてまた、現在は不採算部分の補助金で経営ができておるわけでございますが、これが来年皆無になります。医師会も協力できないということになると、独立した1つの病院として医師、看護師のすべての体制は現状どおりでやらなければいけない。48床の患者数では、経営は当然私は無理であるというふうに思っています。

そこで、私は先般かたばる病院は市民病院に移転、新築して経費節減を提案いたしましたけれども、諸条件の規定があって実現できませんでしたが、国の補助金も皆無となり、自立の方向性を私は今回とるべきだというふうに思っています。

現在、市民病院の精神科の利用されていない、いつも話題に上がっておる20床の空席があります。この際、これを医療療養病床として活用して受け入れはできないものか。そしてまた残りの、48床あるわけですから28人の患者は民間病院、あるいは老健施設に転院できる方法ではないものかと考えておりますが、市長の御所見を伺いたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今回のかたばる病院の事件についての被害者の保護についての御質問にお答えをいたします。

先般の事件におきましては、被害者の方に対しまして市の施設で、そして市の幹部職員が住居不法侵入を犯したことについて、大変申しわけなく思っております。被害者の方の精神的な衝撃及び苦痛はいかばかりかと心配申し上げましたところでございます。

市としては、事件の発生しました住居から別の宿舎へ移っていただいて、心の不安などを解消すべく対応を事件の早期段階からさせていただいたところでございます。現在は、被害者の方の心の動揺も安定しておりまして、以前同様元気に仕事に励んでいただいているとの報告を受けておりまして、安心しているところでございます。

被害者に対する補償等の御質問でございますけれども、補償請求がありました場合はしかるべく対処してまいりたいと思っております。

次に、市の医師会とかたばる病院の今後の方針についての協議結果についてということでございますけれども、彦岐の医師会からかたばる病院につきましては、市民病院並びに民間病院の後方支援病院としての役割を担っていただいております、失礼しました。担っており、医療療養病床としての必要性はわかるが療養病床の今後の不透明さ、また現状のかたばる病院の経営状況を考えると市として継続することは困難と思われ、福祉施設への転換等については行政側で判断願いたいという回答がございました。

つまり、医療療養病床として残してほしいけれども、市としては無理じゃないか、そして、しかし医師会としてもそれを受け取るわけにはいかんという、こういう内容でございます。

かたばる病院の方向性につきましては、現在急性期病院の後方支援病院としての役割を十分果たしている一方、医師確保の困難性や経営状況に加えて国の方針の不透明さを加味すると、方向性を判断する上で大変苦慮しているわけでございます。

いずれにしても、市独自で医師確保ができない状況というのがございます。彦岐医師会の御意見を踏まえまして、早急に結論を出したいと考えておるところでございます。

また、かたばる病院について、現在常に48床が満床状態でございます、市民病院並びに民間病院の後方支援病院としての役割を果たしております。そのような中にありまして、医療体制としましては常勤医師が院長一人の状態であり、常勤医師確保については大変厳しく、民間医師斡旋会社から非常勤医師を招聘して運営している状況でございます。

現在の院長先生が勤務していただける間は非常勤医師で運営できるものの、長期間常勤医師確保が困難な場合には病院運営が難しいものになると考えております。先ほども申し上げましたように、医師会の御意見を踏まえかたばる病院48床をどのようにするのか、早急に結論を出さなければならないと考えているところでございます。

また、かたばる病院の今後の方針と、医師会の彦岐には2つの病院は無理であるという御指摘でございます。以前は、急性期の病院と慢性期の病院というのは一緒には成り立たないというか、望ましくないぞという意見がございまして、私もそうかなと思っておりましたけれども、今議員御指摘のように2つの病院を運営する困難さ、そしてまた現在の実情を考えましたときに、かたばる病院の方向性につきましては彦岐医師会の御意見を踏まえまして、議員の御提案の意見も含めて結論を出したいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 先ほどの公務員の事故については、私公務員はいわゆる厳しい関門の中から合格された優秀な職員でございます。人間は、結局間違いはあるわけでございますが、公務員であるべきということを忘れて起こした罪、自分でまいた種は自分で責任をとるとい

うことが私は大事とっておりますし、何も市長の処分とか懲罰委員会の処分を待たんで責任をとって即自分が辞すべきであると、私はやめるべきであるというふうにも考えております。もう民間ならそういうふうになります。

そして、部下の事件のために上司が一々責任をとっておったら、そらもうきりがいいわけですから、職員に自己の職をよく再確認させて、そして自分は市民の代役であると、そして市長が言うようにトップという気持ちを持って徹底教育すべきである、そして市民に信頼される市職員であってほしいとっております。

公務員は、懲戒免職にならないと退職金は支給されるわけですから、それだけでも民間より恵まれておるわけですから、公務員は自分に厳しくあってほしいと私もっております。

そして、先般も話があってございましたが懲罰委員会も、きのう新聞見よりましたら長崎のほうでも民間から2名は構成委員に入れるということになっております。まだ13市のうちに2市くらいしかそういうふうになっておらんようでございますが、ぜひこれは実行していただきます。長崎の場合、弁護士が2人はいっておりますね。そういうことでございます。

そうしたことで、かたばる病院の方向性については私述べたとおりでございますから、一つ検討をされて、この20床の空き室も十分活用できるような方法をとって、医師が一緒になれば幾らか手助けもできるし、そういうことでありますから、一つの病院で無理ですから、そうしたふうに考えていただきたいとっております。

次に、時間の都合で進みますが、第3項は国民宿舎壱岐島荘の改修工事と展望台浴場の増設工事についてでございます。

先般、国民宿舎壱岐島荘の耐震補強工事及び建築基準法不適合部分の改修とリニューアルについての見込みの説明がございましたが、耐震診断の結果、意外といいですか幸いいいいますか、完璧に近い強度でございました。耐震改修と建築基準法の不適合部分、その改修工事を行えば建築自体は30年から40年は大丈夫という設計士も言われておるようでございます。

そこで、建物自体は老朽化しておるのでリニューアルの計画がなされておるわけでございますが、耐震工事費が1,100万円、そして基準法不適合部分の改修費が1,000万円です。合計2,100万円であるわけでございますが、この見込金額はリニューアル、耐震、そして不適合工事で1億2,000万円から1億5,000万円と、余裕を見て1億5,000万円というふうになっておるようでございますが、1億5,000万円から耐震工事の2,100万円を引きますと1億円から1億3,000万円となるわけですが、この中に設計費の450万円はもちろん含んでおるんだらうと思っておりますが、含んでおるのかどうか。そしてまた、1億円以上の改修工事の内訳を概略知りたいと思っております。

そしてまた、次に、展望台の浴場増築についてでございますが、私が展望台増築、浴場の増築

を提案するのは、今の観光客はすべてぜいたくな気分を味わいたいということです。

また、競争時代でもございます。温泉地は、浴場がメインでございますが、以前は湯本温泉は湯治の感覚であったわけですが、現在は観光目的でお湯とおいしい料理が楽しみで壱岐に訪れておられると私は思っております。

そういうことで、壱岐は癒しの島壱岐、そしてまた海と緑のロマンの島ということでPRされておりますが、癒しとは大体私たちもそうですが、よそに行って、癒しというのは満足感を与えるということでございます。

そうした壱岐島荘のような景勝地で、ホテルにはふさわしいところ壱岐でも少なく、島外でも余りこうした景勝地はないと思いますが、そうした立地の恵まれたところを活かさねば私はいけないと思っておりますし、満足感があれば口コミで集客、また来るし、リピーターもつながってくると私は思っております。

現在の浴場は、地下において3階のお客や宴会の老人会、そしてまた湯ノ本来られた方々は障害者の方が階段の乗降が非常に大変と言われております。今、どこでもバリアフリーが要求されておりますが、幸い耐震工事も合計2,000万円ぐらいでございますので、今回ぜひやっていただきたいわけですが、今回無理であれば年次でも結構ですが、この増築計画をぜひやっていただきたいというふうに考えておりますので、市長。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 国民宿舎壱岐島荘についての御質問でございます。議員おっしゃったように、壱岐島荘は昭和44年に建築をされております。当時の建物でございますから、40年以上たっておりますから大変心配をいたしておりましたけれども、非常に丁寧な建築をしていただいていたんだと思います。申されるように、30年から40年は2,000万円程度の補強工事で大丈夫だということで安堵したところでございます。

ところで、この改修工事についての御質問の中で、設計費は含まれているのかということでございますが、設計費450万円につきましてはこのリニューアル改修見込額、一応1億2,000万円から6,000万円と幅を持たせておりますけれども、この中に入っておりますのでございます。

また、1億円以上の改修内容につきましては、申し上げますと工事監理料、地上デジタルテレビ導入、屋上防水改修、手すり改修、外壁・内壁改修、源泉庫改修、源泉庫ですね、温泉の泉源です。合併浄化槽導入、上下污水配管がえ、高架水槽の改修、窓網戸設置、厨房配膳板設置、食堂テーブル交換、食堂照明器具交換、トイレウォシュレット、センサーライト設置、廊下階段センサーライト設置、放送設備改修等の合計でございます。

次に、展望浴場を増設したらどうかという御意見でございます。集客の向上を図る意味では、

非常に素晴らしい提案であると思っておるところでございます。確かに魅力的な御提案でございますので、構造上の問題やお湯の量、あるいは設置経費等の問題もございますので、議会の所管の委員会とも御相談させていただきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） それで、もう内容は大体わかりましたが、大体の予算額を知りたかったわけですが時間がございませんから、個室のニーズも多いわけですね。

それで、私は3階はベットにされないよりしたほうがよいと思いますし、3階の10畳は、結局洗面所ぐらいは、今洗面所もトイレも共同でふるも共同でしょう。それでやっぱ、洗面所とトイレぐらいの部屋は、3階は2つあるんですかね10畳が、そのくらいはして。2階はあれでいいですけども、していただきたいなというふうに思っておりますし、またできるところは通してでも可能なところはやっていただきたいというように考えております。

そして、展望台については、これは国民宿舎がよくなると民間の人が困るというようないろんな話も聞いておりましたが、それは私はもう逆な考えだろうと思っております。宿泊施設が一体となって温泉のまちづくりをしなければ、これから発展していかないと私思っておりますし、そのためにはやはり行政がそうした手助けをして、そして理解を得て集客力の向上に私は努めないといけないと思っております。

そして、次なんです、地下の浴場も当時の浴場で、行って見ると、そら鉄分の関係もございしますがもう真っ赤なレンガのようなことで、非常に清潔感がございません。この間もJTBの方が来られたそうですが、頭をひねりよったよというような話も聞いておりますが、そういうことで、やはりその当時の浴室と今の浴場との感覚は皆さん違いますから、あそこ改修できたら改修して、この予算の中に入ってるかどうかわかりませんが改修をして、家族風呂も石を2つ3つでも置いて、やっぱ岩風呂ぐらい、一つは小さいですがこっちは大きいですから、そうしたらやっぱセンスを持った感覚をみんなに示さんと、やっぱお客ができんと思っております。そういうことで、ひとつ市長もう1回御意見を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 個室といいですか、ツインとかあるいはシングルとかいったいわゆるビジネスホテルみたいな感じの部屋も正直考えました。ところで、今おっしゃる3階だけが家族が泊れる部屋だそうございまして、その需用非常に大きいということも聞いております。また、もろもろの個別の問題については一生懸命研究をさせていただきたいと思っております。

それから、吉岐島荘がよくなることで湯ノ本のまちのお客が奪われるというような、私はまさ

にそれは議員と同じ考えでございまして、飲み屋がぼつんとあってもそこに行かれんわけですね。やっぱり3つも4つも並んでいる、だからそこにお客が集まるという私は考えを持っておりますから、壱岐島荘がよくなれば湯ノ本がよくなるんだという考えでおります。そういう啓蒙というか、そういう考えもぜひ皆さん方に述べていきたいなと思ってるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 私は3階をと申しましたのは、やっぱり個室になると若い人が泊るわけですね。そうしたことで、風呂の階段におりるとかそうしたことが楽であるということですから、3階が家族が多かったら2階でもリニューアルしていいと私も考えております。

それで、今言われた湯ノ本開発については私はまだいろいろ構想を持ってるわけですが、そのとおりなかなかいきませんが、壱岐島荘から言いますと、壱岐島荘がお客さんがふえると次の旅館にも回しもされるわけですから、やはり足を引っぱるとかじゃなくてどこでも行かれるような状態をつくっていかんと、観光は幾ら宣伝しても受け皿が主ですから、ひとつよろしゅうお願いいたします。

これで質問終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって市山繁議員の一般質問終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再会を14時とします。

午後1時47分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 深見 義輝君） 通告に従い、5番、深見が市長に対して大きく2点、1点は将来的な展望、そしてもう1点はたちまち、緊急の課題ということで、この2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず1点目は、健全な行財政についてです。

壱岐市が合併して、早くも6年になります。市長も、合併後のさまざまな諸問題に苦慮されたと思いますし、合併してもう合併前に戻ることもできず、未来を担う子どもたちのためにも壱岐

市が合併してよかったと言えるような将来に向けた市政を遂行するに当たっては、まず健全な財政運営を図らなければならないのではないのでしょうか。

先日、広報「いき」の12月号が家のほうに配付されておりましたので見ていたところ、中の記事の中に壱岐市のやりくり事情として平成21年度の決算が記載されていました。その中に、壱岐家の家計簿としてわかりやすく解説されていて、やりくりは大変だなあと感じた次第です。

これを詳しく読みますと、壱岐市の収入は自主財源である給料は乏しく、いかに国からの地方交付税、そして国や県からの支出金、つまり上からの親の仕送りによって成り立っていることがわかります。

さて、このことをどれだけ多くの市民の皆さんが関心を持って読んでいただけたのだろうかと感じました。その中に、興味深い記事として普通交付税と公債費の推移の見込みの中で、普通交付税は合併後10年間、合併前の4町分の特例措置がなされており、11年目の26年度から5カ年で段階的に縮減されていき、31年度からは本来の壱岐市の普通交付税となります。現算定で約20億円の減額だそうです。そういった記事が書かれていました。

今後のことですので、国政の状況においてはどのようになるかなあという思いがありますが、今日の国の財政状況を考えると約20億円の減額は余儀なく、そのことにより壱岐市は非常に厳しい財政運営となるのではないのでしょうか。

そのような中に、今後壱岐市の将来を見きわめた財政計画はどのように進められているのか、そしてそのスケジュールはどのように考えられているのか、また経過措置後の新たな交付税を考えるとさらなる行財政改革が必要かと思えます。

そのためには、市民の御理解と職員の協力が欠かせないと感じますが、今後どのような形で理解を求められていかれるか、又財政のコスト削減を図るには、まず行政のスリム化が必要であり、特に多くの公共施設と分庁方式はその障害を来たしていくのではと考えられますがいかがでしょうか。

今回、機構改革で新行政推進室の設置が提案されましたが、今後推進室において調査研究されていかれるのか。

以上、市長として現時点でどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（牧永 護君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番、深見義輝議員の御質問にお答えします。

健全な行財政についてという御質問でございますけれども、議員御質問のとおり普通交付税は合併後10年間、合併前の4町分の特例措置がなされております。合併11年目の平成26年度から5年間で、1割、3割、5割、7割、9割と段階的に縮減されていきまして、平成31年度

からは本来の香岐市の普通交付税の算定となり、現算定で約20億円が減額となる見込みであります。

今後、将来を見きわめた財政計画スケジュールの考え方についての御質問でございますが、長期的な姿勢に立った義務的経費及び経常的経費の抑制をはじめ、全般的な事務事業の見直しなどを通じて健全な財政運営を行うために、具体的には中期的、いわゆる5年でございますけど5年間の財政運営指数を策定して、財政構造の改革に取り組むことで香岐市行財政改革実施計画、集中改革プランの中で本年度の策定期間に向けて掲げておりまして、その方向で進めておるところでございます。

また、中期計画以後の合併16年目の平成31年度までの間につきましては、見通しとして掲げる方針でございます。策定後は、国の動向並びに経済情勢等によりまして策定計画見直しを行い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の早期健全化基準団体に陥らないよう、健全な財政計画の策定を行う所存でございます。

地方交付税の動向といたしましては、本年度の地方交付税は円高・デフレ対応のために緊急総合経済対策に基づきまして、平成22年度の国の補正予算増額で普通交付税における雇用対策、地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等によりまして、本年度の普通交付税が1億6,337万円余りが昨日追加交付がございました。したがって、本年度の普通交付税の交付額は今まで最高の100億2,266万6,000円でございます。

また、平成20年度から普通交付税に算入されている別枠分がございますけれども、これが国の財政難という理由によりまして、平成23年度から廃止の方向で検討されております。もし、これが別枠分が廃止されますと、6億4,000万円程度の減額になる見込みでございます。このように、地方交付税制度も国の財政状況で変動いたしておりますので、策定後も折々に見直していかなければならないと思っております。

市民や職員に対して、新たな交付税措置に向けたことに対してどのように理解を求めていくのかという御質問でございます。

行財政改革につきましては、無駄遣いストップをはじめ、本市行政経費削減のために懸命に取り組んでまいりました。政策評価の実施による事務事業の見直し、学校統廃合の推進、そして総人件費の1割圧縮に向け、私を含めた職員給与のカットなど、精力的に取り組んできたところでございます。

しかし、議員のご指摘のとおり、地方交付税の合併算定替えにつきましては平成26年度から段階的に縮小され、平成31年度からは期限が終了し、現在の算定で約20億円の減額となることが予想されます。こうしたことから、今後さらなる行政経費の圧縮を強い決意と意思で実行していかなければならないと思っております。

これにつきましては、職員にもこの状況を十分理解し、人件費の削減を含め相当の努力と我慢を重ね、そして市民皆様にも補助金の減額などをはじめ御理解をいただかなければならないと考えておるものでございます。

こうした合併算定替えが終了すること、約20億円が減額になることなどは、市政懇談会でも市民皆様に切々と訴えてきたところでございます。また先ほど議員おっしゃいました市報12月号においても、わかりやすく周知を図ったところでございます。職員につきましても、現在、そして将来の財政状況などについて、職員との意見交換会、予算編成説明会など説明を行っておるところでございます。

今後、折を見て壱岐市ケーブルテレビ、4月から開局いたします。活用いたしまして、市民皆様に十分御説明をしていきたいと考えておるところでございます。（「スリム化もう言ったかな、スリム化」と呼ぶ者あり）

失礼しました。行政のスリム化につきましては、これまで最小の職員数で効率的な行政運営を行うため、課の統廃合などを進め平成21年4月1日から現組織体制での行政運営を行ってまいりました。

しかしながら、様々な市民ニーズの多様化、そして地方分権、権限委譲、さらに国における新たな政策の実施などによりまして、業務量が多くなっていることも事実でございます。さらなる行政のスリム化については、こうした行政の需要を十分考慮し進めていかなければならないものでございます。こうしたことから、今回の組織機構の改正などを行いまして、状況を分析し研究していかなければなりません。

また、現在採用しております本庁分散方式は、現在の庁舎の状況、また各町地元への配慮などいたし方ない面もあるかと考えておりますけれども、やはり現在の方式では行政のスリム化というのは限度があると考えております。

このことから、田原議員に午前中申し上げますけれども、お話いたしましたとおり新庁舎の建設について、将来の財政負担等を含め研究する時期に来ていると考えておるところでございます。

新行政推進室の分掌事務は、地域主権改革に向けた行政体制の整備に関する事及び職員の意識改革に関する事としております。地域主権改革は、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的にかつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革でございます。

具体的には、自治事務のうち法令により縛られている事項、例えば施設公物設置管理の基準、協議、同意、許可、認可、承認、計画の策定等につきまして各自治体の条例で定めたり、国の関与を受けずに独自に許認可できるなど、地方の独自性が発揮できるようになります。

そのためには、地域主権時代の市役所の担い手といたしまして、高度な専門的知識、技術、政策形成、法務能力及び地域の中に飛び込んで様々な人々と円滑なコミュニケーションを図ったり、情報を収集する能力などを持った人材の育成、いわゆる職員力を持った人材の育成が急務でございます。

したがって、新行政推進室では職員力アップ及び職員意識改革を重点的に取り組んでまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 先ほど市長の答弁の中でありました義務的経費ですね、これ市報の中の21年度決算の中にも載っているとおり、人件費の抑制それは一般職の特例減額、その他職員のカット等でかなりの削減をされております。

ただ、その中に義務的経費にあるのは人件費、扶助費、公債費、この中で、やはり扶助費と公債費は今後増加の気味があるわけですね。ですから、人件費カットした分はこちらのほうに算出に向くということで、これはかなり、事務的経費ですので必要経費ですのでかなり厳しい状況にあるのではないかと私も思っております。

ちなみに、性質別の算出決算書というのが、市報にもありますように公債費で21年度で32億円ですね。これが、市の試算で合併特例債の返済が加わりますと、一番大きいときで平成27年度に36億円、かなり膨大に増えてきますし、そして平成30年度から20億円の減ということで、やはりかなりこう厳しい運営情勢になると思います。

特に、21年度の補助金といったらおかしいですけども、各諸団体こういった団体に出してる金でも20億円、極端に言えばこの20億円がぱっとなくなるわけですよ。そのときに、市民に本当に理解してもらえるものだろうか。やはりこれは、5年また5年の見直しの中期計画ではなく、やっぱり将来的な長期計画をもって、そしてその中で2年3年の中期計画で少しずつ理解を求めていくほうがよくなかろうかと私は思うんですけども、そういう中で、本年度は歳出が262億円ということで非常に莫大な歳出ですね。

先般、市長から新聞の切り抜きをもらいましたように、それは投資的経費、特に大型事業、そして昨年行われました緊急雇用事業、先ほども市長が言われますように、そういった臨時的交付金がやはりあったということで、かなり収入のほうもあったということで投資もできております。

ただ、通常は大体220から240億円の壱岐市の歳入歳出が、大体そのくらいの今までが行われてきておりますけども、それでもやはり20億円というのは1割減ですよ。やはり、簡単に考えることには少しふぐあいというか、難しい面があるのではなかろうかと思っております。先ほども言いますように、地方交付税の20億円の減額はやはり壱岐市の財政にとっては非常に

厳しい。

それで本年度は、さっきも言いますように投資的経費、つまり普通建設事業経費が新聞の記事によりますと、壱岐市の住民1人当たりの公共事業費は約26万円、全国で1位ということで非常にうれしい反面、それも飛び抜けたトップだったですね。

ただ、もう大型事業がここ2年3年でなくなりますと、これがぐっと下がってくるとは思いますが、そういう状況で全国的に不況の中にあるとですけども、壱岐市においては公共事業が件数が若干減ってはいますけども、どうしても先ほどから言います大型事業があるということで景気の成り行き、低迷というのが鈍いような状況にあるのではなからうかと思っております。

そういうことで、やはり市民に対し、どれだけ市民の人たちが不況に対する危機感を抱いてるのだろうかと私自身思っております。もしですよ、地方交付税の20億円も減額になったときですよ、壱岐市のやりくりのために減額予算を組まなければならない、組まなければならない、組まざるを得んとですよ。

そのときにですよ、ある程度5年越しの中期計画があるとですけども、国の状況によってはやはりこう急激に削減ということもありますし、やはり長期的にやっぱり平成30年に向けた長期的な財政計画を作成し、作成するだけではなく、先ほどから言いますように市長は5年ごとの計画ということですけども、もう短期で効果と改善を図り、それが将来的に現実味があるようにやはりシミュレーションしていく必要があるのではなからうかと私自身思っております。

そして、その情報は広報でもいいし、来年から光ケーブルでテレビジョンもできますから常に市民に情報を発信して、やはり市民協働型の市政運営をさらなる実行すべきと思いますが、また先ほども言いますように、今後は国の動向においてはさらなる減額が予想されるのではないかと思っておりますし、本来ならば財政力に乏しい自治体、特に離島においては国がしっかりした形で財政を支援するのが当然だと思っております。

市長、ぜひとも国益として国境を守る離島の大切さと厳しさを国や県につないでいただき、またあわせてさらなるやはり財源を求めていかなければならないと思いますので、そういった交付税措置があるなら今後検討して、考えていただければと思いますので、市長何かありましたらよろしく願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御指摘のように、私は足腰の強い市を堅持して行って、次世代にそれを確実につながないかんという強い気持ちを持っております。

したがいまして、先ほどおっしゃった経常収支比率の少しでも下がるような、そして投資的経費が少しでも使えるようなそういった強い財政をつくらなければならないと思ってるところでご

ざいます。

先ほど申されましたように、平成21年度において住民1人当たり日本一の公共事業を壱岐市はやったわけでございますけれども、恐らく前回申し上げましたけれども、今年度も46億円の光ファイバー網をやっておりますので、恐らく私は2年連続日本一になるんじゃないかなと思うところがございます。

ところで、その20億円という金額、わかりやすく言いますと、12月号でおわかりのように20億円というのは壱岐のすべての税金の合算額が20億円でございます。それほど大きな金額が将来減ることが予想されるわけございまして、そういったことを踏まえまして国に対しまして今一生懸命要求をいたしておりますのは、離島、特に外洋離島、国境離島について、経済水域をこれだけ持っておるんだと、防衛の関係もあるんだと、ぜひ離島に対する交付税をふやしてくださいというお願いをいたしております。

今可能性として強くなっておりますのが、海岸線の長さを交付税の算定に入れるよというそういう具体的な項目も上がってまいっております。それから、離島は産業について、本土と同じ土俵に立てないということから、ガソリン税の減免を離島はしてくれというお願いもしております。これは、近いうちに、何らかの情報が来るのではなかろうかと思っております。

また、御存じのように、離島航路の運賃の低廉化の問題、このことについても強力に取り組んでいただいております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長も先ほどおっしゃるように、市税、昨年度で22億円、やはり、この分だけが減額になるわけですかね、そうすれば、非常に、壱岐市の経済というのは、財政というのは、かなり厳しくなりますし、2年間、来年まで投資的経費を保つでしょうし、これを下げれば下げるほど壱岐の経済というのは、かなり落ち込んでくる状況になります。だから、ある一定の投資計画はしていかなければならないので、やはり、これを大きく削減することもできませんし、その分は、やはりいろんな中で改革、特に、最初言いましたように、公共施設が非常に多い、その経費というのは、かなりの額にもなるし、また、いろんな団体の補助金等もあります。そういったもろもろもあわせて、やはり、市民に理解を求めていかなければ、非常に厳しい状況になるのではなかろうかと思っておりますので、その辺、今後の中期、長期計画の中で折り込んでいただければと思います。

ずっと言いますけれども、市長は、常に、壱岐市の財政状況は将来的に厳しさを増していくと言われております。しかし、今の段階では、その状況を判断しにくいわけですよ、私たちも。将

来的に、10年後に国の状況がよくなれば、ひょっとしたら20億円減額はならないかもしれないし、今のところ、それは無理だろうとは思っていますけれども、そういった中で、やはり、今後は、市民にやはり無理なお願ひじゃないですけど、理解を深めていかなければならないと思います。行財政改革を実行するに当たっては、非常に大きなエネルギーが要ります。そのエネルギーの原動力は、どうしても市民の皆さんの御理解です。特に、やはり、先ほどから言いますように、家の収入が1割減少すれば、その家庭の家計簿は大きく変わりますし、転ばぬ先のつえということで、8年後壱岐市が路頭に迷うことがないように、健全な行財政運営をよろしくお願いいたしまして、2番目の質問に移ります。

次に、2点目の質問ですけれども、堆肥センターの運営についてです。

壱岐市の経済を支える基幹産業の中で、畜産業は全国から注目を浴びるまでに成長しました。本年は、宮崎の口蹄疫問題で心配はしましたが、大事に至らず安心しております。

さて、旧芦辺町るとき、公設民営で、JA壱岐市が管理する堆肥センターが、箱崎本村触にあります。7月だったと思いますが、隣接の地域住民と農協と、たしか市の担当課もこれには出席されていたのかなとは思いますが、恒例に実施されている公害対策協議会があります。その中で、家畜ふんの収集業務が、市の運営する施設と民間の施設の収集業務において、地域間格差が生じているという問題が出されたと聞いています。その会議の中で、今後は両方で協議・調整していくという方向で終了したと聞いていますが、その後、どのように調整、検討されたか、話しによると、いまだまだ結論が出ていないようですが、市長は、状況をお聞きになっておられると思いますので、御答弁のほどよろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 堆肥センターの運営についてでございますけれども、家畜のふん尿の運搬経費等々のことであるかと思っておりますが、堆肥センターは、現在、壱岐市が運営しております堆肥センターとして、平成11年から12年度に整備をいたしました石田町堆肥センター、そして、平成20年度から21年度に整備をいたしました郷ノ浦町堆肥センター2カ所がございます。また、それとは別に、農協運営として、芦辺町箱崎地区の堆肥センターがございます。収集料金につきましては、市運営の堆肥センターが1トン当たり300円でございます。農協が経営しております堆肥センターは1トン800円でございます。収集範囲につきましては、市運営の石田町堆肥センターが石田町一円、郷ノ浦町堆肥センターが郷ノ浦町と勝本町一円となっておりまして、農協運営の堆肥センターは、芦辺町一円となっております。建設時に、それぞれの計画において、収集範囲が決定されておりまして、収集料金についても旧町時に決定されておりますけれども、運営主体が市とJAということでございまして、収集料金に格差が生じております。

経営者によって収集料金が変わっておりますけれども、結果として、地域間格差が出ているという状況でございます。

市は、原料収集料金を運搬経費という位置付けをしておりますして、原料をいかに多く集めることができるかが重要であると考えております。料金設定につきましては、堆肥センター運営協議会の意見調整の結果を踏まえて、条例で料金設定をしているところでございます。

一方、農協施設の収集料金につきましては、JA 壱岐市、これは経済団体でございます、において設定されたものでございます。議員御質問の民間との利用料金の格差調整ということでございますけれども、この件には、条件に多少の相違があることから、多少の相違といえますが、経済団体がやっていることと、行政がやっていることということで、非常に、その調整には難しいものがあると思っています。時間も要するかと思っています。しかし、同じ畜ふんの収集に、これだけの差があるということは、私はやっぱり問題だと思っているところでございまして、前向きに検討してまいりたいと思っておりますけれども、経済団体が、それによって赤字をもし出るからということで、その料金の引下げに応じられなければ、調整は市を上げるということにしかならんなど、そういうことも、やっぱり視野に入れにやいかんなどという気もしておりますし、そういう面も含めまして、非常に難しい問題があると。ただ、しかし、この問題を、今まで放置をされてきておりますので、俎上に上げるということはお約束したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） この問題の相違は市長も認識されてあるということで、私も理解しますけれども、同じ畜産を経営する農家が、芦辺は、民間の業者さんしかとってもらえない、ほかの地域は、合併前になかった地域もありますから、それは、合併後の協議のことですけれども、そちらは、市のほうしかとられない、同じ壱岐市の畜産農家が、そういう格差があるということが、非常に、農家の経営面にも反映してくるわけですよ。ですから、できるだけ、早期に調整してもらいたいということで、市長もそのほうは認識されておりますので、もしも、調整が、それは、お互いの経済団体と市の収集業務の試算表ですので、どちらが正か負か、私もわかりませんし、経営的な問題もありますから言えないところがありますけれども、やはり、調整するまでは、何らかのやはり優遇措置というか、市のほうは考えていかなければならなかつたかと思っております。

ただ、正直言うて、芦辺の家畜のふんを壱岐市の堆肥センターで収集されるならば、別に問題はないです。もしも、壱岐市のほうで、収集は、業務がいっぱいでやれないから、農協さんでとってくださいというなら、それは、高くても恐らく農家は理解すると思っておりますけれども、現状のままでは、ある程度合併前の線引きということがひっかかっている、それで、どうしても壱岐市

の、芦辺町の畜産農家の堆肥が、壱岐市の堆肥センターに入れないと、もう民間しか絶対入れてはならないというならば、その弊害というのは、ある程度調整するまでは、特例措置の中で、何か検討していかなければならないのではないかとと思いますが、その辺、市長、どうお考えでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほども言いますように、経済団体が800円とっているわけです。市が300円とっているわけですね。今の深見議員の論理でいけば、市が高くとっておるならば、今おっしゃったことが出るとは思いますけれども、民間、いわゆる経済団体がとっていることについて、例えば、その差額をうんぬんということにはならんと思いますし、その前段でおっしゃいました芦辺町の畜ふんも市でとってくれと、とるようにすればということでございますけれども、それは、午前中の件でも申し上げましたけれども、計画段階で、芦辺町の畜ふんを、旧芦辺町の堆肥センターでとるという計画で、その施設をつくっておれば、そういうことは、なかなか厳しいだろうという気がいたします。

しかし、いずれにしても、現に800円と300円という差があるわけですから、先ほど申しますように、やはり、一遍、それを議題と、まな板の上に乗せて、やっぱり議論する必要がある。今までそういうのがありながら、そしてまた、そういうのをいろいろ指摘されながら、話し合いをしていなかったということに問題があると思っていますから、私が今お約束できるのは、そのことを取り上げましょうということをお約束したいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長の言うことは、重々私もわかります。ただ、そう言う状況で、今まで市長も言われるように、取り上げなかったということが、非であるということですので、やはり、今までそれできた期間、やはり、ある程度、行政としても、やはり農家負担をさせていたというのはおかしい言い方ですよ。それは、農家にとっては、本当に、これも新しい堆肥センターができた状況の中で、こういう不具合が出てきたということで、今後調整するまでは、ある程度やはり行政としても同じ農家である以上、ある一定の考えを持って控除していくべきでなかろうかとは思いますが、何回も言いますように。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ルールを決めて、それで納得をして工事をした、納得をして参加をした、で、そのルールを、やはり調整がつくまでは、やっぱりそのルールでいくべきだと思いますし、

じゃあ、その間ということになりますと、それは、やっぱり補助などする根拠がないと、私は思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 行政のスリム化をせろというて、補助を出せという二重に話が非常に混乱しちよるち思いますけど、それは、行政が少し今まで携わっていなかった原因が、ここに来ていると思いますので、それは、市長も認めておられます。でしょ、認めておらんですか。机上で出なかったっていうことは、ただ、これは、先ほどから言いますように、合併前の協議の中で進められたことで、最終的には、合併してから再度検討されるというような話しで終わっていたことも聞いておりますし、できるだけ早期に、ある程度行政の指導の中で、堆肥、家畜ふん収集業務の統一化を図ってもらいたいし、先ほど、中村先輩も言われていたように、線引きのこう、本当に、その線引きがどれまでのもんだらうかということもあわせて協議していただければと思っておりますので、それに関して、市長のほう何かございましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 壱岐市の今度、今できました堆肥センターは、さっき言いましたように、20年、21年にできているんですよ。その話の中で、既に800円と300円の差があっておるわけです。そして、300円の決定をしているわけです。ですから、もちろんその新しいものができるときに、やはり、その話をしなかったっていうのは、行政もそうでしょうけど、農協にも非があると思っておりますし、いろいろな関係者に、やはり、反省する面があったかと思っております。ですから、私は、今からいろいろなことをする中で、やはり最初の議論というのは、相当深くやっていかんと、こういう問題が後々残るといふ気がいたしております。

しかしながら、深見議員おっしゃいますように、この問題については、解決をせないけません。言おうか言わないかというときには、言わんがいいそうですけれども、合併をして7年もなっております。しかし、まだまだいろいろな抵抗があつて統一なされていないものもございまして。そういったことも含めて、お互い議論をいたしましょう。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 今、市長が、言おうか言わんめいかしたところを私が言いましょかね。市長、何回も言いますが、壱岐市が合併して、早いもので7年がたとうとしています。合併協議会が、方針、または事務レベルの調整で、4町間の調整がなされましたですね。合併後やっぱり改めて運用し始めてから、支障というか不具合なところも出てきておるはずと思うとで

すね。その辺は、速やかに改善すべきだと思いますし、後伸ばしにすればするほど、市民は市政に対して不信感をもつわけですね。どちらが本当だろうかということ、それ自体、不信感までなってくると思います。市長に対しての信頼も損ねて、損ねるとは言い方がおかしいですけども、損ねることになりますので、まず市政を停滞させることはできませんので、ぜひとも、その辺も含めて、いろんな面で調整もまたしていただければと思います。

市長は、いつも、やれることはやる、やれないことはできないと、決断と行動の白川市長ですので、市民は期待をして見守っています。冒頭に言いましたように、市民が合併してよかったと言えるよう、今以上、市政にまい進していただきますことをお願いし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって深見義輝議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を14時50分とします。

午後2時40分休憩

.....
午後2時50分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は、5点ですが、1、2、3、4は、例によってかたばる病院の前事務長の不祥事の事件であります。

毎回、職員の不祥事が起こるたびに、一般質問を私していますけれども、市長も、答えるほうの市長も大変だと思うのですが、質問するほうも正直言って嫌になるんですよね。今回、僕はケーブルテレビの経営状況とか、そういうのも聞きたかったんですが、今までやって今回だけやらんというのは、また手心を加えておると言われたら困りますから、あえてやらせていただきますけれども、1年前にも、私は同じような、全く同じような質問をしました。そのときは、懲罰委員会のあり方について、市長に再検討を求めたわけですが、また今回同じような不祥事が起こったと、しかも、今度は幹部職員であります。それで、事実関係を言う前に、この前実は、福岡市で御存じの方もあると思いますが1万6,000円、目的外使用というか、それまで選挙の開票立会人に、お茶代とか言うてから1万6,000円補助金が出ておったんが打ち切られて、

その職員は、来ていただいたからということでお茶菓子代として1万6,000円を人件費の中から目的外使用をして処分が行われました。この責任者を停職6カ月です。非常に厳しい処分なんですが、今回、壱岐市の職員は、停職3カ月という、さっき市山議員が言われたように、本来、普通の市民よりも高い倫理規範が求められる公務員が、こういうことをやって、免職にもならないということで、非常に私も不愉快きわまりないんで、今回は、懲罰委員会の委員長は副市長の久田副市長なんで、市長さえよかったら、久田副市長の答弁も、私は求めたいと思うのですが、まず一番最初、今回のかたばる病院事務長の事件についての事実関係を、まず一番最初に質問させていただきます。

まず、一番最初、本人は、この犯罪を認めているのかどうか。

それから、2番目、常習性についてですね。その日、たまたま昼に帰って、たまたまその女性が家に帰ってきて、そして見つけたというのも、非常に説得力がないんですが、その常習性については、過去にもそのようなことがあったんじゃないかと、普通の人だったら当然考えるのですが、それについて、委員会では、どのような調査をしたのか。

それから、3番目、本人は、水漏れの調査だと言っているそうですが、新聞報道等の写真でも見たらわかるように、だれがどう考えても、水漏れの調査のために家宅侵入したとは思われない、本人は、何のために家に入ったとかということを、本当に調査されたのかどうか、この3点について、まずお答えいただきたいと思います。

市長答えられなかったら、委員長が久田副市長なんで、久田副市長から答弁していただいて構いません。簡潔にお願いします。

議長（牧永 護君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私がお答えいたしまして、不足する分は、副市長にお願いいたします。

今回の事件につきまして、心からおわびを申し上げます。当該職員の事情聴取における供述は、私はかたばる病院公舎の漏水の原因を調査する目的で、平成22年9月6日、日曜日、12時05分ごろ、壱岐市郷ノ浦町片原227番地3、かたばる病院公舎1030号A方玄関を、同人の承諾なく施錠を外して同家屋内に侵入しましたというのが供述でございます。

当該職員の市の事情聴取におきましては、今までも1030号室のA方に侵入したことがありますかの質問に対して、今回初めてですの回答でございます。今までも、他の部屋に不法に侵入したことがありますかの質問に対して、ないです、ただ、空き室の1020号室には入り、1020号室に少し荷物を置いておりますと回答いたしております。これが常習性の問題でございます。3番目、本人の申し立ての水漏れの調査は信じられないということでございますけれども、そのことに対する供述は、今年の夏ごろから階段とかに晴れの日に水がたまったものですから、水道の漏水

か、排水が漏れていないかと思っていました。階段室の正面に水道管が配管されているので、漏水ではないかと思っていました。平成20年に1階の階段室が壁伝いに濡れていたことがありました。20年1月に検査をしてもらいましたが、B業者に漏水の調査をお願いしましたが、原因がわからず、そこで終了いたしました。今年の夏ごろから、また水たまりを確認いたしました。9月6日も、帰宅したとき水漏れ跡を確認したため、空き室の1020号室へ調査に入り、異常がなかったため、1階と2階の鍵を持っていたので入って確認しましたが、何の痕跡もありませんでした。これが供述内容でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 後で久田副市長の答弁を求めたいと思いますが、本人は、住居侵入を認めているわけですね。それでは、常習性はなかったと、今回が初めてであると、空き室に入るのは、別に、犯罪と言えば犯罪ですけれども、そう別に極端な違法性はないと思うんですけども、それから、この本人の申し立てを、例えば、周りの人に聞き取り調査をしたとか、そういうことは、副市長、それは当然行われたと思うのですが、それについての、周りの人の、例えば、同じような住民の人が、その部屋に立ち入っておる本人の姿を見たとか、以前に、そういう調査をされたんですか。

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 同居されております3階の住人の方に、そのようなことをお聞きをいたしました。

以上でございます。

結果につきましては、そういう事実はない、不法に侵入されたようなことは聞いておりません。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 確認ですが、本人は、施錠してある部屋に、自分の合いかぎを使って、無断で侵入して、常習性については、周りに住人の聞き取り調査をしたけれども、それ以上の過去については、今のところ確証は得られないということでもありますね。

水漏れの調査と本人は言っているわけですが、副市長、それ水漏れの調査というのは、その信憑性については、調査されたわけですか。

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 水漏れということでございますので、一応、水漏れの現場調査

御参考でございますけれども、他の例にしたものといまして、平成19年7月、長野県男性職員57歳、これが停職3カ月にしておりますけれども、その内容は、金品搾取の目的で、住居侵入の容疑で緊急逮捕、住居侵入罪で略式起訴、罰金10万円の略式命令、これが停職3カ月でございます。もう一つは、平成22年1月、城東消防署、大阪府でございます。消防士28歳、停職3カ月、女性のわき腹付近を触り、暴行及び住居侵入容疑で現行犯逮捕、不起訴処分、もう一つも参考にいたしております。処分日、平成14年4月、最高裁判でございますけれども、男性事務官33歳、酔って面識のない女性宅に住居侵入疑いで現行犯逮捕、起訴猶予処分、これが停職3カ月です。

以上の例を参考にして、停職3カ月といたしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 指針は、私も見ましたけども、これのどれを根拠にして、今回の処分が決定されたのかよくわからなかったんですけど、根拠条例は基本的にないということです。

それから、標準例に挙げる量定の加算化は、要するに、管理職相当ということで、普通の処分よりも重くしたということですね、市長、今の答弁であれば。分限処分ということは、要するに、役職から下のほうに降格したということですね。

それでは、次、3番目、ちょっと事実関係だけ最初に聞いておかなきゃいかんと思って、まず、一番最初に、いつもこういうふうなことが起こるたびに、基本的に、その懲罰委員会がその処分の決定をなされるわけですが、現在、副市長が懲罰委員会の委員長で、ほかに理事、5人の理事、合計6名、それから、民間人が1名、事件によって民間人1名を懲罰委員会の中に入れても構わないというふうに規定ではなっていますが、今回の事件については、当然、民間人の1名の方も参加されたと思うのですが、民間人1名は、当然、市長、氏名は公表すべきだと私は思いますが、これについて、市長の考え方を求めます。

2番目に、参考にしたというほかの自治体の処分状況は、今市長が述べられたので、これはいいです。

ついでに、これで本人の給与の減俸はあったのかどうか。それから、僕は、基本的に、今回の事件は、本人の申し立てが、別に裁判所じゃないんで、刑事罰がどうのこうのじゃなくて、行政罰として、本人の申し立てが、非常に納得しがたい、水漏れの調査とかいう理由で、若い女性のかぎがかかるとる部屋に入って、その後、隠ぺい工作とまでは言いませんけども、本人は逃亡しておるわけでしょ、その場所から。水漏れの調査だとはっきりわかっているんであれば、そのときに逃亡する必要もないわけですよ。今回は、本人の申し立て自体が、僕はもう全く信用できないと思っているんですが、免職規定を適用しなかった理由が、私は今でもわからないんです。先

ほど市長は地方公務員法について言いましたけど、地方公務員法は、大まかなこういう地方公務員としてふさわしくない行状があった場合は、懲戒処分の対象にしていいますよということを書いてあるだけで、その後の内規については、これは地方自治体で決めていいとです。それで、懲戒免職にしなかった理由が、私もよくわからないし、多分市民の人もわからないと思います。

以上のこの点について、市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 当該事案について審議した懲戒審査委員会の委員は、先ほど議員申されたとおりで6名でございます。従来の委員会の組織では、委員は職員の中から市長が任命するとしておりましたけれども、平成21年4月1日の改正で、必要がある場合は、職員以外の学識経験を委員に任命することができることといたしまして、事案ごとに任命をしているところでございます。

委員の氏名等については、分限懲戒審査委員会規程第11条の秘密の保持に関連いたしますし、今後の委員会運営に支障がありますので、公表は差し控えたいと思っております。

次に、どうして懲戒免職にしなかったかということでございますけれども、停職期間中の3カ月は、もちろん給与は支給いたしません。12月のボーナスももちろんございません。来年度の給与の昇給判定も、停職職員は、昇給はございません。

免職にしなかった理由ですけれども、当該職員の義務違反に対しまして、任命権者として、その職員の責任を追及し、公務員における規律と秩序を維持することを目的として、停職3カ月の量定が妥当であると判断して、懲戒処分の裁定をしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、ちょっと市長にはきつい言い方をしますけど、私は、この前の議会でも民間の公表すべきだと、公表できないような人を懲罰委員会の中に入れるのもおかしいと、まさか、職員OBを入れておるわけじゃないでしょうねって聞いたら、市長は、職員OBであっても、今民間人で見識としてふさわしいと言いましたけども、そういう態度は、本当に李下に冠をたださずじゃないですけども、市民からあらぬ誤解を受けるもとです。

だから、もしかしたら、民間人1名というのも、多分、職員OBの方を市長が選ばれたんじゃないかと思われていますが、市長、僕はちょっと質問します。これは、壱岐市が出してある懲罰委員会、審査委員会規定、この中で、第10条、委員長、副委員長及び委員は、自己または自己との関係のある職員に関する事案については、その審議に参加することができないとなっています。市長、役場の職員が、こういった本来ならば刑事事件です。刑事事件に当たるようなときに、

同じ役場の職員が委員長とか、副委員長とか、委員になんかなるということ自体が、これ、委員会規定に違反するとやないですか。例えば、多分これは、直轄の部下とかいうときは、担当は、その上の部長は参加できないという形でしょうけども、恐らく今聞いたら、担当の理事は、懲罰委員会に出席したんじゃないんですか。

議長（牧永 護君） 白川市長、出席したかしていないか、答弁願います。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 関係理事に相当する者が出席をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、第10条の、僕は今回の事件は、非常に、僕はけしからんことだと正直言って思っています。ただし、できたら、この間、続いておる不祥事を、もう今後一切なくしてもらいたいと、こういう一般質問をさせるなというのがメインですが、市長もう1回聞きます。民間人と言われる人の氏名は公表すべきだと思っていますが、それについて、もう1回答弁をお願いします。

それで、本人の給料、先ほど支給しないと言われましたけどもが、処分3カ月間の停職後は、本人の給料は現状のまま推移するわけですか、これが2番目。

それから、今の第10条の規定から照らせば、職員の不祥事に、僕は懲罰委員、この第10条の委員長、副委員長は、自己または自己との関係のある職員の事案については、その審議に参入することができないんだから、本来、懲罰委員会の中に、同じ公務員仲間である人たちがおること自体が、僕は、おかしいと思っているんです。懲罰委員会は、こんな市の職員の不祥事が続くのであれば、全部民間人にしろと、私はそのくらいまで思っていますけれども、第10条の規定に違反しているのであれば、この処分自体が無効じゃないんですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、氏名の公表についてでございますけれども、裁判で言えば、裁判員みたいなものでございますから、これについては、今後お願いするというようなこと等も含めまして、氏名の公表はしないと思っております。

2番目の4カ月目から給料は元に戻るのかと、そのとおりでございます。3カ月の無給の後は、普通の給料に戻ります。

次に、第10条関係でございます。第10条関係につきましては、私も本当に勉強不足で申しわけないと思っております。議員御指摘のとおりだと思っております。しかし、その有効、無効につきましては、私が量定を既に決定をいたしておりますので、経過に、確かに瑕疵があったよ

うでございますけれども、この処分そのものは有効であると思っているところでございます。

そしてまた、その10条の件について、今後やはり、私は、あの10条を見ますと、議員御指摘のように、職員であるならば、市の職員は関与するべきではないと、あれは、やはり理解すべきではなからうかと思っているところでございます。

ちょっと蛇足になりますけど、先ほどの有効、無効につきましては、裁判所が1票の格差で違法だと、しかし、行われたことは有効だと、これに照らしてそういうふうに申し上げております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 大いに反論があるところなので、市長、この前僕が聞いたときに、だれかが聞いたときに、厚労省の村木局長の例を挙げて、そう簡単には処分できないんだと、最終的には無罪になったじゃないかと言われましたけれども、あの人は、逮捕されたときから、終始一貫、自分の無罪を1年半、ずっと主張してこられたんです。本人は、もう罪状を認めているわけでしょう、全然違います。

それから、1票の格差の問題と、こういう言うちゃ悪いけど、ハレンチ罪です、僕に言わせれば、何の目的で侵入したかっていうのも、非常に疑わしい。今回は、弁護士が入って、結局、起訴猶予という形になりましたけれども、これこそ刑事罰と行政罰は、全く区別すべきものでありますから、市長に対しては、別に、僕は今回のできたらこういうことが、絶対起こってもらいたくないんですよ、それこそ、市民が、この人1人のために、吉岐市の職員は何をしよるとかという形になるとです。だから、僕は、後で、次に聞きますけども、今後の防止策について、あとでちょっと市長聞きます。

今市長が言われたように、第10条のこれに参与すべきじゃないんだと、懲罰委員会の本来の精神からすればですね。市の職員の処分について、市の職員が、身内がやるっていったら、自浄作用も全く何も働かないんだと、それは、だれが聞いたってそうですよ。特に、身分保障がされている公務員の人だから、それは、民間よりも高い倫理規定が、倫理規範が求められととです。そうですよ、それは、生涯賃金を比べたら、皆さんたちは恐らく公務員共済で、1カ月20万から30万円ぐらいの間の年金を、今からずっともらっていかれるとです。それこそ、考えれば、それは、民間よりも、僕は100倍ぐらい厳しい処分があつてしかるべきだと正直言って思っているんです。

市長、もう1回お尋ねしますけれども、懲罰委員会の構成について、市長は、民間人1名は公表すべきじゃないと言われましたけれども、僕は公表すべきだと思うんですよ。今裁判員裁判でも、民間の裁判員だって、顔はもちろんテレビで出ませんけれども、堂々とテレビの前に出てしゃべっとるじゃないですか。僕は公表すべきだと思いますよ、絶対氏名は、氏名も公表できんよ

うな人は、基本的には懲罰委員会に入れるべきじゃないです。それはもう絶対そうですよ、もう何なら私が懲罰委員に入ってもいいですよ、本当に。議員の中の別に議員が懲罰委員の中に入っちゃいけないというあれはないんで、懲罰委員の半数は議員から選らぶと、議会から選らぶと推薦してくれということであれば、私は喜んで入りますので、ぜひ、この公表について、市長もう1回、今回の分は、今はもう多分公表しないということで、最初任命されていると思うんで、今回については言いません。

今後、僕はもう、懲罰委員会は、する場合は、そんなこまいやつはいいですよ。例えば、今回のような刑罰相当については、懲罰委員会を開くんだと、そして、懲罰委員会のメンバーは、民間人で構成して、その中身については、人選については、こういう人たちが、市の懲罰委員会のメンバーだと、だから、この人たちが決めたこと、決定したことだからということであれば、市民は、何も文句は言わんと思います。今後についての公表はどうですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今でも非常に消極的に思っておりますけれども、懲罰委員の皆様を選考と申しますか、お願いするときに、そのことに御承諾をいただいて、選任をしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） それから、市長聞き忘れました。本人の給与の減俸は、もう多分、市長は、これ1回そういうふう決定されているんで、恐らく、一次負債じゃないですけども、さらにあわせて処分するというわけにはいかんというのも私がよく知っています。

ただし、できたら、本人に納得させた上で、本人の給料を半額にするとか、本人の給料を半額にしてするとか、そういうような方策はとれないんですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 適当かどうかわかりませんが、議会でそういう意見があったということをお本人に伝えたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私の名前は出しても構いませんので、そういうふうにしてもらいたいと思います。

次、これが一番本当は大事なんですけども、今後の防止策について、全く、1年前に、僕が言

ったのは、これは何やったんやろうかと思って、正直言って情けない思いが、正直言ってしとるとですよ。それで、市長には、そのとき、懲罰委員会には、僕は、半分ぐらいは民間人を入れると、そのときに市長に言ったはずで。

結局、どうなったかという、市長が必要と認めた場合は、民間人を1人入れて協議してもよいというふうになっています。先ほど、市山議員の質問にも、民間人が懲罰委員会に入っている自治体は2つぐらいしかないと言われましたけれども、私は、こんなもんまでほかの自治体の右へ倣えする必要はない、まず、今後の防止策について、まず1番、僕は、何でもかんでも重罰化すればいいと思わんとです。私自身が、そのように品行方正な人間じゃないから、だから、公務員にならんかって、本当によかったと私は思うととですけど、まず、この内規の大幅な見直しをまずしてくれんですか。私、これ読んだら、市長もこれを読まれて一般を含む規定とか、それから、公務外非行、今回は恐らく公務内に当たりますよね、公務時間内に当たると思うんですが、これ公務外について、放火、殺人、傷害は停職または減給です。まず、僕は見直せっていうのは、基本的に、この放火とか殺人とか、こえんとは別に要らんとです。そんなもん殺人を犯した公務員が免職にもならんでおるとかいうことも基本的にないわけで、放火を犯した職員が、その前に座ってるなんかいうことも基本的にないわけなんで、もう少し、細かくということもないですが、あまり細かくすると、これもまた職員が委縮してしまつたらだめですけども、ある程度、もう少しやっぱり、今回のような、これ載っていないんですよ、標準規定に、内規に載っていないんだから、多分ほかの自治体のやつを参考にして、今回のように処分されたと思うのですが、もう少し細かく、これやってもえませんか。これが内規の見直しを、まず第1。

第2番目に、これもぜひ公表してもらいたいと思います。2番目、基本的に、役職者については、量定加算を明文化してください。僕は、基本的に、役職者で刑事罰に相当するのであれば、免職だと、これ見たら、すべて職員一律です。量定加算の項はありますけども、その地位によって、ただし、免職があるのは、殺人、放火、飲酒運転、横領、この4つです。ほかは、基本的にありません。だから、一般の職員と役職者は違うはずなんで、牧山理事、あくびしよっとやないですか。（「ちがいます」と呼ぶ者あり）役職者については、量定加算を大幅に加えるべきだと、それだけの地位にあるんだから、不祥事を起こした場合は、責任をとれと、基本的に刑事罰に相当する場合は免職だというのが原則にしてもらいたいと思いますが、市長の答弁を求めます。

3番目、今回の懲罰委員会の内部の議論が対外的にも非常にわからん、なんでこういう基準になったのかもわからない。僕たちに来たのは、前、鵜瀬議員が言うたこと、一遍の通知だけで、今後また市民の信頼を損ねたと、今後はこういうことがないようにしますというだけのことです。少なくとも、処分に、決定に至る議論は、もう少し細かく公表すべきだと、私は考えますが、市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 内規の大幅な見直し、及び役職者の量定加算については、議員御指摘のようにいたしたいと思っております。処分決定に至る議論は公表すべきということでございます。これにつきまして、少しでも申し上げたいと思っておりますけれども、懲戒処分については、平成21年4月から戒告、減給、停職、免職のすべての懲戒処分を公表するように、公表基準を改正しております。公表内容につきましては、被処分職員の所属部局名、職位、年齢、性別、処分内容、処分理由、処分年月日でございます。氏名につきましては、警察等で名前が出たときとか、免職をされたとき、あるいは、社会的な影響が大なときに、氏名は公表してあるところでございます。

ただ、処分決定に至る議論について公表するということにつきましては、その辺の内容が発言そのものについて、いろいろと誤解を招いたり、もろもろ問題があると思っておりますので、審査員の公平、公正な審査の点から、処分決定に至る議論についての公表は考えていないところでございます。しかし、職員の不祥事の発生に関しましては、再発防止の観点から、事案の検証を必要とする場合も考えられますけれども、現段階では、考えていないところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私は、別に懲罰委員会の議事録を公開せよとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ。もう少し処分の決定に至る経過については、もう少し委員会内で、こういうふうな話し合いが行われて、先ほど、僕が質問してから、ほかの自治体の事例はこうだというふうな形で言われましたけれども、そうじゃなくて、僕が言っているのは、だれだれ議員がこんな発言をしたとか、もちろん被害者が公表しないでくれという場合も当然ありますから、一律にすべて公表するというわけにはいかないんですが、被害者の同意が得られるのであれば、処分決定に至る議論の過程については、少なくとも、もう少し報告すべきだと、基本的には思います。

市長、ちょっと確認しておきたいんですが、懲罰委員会の委員の大幅な見直し、これは内規の大幅な見直し、3番目、役職者の量定加算についてはもう一度検討、もちろん、大幅にこれも加算の必要性を、基本的にするという確認でよろしいですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） そのような御理解で結構でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 多分、こういった私の一般質問も、職員の処分に関する一般質問は、多分、もう今回限りに、私もしたいと思います。

次、最後、瀬戸に桜木団地、今建設計画があって、既にもう本来ならば、来年の3月に完成予定でしたが、前回の予算委員会で、僕が追及したときにも、種々の事情でおくれて、6月完成の予定だというふうに理事も発言されました。瀬戸箱崎のほうでは、実は、若い人が、公営住宅、結婚したら親元を離れるとか、次男夫婦は、もちろん結婚したら、どこかの住宅に行くというので、本来は地元の住宅が希望できる、地元の住宅が一番いいんですけども、桜木団地が今度できるから、そのために、どうしても政策的に、空けとかないかんということで、もうここ5年ぐらい新瀬戸以外は、新規入居を全く募集しておりません。それで、私はこれ6月に完成するからというので、実は、若い夫婦の人たちも、もうちょっと我慢とったほうがいいんじゃないかと言うて待ってもらっているんですが、市長、私もこの前行って、現地見ましたけども、これ6月に完成できるんですか。何の工事もしておりませんけども。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 桜木団地の建設の現状についてでございます。この件につきましては、おわびだけで通らんというぐらい思っておりますが、大変おくれておりまして、おわび申し上げます。

今からの工程を申し上げます。現在まで進めてまいったわけでございますけれども、造成工事の測量設計と地質調査業務につきましては、成果品ができ上がりまして、12月6日に造成工事の県ヒアリングを終えたところでございます。新築工事設計につきましては、設計事務所と11月末までに2回の工程会議を実施をいたしてございまして、年明けの1月20日過ぎに県への確認申請ができるという工程でございまして、この建築確認の認可が3月に下りる見込みでございます。したがって、着工が来年の5月上旬、完成が、再来年の1月ということでございます。

予算につきましては、3月補正で減額補正をさせていただく予定といたしてあります。県との打ち合わせをいたしまして、その補助金については、来年に繰り越すということで御承認をいただいているところでございます。

町田議員に、このようなことを申し上げることは、非常に苦しゅうございますけれども、それがそういうことでございます。

以上です。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、市長も御存じように、職員の処罰規定の中には、もちろん仕事をしなかったというのも地方公務員の処罰規定の中には、ちゃんとあるんですよ。余り時間がないので、残りはまた予算委員会でも、正直言って私やりますけれども、こういうこれで、また繰越明許して、本来、来年の3月に完成せないかんのを、6月になるって、僕は予算委員会であれほど言うとして、二、三カ月やったらやむを得んかなと思ったけども、今市長の答弁では、完成が再来年の1月、もう私は開いた口がふさがりません。理由等も含めて、もうこれは、ここで恐らくやると、私もちょっと血圧が高いんで、もうちょっと遠慮しておきますけど、あとはもう予算委員会で、この件については、もう徹底してやりますから、市長と理事は、ぜひ文書をきちんとそろえとってください。

こんなもん、僕じゃなくて住民に説明ができないんですよ。これはもう説明ができんとです。僕は今こういう事情だから、来年の6月に完成するから、もうちょっと我慢しとけとか、あるいはもう、瀬戸には完成できんから、石田のほうに申し込みとか、郷ノ浦のほうに申し込みとか、そういうことで、僕は、この人間ば団地に入れてくれとか、そんなことを言いよるわけじゃないとです。だから、その人たちは待ってたり、あるいは石田の住居に入ったりとか、郷ノ浦の住宅に入ったりされとるとです。しかも、過去5年間ずっとそんな状態で、ずっとやってきたとです。

何か正当な、僕を納得できるような理由があるとやったらいいですけども、納得せんということであれば、僕はもうこの件に関しては、僕も引くわけにはいかんから、それは予算委員会で厳しく追及していきたいと思います。

最後なんで、あと3分だけ残して一般質問を終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。

午後3時38分散会

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成22年12月10日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 久保田恒憲 議員
- 1 2 番 鵜瀬 和博 議員
- 2 番 呼子 好 議員
- 1 3 番 中田 恭一 議員
- 8 番 市山 和幸 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (20 名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 深見 義輝君 | 6 番 町田 正一君 |
| 7 番 今西 菊乃君 | 8 番 市山 和幸君 |
| 9 番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君 |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君
副市長兼病院事務局長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
吉岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。

鯨伏小学校の皆さん、本日はようこそ傍聴においでくださいました。ありがとうございます。

本日は一般質問を行います。一般質問は、市議会議員が市長に対し市政全般についての質問や政策を提案する場です。吉岐市が少しでもよくなるように市長や議員が議論をし、努力している姿をご覧になり、将来、吉岐市を担う市長や市議会議員候補として参考にしてください。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

質問通告者の一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） おはようございます。先ほど議長からお話がありましたように、今日は小学校の生徒の皆さんたちが、多分、社会勉強の1つだと思いますけど、議会の傍聴にお見えになっております。

そこで、小学生の皆さんにもわかりやすいように、質問の言葉を考えて発言をするつもりではいますが、それでも聞きなれない言葉が出てくると思います。そのときはしっかりメモをして、後で先生から教えてもらっていただければと思っております。

毎日の生活、毎日暮らしていくためには、まずお金が必要です。そのためにお父さん、お母さんとか大人の方は働いて生活を支えています。そのお金をもらうために働くところ、会社などを雇用の場といいます。

日本では、大学を出ても働く場所がなかなか見つからない時代を迎えているのです。まして、壱岐のような田舎は、特に働く場所がなかなかふえないばかりか、反対に景気が悪く、働く場所が減り、島の外に働きに行く人も出てきています。

それでは、一般質問通告書に基づいて質問を始めたいと思います。

質問事項その1、雇用対策について。

新しいごみ焼却施設の運用開始に伴い、雇用の場を失う人たちが出てくると聞いております。この厳しい就職難の中で失業、仕事をなくすことは、その人にとっては死活問題であり、生活ができなくなるということであり、雇用を生み出すべき立場の市の行政が失業者をつくる結果となり、由々しき事態と考えます。大変なことだと考えております。

このようなことが本当に生じるのか、雇用確保をどのように考えられて、どのような対策を実行されようとしているのかをまずお尋ねをしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。1番議員、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

新しいごみ焼却施設の運用開始に伴って、雇用の場を失う人がいる。その対策をどうするのかという御質問でございます。現在、壱岐市一般廃棄物処理施設整備計画によりまして、各町ごとに稼働しております施設の老朽化により、新しい施設の建設計画をしておるところでございます。現在、事業が進捗いたしております。

新しい処理施設、し尿処理場、ごみ焼却場でございますけれども、壱岐市のごみ処理施設及びし尿処理施設を1カ所に集約するという国での承認をいただきまして、建設をいたしております。

議員も御承知のとおり、新施設の完成時期は、焼却場、リサイクルセンター及び汚泥再生処理

センターのすべての施設が平成23年度末、いわゆる平成24年3月31日までには完成するというところで進めておるところでございます。

しかしながら、集約をするということと、新しい施設の新しい人は不足する人員につきましては、地元雇用というのが誘致の条件でございます。したがって、現在、石田町、芦辺町では、環境管理組合という団体が管理運営、あるいはごみの収集を行っているところでございますけれども、勝本町と郷ノ浦町につきましては、委託をしておるところでございます。

したがって、この新しい施設が完成をいたしますと、郷ノ浦町、勝本町で委託をしているところで働いていらっしゃる方は、その会社の対応によってお願いいたしますということをそれぞれの会社で申し上げておるところでございます。

これは原則論でございます。ちなみに、民間委託をいたしております郷ノ浦町、焼却場で5名、ごみの収集で8名、し尿処理場で4名、計17名、郷ノ浦町でいらっしゃいます。勝本町につきましては、焼却場に5名いらっしゃいます。合計で22名の方が職を失われる可能性が強いということでございます。

会社におきましては、転勤という形で対応するとは申しておりますけれども、壱岐で生計をされている方が、そのまんま都会に転勤をするということはほとんど考えられないと考えておるところでございます。

しかも、その22名の中には、55歳以上の方が7名、うち60歳以上は4名いらっしゃいます。しかしながら、20歳代もいらっしゃいまして、55歳以上の方を除いたとしても15名、60歳以上の方だけ除けば18名、この方々が現役の方々でございます、非常に苦慮をいたしておるところでございます。

議員も御存じのように、壱岐にとってはなかなか仕事場がございません。しかし、御質問のように、市の仕事によって失業者がふえる、これはもう本当に不本意でございます、市といたしましては、高齢の方につきましては国等の短期間の緊急雇用対策等で、あるいは解消できるかもしれませんが、若い方、生計の中心になっている方につきましては、やはりその対策を講じなければならないと考えておるところでございます。

しかしながら、今から1年半後に、その状況が生まれるわけでございます、失業保険等もございまして、対策が非常に喫緊の課題となっております。

しかしながら、その期間に途中で一人一人を何人かずつを雇用するというわけにいかんわけですね。いきなり24年の4月に、いきなりさっき言います22名の方が職を失われる可能性があります。

ですから、これにつきましては、やはり相当な雇用対策をしなければいかんと思いますが、どのようになるのか今から考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、市としましても、公共職業安定所、県あるいは市内関係機関等の連携等を図りながら、雇用対策に懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） おっしゃることはよくわかります。ただ、新しいものをつくる計画、ごみ焼却場の場合は、逆に言えば、ちょっと計画よりもおくられているわけですね。ということは、計画をした時点で、当然、そういうことは見えているはずですね。

新しいものを生み出す、もちろん、新しいものを生み出すということは、経費削減とかそういうことで合理化っていうことがあり得るわけですけど、先ほど市長もお話をされたように、民間であれば、それは1つの合理化で構わないわけですけど、ここにやはり行政の1つの施策によって、そういう人たちが生まれるということは、当然、その時点で対応策は考えていくべきではないかと私は思っているわけです。

ましてや、雇用対策の場をつくらなくちゃいけない行政、以前、1つの例えばごみ焼却場ができることによって、分別とかそういうようなやり方で雇用がふえていくんだよってというような話も聞いたような記憶があります。

ですから、私がこの時点で、こういう一般質問をすること自体が、どちらかというとなんか遅いような気がするんですけど、それを今さら言っても始まりませんが、要するに、行政っていうものは、当然、先を見越してやるべきなので、そういう1つの施設をつくりながら、そのことが与えるメリット、デメリットを押しさえながらやっていくのが当たり前ではないかと思っております。

ですから言われたように、もう日にちもありません。しかし、今まで緊急雇用対策とかいろんな手を行政の方は打たれて、雇用をふやす場も設けられておりますので、ぜひもう早急にいろんな制度、いろんな補助、それこそこういうときにこそ、何か補助制度があれば補助を使われて、失業者を救うということは、もう行政しかできないわけですね。

そりゃ、民間の人たちにどうかしてくれと言われても、御存じのように、民間はそういうゆとりもないわけですね。こういう状況になっているよと言われて人たちにとっては、それこそどうしていいかわからないと。

ぜひ、年齢のことも言われましたけど、やはり吉岐の今までのどちらかっていうと危機感のなさの一つに、やはり半農半漁であったり、ごはんだけは食べれるとか、野菜なんかは畑にあるとか、現金がなくても、そこそこ生活をしていけるって状況の人たちが多いいんですけど、やはりそうじゃない方もいらっしゃるわけですね。

もうたちまち仕事が無くなれば、家には田んぼもない、野菜の畑もつくってない、漁業もしてない、その1つの現在ある仕事だけが、そのお金だけで生活している方っていうのはいらっしゃる

るわけですから、私もその22名ですか、その人たちの一人一人を調査したわけではありません。

ただ、もうこういうものは調査しなくても、やはりそういう方たちが出てくるっていうことは、行政としては絶対に避けなくちゃいけないし、最大限の努力はもう、先ほど言いましたように、新しい建物の計画ができた時点で、そういうことは考えるべきだと私は思っております。この点について市長の見解をお尋ねします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員がおっしゃるように、当然、その計画を立てた段階でわかるわけでございます。しかしながら、この一般廃棄物処理施設というのは、非常に受け入れ先等々について非常に時間を要したということは、議員も御存じのとおりでございます。そういう中で、いろいろな条件が出ております。

正直申し上げて、この施設を新しくするために、新規雇用も発生するわけでございます。本当を言えば、現在、それに携わっていらっしゃる方をそのまま横滑りさせれば、この雇用対策は頭を痛めなくていいわけです。

しかしながら、新しく雇う方は別な人を雇いなさいよということでございますから、そこに非常なつらい思いがございます。ですから、そういう意味からしますと、これは冷たいような言い方になりますが、民間にお勤めだということです。ですから、民間はそれはさっき申しますように、転勤などをするなら対応するよというご返事なんです。

しかし、それは壱岐の人口を減らすことにもなりますし、それには忍びないし、御本人たちも壱岐にいたいとおっしゃっておるわけでございますから、壱岐でどのようにして雇用の場をつくるか、その辺が難しいところでございまして、壱岐市ももちろんでございますけれども、壱岐市のいろんな場所、あるいは先ほど申しますように、職業ハローワーク、あるいは県、そういったもの、そういったあらゆる機関の知恵をお借りして、何とかそういう方々の職場を確保したいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ぜひ最大限の努力をされることを期待しております。

1つ私思うんですけど、もちろん条件があってその建物を建てる、あるいは何かつくるときに、その地域の人たちの了解を得ないとできないと。ですから、その地域の人たちの条件をのむ、これもある意味、仕方がないんじゃないかと思うんですけど、しょせん壱岐の島の中ですよ。

だから、もう4町時代じゃなくて市一本になっています。もうできれば、やはり今後、市のいろんな行政の運用をしていく中で、そういうちっちゃいところの地元優先とかそういうことは避

けていったがいいんじゃないかと、私は個人的には思っております。

そうしないと、あちらが立てばこちらが沈むなんていうところの中心に行政がいるっていうことを私はどうかと思っております。

これしかし、皆さん方、多くの方々が議論をして進められることだと思しますので、これは私の個人的な見解ということにとどめさせていただきたいと思えます。

とにかく先ほど言いましたように、市長のその決意といいますか、雇用をどうかしなくちゃいけないということに期待をして、この雇用対策についての項は終わりたいと思えます。

それでは、第2項、交流人口の増加に対する費用対効果は、お金をどれだけかけて、それにどれだけの効果があったかということです。

その、多くの帰省客でにぎわった還暦式は2日間で大きな経済効果をもたらしたと思えますが、これに要した市の経費は幾らでしょうか。

、ことしの弥生まつりに投じた補助金の額は幾らでしょうか。島外から、壱岐の島の外から来た来客数とその経済効果についてお尋ねしたいと思えます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ことしの還暦式での経済効果、市の経費は幾ら要したのかっていう御質問でございますけれども、還暦式に関する市経費といたしましては、還暦証書の印刷代、筆耕料、記念品代、栞印刷代、饅頭代、その他の案内、準備にかかった経費の合計が125万9,446円でございます。

ことしの壱岐市内の対象者は508名でございましたけれども、市外在住者の出席予定が294名、合計802名の方に御案内を申し上げます。そのうち市内の参加者が340名、市外からお見えになった方が232名で、合計572名の式典参加者がございました。そのほかに同窓会のみ参加をなさった方も、50、60名いらっしゃったようであります。

先ほど申しました125万9,000円のうちの一番大きいのは記念品代でございます、63万1,000円でございます。これは御存じのように、授産施設が作りましたフクロウの置物とこれを記念品に、これはもう約半分だということでございます。

それから、弥生まつりに投じた補助金の金額は幾らかということでございます。弥生まつりにつきましては、平成20年度から原の辻遺跡を初めとする壱岐ならではの歴史遺産を活用いたしまして、一支国博物館の開館を全国にPRするイベントとして位置づけて、市民の皆様が中心となって実行委員会を設立され、官民協働により実施をしております。

財源につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の支援を受けまして、壱岐市と実行委員会、県、三者で財源負担を行っております。全体事業費は1,100万円でございます。

す。長崎県が550万円、民間、いわゆる実行委員会と壱岐市で275万円ずつで550万円でございますけれども、合計1,100万円で実行経費を使っております。

島外からの集客数は、平成22年度については、現在、イベントの期間中でありますから、まだ集客数は確定しておりません。そこで、昨年の数字を申し上げますけれども、島外からの来客は450人でございます。経済効果、昨年は960万円が事業費でございました。それは内訳は先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、県が2分の1、壱岐市と民間で4分の1ずつということでございます。

経済効果につきましては、金額の積算はいたしておりませんけれども、21年度宿泊者1人当たりの観光消費額というのは、1人1万8,421円ということが統計上、出ております。それを掛け算をいたしますと約830万円、島外からのお見えになった方については830万円ということになりますけれども、島内の参加者が昨年1,850人いらっしゃいました。弥生の火まつりはもう大好評でございまして、一支国博物館開館に向けて島内の御理解等々が広がりましたし、また、朝日新聞の1面にも、遺跡を灯す大松の写真が取り上げられることなど、いろいろマスコミも大変取り上げていただきまして、広報効果、いわゆる広報面での経済効果はかなりあったんじゃないかと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今、ここで交流人口増加の費用対効果っていう質問をして1と2に区切ったのは、1の還暦式、私もことし初めて還暦式出たんですけど、すごい経済効果を生んでいるんですね。

先ほど市長のお答えがありましたように、島内外572名、私なりに算式して、島内が340名、これが同窓会とか何か出て1万円使ったとしても340万円です。島外からの人が232名、この人たちは大概2日間、1泊2日います。同窓会の会費が非常に高かったんですよ、1万円とかですね。だから、少なくとも4万円ぐらいは使っただろうと、2次会とか流れていっている人もいましたからね。232人掛け4万円、928万円。先ほどの340万円と足すと約1,300万円なんですよ。かかった費用126万円。これが何十年も続いています。

私は、こういうことこそ、市が率先してやるべきじゃないかと思っているわけです。そのここから生まれるのは、単なるホテルとか飲み屋さんがもうかったんじゃなくて、やはり何十年かぶりに、このために帰ってくる同級生がいました。その人たちも、まあこういうのにお金を使ってきて、そこで英気を養っていくんですよね。60になれば、それなりの地位の方もいらっしゃいますし、あるいはリタイアされた方もいらっしゃいますけど、やはり元気をもらって帰られたわけです。

吉岐の人たちも、やはり昔懐かしい人、それから残念ながら、もう亡くなられた方もいらっしゃるって、そういうことを感じながら、やはりこれは頑張らないかなという1つの起爆剤というか、奮起する材料になるわけです。

そして、島外から来た、ある人は、会社のほうに休みか何か早引きか何かわかりませんが届け出をしたときに、何しに田舎に帰るんかって言われて、実はこういう還暦式に帰るんだと。そしたら、その会社の上司は、おお、それはすごいなと。その自分の今いない故郷、自分の故郷を出た人まで大切にしようという地域っていうのは少ないよと。もう仕事はどうでもいいから帰って楽しんでこいと、こういうふうに送り出してもらったと。やはりそういうものを考えると、この吉岐市がやっているこの還暦式は、非常にすばらしいもんだと私も思っております。

同級生と久しぶりに会って、その中で言われたのが、市長もいらっしゃると、副市長もいらっしゃると、高校時代、鳴かず飛ばずだった私も、何か議員になったみたいだと。これはやはり同級生として頑張ってくれと、そういうエールをいただいて、ならこちらもまた元気をもらったわけですよ。

片や補助金を使って、1,000万円の3年間、補助金は2,000万円でしょうけど、合計で1,000万円を使った弥生まつり、地元の人たちは盛り上がっているけど、島外からたくさんの方が果たしてきているのかと、果たしてそれだけの経済効果はあるのかなっていう対比で、1と2の質問をしたわけです。

先日、私、質疑の中で、同じように島外からの来客数を尋ねました。そうすると、平成20年、一番最初の年は11月15日から24日まで、10日間にわたるそれこそすごいイベントをなさいました。

質疑の中でお話しましたが、都会でも成功することが難しいようなイベントをされまして、そのときの来客数が、島外来客数のカウントの仕方をちょっと問い合わせしたいんですけど、2,161名という答えをいただきました。次の平成21年は、その反省を踏まえて短くされて、10月17日、18日の2日間で、島外からの来客数は450名というカウントをされております。これを割ってみたんですよ、1日単位で。というと、最初の10日間で島外から1日当たり216名。次の2日間でも割ってみると225名、ほぼ変わらない。じゃあ、本当に一番最初の10日間に毎日216名も来たのかなと。ちょっとそここのところのカウントのとり方をもう1回、説明をいただきたいと思います。別に市長じゃなくても、松尾理事でも構いません。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） さっきは、本当にお世話になりましたと言いたかったわけですがけれども、大変還暦式のときはお世話になりました。

確かに、久保田議員がおっしゃるように、私たちの同級生、同窓会でも、会社の方が、ああ、それすごいなと、壱岐はすごいなと、市でそんなことをするのかという返事があったというのが、何人からも聞きました。

ですから、これは費用対効果も含めまして、あるいはふるさとを思う同級生等々とのことも考えまして、やはりこれは続けていかんやいかんという気がいたしました。

私は、壱岐におっても4万円ぐらい使いましたから、外から来た人はもっと使ったなと思うわけですが、ぜひ続けていきたいと思えます。

弥生まつりのカウントの仕方については、担当にさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度の最初の人数のカウントでございますが、これはちょっと個々の行事ごとに引き取っておりまして、それでこの数字は延べの数字でございます。だから、同じ人が仮に2カ所に行った場合に、ダブルカウントされている可能性は否定できないものがあります。そこまではどうしてもわかりませんので、その10日間ございましたので、そういう個々の行事ごとに、たしか積み上げた数字だったというふうに私、記憶しております。済みません、きょうはその当時、私、おりませんでしたけれども、資料も詳しいところまでは持ってきておりませんが、多分、そういう形であったと記憶しております。

以上です。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 最初のだから問いは、質問が島外からの来客数と言っていたので、そうしたら、そういうカウントするそのカウントの仕方そのものがおかしいわけですね。

私、観光のほうをいろいろ力を入れたいなと思って、壱岐市の活性化のためには、私は観光だということずっとやっているんです。それはなぜかということ、それは第1次産業も大切ですけど、私たちが協力できるのは、農業・漁業で協力しようと思っても協力できないわけですね。私が田植えに手伝いにいったり、あるいは魚とりにいくわけにはいかないわけですよ。

ということは、私たちにとってできることは、外に宣伝したり、外から来てください、遊びに来てくださいということしかない。交流人口の増加にだったら、私たちでも十分頑張ることができるっていう考えで、観光交流人口の増加ということで、一生懸命質問とか何かしているわけですが、私があるときびっくりしたのが、いろんな観光協会さんとか民宿さんとか話しても、来客

する、島外から来る人たちのカウントも正確にとってなかつたり、観光目的とかいうアンケートもとってなかつたり、あるいは戸別のホテルとかではもうとられているかもしれませんが、我々が外に出ていったときには、そういうものもよくとられるわけですね。

だから、そういうところで、あれっと思っちゃったんですけど、行政の中でもやはり今言ったように、こちらの質問に対してちゃんとした資料じゃない。延べ人数、経済効果なんか出せないじゃないですか、じゃあ。まあ、それはそれで結構です。

ちなみに私も経済効果を出そうかなと思って、算数は苦手なんですけど算数やっていたら、何だこれ1日200、そしたら、これ1万円としても2,160万円も経済効果があったら、これすごいなって思ったんですけど、現実的には、私は最初の一支国弥生まつりの10日間の中で3日間ぐらい行きましたからね、映画を見にいったり、まあのぞきにいっただけですね。神社をちょっと見てみたり、現在の原の辻ガイダンスのところの食事のところに行ったり、そしたら何名か島外の方が来られました。話をしました。

ああ、弥生まつりに来たんです。これ、違いますよ。ただ、バスが連れてって来たら、だからここで食べているだけですと。現実には、そういうことなんです。

ですから、今後、もう過ぎたものをとにかく言っても仕方ありませんけど、やはり人様の税金を使って、補助金っていうのはそうですからね、やる以上は、それなりの効果を上げないと、それこそ税金の無駄遣いですよ。

吉崎市で得た税金なんてのは、この間、お話ありますけど微々たるものというか、やはり多くの方々の日本じゅうから集まった税金を使わせていただくわけですから、そこにはちゃんとした計画で基づいてちゃんとした統計を求めたり、算出とか経済効果をつかまないといけないではないですか、と私は思っております。

じゃあ、この交流人口増加の費用対効果についても、もう一目瞭然です、どういうことをやればいいのかと。ぜひ今後の1つの苦言として呈しておりますので、真剣に今後も質問には確かなデータを持って回答していただきたいと思っております。

それでは、質問事項の3項、ボランティアへの支援はできているか。

博物館のガイド、原の辻サポーターなど、博物館の開館以前から多大な貢献をされているボランティアの方々へ、研修などの支援はできているのか、指定管理者や市との連携に問題はないか、市として要望機会を設けているのか、というような問いですが、これを質問を考えてからちょっと調べましたら、現実的には、最近、研修会にも行かしてもらったと。多分、それは知事と語る会かなんかのときのボランティアの方々の要望を聞いてもらったのではないかなというようなことをボランティアの方々は話をされておりました。

ボランティアっていうのは、御存じだと思うんですけど、昔のヨーロッパの十字軍とかそうい

うところに語源というのはありません、必ずしも無償性、ただということじゃないんですよ。公共の利益のために自発的に行動を起こすことをボランティアというわけです。おまえ、ボランティアをしてくれ、しなさいということはありません、本来は。

そういうふうには必ず無償性ってということが、どうも日本という地域では変に言われて、一銭ももらいたらいかんととか、ボランティアは手弁当だとか、現実的に今の世の中の流れでは、当然、その弁当代であったり交通費であったりは、支給されているってケースがふえております。少なくとも有償、それによって賃金を得るんじゃないければ、ボランティアさんが活動しやすいような状況をつくるのが、特に行政の間においては必要なわけです。

そういう意味でこの質問をしたわけですが、現実的に博物館のボランティアさんも頑張っておられます。ところが、原の辻サポーターさんのほうは、意外とちょっと厳しいような状況だと聞いております。

現在の状況を、ボランティアさんの状況をどのように把握され、どのように考えておられるのかを教育長にお尋ねしたいと思うんですが、簡潔に子供たちのメモがとりやすいように、速記者じゃありませんので、ひとつ短くお答えを願いたいと思います。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

ボランティアの状況でございます。現在、一支国博物館を中心に活動しておられますボランティアが、一支国博物館ボランティアの会という会でございます、登録人員が48人で、延べ405人の活動をしていただいております。

また、原の辻サポーターという名称で、一支国王都復元公園での活動をしていただいておりますボランティアさんの登録人数が90名でございます。そして、延べ104人の方の活動をいただいております。

特に、我々がいつも気にかけておりますことは、このグループの方が積極的、また自主的な活動をいかに行いやすい状況をつくるかということでございまして、現在のところ、ボランティアの方に交通費と食事代を出させていただいております。

この食事と申しますのは、1日に6時間程度にかかわるボランティアに従事した方に500円の昼食代を出させていただいております。交通費に関しましては、御自宅からの距離をはかりまして、1リットルで8キロの車が動くという計算のもとに、算式を捻出いたしましたのでございます。

計算式申し上げますと、片道の距離数割る8キロ、これは1リットルの車の動きの数です。それ掛け単価ですね、その往復ということで計算をしております。1つの活動あたり500円を

上限にさせていただいている次第でございます。

それと、研修等につきましては、議員御指摘のとおり、島外の研修先は九州国立博物館、また伊都国歴史博物館、そして九州歴史博物館に研修に派遣をさせていただいております。

特に、島内の研修と申しますのが大切になるうかと思えます。これは毎月1回、しまごと大学講座というのがございまして、壱岐学講座と特別講座というのがそれぞれ月1回ずつあっております。これへの積極的な御参加をいただいておりますので、知識的な基本的なものは、このしまごと大学講座で、かなりボランティアの方に御満足をいただいておりますものだと思っております。

以上でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ボランティアの活動は今後も非常に大切になっていくと思えます。特に原の辻、一支国王都公園の整備が完成した日には、あそこは観光客でたくさんにいっぱいになるようにしないといけないわけです。壱岐ちゃりがどんどん動くようにしないといけないわけですね。そのことによってボランティアも忙しくなると、そのようないい流れをつくらなくちゃいけないと思っております。

できましたら、何か難しい講座もいいんですけど、もうボランティアの中で、ある程度、もう知識も活動もされている人たちがもう育ってきていますので、じゃあ、その人たちをひとつ講師にして、そこに少し安くてもいいですから講師料を出すとか、そういうのを輪を広げて、もう余計なっちゃ、えらい人は要らないと、地域は自分たちでやるっていうふうなボランティア組織になれば、非常にいいんじゃないかと私はそのように思っております。

原の辻ガイダンスが、今、非常に時期的にも苦戦をしているようです。ですから、この原の辻の活用が今後、ぜひうまくなされて、それこそ博物館だけではなくて、博物館の博物館ボランティアさんだけが忙しくて、原の辻サポーターのほうは忙しくない。それから、壱岐ちゃりも用意してもなかなか稼働しないということがないように、壱岐ちゃりが稼働しないときは中で何か楽しいものがやっているとか、そういう企画を打ち出していきたいと思えます。

何とか学講座とか、何かどっちかっていうと、学びの島になり過ぎているような気がします。学ぶのが好きな人は、意外と少ないんじゃないかと思うんですけどね。遊ぶ人は、遊んだり楽しんだりする人は当然多くて、難しいことを学ぶっていう人は、やはり少ないんじゃないかと、そういうところも考えていただいて、壱岐を学びの島にするのか、あるいはいやしの島にするのか、両方にするのか、そういう戦略的なものもぜひ考えていかれて、それに付随して雇用の場も生み出すという、そういう理想的な島に向けて、ぜひ教育長の立場でも頑張りたいと思えます。この私の希望に対しての教育長の考えをお聞きしたいと思えます。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 一支国博物館、また原の辻遺跡を活用して、将来どうするかという御質問だと思います。

私は、この壱岐の島を元気な島にするためには、一支国博物館、原の辻遺跡というのは、忘れてはならないものだと思っております。壱岐の島の観光の浮揚にも、これは直結するものだと思っております。

特にボランティアの方は、そのことを非常に心にとどめておられまして、私と考えが同じ同志の方ばかりでございます。ですから、私は常日ごろ、ボランティアの方には敬意をもって接しております。今後ともこの働きがまだまだ十分に展開できるような努力をさせていただきたいと思っております。

特に、本日小学校6年生、ここに来ておりますけれども、私は、島の子供たちが一支国博物館、原の辻遺跡で、自分が生まれ育った壱岐の島のすごさというのを直感、一瞬にわかるというような状況に持っていきたいと思っております。その島の、島に対する誇りが子供たちの自信につながります。その自信をもとにいたしまして、子供たちがそれぞれ自分の将来の目的をつくって、日々それに邁進していく心も体も強い子供たちを育てていくのが私の夢でございます。この夢を大切に、壱岐の伝統的なものを将来の子供たちにゆだねていきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 最後は博物館のことになってしまいました。ボランティアへの支援はできているかの中からこういうふうになってしまったんですけど、御存じのように、1周年を迎えますね、来年で。開館1周年。今までが順調かということ、有料人数とか、私はそんなにも手を挙げて順調だって言えるような状況じゃないと思っております。今度、やはり1周年、この開館1周年というものをとらえて、また一つ、それこそ少ない経費で知恵を出し合って、1周年だっていうことをうまく打って出て、「ああ、1周年、できたのも知らなかった」という人たちもたくさんいるわけですから、ぜひ開館1周年、来年ですか、3月14日に向けて、もう日にちはないわけですから、効果的な広報活動なり戦術なりをぜひ、もうとられていると思っておりますけど、中身を詰めていって、本当に博物館が壱岐のために、活性化のためになるように、今からでも皆さんの優秀な方の知恵を絞って、1周年に向けて再度ふんどのひもを締めて、頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

議長（牧永 護君） ここで鯨伏小学校の皆さんが退場されます。生徒の皆さんにはちょっと難しい問題もあったかもしれませんが、学校に帰ってからも先生と一緒に勉強してください。これから寒くなりますので、風邪などひかないように、スポーツに勉強に頑張ってください。ありがとうございました。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、市長に対しまして、12番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

今回、機構改革ということですが、このまま、さっきのまま鯨伏小学校の子供たちがいた場合にどのように説明しようかと悩んでおりましたけども、幸い帰られましたので、今回、機構改革については、特に専門的な言葉が多いですので、市長の御答弁を明確によろしくお願いいたします。

それでは、平成21年3月議会におきまして、市長は、機構改革については、私は住民ニーズへの迅速な対応やスピード、スピーディーな意思決定などを含め、最少の職員数で効率的な行政運営ができる組織を目指し、平成21年4月1日からこれまでの部制を廃止するとともに、課の統廃合を実施したい。また、全員協議会等では、将来的には完全課制に移行したい旨発言され、これまでに議会としても何度となく現組織体制について指摘をしてきておりますが、行政運営の完全課制へ向け、推進をされ、それまでの経過として、担当理事を置く現組織体制となっております。

そのような中、就任当初からあれほど強く課制でやっていると宣言されていたにもかかわらず、今回、平成23年4月より課制から部制へ任期中2回目の機構改革を実施するために、今議会に苓岐市行政組織の条例の全部改正として、議案提案されていますが、それはこういった心境の変化をお尋ねをいたします。

2点目、平成21年4月1日からの機構改革は、苓岐島の貴重な歴史遺産や豊かな自然などの

地域資源を活かした観光産業、商工業、物産流通等の推進を機動的、効率的に実施し、壱岐島発展の機軸として、壱岐島振興推進本部を設置し、市長の決意を感じました。でも、今回の部制を取り入れる機構改革の目玉は、果たして何なのかお尋ねをいたします。

3点目、今回、新たに設置する新行政推進室の分掌事務において、地域主権改革に向けた行政体制の整備に関することと、職員の意識改革に関することとありますが、具体的にはどういうことかお尋ねをいたします。

特に、職員の意識改革とは、現状の職員の意識をどのように認識をされ、それをどのように改革していくのかお尋ねをいたします。

また、市長は、新行政推進室とは市長の特命部署と考えており、市長ほか2名の職員で構成したいとのことでした。これぐらいの人数なら、総務部、企画振興部の分掌事務で事足りるのではないかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

また、先日の市長発言の中で、室長については、外部からの登用と考えているとのことでしたが、民間からの登用か、その場合は任期つき職員として採用されるのか、お尋ねをいたします。

また、今回の条例の中の各部の分掌事務を見れば、市政の総合的な企画及び調整に関することや、組織横断的な特命事項に関する調査、研究及び推進に関することを分掌するのは企画振興部、そして職員に関することは総務部となっておりますが、新行政推進室との違いはどのようなことか、お尋ねをいたします。

4点目、市民病院、かたばる病院は、医師招聘など多くの課題を抱えており、厳しい実情等は、昨日の一般質問においても多くの議員が質問されておりました。そのような中、今回、病院部長を、病院部を設置されますが、責任と権限はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

また、市長の病院経営方針でもある独立行政法人までの暫定的な部としてとらえてよいのかお尋ねをします。

5点目に、観光商工課については、今回、石田庁舎から郷ノ浦庁舎に移転し、壱岐島振興推進本部でありながら、離れ離れになった政策企画課と一緒にあって、名称が変わり、企画振興部になります。

さて、先日、行政視察で訪問した24の瞳とオリーブで有名な香川県小豆島町では、小豆島町の商工観光課、小豆島観光協会、小豆島町観光協議会が観光案内所であるオリーブナビ内の事務所に同席をしており、日常から情報交換やイベントの協力支援等を行っておりました。また、平日、週末を問わず、ここが観光案内所のため、多くの観光客も訪れるため、勤務シフトについてもそれぞれの機関の性質を活かし、観光客のニーズに対応しており、観光客からの評判もよいとのことでした。また、農業振興並びに観光振興のために設置されているオリーブ課も同施設内にあり、それぞれが観光客誘致に向け、協力しているとの話でした。

今回の産業建設常任委員会の行政視察において、観光商工課長も同行しておりましたので、メリットについては十分理解されていると思います。郷ノ浦庁舎に移転する観光商工課は、市長も御承知のとおり、仕事上、来客や出迎え等が多いため、壱岐の玄関口に配置し、将来的には島内外からもわかりやすく、窓口情報発信を一つにし、小豆島町のように、観光協会とワンフロア化する考えはないかお尋ねをいたします。

また、観光商工課の移転に伴い、関連があるイベント振興会も今回移転するのか、あわせてお尋ねいたします。

6点目ですが、先日の総括質疑の中でも、今回の部制の名称について、指摘をしておりました。産業経済部の名称について、再度お尋ねいたします。

市が発足して当初、農業部門、水産業部門、観光商工部門があったので、産業経済部になったのは十分理解をしております。平成21年4月、今回の機構改革において、課の構成が農業、水産業部門だけになったので、市民にわかりやすくするためにも、なぜ農業水産部にしなかったのか、また、管理職会議等でそのような意見は出なかったのかと質問したところ、総務課長は、産業経済部の名称はこれまで市民に親しまれており、市民からの問い合わせについても、農業は水産業はどこですかと言われるので、名称については問題なく、そのような意見も管理職会議ではなかったとのことでした。

それでは、今回の機構改革では、分掌事務は変わらないのに、課長の指摘する市民になれ親しんでいる壱岐島振興推進本部の名称が企画振興部が変わる上、郷ノ浦庁舎へ移転をします。産業経済部、企画振興部の名称のつけ方には一貫性がなく、相違があると思いますが、それはどうでしょうか。

また、今回、新しく設置されるこども家庭課については、児童家庭班と幼保連携班があり、子育ての支援並びに認定子ども園を見据えた幼稚園と保育所の連携についても、調整を含め、主体的に推進するとのことでしたが、幼稚園の主管でもある教育委員会には相談がなかったと教育長は発言をされております。

また、管理職は、新行政推進室と市民部、こども家庭課長の2人だけ増加するだけで、部制を実施するに当たり、市長の裁量権で、今後、各部部長1人制にするのか、兼任させるのか、検討していきたいと市長は答弁をされました。

本来、市長の施政方針に従い、機構改革などの部の名称並びに組織については、対外的にも重要と考えております。そのために、管理職会議の中で十分意見聴取し、協議をし、今後の市行政を効率、効果的に組織編制し、より強く推進していかねばならないと考えますが、管理職会議が機能していないのではないかと思います。過去の一般質問でも指摘をしてきたように、管理職会議は単なる事業報告会ではなく、会社で言う経営会議と考えておりますが、市長の考えをお

聞かせたいと思います。

また、最近では、国の施策方針がはっきりとせず、流動的で、離島行政を取り巻く環境、法律も大きく変わろうとしております。そのような変化の中、市長は、市の行政運営に加え、県はもとより、国の各省庁への要望、要請を含め、多忙な日々と思います。その多忙の中、きのうも指摘がありましたが、次から次へと、職員による不祥事が発生し、精神、体力ともお疲れのようにお見受けをします。

地域主権の時代と言われておりますが、市長1人だけではすべてをこなすことは不可能と思います。市振興に向けた施政方針の具現化のためには、副市長1人制から、市長の両腕として、職員教育も含めた庁舎内事務担当副市長と壱岐の渉外担当の営業マン副市長として、副市長2人制に移行してはどうかと考えるが、お尋ねをいたします。

以上、大きく6点、市長に対して質問をさせていただきます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

本日は、機構改革について盛りだくさんの御質問をいただきました。私は、平成13年8月から平成14年8月まで、合併協議会事務局に勤務をいたしまして、合併協議、そして協定項目について勉強させていただいたところでございます。その中に、組織に関することについては、合併協定第5号で、事務機構及び組織の取り扱いという協議がなされておりまして、その時点では、組織については合併前に調整するというので合併協定書はなっておりました。私は、壱岐市の3万人規模で考えたときに、その時点で部制について少し疑問を持っておったところでございます。そのときはもちろん本庁方式ということでございました。平成19年1月から今の分庁方式になっておるわけでございます。そして、そのようなことで、そういう考えを持っておったということが一つです。

それから、支所に支所長と部長が2人いて、なかなかその中での命令系統がどうなのかなという疑問。そしてまた支所長には、私はいましばらくは旧町の出身者が支所長にいたるのが望ましい。しかし、そうやれんときは、せめて次長は地元からというようなそういう気持ちを持っておりました。そういうこともありまして、平成21年、先ほど申されました理由もそうでございますし、平成21年4月の機構改革で現場重視と意思決定の迅速化を図るということで部制を廃止し、担当理事を配置をしてきたところでございます。

しかしながら、これまで理事制の運用の過程で、先ほど議員おっしゃるように、議会から責任の所在が明確ではない。あるいは職務上の権限が分散して、組織の指示系統、すなわち指揮命令が円滑に機能しない場合があるなどとの御意見をいただいております。

そのようなことから、統括課長級としていた理事職の位置づけのわかりにくさを解消し、権限を部長に持たせて、組織の透明性、すなわちわかりやすさの確保と責任の所在を明確にしようとするものでございます。

確かに、以前の部制になぜ戻るのかと、今まで言ってきたことと違うじゃないかという御指摘がございます。しかしながら、前の部のあり方と、そのまま戻したということではないということをお理解いただきたいということと、ただ、自分で今考えておりますことは、私はマニフェストで変えるということをモチベーションとして出してまいっております。そういった面で、気が負ったということも事実でございます。

次に、今回の部長制を取り入れた機構改革の目玉は何かということでございます。今回の機構改革は、提案理由のとおり、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題に対応できる効率的な組織体制をつくるために行政組織の見直しをしたものでございます。

特に、避けては通れない新たな行政課題といたしまして、地域主権改革と幼保連携の体制整備を前向きに積極的にいち早く取り組みたいと思ひまして、組織機構見直しに当たりまして、新たに部長格の室長が統括する新行政推進室を設置いたしますと同時に、下部組織としてこども家庭課を新設するものでございます。

今回の部長制との関係にいたしましては、新行政推進室長には、特命部長としての任務を命じたく考えておひまして、各部を横断的に統括すると申しますか、横断的に仕事ができる特命部長という位置づけをいたしたいと思っております。特に、きのう、先日申し上げましたけれども、人事院が将来的に発展的に解消される、そのかわりに公務員庁をつくるなど、国の組織も変わっております。それからまた、そういったものに迅速に対応できるようにやりたいと思っております。

次に、3番目といたしまして、その新行政推進室の役割、そして特に職員の意識改革ということでございますけれども、どのように職員の意識を把握しているのかということでございます。地域主権改革は、住民に身近な行政は地公共団体が自主的にかつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革でございます。

具体的には、自治事務のうち、法によりしぼられている事項について、各自治体の条例で定めたり、国の関与を受けずに独自に許認可できるよう、地方の独自性が発揮できるようになります。そのためには、地域主権時代の市役所の担い手として、高度な専門的知識、技術、政策形成、法務能力及び地域の中に飛び込んで、様々な人々と円滑なコミュニケーションを図ったり、情報を収集する能力などを持った人材の育成が急務でございます。職員の、そういった意味で、特にやる気を出させるというような、そういったことを、特に教育をしたいと思っておりますし、今

議会でもおわびを申し上げましたが、職員の不祥事等が多発しております。そういったことに対する職員の自覚、そういったものを高めるといったことが目的でございます。

それから、職員の意識をどのように改革していくのかという質問でございますけれども、基本的には、従来から求めております市が抱える行政上の問題等の解決とあわせて、先ほど申しましたこともあわせて、高度化、多様化する市民ニーズへの対応、厳しい財政状況下における行政運営と地方分権時代、いわゆる地域主権改革への対応、よりよい地域社会構築への貢献を行える職員となるための職員意識と職員力の向上を目指すものでございます。これらに対する現状の職員の意識等については十分でないと認識しておりまして、その意識等の底上げを取り組みたく考えておるところでございます。

次に、企画振興部との違いについての質問に対しましては、さきに述べましたように、新行政推進室においては、特命事項に係るその所掌事務の内容において、地域主権改革に耐え得る職員力、つまり体制の強化でございます。地域主権改革における分権事務の実行については、企画振興部などの調整部門及びそれぞれの部門で対応することになります。

4番目でございますけれども、病院部長を設置するが、責任と権限、そして独立行政法人までの暫定的な部としてとらえてるのかという御質問でございます。病院部については、市発足当時は、病院管理部として、現在は病院事務局として病院事業に関することを分掌事務としております。病院部長の責任と権限につきましては、他の部長と同様に、部の事務を掌理し、その事務を処理するための所属の職員をし、監督するということになります。

次に、病院部が暫定的であるかどうかについての御質問でございますが、昨日、市山繁議員の御質問にお答えいたしましたように、独立行政法人をかたくなにそれを目指すという方向を、やはり少し柔軟に考えなきゃいかんと、今、そういうふうにしておる次第でございますけれども、いずれにしても、きのう申し上げました長崎県病院事業団に加入するにいたしましても、やはりそこで経営形態が変われば、おのずと変わってくると思っておりますので、それまでということで御理解いただいて結構だと思っております。

次に、企画振興部の中の観光商工課について、将来的にわかりやすくするためにワンフロアー、観光協会とワンフロアーにする考えはないのかということでございます。例として、小豆島の例もお挙げになりました。確かにすばらしい観光の先進地でございます。私の自治大の同期生もおりまして、私も小豆島2回ほど参りました。すばらしいところでございました。

ところで、私は、今の段階で、やはり補助を受けてやっておる観光協会と補助を行う市の担当課が、今の時点で同じフロアーにいるということは、なかなか難しいのではなからうかと思っております。私は、観光を考える上で、観光に来ていただける方の視点でやるということにつきまして、それを重視せないかんということをおもっておりまして、窓口は1本にせないかんということ

は、もう本当わかっております。そこで、今、実は観光協会と受入協議会に窓口を1本にまずしてくれんかということをお願いしているところでございます。私は、その観光協会と受入協議会が1本化になった後で、今の提案については研究する余地があると思っておるところでございます。

それから、5番目のイベント振興会も一緒に入るのかということでございます。イベント振興会も一緒に郷ノ浦庁舎に来るということになります。

次に、6番目の副市長2人体制にしてはどうかという、管理職会議が形骸化しているのではないかということと、産業経済部の名称についてでございますけれども、まず、産業経済部につきましては、産業経済部で通させていただきたいと思っておるところでございます。

こども家庭課について教育長に相談がなかったということでございますけれども、教育長については、教育長はそういう課が機構改革の中で話を聞いておりますから、そういう課ができるということは当然御存じのはずでございますけれども、これはきのうもちょっと申し上げましたけれども、教育委員会と市の行政というのは、きのう言いますように、国の縦割り行政の最たるもので、幼稚園と保育所がなかなか連携がとれない。どちらにリーダーシップをとらせるかということで、リーダーシップをとる意味で、行政のほうにこども家庭課をつくり、そして今から教育委員会のほうに積極的に働きかけていって、相談をする。そのテーブルをつくったということ御理解いただきたいと思います。

それから、管理職会議につきましてでございますけど、先ほどの産業経済部とも関連いたしますけれども、管理職会議の中で、今回の機構改革についてどのような機構がいいかということで提案もさせております。10を超える提案がっておりますけれども、それを集約したものが今回の機構改革でございます。その中で、産業経済部の変更というのは、出てこなかったということも事実でございますし、そうしたことで、私はただの会議じゃなくて、やはり少し意見も少のうございますから、経営会議になるぐらい、経営会議と考えるのは当たり前だということで、それはそのとおりでございますけれども、今後、管理職の発言も促していきたく思っておる次第でございます。

それから、現在の政治情勢は本当に変動期でございます。確かに、私の健康も気遣っていただいております。しかしながら、私は副市長2人制というのは、正直申し上げまして、就任当初どうかなと考えておったところでございます。現段階では、今のところそれほど必要性を感じていないところでございまして、実は、今度の新行政推進室長等々の公募をするわけでございますけれども、その活躍といえますか、それに大いに期待をいたしたいと思っている次第でございます。答弁が漏れているかもしれませんが。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、機構改革について、かなり質問の量も多かったものですから、市長もいろいろと大変だったろうとは思いますが、大変ではあるけども、それだけの指摘事項に対して市長の並々ならぬ決意について聞きたかったものですから、事細かく質問をさせていただきます。

まず最初の、今回議案提案され、前回の課制から部制に変わることにについては、今回の議案97号にありますとおり、提案理由として、新たな行政課題の多様な市民ニーズに柔軟に対応できる効率的な組織体制を構築するためということ、見直しを行うということでしたが、再度お尋ねをいたします。前回も市長は課制の折に、市民ニーズへの迅速な対応やスピード、スピーディーな意思決定を進めるということで、効率的な行政運営をできる組織を目指すということで、課制をしたわけですが、今回、その課制から部制に変わるわけですが、課制のメリット、デメリット、そして今回される、多分部制についてはメリットが大きかったから変えられたんでしょうから、具体的に今どういった部分で市長がトップとして、これまで行政運営される中で、課制から部制に今回2回目の機構改革を実施するに当たって、どのように思われたかという点を再度お尋ねをいたします。

そして、今度、行政推進室、これはわかりました。もう市長が要は地域主権改革に向けて、さまざまな状況の中で、変わる中で、対応するために特化して、この推進室を設けたい、その気持ちはわかります、もちろん。ただ、市長が言われておる人数が果たして室長ほか2名でできるのか。それだけ思いがあるのであれば、数をふやすなりできるんじゃないかならうか。だから、その特命、市長のさまざまな特命については、今回、提案いただいている条例の中で指摘もしましたけれども、企画振興部あたりが、組織横断的な特命事項に関する調査研究です。今、光ファイバー等で大変忙しいとは思いますが、多分どこの部署もかなり人手不足のようです。というのは、やはりこれだけ社会情勢が変化がかなり早いものですから、それに対応していくということ、こういう厳しい状況の中で、市民のニーズも多種多様化していると思います。そういうときに、この各部として人員を取られるというのはどうかなというふうに不安を持っております。そうしたときに、通常の業務自体がおくれるんじゃないか。結果的にはその市民ニーズの対応ができなくなるんじゃないかというものを懸念をしております。だから、どうしてもつくるのであれば、前回、先日の総括質疑の中で指摘もありました、やはりどうせするなら、それにプラスしても、広報及び広聴も入れたほうが絶対いいと思います。今は情報発信の時代で、正確に情報発信をすることこそが市民の安心にもつながるわけですから、新行政推進室の人員の増加と、そしてその分掌事務については、再度十分協議する必要があるんじゃないかならうかと。その細部については、今回、議案を提案されているわけですから、行政組織の規則については、既にもうできているだろうと

思います。その中の見直しも含めて、十分検討していただければならないと考えております。

また、3番目の今回の室長の登用については、市長の口から、今公募という形で発言がありました。これは来年の4月からの施行ですから、年明けぐらいに公募を、民間も含めて公募するのか、お尋ねをいたします。

そして、結局私が言いたいのは、今回の機構改革でも、名称云々じゃなくて、先ほど市長も言われたとおり、管理職会議において、10個は提案されたと、十数個は提案されたということがありましたけども、この十数個、どういったものが提案あったのか、お尋ねをいたします。

今後については、発言を促していくということでした。そして、この新行政推進室の中には、市長が言われました職員の意識改革ということで、高度化、多様化する住民ニーズの対応や地域の貢献、そして職員の自覚を高めてやる気をうながしていく。ひいてはその職員の専門的知識を含めて、職員力を磨きたいということですから、これは職員ですから、一般職員だけに限らず、これ管理職においても市長のほうから意識改革も含めて、する必要があるんじゃないかと思っております。その点についてお尋ねをいたします。

また、副市長2人制につきましては、市長も結果的にはそれほど必要と思ってない。副市長の、もう一人の副市長に当たるのは、ニュアンスからすれば新行政推進室長のような受け取り方をしておりますが、そういった形で、どういうふうにその新行政室長と現在の副市長との分掌事務といたしますか、その辺をどのように分けられたいと、今現時点で考えられているのか、再度お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今回の部長制についての部長を置くことのメリットと申しますか、それはやはり先ほどから議員も御指摘のように、やはりスピーディーに命令下達、あるいは上意下達とはおかしいですけど、あるいはボトムアップ、それをスピーディーにするということが主でございます。特に、現在、総務部には部長がありません。そういったことで、やはりそれぞれの部署で部長をつくって、統括してもらおうということが大きな目標でございます。

それから、新行政推進室が2人ぐらいで足るものかということについては、先ほどお答えをせずに申しわけございませんでした。議員御指摘のように、本当に人数、人手不足といいますが、今もう一般職も6人、7人やめても1人、2人しか採用せんというような状況にしているものですから、非常に職員の数が減っております。それで、それはもう本当、何人もここに置きたいわけですけども、実際置けないというのがもう現実でございます。しかしながら、きのうの市山繁議員の御指摘もありましたように、広報、あるいは広聴の、失礼しました。町田議員が御指摘ございましたけれども、町田正一議員の御指摘がありましたように、広報等々入れたらどうかと。

それにつきましては、私もそのほうがいいという、今、きのうお答えしましたように、迷っておりますけれども、それはやはり御意見のとおりではなからうかと思っている次第でございます。

それから、今後、その内容につきましては、今申し上げましたことも含めて、やはり協議を深めて検討を深めていきたいと思っておる次第でございます。

また、議員の皆様方からの御意見も尊重して、反映させたいと思っておる次第でございます。

それから、新行政室長のことでございますけれども、これは当然公募をいたします。公募して、採用するということになります。

それから、職員の意識改革につきましては、当然のことながら、新行政推進室長に任せるだけでなく、私自体、当然のごとく意識改革をしていかないかん。特に管理職の意識改革については、特に私は力を入れてしていかないかんと思ってる次第でございます。

それから、新行政室長と副市長の兼ね合いはどうなるかということでございますけれども、新行政室長は、あくまで一般職でございます。そこで、しかしながら特命ということでございますから、直属といいますか、部長の並びのポストではございますけれども、副市長と部長のあいなかぐらいの感覚としては持っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、部長制にするために、する目的として、市長が言われました、スピーディーな意思決定、ぜひ部を置かれるわけですから、権限についても各部長に権限を持たせていただいて、そして最終的な意思決定の判断を市長がされるというようにしていかないと、本当にスピード力が上がるような対応ができないと思います。何もかも市長が1人でするんじゃないで、やはり今回、部長制にするからには、それぞれ分けて、市長が目指すべき壱岐市の将来像について、それに向けてそれぞれの管理職及びその職員が一丸となって邁進していただくことを強く期待をしております。

それで、室長の公募についてですけど、やっぱりあの人やったね。そら優秀やけん、言うちやいけん、たまたまなただけで言われればそれまでですけど、やっぱり今は特に市の行政については民間経営の経営感覚を持った方が重要と思います。これからの地方主権においては、国も民間間でできるものは民間にさせるというような方向になってますので、その辺のことも十分考慮されまして、どれだけ公募があるかわかりませんが、以前、南島原市の副市長においては、何百人という応募があったようでございます、副市長に。それで、ぜひそういう形でいただきたい。

今度、先ほど戻りますが、観光商工課のワンフロアー化についてですけど、私も市長と同じ考えで、小豆島もすごかったんですけど、行政的立場として、観光協会あたりにやっぱり法人化をし

ていただくような働きかけをしていただきたいと思います。そして、できる限り、要はすべての施設とはいきませんけれども、市長が常日ごろから言われる行革、スリム化です。経費削減の上では、指定管理者制度の導入というのは必要だと思います。そして、そうすることによれば、民間というのは自分で金を稼がないといけませんので、十分なところからやっぱり知恵を出して、そしていろんな形で情報発信され、収入を上げていくというふうに思いますので、その辺については、すぐとは、内部組織的なことも、相手もありますから、あるでしょうから、今後はその方向に向けて、進めていただきたいと思います。

また、これから市長も御存じのとおり、政府は11月29日に地域主権戦略会議を開きまして、これまでの国が用途を定めたいもつき補助金を23年度から2年間で1兆円規模で、あらかじめ用途を定めない一括交付金とすることが決定をされております。その中に、第1弾として、23年度から地域の自主性を確立するための戦略的交付金、地域自主戦略交付金を創設されるわけですが、23年度については都道府県分の5,000億円程度というふうになってるようでございます。次年度についてはもしかしたら、その下の組織、市あたりまで来るのかもしれませんが、やっぱりそういったときに、職員力をぜひ出していただいて、いろんな知恵を結集して、その中で、この間も御指摘をいたしましたけども、若い職員のやっぱりいろんな意見を聞いていただいて、それを管理職会議でたたいて、たたくちゅうか、構築をしていただいて、そしてその職員の自信につなげていくような形も、職員の意識改革の一つにつながると思います。

そこで、再度お尋ねをいたしますが、この議案を、先ほども言いましたとおり、提案されてるわけですから、行政組織規則については、既に作成をされていると思います。その中で、この間の一般質問で人事評価制度の実施に向けては、市長が任期中にするとおっしゃってありました。まさかその任期中に、また再度、機構改革があるとは思っておりませんが、その担当は、言わばその職員の意識を変えるということは、やる気を起こさせるって先ほど市長が言われました。

それに向けては、人事評価制度導入についてもその1つと考えております。現時点で結構ですので、市長のその人事評価制度に向けた政策評価は、多分、企画振興部が政策企画課がされるんですが、今後、その人事評価制度導入に向けてこういったイメージをお持ちなのか、再度お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員の人事評価制度につきましては、現在、管理職について年度初めに目標を出させ、10月にその途中経過といいますか中間報告をさせ、そして3月に1年間の自己評価といいますか、をさせておるところでございます。

一般職につきましては、正直申し上げて、イメージとしてはそれぞれやはり今、正直言いまし

て今回の不祥事を受けまして、課長に個別のいわゆる綱紀肅正の話をされております。一人一人、課長と協議をしています。

そういった手法を人事評価にもとり入れたいなと思っておりますが、これを実際にやるとなれば、ご存知のように職員組合とのまだ構築ができておりませんので、ただイメージとしては私は手法としては、そういうふうな手法をとりたいなと思っております。

今のところそう思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） あともう一つ、先日の統括質問で市長は部長、まあ部ができるわけですけど、その部長を1人兼任するか、裁量権任せてくれって言われましたが、先ほどの発言の中に、部をつくるんだから部長を1人置きたいということ言われましたけども、現時点では、部に対して1人ずつ部長を置くということで理解していいですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 行政内部ではそのように考えておりますが、正直申し上げて病院をどうするかなと、今のところちょっと悩んでおります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、市長が決意を新たに機構改革をされるわけですから、その市長の思いが十分議員初め職員の皆さんに伝わって、市の行政推進に向けて努力をしていただきたいと思っております。

今回、機構改革をされるに当たって、たしか来年は九州市長会が開催されますね。26年度には国体があるわけですけども、現在、その機構改革の1つとして国体については教育委員会サイドにあるわけですが、この国体は特に九州市長会もそうですが、壱岐の絶好の宣伝の機会であろうと考えております。

今後、この国体開催に向けた市長の今は教育委員会がありますけど、その辺について私は、もう全庁的、全島的にする必要があると考えておりますけども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃるように、この九州市長会、来年の九州市長会、5月の19日でございますけれども、本当に壱岐をPRする絶好のチャンスであると思っておりますし、壱岐

に持ってきた、持ってこれたのは佐世保の朝長市長の1つの御配慮もございました。感謝を申し上げたいと思っている次第でございますけれども、絶好の機会でございます。

これも当然のように全庁的、全庁を挙げてやらにゃいかん。そして、各観光協会、そしてその傘下にいらっしゃる旅館組合等々、もう本当に壱岐全島を挙げて対応していただかないかん、おもてなしの心を持っていただかないかんと思っておりますし、26年の国体につきましても、これは担当部署がどこであろうが、全庁、全庁舎、全島民挙げて、これに対応していきたいと思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、機構改革については、いろいろと指摘及び提案をしてきておりますけども、今回の壱岐市行政組織の条例の全部改正につきましては、付託された総務委員会においても十分審議されると思っておりますし、今後、議決された後、市長の今言われているような思いがスムーズに意思決定がされて下の職員に伝わり、そしてひいては市民にとっていい機構改革だったと言えるような形になるように、管理職会議も含めて十分されることを期待をして、私の一般質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午前11時48分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） それでは、本日、一般質問3件を出しております。市長の端的な御答弁をお願い申し上げたいと思っております。

まず、1点目でございますが、今回のTPP、特に国の根幹であります大きな事態が動いたというふうに認識をいたしております。このTPP協議につきましては、私は菅総理が10月の国会の所信表明演説で、TPP参加への検討を言及した、これが大きなうねりになったんだというふうに思っております。

市長も御承知のように、ＴＰＰは、環太平洋を囲む国々が国境を超え、人・物・金・サービス等を自由に移動させることができるものでございます。２００６年にシンガポールを中心に４カ国で始まりましたが、現在、アメリカ、オーストラリアも参加を表明し交渉に入り、来年１１月には１１カ国になると、そういうものでございます。

また、日本政府も、１１月９日のＴＰＰについて関係国と協議を始めるとした全く議論を尽くさない、早急に乱暴と言わざるを得ない経済連携に関する閣議決定をし、１１月の１５日、菅総理は、横浜でのＡＰＥＣの首脳会談で、アジア太平洋自由貿易圏の実現に向けた参加を表明しました。

農林水産業はもちろん、地域経済に多大な打撃を懸念する声が生産者、地方経済から不安が反発の声を広げております。ＴＰＰへ参加すると輸入品の関税はなくし、外国企業の進出・投資、あるいは同業者の受け入れも含め規制がなくなり、アメリカ・オーストラリア等からの農畜産物が大量に輸入されます。

このＴＰＰに関し全農が中心になりまして、日本の食を守る全国集会在１１月１０日、ＪＡグループあるいは漁連、生協など１４団体は、ＴＰＰ交渉への参加に対する全国集会在全国約３，０００名を結集し、１４０名の国会議員も参加、各政党は参加反対表明、ＴＰＰ交渉への断固反対を特別決議を採択し、開国論を掲げてＴＰＰ交渉に参加する前のめりの姿勢の政府の反発、食料安全保障や農業の多面的機能をもたらす問題をこれ以上、海外にゆだねていいのか、食料自給率５０％とＴＰＰの両立性は不可能といった国民運動への呼びかけが出ております。

ＴＰＰへの影響は、農林水産省の試算では、農業総生産額４兆８，０００億円減り、食料自給率１４．８％の低下、農業関連産業も含めた損失額は７兆９，０００億円に上るといふ、農業だけでなく地域経済社会にも壊滅的な打撃を受けると言わざるを得ません。

長崎県の試算でも、先般、報告がありましたように、農業算出額が４９７億円、水産業で１８０億円の減少を見ております。この長崎県の試算に対しまして、もし壱岐の農業・水産の試算が出とけば、後をもってお願いを申し上げたいと思っております。

また、１２月４日には、福井県で民主党の山田前農水大臣と自民党の石破政調会長の農林大臣経験者を招き、約１，０００人の生産者を集め討論会を開き、山田前農水大臣は農業の所得補償をすれば済む話ではない、農水産物は関税下げてよいというものではない、農業分野でも多大な大きな問題がある、政府も慎重になりつつあるというそういう話をされ、参加には否定的な考えを示されております。

一方、石破政調会長は、ＴＰＰ交渉の不透明の中で参加ありきは絶大なる問題があるということも述べてあります。このＴＰＰ問題は、各県の知事会、県議会等、ＴＰＰ参加反対の要請を行っており、また、各県ＪＡを中心になり、県・市単位でも集会在参加され、断固反対のメッセー

ジを送られております。

我が壱岐島内もＴＰＰに参加すれば、農業・漁業関連産業はもちろん、地域の崩壊につながるというふうに思っております。白川市長のＴＰＰ参加への見解をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 呼子議員の質問に対する市長の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ２番、呼子好議員の御質問にお答えします。

ＴＰＰ協議の参加、そしてどのように考えておるかということでございます。ＴＰＰ環太平洋戦略的経済連携協定の参加の是非は、各方面で大変な議論をされておるところでございます。日本はこれまでＴＰＰに対する姿勢を明らかにしておりませんでしたけれども、本年１０月に開かれた新成長戦略実現会議で、菅直人首相がＴＰＰの参加検討を表明いたしました。

しかしながら、ＴＰＰが原則として例外を認めない貿易自由化の協定であることから、米をはじめ国内の農業・漁業は壊滅的な打撃を受けることとして反発する声が上がっております。

１１月９日の閣議決定では、ＴＰＰへの参加を決定されなかったものの、ＴＰＰ協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始するとの決定が下されております。

農水省は、１１月２２日、関税全廃を原則とするＴＰＰに日本が参加した場合、国内の農業生産額が４兆１，０００億円減るとの試算を明らかにしております。２００８年の農業総産出額８兆４，７３６億円の４８％に当たり、農業は壊滅的な打撃を受け、食料自給率は１４％に落ち込むとした内容になっておりまして、農業者の間では、当然のことながらＴＰＰ参加に反対の声が強まっております。

一方、参加に前向きな経済産業省の試算は全く逆で、国内総生産ＧＤＰへの影響額は、不参加なら輸出が停滞し、平成３２年に１０．５兆円減少と主張しています。また、内閣府も参加なら最大で３．２兆円増加するとしておりまして、農水省以外は経済成長することで生活が豊かになるとして、参加のメリットを強調しております。このように、各省庁のバラバラな予想が政府の調整不足を露呈しており、問題をさらにわかりにくくしておるところでございます。

いずれにしましても、ＴＰＰへの参加の是非は、日本の農業をどうするかを十分議論してからのものであり、この議論をせずして、本市の産業構造を考慮いたしますとき、参加の是非についてと申されますと、当然のことながら反対の立場を貫いてまいります。

先ほど、呼子議員が壱岐の影響度はどれほどかということでございます。県におきましては、農業について１，３９６億円の総算出額に対して３６％、４９７億円が引けるという試算をなされておりました。それに県の減産率を壱岐の作物に当てはめると、米が７億２，９００万円の減、麦・大豆で約４，０００万円、牛肉で２２億８００万円、合計で２９億７，７００万円の減に

なると考えておるところでございます。

また、水産関係につきましては、ＴＰＰ参加による長崎県水産業に及ぼす影響について、国に準じて試算をされております。その試算内容によりますと、農水省が試算に用いた１３品目のうち、長崎県が該当するアジ、サバ、イワシ、イカ・干しするめ、昆布・昆布調製品、干しノリほかノリの調製品、カツオ・マグロ類、ワカメ、ヒジキの９品目を対象に試算が行われております。

それによりますと、県生算額の約１８％、約１８０億円減少する可能性があるという報告が発表されております。これら水産関係の国全体におきます影響額といたしましては、国全体では４，２００億円の生産額が減少されるとされております。

したがって、これらを総合的に判断いたしますと、農業同様、水産関係におきましても絶対反対の立場でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（２番 呼子 好君） 市長の力強い反対の言葉、ありがとうございました。

現在、現在といえますか今、壱岐の試算、農業で約２２億円というそういう状況でございますが、私はそれ以上の県下からしますと、壱岐はまだ大きくなるんじゃないかと、そういう予感をしております。

特に、このＴＰＰ参加につきましてはの是非は６月という説もありますし、また秋ぐらいというそういう説もあります。特に、全農を中心にした全中が全国１，０００万人署名をやるという、６月までにやるというそういう表明をいたしておりますし、また、壱岐としても、１月２８日に今ところ、農協を中心に漁協を含めたそういうＴＰＰ反対決起集会を開催するというそういう話もおうかがいしております。

市長につきましては、あらゆる機会をとらえまして、この反対に対する固い決意をお願いをしたいというふうに思っております。

このＴＰＰ問題につきましては、実質は国が決めるわけでございますから、一応、末端からこういう声を張り上げる、そういうのも必要ではないかということで一般質問を行いました。

次に、２点目でございます。雇用対策につきましてでございます。

実はきのう、ここに普通交付税の算定のものが参りまして、約１億６，３００万円の増加額が示されました。私はこれは経済対策・緊急雇用対策かなというふうに思っておりますが、それにつきまして市長、間違いはないでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 経済対策でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） はい、ありがとうございました。

特に雇用対策につきましては、今回のこの補正予算で大きくは壱岐に来たわけでございますから、これを有効に活用していただきたいなというふうに思っております。

ところで、この緊急雇用でございますから、短期的な雇用だろうというふうに思っております。昨年からはまったものでございまして、ことしも6月から11月までということで、この緊急雇用対策で聞きますと、15名の方がこれに該当されて働いておられるわけでございますが、これも11月で終わったということで、せめて12月までどうにかならないのかというそういうことを担当部署にも話をされておるようでございますが、これも国の事業でございますが、なかなか難しい面があるわけでございますが、今年度の今後の緊急対策の実績といいますか、これについてお願いをしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 緊急雇用創出事業といたしまして、ふるさと雇用創出基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業がございまして、特に緊急雇用創出事業について雇用期間が6カ月もしくは1年間であり、再雇用までのつなぎの事業となっております。

今年度の緊急雇用の実績は、ふるさと雇用創出事業が3事業で雇用者数が14名でございまして、緊急雇用創出事業が5事業で雇用者数が54名、計8事業の68名となっております。今年度末の実績見込みは、緊急雇用創出事業に1事業加え、雇用者数が71名となっております。

今、これは実績でございまして、平成23年の事業見込みは、ふるさと雇用創出事業が3事業で雇用者数が15名、緊急雇用創出事業が7事業で雇用者数が105名、計8事業、雇用者数が120名となっております。今後とも、本事業を積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 国の緊急雇用でございます。大いに活用をお願いしたいなと思っておりますが、この緊急雇用対策につきましても、壱岐は予測からしましてもかなり少ないんじゃないかと、そういうふうに思っておりますから、こういうものにつきましても、やっぱり県に積極的に予算獲得に励んでいただきたいなというふうに思っております。

ところで、私はことしの壱岐高校、壱岐商業、ここの学校の生徒の就職状況を確認を、確認といたしますが、きのう、ちょっとお聞きしたんですが、ちょっと数字的に申し上げますが、壱岐高

校で卒業生がことし204名いるんです。進学は164名、就職希望者が40名。その40名の中で現在内定しておるのが11名ということです。

吉岐高校の就職の担当の先生から聞きますと、最終的にはある程度希望どおりいくんじゃないかと思っておるということでございますが、予断を許さないというそういう状況です。

一方、吉岐商業につきましては、ことし106名、卒業されるということで、この中で進学が58名、就職もちょうど58名ということで半分でございますが、この58名の中で吉岐に就職したいという方が半数、約29名おられます。29名は島外就職、そういう話を聞いておりますが、この島内に29名希望の中で、現在8名しか吉岐に就職ができない。そういうかなり厳しい人数が、方向が出ておるわけでございますが、これだけ若い人が吉岐に仕事をしたい、吉岐に残りたい、そういう思いがある中で、希望がかなえられないということは、大変私はこの行政を預かる者として、もう少しどうかせんにゃいかんじゃないかというふうに痛感をしておるところでございます。

全体的にも、商高につきましては、今、内定しておるのが、先ほど言いますように8名でございますので、まだ23名が未定者でございます。これについて、市長が今、この数字を言ったばかりでどうかと思いますが、もし何か見解がございましたらお願いをしたいというふうに思っています。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃるように、子供が就職希望の半数は吉岐に残りたい、私は本当にうれしいと、うれしいのが本当の気持ちでございます。

しかしながらおっしゃいますように、今、日本中、非常に雇用が厳しいという状況でございます。現時点では、今、吉岐の雇用の対策、具体的に各企業とのお話も、正直申し上げて話し合いもしていないところでございまして、これはちょっと私の怠慢でございますが、何とか希望がかなえてもらえるような状況が生まれまいかなと、そういう希望を抱いておるところでございますが、具体的な方策について思い当たらないというのが現状であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 1人でも多く吉岐に就職ができるように、それじゃ市長、各関係機関を回られて、推進方をお願いをしたいなと思っておりますし、国も今回のこの雇用の関係で、事業者に対して1人採用するのに約50万円出すという、そういう話も出ておるようでございますから、これは50万円もらっても、ずっと続くわけで、1年間だけであればいいんですが、なかなか受け入れとしても難しいかなと思っておりますが、何かないよりもあるほうがいいわけで

ございますから、そういうのを説明しながら、ぜひ1人でも多く壱岐に残るように、そういうことをお願いしたいと思っております。

この関係で私もハローワークに出向きました。この行政報告に出ておりますように、有効求人倍率につきましては壱岐は0.60ということで、県下でかなり高い水準を示しているというそういう報告も出ておりますし、ハローワークでもそういうお話をされました。

これは、市長もこの前言われましたように光ケーブルの関係で、このように一時的に0.60上がったということでございますが、ハローワークの職員から聞きますと、先にはやっぱり0.3から0.4ぐらいに落ちるんじゃないかと、そういう懸念の声もしておるわけでございますから、いかに壱岐の雇用を生むか、私は一番手っ取り早いのは公共事業だろうというふうに思っております。

この公共事業につきましても、いろいろな面で離島対策とか、もうそういうのを活用しながら公共事業の推進をお願いしたいと思いますし、私も、去年の9月の定例会の一般質問で、雇用の関係で第6次産業、農商工連携のやっば加工施設、そういうのをやりながら、壱岐独自の加工をしながら雇用を生み出す、そういうことをせんばいじゃないかというふうに提言をしておりますが、それが全然実現できてないということで、市長は研究させ、勉強したいというそういう話でございましたが、ぜひそういうのを活用しながら、何かの形で壱岐に残る。

なかなか大企業というのは、壱岐には難しいというふうに思っておりますが、壱岐でできるそういうものは積極的に雇用活動の場を広げていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

それで、3番目でございます。市民病院改革についてでございます。

この病院関係につきましては、昨日、今日、5名の議員の皆さん方が質問をされています。このように、5名の議員が多いということは、1つは、九大病院からの医師の中止の問題、そしてかたばる病院の不祥事の問題、これがこの5名の議員の皆さん方のまだ一般質問が出てきてないんじゃないかなというふうに思っておるわけでございますが、かなりきのう、突っ込んだ質問も、あるいは答弁もなされておったようでございますが、私は端的に質問を申し上げます。

まず、市民病院の関係でございますが、まず、理事長候補の見通しであります。市長もかなり努力をされておるようでございますが、身にならない大変厳しい状況であるということ、きのうの市山繁議員の質問にも答えてあったようでございますが、九大病院には理事長候補を探していただきながら、私はきのう、市山議員が言われましたように、医療圏の企業団に加入し、そういう検討ももう既に必要じゃないかなと。いつまでも猶予はできないというふうに思っておるところでございますので、これについての市長の見解をお願いしたいと思っております。

それから2番目には、九大医局より4月以降、医師派遣の中止報告があり、大変驚いておるわ

けてございますが、病院の存続は危機感を持っております。特に、市民の生命にかかること
でございます。

その中で特に心配しておるのは、精神科医の問題でございます。これは派遣できないとい
うこと、大変壱岐にとりましては大きな問題があるわけでございますので、ぜひこの精神科医の招致
についても努力をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、ちょっときのう、市長が正月には壱岐出身者の医師と面会すると、そういう話をさ
れました。全国には壱岐の医師・医者というのは、かなりたくさんおられるというふうに私は思
っておるところでございます。ぜひこの人たちと面会していただいて、市長の思い、ふるさと
壱岐の思い、市民を助けてほしいという懇願をやっぱり壱岐出身者の医師に面会してお願いすれ
ば、ある程度はいい方向に、明るいきざしが見えるんじゃないかなというそういうことも考えて
おりますから、ぜひ壱岐出身者の医師に対しても、面会をお願いしたいというふうに思っていま
す。

ところで話を聞きますと、市長の息子さんも医者ということで、医療圏におられるとい
うことでございます。市長みずから息子さんを壱岐に呼んで、そして1人でも多く医師の確保をお願い
できればというふうに思っておりますから、これにつきましても、市長の考えをお願いしたいと
思います。まず、この2件、お願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） もう1項はいいですか。もう1項も続けて。同じ項目ですから、なけれ
ばいいですけど、一応してください。

議員（2番 呼子 好君） もう1項、かたばる病院の問題でございます。これもきのう、町
田正一議員から、事務長の不祥事の件で厳しい指摘がありました。私から、この不祥事について
3点ほど質問をいたします。

まず、市長は、今回のこの行政報告書があります。この行政報告書の中に、今回のかたばる病
院の不祥事の件が一言も触れられてない。これは11月30日の臨時議会で口頭で報告したから
いいんだろうというふうに判断されたと思いますが、私はそういうもの、重大なものは、この行
政報告にやっぱりきちっと載せて、そして報告すべきだったというふうに思っておりますから、
これについての見解をお願いをしたいというふうに思っております。

2番目は、この事件の発端は、合いかぎを持ってあったということでございます。この合いか
ぎは、いつごろから本人が自宅に保管をされていたか、本来はやっぱり事務所に金庫の中に保管
するというのが通常でございますが、いつごろから、この事務長が自宅に保管されてあったのか。
そして、この進入した家だけの保管だったのか。ほかのかぎも持ってあったのか。

私は多分、きのうも町田議員が言われますように、前例がある、その日たまたまじゃないとい
うふうに思っております。以前からそういうことをやってあって、たまたま見つかったというふ

うに思っておるわけでございますから、そこのところをお願いしたいと思います。

それから、事務長のこの処分の関係、これもきのう言われましたように、停職3カ月、降格というのは当たり前といたしますか、停職というのは当たり前でございますが、3カ月というのは大変甘い、そういう気がいたします。

それとあわせて、降格した中で、自分が事務長をしておってその下にまた平で事務をするというのは、大変私はやりづらいんじゃないかというふうに思っています。こういうのは、やっぱり別のほうに異動させてやる。ほかの部署につけるとというのが通常の私はこの処分だろうと思っておりますが、今回については、このようにそのかたばる病院の事務所の中で、ただ事務長を解いて平に置くということでございます。

私は今回、新たに横山さんという方が事務長になられておりますが、以前は横山さん、下のほうにおいて今度は逆に、横山さん自体も仕事をしにくいんじゃないかなというふうに思っておりますから、その見解をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、本来のこのかたばる病院の問題でございますが、この行政報告にありますように、かたばる病院のあり方というのを壱岐の医師会に依頼をされておまして、医療病床で残すか、あるいは福祉施設に転換させるのか、そういう検討をしたということで、報告書の中では11月8日に医師会から医療スタッフの問題、やっぱり医者とか看護師の問題で、困難であるとそういうことを報告が出ておまして、福祉施設の転換が余儀なくされているということで、これについては市のほうで判断をなさいたいという方向来ておりますから、私はこの問題については、早急にある程度結論を出すべきだというふうに思っておりますから、これについての市長の見解をお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市民病院改革について申し上げます。

理事長候補の見通しはということでございますけれども、本当にこれほど理事長はもちろん医師の招聘が厳しいものとはという実感でございます。

特に、医局人事につきましては秋に決定されとの情報を得ておりましたので、足踏み状態となっておりました病院改革を前進される好機ととらえまして、9月定例会後、これまで以上に努力を重ね、ぜひ、今議会に具体的な報告ができますよう、私たちも最大の努力をしてきたつもりでございますけれども、このようなありさまでございます。

経営の形態のことについて、先ほど申されました企業団等々にも相談すべきじゃないかという御意見でございます。私も、独法についてかたくなな気持ちを持っておりません。

昨日、市山繁議員の御質問にお答えいたしましたように、企業団とも県が医師のいわゆるドク

ターバンク的なものを県がつくるわけでございますから、そちらを向いてやはり事を進めなければ、医師の確保というのが厳しいと思っておりますのでございます。

そして、彦岐出身者の医師との話し合いでございますけど、現在、お二人の医師の方に年末にお会いするように、もう既に決めております。あといろんな方とお会いして、できるだけ多くの方とお会いして、先ほど呼子議員おっしゃいましたような気持ちを申し上げて、ぜひふるさと彦岐に仕事をしていただきたいということを思いをお伝えしたいと思っております。

それから、私のことについて少し言われましたけれども、私が市長をしておりまして、その身内を職員として採用するなんてことはなかなか厳しゅうございますけれども、話はしてみたいと思っておりますが、あと3年ほど、長崎県に御奉公しなさいかんという義務年限も残っておりますが、当然のごとく、それは企業団でなくてもいいと私は認識はいたしておりますけれども、県のほうに今、管轄がございますので、これ以上のことは申し上げられないというのが現状でございます。

それから、特に精神科医につきましては、御指摘のように、御本人、入院患者、外来患者、そして御家族、御心配でございますし、何としても医師の招聘をしなさいかんという気持ちでございます。

それから、職員の不祥事について行政報告なかったということでございます。これにつきましても正直申し上げて、今回、もう一度といいますか、行政報告すべきかなということでしたけど、11月30日の定例議会の折に御報告申し上げておりましたために、割愛をさせていただいたところでございます。そのことについて、やはり行政報告で書くべきだったということでございましては、おわびを申し上げます。

それから、不祥事についてのキーの保管については、後ほど、病院事務局長の副市長のほうから報告をさせます。

それから、処分の軽重につきましては、昨日の答弁でお許し願いたいと思っております。

また、別部署に移せと、移すべきじゃないかということについては、御意見としてお聞きをしておきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 合いかぎの件でございますが、合いかぎにつきましては、いつごろから持っていたのかということでございますが、これは事情を聞いておりますけど、ちょっときょうは資料を持ってきておりませんので、いつから持っておったかということについてはちょっと回答できません。

それから、ほかの部屋のかぎも持っていたのかということでございますが、これについては持っておったということでございます。いつごろから持っておったかどうか等については、ちょっと資料がございませんので後で御報告させていただきます。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 市長、かたばる病院の関係、最後のやつ。（「転換」と呼ぶ者あり）

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） どうも申しわけありません。

かたばる病院は壱岐医師会のほうから、医療療養病床として残すべきであるけれども、壱岐医師会では経営を引き受けることはできない。福祉施設の転換等については、行政側で御判断願いたいというものでございました。

このかたばる病院の方向性につきましては、現在、急性期病院の後方支援病院としての役割を十分果たしている一方、医師確保の困難性や経営状況に加えて、国の方針の不透明性を加味すると方向性を判断すべきで、大変苦慮いたしております。しかしながら、これは早急に方向性を判断しなきゃいかんと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 今、市長のほうから前向きなそういう回答をいただきました。

ぜひ市民病院につきましても、かたばる病院につきましても、そういう今の市長の考えで、ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

ただ1点、合いかぎの関係で、副市長は今、資料を持ってないということでございますが、このくらいは私は覚えていただきたいなと。いつごろから、どのくらい持っておったのかということは、資料がなくても頭の中に隅に入れていただきたかったなというふうに思っておりますから、今回、予算委員会でも結構でございますから、その内容をお願いしたいと思っております。

私は、これについては、やっぱりほかの部屋のやつも持っておったということでございますから、やっぱりほかにも入って、そういうことをやったんじゃないかと、そういう疑われ得ないものがあるというふうに思っていました。ぜひそこんところは見解をただしたいというふうに思っています。

以上で、私の3点につきましての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） 次に、13番、中田恭一議員の登壇をお願いします。

〔中田 恭一議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 中田 恭一君） 残すところあと2人となりました。休憩があるのかと思っておりましたが、急に御指名が来ましたので、私3点ほど一般質問をいたしたいと思います。

まず、イノシシ対策でございます。現在の状況がどうであるのか、なかなかいろんな報道を見ても、確実な事が伝わってこないのが現実でございますし、多分、執行部のほうとしても、なかなかちゃんとしたあれも把握しにくいところもあるかと思いますが、現在のところ、わかっている部分について、ちょっと御報告をまずお願いをしたいと思います。

議長（牧永 護君） 今後の対応はいいですか。対応は。

議員（13番 中田 恭一君） 今後の対応もですよ、今後の対応もあわせてお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、中田恭一議員の御質問にお答えいたします。

イノシシ対策の現在の状況と今後の対応ということでございますけれども、本年6月以降、初山地区、志原地区、武生水地区、池田仲地区でイノシシの目撃及び被害の情報提供が寄せられております。イノシシ被害の多い本土では、農林業の被害だけでなく、日常生活を脅かす社会問題にもなっております。イノシシ被害を防止するには、生息数の少ないうちに効果的な対策を講じることが重要でございます。

情報提供を受けまして、9月16日、県の鳥獣対策班の担当者を招聘し、現地踏査を行っております。この時点でイノシシの可能性があるとことから、翌日野犬用の捕獲かごを設置しております。

また、9月27日には、情報を集めるためのチラシを配布いたしまして、さらに10月6日に対馬の猟友会に現地の確認をしていただいたところ、この時点でイノシシの足跡と断定し、併せて捕獲かごの借用と設置方法等の講習を受けております。

11月4日には、私をトップといたしまして、振興局長、農協組合長、警察署長、海上保安署長、農業委員会長、猟友会長、農業共済組合長、県農林水産部長、県家畜保健衛生所長、消防長、各町公民館長及び出没状況を寄せられた地区公民館長で組織する壱岐地区イノシシ対策連絡会議を設立し、今後の対策を協議しております。

また、目撃、足跡・田畑の掘り起こしなど、今後の情報提供も重要な手がかりとなりますので、市内全戸にチラシを配布し、市民皆様の協力をお願いいたしております。

今後の対応でございますが、去る11月30日と12月1日の両日、長崎と対馬からハンターを招聘し、生息地調査を行いましたところ、郷ノ浦町初山東区で初瀬集落の花川砂防ダム上流にヌタ場とけもの道、足跡を発見いたしました。これは、生息場所の拠点として有力と思われるので、現在、箱わな6基を設置し、捕獲に努力しております。

さらに、近々、壱岐地区イノシシ対策連絡会議に、撲滅に向けた対策の検討を諮りますが、対策には対馬市及び長崎市のハンター派遣要請を視野に入れた内容で考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） ということは、もう実際におるといことですね。ぜひもう先ほど市長も言いますように、今のうちに退治をしとかんと、かなりの被害になってくると思います。特に、私県北のほうでちょっとそういう関係の仕事をしてますけども、県北のほうで水稲だけで昨年1年で共済給付金9,200万円ほどお支払いをしております。これ7割の補償ですから、7で割ったら1億何千万円ですか、それが大体米の被害額と思います。そのうちの50%、53%ぐらいがもうイノシシの被害です。計算しても大体7,000万円から8,000万円、水稲だけで、県北だけです。水稲だけでそれだけの被害が出ておるといこと、先ほど呼子議員が言われました。TPPももちろんのことですが、TPPの上にイノシシの被害を受ければもう本当、米農家は悲惨でございますし、米農家だけでなく、野菜農家、それと施設園芸のほうにもかなり災害が出ておるといことでございますので、今回500万円の予算がついておりますが、まだまだかかるといこと、でも、これだけの将来的な被害を見れば、僕は500万円じゃなくても、すぐどういう対策をしていいか、今のところ検討中でしょうから、もうある程度経費をかけてでも、今のうちに全滅をしていただきたいと思ひますし、もう人間にも子供たちにも、ふえてきますと、子供たちにも危険が増しますので、ぜひとも今の段階でもう大勢を雇うて山狩りをする気分で、すべて追い込んでいって、1頭であればいいんですけども、2頭、3頭ならすぐふえますので、話によると、子供、ウリボウも目についたとか聞いておりますので、そうなんと1頭だけじゃないような気もしますし、ぜひ今のうちに対策をしていただきたいと思ひますし、たしかこれ鳥獣対策、イノシシの分については県の補助ももしかしたらあるんじゃないかと思ひます。箱わなについても、その辺も県のほうと検討されて、鳥獣対策で補助金がある部分は有意に活用していただいて、ぜひともイノシシを今のうちにもう水際、水を泳いできておりますので、どうもされませんが、今のうちにぜひとめていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目の市民病院の医師確保で、精神科の存続といこと、もう呼子議員初め、今まで僕の聞きたいことはほとんど皆さんが聞かれましたので、いいんですけども、私は立場を変え

て、私も精神疾患の子供を持っております。現在、家族会の会長もしておりますし、その立場でひとつお願いをしておきたいと思っております。

当初、市民病院になってから、精神科は九大のほうから来ていただいたんですけども、最初はもう2名の体制ですけど、3カ月から6カ月のスパンでもう交代があっただけです。いつか病院長にもお願いしたことがあったんですけど、それは無理ですということでしたので、やっと本人の病状がわかったころには、もうどんどんどん異動で、なかなか先生に頼っていけない患者が心配しておるところでございました。やっと最近になって、2人、1年サイクルの交互でやっていただいたので、皆さん大変安心をして喜んでおるところでございましたが、急遽、こういう話を聞きまして、もう、今患者も、患者ちゅうて、もう当事者たちも大変びっくりしておるところで、もう不安がっておるところでございます。

現在、療育手帳を持ってある方がたしか450名から500名ぐらいですか、精神のほうの病氣手帳を持っている。それ以外の方も通院しておりますので、この前、病院のほうに行きますと、450名程度の患者さんがおられる。その人たちが毎日平均の35名、入院患者が40名ということで、病院を利用してあるわけですけども、もうなくなったら、本当どうもされんわけですよ、家族と当事者にとっては。それで、失礼な言い方ですけども、内科医はいざというときは、市民病院は少ないときは民間の病院でもやれるんです。ところが、精神科に限っては、先日市山議員が質問されたように、措置入院、保護入院ありますし、それもできない状態になりますし、こういう疾患は毎日毎日薬を投薬、服薬せんと、もう状況がすぐ悪化してきますので、その辺も大変皆さん不安がっておられますし、この前、もう一つの精神科の病院、もう名前1軒しかないの、赤木先生、名前出してもいいと思っておりますけども、赤木先生のところにもちょっと相談に行ってきました。どうかならんやろうかちゅうことを聞きましてところが、それを450名すべてうちの病院では無理ですよと。だから、どうかしてお医者さんを探さないかとやないですかという、そういうことも聞きました。

ある程度の最悪の場合はちゅうたら失礼ですけど、ある程度の赤木先生の案もあったようでございます。多分、市長も病院のほうも聞いておられると思っておりますので、もうそっこのほうで、ぜひお願いをして、早目に決めてもらわんと、もうただでしか情緒不安定な当事者たちが、ますます情緒不安定になってきとるんです。もう失礼な言い方ですけど、内科はどうでもいいわけで、まず精神科の1人でもいいですから、ぜひ指定を、早急に確保して、皆さんに知らせてほしいというのが家族会、当事者会の現状でございますので、その辺、もし何かありましたらお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 精神科のお返事をする前に、イノシシについては、必死でこの駆除をいたしたいと思っております。

次に、精神科医師確保について申し上げます。九州大学が医師を派遣できんということでございますから、ほかの大学についても、もう本当に全くできないという状況でございます。また、その医師斡旋会社等にもやっておりますけども、これ全国的に募集していただいておりますけど、できません。そしてまた、福岡県内においても、精神科医を要望する幾つもの病院が指定医を求めて募集を出しておるんです。それでも実際、その精神科にも行き手がないというようなことで、売り手市場、大変な売り手市場でございまして、精力的にその確保に向けて頑張っております。

議員のおっしゃることは、もう十分に私はわかります。実は、これ余り期待してもろうちいかんとですけど、実は九州市長会が先日ございました。そこに壱岐出身の開業医の方がいらっしゃって、その先生にお会いをいたしました。そして、その先生は、それは精神科じゃないんですけど、10月に壱岐にいいよとおっしゃっていただいたもんですから、10月に1人、これは間違いなく開業される息子さんが、今、医局におらっしゃって、10月にならんと許可がおりんから、跡継ぎがでんからということで、10月まで待ってくれとおっしゃってます。その先生は診療科は申しませんけれども、10月に来ていただけるようになっています。

そして、その先生が、私は精神科の先生御存じないですかということをお尋ねいたしましたところ、沖縄なら行ってもいいよという先生がいらっしゃったんです。それを、いや、沖縄じゃなくて、壱岐にということで、今お願いをしておるところです。何としてもこの先生を、今お願いしておる先生と一緒に、来てくれませんかというお願いをしておるところです。まだ、全く期待できないではございませんで、そういう話もあるということだけをお伝えしておきたいと思っております。

いずれにしましても、何としても指定医の方の確保に向けて、頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） 先日から聞いておりますように、市長の努力はもう頭の下がる思いをしております。先生招致にはです。ただ、もう一生懸命頑張っていただいても、相手があることですから、これはもうどうしても無理かと思っておりますけども、ぜひ精神科をお願いしたいのと、この前ちょっと赤木先生と話したときも、何か県の職員の方に、開業医の精神科医の免許を持った方がおられると聞いております。もう最悪の場合は、その人に県から出向していただいても、現在、壱岐のほうに勤めてあるそうでございますので、最悪の場合、出向していただくものでもいいんじゃないか、お願いをしてもいいんじゃないかなと思いますし、多分この話も聞いておられると思いますけども、芦辺の病院の先生の息子さんが、多分精神科の先生をして

あると聞いております。もうこの人もどっかの病院に多分ついてあるから、すぐ帰ってきてくれとはお願いできませんと思いますが、根気、探せばまだまだどうにかなるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ家族、当事者のために、もう措置入院、保護入院もできますように、お願いをして、大変なことだと思っておりますけども、ぜひ重ねてお願いをいたしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、3点目に移りたいと思います。市道改良の計画ということです。公共事業もうかなり金がかかってなかなか道路の改良というのは難しくはなっておりますが、まだまだ個人の家に救急車、消防車の入らない道がたくさんあります。たしか市長は、この前の市政懇談会かなんかのときで、そういうのを重点的に改良していくという返答をされたようでございますので、ぜひ消防車、救急車が行くようにしていただきたいと思っております。

例えば、うちの近くのところもぼやがありまして、消防車が入らんで、早目に消したんですけど、皆さんあわてておられましたし、消防車、近くまで消防車、救急車が行くような細かい道路の整備をしていただきたいと思っております。

幹線については、どうしても大きい道路をつくらんと、交通量の問題もありますけども、入り込んだところは狭くてむずかしいですけど、曲がりくねってもいいんです。4トン車1台入れば救急車、消防車入ってくるわけですから、大体2メートル50ぐらいの幅があれば大型まで入ってきますので、ぜひそういうところを調査をしていただいて、やっていただきたいと思っておりますし、今、改良のコストが結構高いような気がするんです。変に災害が起こらないように、U字溝というか、側溝も大きくするし、路盤も陥没しないようになんか高度な技術の改良をしてあると思っております。先ほど言う、市道の大きい路線についてはそれもせないかんでしょうけども、僕は小さい交通量の少ないところは、本当突貫工事でいいと思うんです。入るだけの、そんなにお金をかけないで。ぜひそれをやっていただきたいのと、前、勝本、旧勝本町では、名前の呼び方ようわからんとですけども、部落道とか言ってましたけども、もうどうしても予算がつかないからということで、地元の方々に土地の提供をしていただいて、そのかわり工事についてはもう直工ちゅうか、直接工事費だけで、例えばその中に技術を持った人がおれば、機械のリース料とか、そういうので道を広めていただいて、そして最終的に道路の舗装については急坂舗装といいますか、そういうのを使って広げた道もあります。私は、個人の近くはその方法でいいと思うんです。そんなに金をかけないで、大型車が通るわけじゃないし、大型車は緊急の場合だけですので、あとは軽自動車、普通自動車が、軽い車が通るんですから、そんなに路盤もかたくなっていいし、擁壁も積まんで、フィールドだけでやっていただくという方法もあるんです。

ですから、ぜひそういう方向を、もちろん土地については、提供された土地については、登記の変更もせないかんでしょうけども、寄付という形で、ぜひそういう道路整備の方法も考えてい

ただいて、末端まで救急車、消防車が行くような道路整備をしていただきたいと思いますけども、その辺。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 救急車、消防車が入らない場所が多くあるということで、改良コスト削減を図るためには、土地の無償提供をも考えたらどうかという御意見でございます。御指摘のとおり、高齢化社会での安心安全を守るため、いわゆる危機管理でございますけども、緊急車輛の進入路については何回となく御質問をいただいております。平成19年度に実は市の消防署で調査をしたタンク車進入不可の箇所が、三島地区を除きまして、272世帯でございます。全体の2.5%というデータがございます。この数字は公衆用道路の狭隘が原因で車輛が進入できないものだけではなくて、個人のいわゆる門口が狭くては入れんといった部分もございません。

ところで、ことし、実は昨年と同じように、きめ細かな経済対策がございます。一つ、ある程度思い切った予算をこっちに向けたいなと思っております。もちろん272軒もございますから、一挙にはいきませんが、それを一つの足がかりにいたしまして、年次的にそれを進めていきたいと思っております。

また、やはり土地につきましては、これはやはり購入をして、やはり登記をしてそして本登記が完了したときに、工事を行いたいと思っております。やはり、土地、用地の交渉、それは確かに恐らくその近くの方が所有していらっしゃるわけでございますけれども、これだけはやっぱり今の時代、なかなか無償というのは難しいかなと思っております。また、将来のトラブルを防ぐためにも、登記をしてからやりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） 今回のきめ細かな予算でつけていただくということで、272戸全部は無理と思っておりますが、少しでも数多くやっていただきたいと思いますし、土地の提供については、うちの近くの方も言われるんです。なかなか道路ができないと。だから、うちを出すから、とにかく、この前火事があって、正直言って、救急車が、消防車が行かんやつたもんですから、心配して、そんならうちの下、僕のところ出すから、どうぞ工事をしてやってくれと、そういう人は多いんですよ、今。とにかくみんなで機会があれば、みんなでつくろうかという話まで正直言って出ました。だから、いつか中原理事にも、原材料費だけくれんかと、部落の奉仕作業でやりますよと、土地も提供しますよと、そうせんと272軒、待てない人が多いんです。救急車も消防車も入らんで。やっぱり皆さん危機感を感じていますので、だからこそ、

お隣のために、お隣のため、自分のためにもあるんですけど、土地まで出してやろうとしてあるんですから、そこに原材料費があれば、今、建設業に行っていた方々が退職されたり、この不景気でもう行かれなくなったりして、結構技術を持った人が各家庭に、各地区におられると思うんです。その人たちの奉仕作業を機械があれば、どうにかできるんだという意欲を持った方々がたくさんおられますので、ぜひそういうのを考えてほしいと思います。

金を使って道路を広げるだけがサービスじゃないと思うんです。いわゆる地区協働ですか、舌が回りませんが、地元の人たちが、「僕たちがやるんだから、材料費をくれろ」と言われたとき、すんなり、「はい、わかりました」、そら膨大な金額じゃないんです。機械のリース料ぐらいいい、人件費はもうほとんどあれですから、奉仕作業でやると言っているんですから、その辺で、もしできれば考えを変えていただいて、もめると言いますか、土地も完全にその人が承諾をして出すと言っておられるんですから、その辺、もう少し方向を変えていただきたいと思います。2.5%の方々がまだまだ危険な思いをされるわけですので、ぜひその辺も考えて、市長の考えもちょっと変えていただいて、無償提供の部分の奉仕作業で道路をつくるということもいいと思うんですけども、絶対にやれない理由はないと思うんですけども、その辺、もう一度。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） もちろん寄附していただくのが助かるわけですけど、いわゆる名義を変えてからということにさせていただきたいと思います。それは、やっぱり登記が済んでおらないと、なかなか、ですから、その辺の御協力もお願いしたいと思っております。

それから、一つ、協働、いわゆる協同組合の協と働くですね。あの協働ということをおっしゃいました。実は、私は今部内で調整をいたしております。というのは、例えば、今おっしゃったようなハードな問題、あるいは地域の連帯感というのが非常に薄れているという状況もございます。私は、今度のきめ細のほかに、光の云々というまた違うメニューがあるんですけど、その中で、ぜひソフト事業の中で、協働でいるんなことを計画なさる。そういったことにもそういう資金を活用したいなと思っております。ですから、地域の連帯を深めるためのいろんな事業、それから学習をするような場所とか、そういったもろもろのことについて、そういう考えを持っておりますし、今おっしゃった本当に我々がやるよというようなところは、私はぜひ原材料だけではなくて、やっぱり労働対価も払っていいと思っております。ただ、そのことによって、業者の方が、そえんとをやったら、おれたち飯食うとがなりたいとおっしゃることもあります。それがないう程度にやりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） はい、もちろん業者の仕事を取るつもりはありませんし、そんなに業者がするようにきれいな仕事もできないわけですから、あくまでも素人でございますので、ただ、緊急性を要するものですから、もし土地の登記ができれば、それも考えるということでございますので、近ごろうちの近くのほうからやいやい言われておりますので、一回やってみたいと思います。それでよければ、是非ほかの地域でもやっていただきたいし、是非道路整備、緊急用の道路整備だけは、この272軒がゼロ軒になるように、是非お願いをしたいと思います。

以上、たくさん時間を残しましたが、私の一般質問を終わりたいと思います。

〔中田 恭一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって中田恭一議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時15分とします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、久田病院事務局長より発言の申し出がっておりますので、許可します。久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 先ほど呼子議員の御質問に対しまして回答できなかったものがございましたので、回答させていただきます。

鍵はいつごろから持っておったかということですが、平成20年3月の官舎の改修工事を行っております。このときから持っていたということですが、

それから、鍵につきましては、その官舎につきまして、4戸あるわけですが、そのうちの3戸を持っていたところでございます。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 一般質問を続けます。

次に、市山和幸議員の登壇をお願いします。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（8番 市山 和幸君） 通告に従いまして、3項目ほど質問をさせていただきます。

まず1項目め、災害弱者、高齢者、障害者、子供等の緊急時の対応について御質問をいたします。

地震や台風、また、ゲリラ豪雨等の自然災害が発生したとき、真っ先に援護が必要とされるの

は高齢者、障害者や小さな子供たちであると思います。幸いにも、本市においては、近年において、多数の死傷者が出るような大きな災害は発生しておりませんが、先の福岡西方沖地震や昨年においては集中豪雨による死傷者が出るという不幸な災害もありました。近年においては、温暖化の影響で異常気象が発生して、突発的な災害が起こることが予測されます。万全の危機管理体制が必要であると思います。

本市においては、緊急時における危機管理マニュアルは作成されていると思いますが、行政組織も23年度4月より新たな体制をとられるようでありまして、また、同時に4月からは光ケーブルによる吉岐ビジョンの開設もなされ、ますますこれまでより緊急の災害時には、迅速な初動態勢がとられるようになると期待をしているところであります。

そこで、これまで以上に万全の対策がとられるように、まず1点目として、各課において、災害弱者、この高齢者とか障害者のリストが市民福祉課あたりでは用意されておられると思いますが、各課において共有をなされてあるのか。また、2点目として、不幸にも負傷者等が出た場合の対処については医療機関との連携は十分とれるのか。そして3点目として、これは一番大事なこと、災害が起きたときには、一番身近な人が、一番近くの人の方がわかるわけですから、今の体制、組織の体制では、地域のことは、御老人のこととか障害者のことは民生委員さんがよくわかってあると思いますので、そのリストを含めて、災害弱者のリストを含めて、民生委員さんとの共有の連絡とかが万全にとれる体系を整えてあるのか。また、そういう見直しが必要であるのではないかと思いますので、以上の観点から、3点について、市長の御見解を求めます。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 8番、市山和幸議員の御質問にお答えいたします。

各課において万全の対処が可能であるのか、災害弱者のリストはということでございます。災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、吉崎市地域防災計画に基づきまして、災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員しているところでございます。

まず、災害対策本部に円滑に移行できる組織といたしまして、理事等による災害警戒本部を本庁、支所に設置し、初動態勢をとりまして、警報並びに災害の状況を見極めながら、災害対策本部を設置いたします。

災害対策本部の構成については、本部長を市長とし、副本部長に副市長、教育長、本部員に各理事9名で構成されておりまして、その下に各部門ごとに班編成を行い、各課長等を責任者として業務分担を定めております。

各課職員の対応要領については、防災体制、職員行動マニュアルを作成いたしまして、職員の

参集基準及び配置体制をとってありまして、担当業務を関係機関と連携しながら対処しておるところでございます。

2番目に、病院との連携は十分であるかということでございますけれども、壱岐市地域防災計画において、指定公共機関及び指定地方公共機関として壱岐医師会を、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者として病院経営者を指定いたしまして、処理すべき事務または業務の大綱を定めておりますので、壱岐市災害対策本部における担当である保健環境、病院管理部門の健康保険、病院班を通じて連携するところでございます。

また、市民病院が災害拠点病院として、そのほか救急告示病院として三つの病院がありますので、各病院を中心に、災害時においても関係機関と協力して、医療救護体制の連携を組んでいるところでございます。

市が主催する防災訓練においても、災害対策本部長の指示による救護所の設置、傷病者の搬入、応急手当。搬送支援などの応急活動訓練を医師会、市民病院、消防署と連携して実施をしておるところでございます。

次に、災害地域と連絡連携はということでございますけれども、災害現場との連絡連携につきましては、原則として防災行政無線の移動系消防無線による積載無線、携帯無線によりまた、NTT電話等が使用できる場合は、このほかにNTTとの電話、携帯電話を使用いたします。さらに、非常無線通信の利用として、壱岐警察署、九州電力壱岐営業所、タクシー無線の利用も計画しておるところでございます。

災害地域に現地対策本部を設置した場合、市、団、消防本部による指揮本部を開設し、地域住民の被害の軽減を図ります。

おっしゃいました民生委員との連携と言いますが、災害のときに民生委員と直接連携をとるという体制はとられておりません。

それから、災害弱者の対象者でございますけれども、高齢者については65歳以上の独居老人1,502名、65歳以上の高齢者世帯員は2,050名で、合計3,552名でございます。障害者においては、身体障害者手帳所持者が1,960名、療育手帳所持者が274名、保健福祉手帳所持者が159名で、障害者関係は合計2,393名でございます。その他、外国人登録者の方が、これは災害弱者とは言えませんが、やはり一応外国人登録者を申し上げますと31名となっております。これらについては、平成21年5月時点の新型インフルエンザが発生いたしましたときの統計調査による対象者数でございます。

児童生徒につきましては、小学児童生徒につきましては、小学校は1,750人、小中特別支援学校虹の原でございますけど、11人、合わせて1,761人でございます。幼稚園児につきましては、幼稚園で352名、保育園児については、認可保育所で555名、僻地118名、認

可外保育所91名の合計1,116人でございます。小学生以下の児童数の合計は2,877名でございます。

トータルでは8,853名となります。リストについては、当然のように把握をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 災害弱者のリストは整っているようでございますので安心しましたが、これは本市の場合は、地震とか対象になるのは災害についても地震、予期せぬ地震です。集中豪雨とか台風あたりはもう事前に予測ができるわけですが、地震についてはなかなか予測がつきにくい、土日祭日にぱっと起こる可能性もありますし、それはもう何日に来るちゅうことはなかなか予測しにくいわけですので、そういう体制が、日曜祭日においても、今、市長の消防、危機管理体制は十分とれてるというような御返答でしたので、安心しましたけど、その日曜祭日においても、すぐそういうとれるのか、もう市民にとにかく安全安心を守っていくのが行政の基本的な役割であろうかと思っておりますので、ぜひそのところ、日曜日とか祭日においても、そういう初動態勢がとれるのか、そこだけお伺いをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 災害につきましては、突然のごとく、その曜日とか日にちとか、問うことはございません。すべて同じ体制でとってまいります。

それから、先ほど議員の御質問の中で一つお答えをしておりませんでした。壱岐ビジョン等の導入によって見直しをするのかということございまして。当然、現在の今度提案をいたしております組織改正、部長制にもなります。組織改正もございまして。それからケーブルテレビができて、それこそ防災面で非常に力強い環境が整います。したがって、当然のごとく、現在のそのマニュアル、その他見直しを行います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 防災マニュアルはもうしっかりできているようでございます。また、そういった災害弱者のリストあたりも今度の情報、壱岐ビジョンにあわせてまた見直すというところも言われましたので、しっかり市民の安心して暮らしができるような体制を、万全な体制をとっていただきたいと思います。

次に、2項目め、救急救命時のドクターヘリでの患者搬送への対応について御質問をいたします。

本市よりヘリによる救急搬送は大村に基地局があるドクターヘリ、また県の防災ヘリ、そして自衛隊のヘリによる搬送による対応がなされております。前年度においては、市民病院から28件のヘリによる救急搬送がなされております。ほかにも直接現場から搬送された例も多々あると思いますが、自衛隊のヘリにおいては、すべて長崎の医療センターへ搬送されているようでありますが、また、ドクターヘリにおいては、特殊な病気や、福岡でしか処置ができない患者においては、何件かは福岡のほうへ救急搬送なされているようであります。

本市は、行政区も長崎県でありますし、ヘリに乗り込んでこられる医師においても長崎の医療センターから乗ってこられるようでありますので、なかなか福岡のほうに搬送してくれちゅうのは非常に厳しい面もあるかと思いますが、そもそも国がこのドクターヘリを導入しようという計画をなされたのは、この命をつなぐ救急搬送に当てるため、また、交通の便の悪い過疎地やこの壱岐みたいな離島の救急患者を搬送するために運行をされたわけでありますが、その運行形態においては、その地域の実情に合った方法が許されるべきであろう、そういう趣旨で、国のほうも、私はつくっていると、運行されたと思います、当初はですね。当初から私は福岡のほうに搬送できるような状態、基地局をつくったほうが、そら国の縦割りの行政でなかなか行政区が長崎県ですから、できなかったかと思いますが、そういう壱岐の生活圏はもうほとんどウエートは福岡県になっているわけです。とにかく、患者を救命するのがもう何より優先されるべきであるとは思っております。その家族の利便性とか、そういうのはもう二の次であると思っておりますが、生活圏が福岡にある以上、どうしても家族の中には、これはなかなか直接は言いにくいんでしょうね、やっぱりもうお医者さんが来られて、本人は、とにかくもう息絶え絶えで口もきけんような状態ですから、なかなか福岡に連れていけとかなんとか言う人はおらんと思います。また、家族の方もなかなかその場では連れていってくれちゅうのは恐らく言えんぢゃないですかね、お医者さんが長崎医療センターから乗ってこられるんですから。それも後から言われるわけです、もう向こうで治療されて、後で福岡のほうに移った方もありますけど、何で福岡のほうに連れていかんとやるかと、搬送されないのかって言われるんです。それはもう私も行政区が長崎ですから、それは無理なん、ドクターも医療センターから、長崎のほうから乗ってこられるし、それなかなか無理な面があるじゃないでしょうかちゅうて、それでもどうしても福岡に行きたいと言われる方がありますので、それは私は、頼めばできないことはないんじゃないでしょうかと思うんですけど、それは厳しい面があると思います。でも、そもそも生活圏が壱岐にある以上、そういう福岡に搬送するというような緩和策は、私はとられてしかるべきではないかなと思いますけど、市長のお考えとしてはどうか、どう思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 救急救命時のドクターヘリでの患者搬送の搬送先の対応についての考え方ということでございますが、その前に、現状を申し上げたいと思います。まず、救急患者が出た場合、やはりドクターヘリを要請するということが患者の命が大事でございますから、当然ドクターヘリでございますから、ドクターが乗ってくるわけです。先ほどおっしゃいますように、大村医療センターから参りますから、医師がこの患者はどこに連れていったが一番助かるという判断をするわけでございますので、それはやっぱり大村医療センターに連れて行くと思うわけです。ですから、それがまず、それで実際、30分から40分でもう、極端に言えば手術のできる体制になるということで、患者を思えば、時間的には私は早いと思っておる次第でございます。もちろん準備がもうされておるわけですから、すぐ30分ないし40分の間に手術の体制がとれるということでございます。

それから、もしドクターヘリが競合してできないというような場合、あるいは夜間につきましては、ドクターヘリは通いませぬので、夜間は自衛隊ヘリということになります。自衛隊にいたしましても、やはり長崎、大村からお願いをするわけでございますから、やはり長崎県ということになるかと思っておりますけども、これはやはり自衛隊のヘリコプターでございますと、1時間40分ぐらいかかるということでございます。

それから、その自衛隊も無理だということになりますと、今度は防災ヘリ、これはORCに委託をされておるようでございますけれども、これも昼のみでございます。

そしてまた、それでもだめだというときは、海上保安部、海保をお願いをするという、この四つの方法がございます。

救急患者のヘリ搬送の種類及び実績といたしましては、平成22年は、12月6日現在、長崎県のドクターヘリが20件、自衛隊ヘリが18件、長崎県防災ヘリが3件、和白病院ドクターヘリが1件、合計42件となっております。

搬送先の病院といたしましては、長崎県ドクターヘリは長崎県医療センターへ13件、九大病院へ5件、九州医療センターへ1件、福大病院へ1件、自衛隊ヘリは長崎県医療センターへ17件、福岡市立こども病院へ1件、長崎県防災ヘリは長崎県医療センターへ3件、和白病院ドクターヘリは和白病院へ1件となっております。

先ほどどうしても長崎が主になると申し上げましたけれども、この数字から見ましても、九大医療センター等もございますけど、やはり医療センターが多いということでございます。

先ほど申し上げますように、病院選定につきましては、すべて乗ってこられた医師が判断なさるということでございます。

福岡への搬送につきましても、今申し上げましたように、42件中の9件の搬送がございます。一刻を争う患者の容態を最優先として、医師の選定と考えています。

御参考までに、対馬のことを申し上げます。海自33件、ドクターヘリ8件、和白ヘリ27件、合計68件でございます。一方、五島につきましては、海自28件、ドクターヘリ23件、防災ヘリ10件、合計の61件でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） わかりました。これなかなか家族の方はそういう希望がおられるけど、なかなか今の縦割りの行政ちゅうか、長崎医療センターのほうにしか医師が連れていかんちゅう事情はよくわかりました。

これは、また私はやっぱりどうしても福岡のほうに運ぶのをもう少し緩和してほしいと思う。これは今の状態ではなかなか無理な面があると思いますので、これはもう道州制なるのを望む以外にないのかなと思いますので、この件については県のほうに道州制になるように、ちょっと力を入れていただきたいと思います。

それから、3項目めの質問をさせていただきます。漁業者のFRP船の廃船処理問題について御質問をいたします。

このFRP船の処理問題については、前市長のとき、同僚の町田正一議員とともに、市に何とか対策を求めて、何とか手を打ってほしいということをお申しました。そのときには、廃船処理の個人負担分の2分の1を市と漁協で折半して出すから、漁協と協力して出すからちゅうことで回答を得ておったわけですが、なかなか漁協のほうも協力は、私も何回かあちこちの漁協に行って、何とか協力してほしいちゅうことで、漁師の皆さんが非常に苦慮してありましたもんで、それをお願いしたわけですが、なかなか協力が得られなくて、現在までに至っておるわけでございます。もう、ともあれ今回の市長の行政報告によると、23年度から本市と五島市においては、水産庁によるFRP船の廃船を魚礁化するための実証実験がスタートし、魚礁としての原料化が期待される旨の報告がございました。ぜひこれは実現してほしいと思っております。漁師にとっても朗報じゃないかとは思いますが、これ3年かかるんですね、実験結果、検証が出るまで二、三年かかるわけです。その間にはかなりの、この前、市長も行政報告で申されましたが、たしか8月までに八十何隻の廃船処理しなくてはいけない対象船があると言われました。もうあと二、三年もしよったら、そらなかなか今処理せろちゅうても、かなり島外に積み出して処理せないかんで、かなり金額がかかりますので、市長もこの前報告されましたように、そのまま放置されて、港にあると思います。また、ここ二、三年もすれば、かなりのまた廃船処理の対象の船が出てくることを懸念しております。これはもう早くから私も心配して、漁師の皆さんももう何とかしてほしいちゅうことは、もともとと言ってあります。とにかく、今、漁業者においては、漁獲高の減少、またそして就労者、高齢化しております。そして、後継者ももう減少で、非常に厳しい状況であ

ります。これを景観的にもずっとほっぽらかせば悪いわけですが、今、水産庁が言われてある魚礁化に向けた実験が成功して、魚礁化できるとなれば、その場合、これは二、三年、3年後ですか、個人負担、今の島外に持ち出してされたりするのに何十万もかかって大変でしょうけど、そのときの個人負担はどれくらいになるのか、また、そのとき、もう実現化になったとして、市は何らかの助成をそれに対して出される考えがあるのか、それが1点目。

2点目として、その魚礁化が頓挫した場合、もうどうしても魚礁化は実験したけど、魚礁にはされないちゅうことになれば、それは大体見通しは期待できるちゅうことです。できるほうに私もできるんだらうなと思ってはいますが、もしもそのときできないとなれば、そのときは、市として、それまでに3年かかる、魚礁化できるまで3年かかるわけで、二、三年かかるわけですが、その間の対策ちゅうか、市長としては助成のこと、助成だけじゃなくて、何らかの対策はあるのか、できなかった場合の3年後の対策は考えてあるのか、その2点について市長の御見解を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 漁業者のFRP船の廃船処理問題についてお尋ねでございます。議員御承知のとおり、壱岐市におきます漁業者も高齢化が進んでおまして、約半数の方が60歳以上となっております。将来を危惧いたしておるところでございます。また、これらに追い打ちをかけるかのごとく、浜では漁獲の減少、魚価の低迷等の関係もでございます。あるやもしれませんが、廃船が各港に多くなってきております。漁業が華やかな時期であります。これらの中古船の販路もあろうかと思われませんが、現在ではそれも極めて厳しい状況でございます。

そこで、壱岐市といたしましても、これらの廃船が漁港施設をはじめとする施設に散在いたしますと、漁港本来の機能も果たせなくなるのとのあわせて、産業廃棄物処理違反にもなっております。これまで市営漁港をはじめ、港湾の調査を実施いたしまして、72隻の廃船を確認しております。従来までは、これをセメント精製時の燃料等にするなどの利用方法がございましたけれども、何かほかの利活用がとって矢先、魚礁への利活用が検討されてきたところでございます。このことは、あくまでも魚礁化への実証実験でございます。今後23年度から3カ年かけて実験を重ねていくとの水産庁の方針で、現在、23年度新規事業として要求されているところであります。

したがって、実現化の場合の個人負担はどのくらいになるかといったことは、残念ながら、現段階では不明でございますけれども、ただ、魚礁化になれば、現在、トン10万円の処理費と言われておりますのが、幾分でも軽減の方向にならないかな、なってほしいなという期待感を持っておるところでございます。

何と申しましても、自分のものは自己の責任において適切な処理をいたすのが原則であるのは申し上げるまでもございません。そういったときのために、ある漁協におきましては、自己において積み立てをされております。その額を参考までに申し上げますと、小型船が月額1,000円、15トンから19トン船が月額2,000円で、今後10年間で12万円ないし24万円を積み立てる計画でございます。

また、市がその魚礁化がだめだったときはどういうふうな対策をとるかということでございますが、現段階では、この魚礁の計画が成功してほしいという思いが強いということが一つでございますし、そのほかにも、私は実証実験なされるんじゃないだろうか、また、いろいろなところで技術革新が行われると、いろんな対策が行われるんじゃないだろうか、それを見守りたいと思っております。

ですから、現在、だめだったら助成するよとか、そういったことについては、ちょっと控えさせていたきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） これはもう非常に市からの助成も厳しいわけで、なかなか市長も漁師の皆さんが苦慮されているちゅうことは理解をされておるといってございしますが、市長もあと1年4カ月でありますので、今すぐどうこう助成をすとか、ちょっと言いにくいかと思いますが、これ二、三年もほったらかしとったら、本当にもう大変景観にも悪いし、不法投棄も考えないかんようなことになると思います。私は今、この魚礁化になるのが、もう私も期待はしとります。漁師の皆さんもそれはできれば本当に喜ばれるかと思いますが、とにかく漁師さんが新しい船をつくりたいと思うても、今のような廃船処理に頭を痛められて、新しい船をつくって、また操業で新造船を建造しようと思うとて、なかなかそういう意欲はわいてこないと思うんです。ですから、漁業者がそういう低迷すれば、壱岐の経済全体に影響すると思います。本当に将来、壱岐の将来を考えて、この一次産業の漁業だけじゃありませんけど、漁業、農業が本当、活性化していかと、なかなか将来的にもものすごく暗くなるような、経済状況にまで影響しますので、ぜひここは市長が今度、また市長を目指されると思いますので、またそういうときには、ぜひ漁業者のFRP船の、それまではまだ魚礁の実証実験の結果はまだ出ないかと思いますが、その後でまたぜひ対策を考えていたきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、市山和幸議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。お疲れさまでした。

午後 2 時48分散会

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成22年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 議案第110号 平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第4号) 議案訂正、説明、質疑、承認

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		
壱岐島振興推進本部理事			松尾 剛君
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	浦 哲郎君	政策企画課長	山川 修君
管財課長	豊坂 康博君	会計管理者	宇野木眞智子君
教育次長	前田 清信君	病院管理課主幹	左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

・

日程第1 議案第110号

議長（牧永 護君） 日程第1、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）の訂正の件を議題とします。

訂正の理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。議案の一部訂正についてでございます。議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、一部訂正したいので、壱岐市議会会議規則第19条の規定により、議会の承認を求めます。本日提出でございます。

訂正理由は、水産業振興対策事業補助金について、精査の結果、箱崎漁協が経営団から直接購入した分については補助を認め、新たな資材購入費については認めないことといたしました。

詳細につきましては財政課長から説明させます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 市長が提案をいたしました一部訂正の前に、一般会計補正予算（第

4号)、32、33ページをお開き願います。

事項別明細書で5款農林水産業費3項水産業費5目漁業集落環境整備費、次の計の欄でございます。補正前の額が14億4,973万7,000円、補正額が「230万9,000円」になっております。この分を「984万2,000円」に御訂正をお願いいたします。計のところも同じく「14億5,204万6,000円」を「14億5,957万9,000円」に、そして、一般財源の「230万9,000円」を「984万2,000円」に訂正をお願いします。大変申しわけございませんでした。

それでは、市長が申しました訂正内容について御説明をいたします。

平成22年度吉崎市一般会計補正予算(第4号)の1ページ、歳入歳出予算補正の第1条中の歳入歳出予算の総額に歳入歳出追加額「2億6,245万5,000円」を「2億5,492万2,000円」に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「241億7,002万8,000円」を「241億6,249万5,000円」に訂正をいたします。

2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」歳入表中、10款地方交付税1項地方交付税補正額「2億1,520万5,000円」を「2億767万2,000円」に、歳出表中の5款農林水産業費3項水産業費補正額「984万2,000円」を「230万9,000円」に、それぞれ「第1表 歳入歳出予算補正」を歳入及び歳出の表中の額に訂正をいたしております。

それでは、訂正内容について御説明いたします。資料「平成22年度一般会計補正予算(第4号)訂正内容の一覧」の最後の5ページをお開き願います。

事項別明細書、歳出の5款農林水産業費3項水産業費2目水産振興費19節の水産業振興対策事業の「1,000万円」を「246万7,000円」に減額訂正をいたしております。箱崎漁協の箱崎漁業経営団資産買い受け等に対する補助金1,000万円を事業内容等の精査不足により267万7,000円に753万3,000円を減額訂正をいたしております。

訂正後の額は、箱崎漁協が箱崎漁業経営団からの買い受け資産740万2,000円に対する補助で、「吉崎市水産振興奨励事業補助金交付要綱」により3分の1の補助であります。歳出の減額訂正により、前ページに歳入で10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税の普通交付税で歳出減額訂正額同額の753万3,000円を減額訂正をいたしております。

精査不足により、このような訂正をいたすことになり大変申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

以上、議案第110号平成22年度吉崎市一般会計補正予算(第4号)の一部訂正内容の説明を終わります。何とぞよろしくをお願いいたします。

〔財政課長(浦 哲郎君) 降壇〕

議長(牧永 護君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） 訂正の理由についてちょっともう少し聞きたいんですけども、今、財政課長の説明では補助金要綱にのっとして買い上げ価格の3分の1にするという補助金要綱が何かあるわけですよね。ただ、補助金要綱があるのに前回のとき買い上げ価格の2分の1、資材代の3分の1、これが前提案された分は補助金要綱にはなかったわけですか。補助金要綱の内容がようわからんもんで、補助金要綱にのっとしてやったわりには「2分の1」から「3分の1」に変わったり、補助の内容が変わったりするので、多分今後のこともあると思いますので、ある程度一つの線を出しとかにやいかんと思うとです。その辺の説明をお願いします。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 吉岐市水産業振興奨励事業補助金の交付要綱の中で特認事項というのがございます。その中に水産業振興上、市長が特に必要と認める事業については、その2分の1または3分の1以内の助成をすることができるということになっております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） ただいま牧山理事が申しました交付要綱でございますけど、平成19年12月1日に改正が行われております。今回の経営団からの譲り受けにつきましては、その資材等々が中古であるために、当初2分の1と判断いたしておりましたけれども、3分の1ということに決めたところでございます。また、今後のことにつきましては、今回の事例を教訓にいたしまして、はっきりとして精査をして臨みたいと思っております。

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） わかりました。ただ、非常にこのごろ多いと思います。議案を出す前に十分精査をしていただきたいと思います。議案出してからまた精査をして、また精査をしていく、議案出すときはもう多分精査できた後の議案の提出だと思っておりますので、今後ぜひ、言うても多分またこの次も出てくると思いますが、こういう訂正が二度とないようにちゅうても無理でしょうけども、なるべくないようにお願いをしたいと思います。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第110号平成22年度吉岐市一般会計補正予算（第4号）の訂正の件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第110号平成22年度吉岐市一般会計補正予算（第4号）の訂正の件を承認することに決定しました。

議長（牧永 護君） 以上で散会します。

午前10時10分散会

平成22年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第6日)

議事日程 (第6号)

平成22年12月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第96号	長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第97号	吉岐市行政組織条例の全部改正について	総務文教常任委員長報告・否決 ・討論・本会議・否決
日程第3	議案第98号	吉岐市職員の育児休業等に関する条例及び吉岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第99号	吉岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第100号	吉岐市猿岩物産館条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第101号	吉岐風民の郷条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第102号	吉岐出会いの村条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第103号	吉岐市嘗印通寺共同店舗条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第104号	吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員長報告・否決 討論・本会議・否決
日程第10	議案第105号	吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第11	議案第106号	吉岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第107号	吉岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第108号	過疎地域自立促進計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第109号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第110号	平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第111号	平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第112号	平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第113号	平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第114号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第115号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第116号	平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第117号	平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	陳情第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第24	陳情第3号	T P Pに関する陳情	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第25	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第26	陳情第5号	くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第27	発議第7号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	発議第8号	食料自給率を高めるために、T P Pに参加しないことを求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第29	発議第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第30	発議第10号	離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第31	発議第11号	アルミ3胴船の就航を目指す(株)市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第32	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件		申し出のとおり決定
日程第33	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君

11番 中村出征雄君	12番 鷓瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		
壱岐島振興推進本部理事			松尾 剛君
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	浦 哲郎君	政策企画課長	山川 修君
管財課長	豊坂 康博君	会計管理者	宇野木眞智子君
教育次長	前田 清信君	病院管理課主幹	左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表（第6号）により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告します。3つの各常任委員会、議会運営委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので御高覧お願いします。

日程第 1 . 議案第 9 6 号 ~ 日程第 2 6 . 陳情第 5 号

議長（牧永 護君） それでは、日程第 1、議案第 9 6 号長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてから、日程第 2 6、陳情第 5 号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情についてまで 2 6 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案第 9 6 号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について、原案可決。

議案第 9 7 号壱岐市行政組織条例の全部改正について、否決。

議案第 9 8 号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 6 号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 7 号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 8 号過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決。

議案第 1 1 5 号平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

なお、議案第 9 7 号壱岐市行政組織条例の全部改正について、否決の理由といたしまして、市長の描く機構改革の意図は理解できるが、各部を横断的に総括していくための新行政推進室長であるならば副市長もしくは副市長同等の配置にすべきであり、また職員の意識改革を行うのならば総務部内に配置すべきである。

また、病院部については、部長が兼務でなくなることと名称が変わる以外は体制も内容も何ら変わらない。経営形態の変更も全く不透明な現在、変化をもたらす機能の充実に向かうべきと考える。

加えて、石田庁舎においては、県とのワンフロアー化を前提にされており、以前ワンフロアー化については議会として強く反対の意志を示した経緯もあり、いまだ承認するには至っていない。

よって、当委員会としては部長制自体を否定するものではないが、市長の目指す機構改革を実現するにはいまだ不十分な部分もあると判断した。より機能するための機構改革へ向け、いま一度再考を望むものであり、否決といたしました。

議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。続けてください。

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、引き続き、陳情に関する委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告いたします。

陳情第4号、平成22年12月8日付託、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見はなしです。措置といたしまして、意見書の提出としております。

陳情第5号、平成22年12月8日付託、暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情、審査の結果、不採択とすべきものとなりました。委員会の意見はなしです。不採択とすべきものとなった理由といたしまして、地域主権改革とは、単に公務員を減らし、地方に犠牲を強いるといった国の責任放棄ではなく、これまで国が主導してきた地方の施策を各地方の自主性・独自性を高め、地方の実情に沿った施策を展開しようとするものとするものとする。よって、この陳情の趣旨には賛同しがたく、不採択といたしました。

以上です。

議長（牧永 護君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第99号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について、原案否決。

議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について、原案否決。

議案第111号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決。

議案第114号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決。

議案第116号平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)について、原案可決。

委員会意見について。議案第104号について、本案は、壱岐市民病院の中核となる医師を確保するために提出されたものである。しかし、毎月20万円のみでの貸与では到底利用者がいるとも考えられない。(1)入学時における費用が最も医学部への障害となっていることから、国公立、私立は、これ私立のことですね、とも応分の上限を設け、それぞれに設定されたい。(2)運用規定において、卒業後の指定医療機関を定め、3年程度の研修期間中の弾力的適用を図られたい。

議案第105号について、本案については、次の意見をつけて否決した。

看護師、助産師、保健師のみを対象とした条例に改められたい。特に、看護師については現在も不足し、将来的にも人的な確保が困難になることが予想されるからである。それ以外の職種について、その必要性は認めるも、現状採用数も少なく、市民病院医療機関に採用できる見通しもない。

いずれの条例ともその必要性は本委員会としても十分承知していることから、早急に精査して提出されたい。

議長(牧永 護君) 陳情の部分もやってください。

厚生常任委員長(町田 正一君) 一緒ですか。

議長(牧永 護君) はい。

厚生常任委員長(町田 正一君) 委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情、審査の結果、採択とすべきもの。委員会の意見なし。

議長(牧永 護君) これから、厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長(町田 正一君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長(鵜瀬 和博君) 登壇〕

産業建設常任委員長(鵜瀬 和博君) 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査

の結果、次のとおり決定したので、市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第100号壱岐市猿岩物産館条例の一部改正について、原案可決。

議案第101号壱岐風民の郷条例の一部改正について、原案可決。

議案第102号壱岐出会いの村条例の一部改正について、原案可決。

議案第103号壱岐市嘗印通寺共同店舗条例の一部改正について、原案可決。

議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について、原案可決。

議案第112号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第113号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第117号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決となっております。

委員会の意見といたしまして、議案100号から議案103号に関連して、本市の多くの公共施設や観光施設の管理運営については、多額の維持管理費がかかっており、今後も経費削減と住民サービスの向上に向けて指定管理者制度を導入し、民間にできるものは民間へ移行すべきである。また、各施設の統廃合も含め、見直しを図るべきである。

このほかイノシシ対策につきまして、イノシシは繁殖力が強く、一度繁殖すればその被害は甚大で、農林業はもとより人的被害の報告もあり、大変危険な害獣である。そのような中、本市においても本年6月以降、初山地区、志原地区、武生水地区、池田仲地区でイノシシらしき被害報告があっているが、いまだにイノシシの発見、捕獲及び生息場所を特定するには至っていない。については、雄、雌、生息頭数など詳細はわかっていないが、被害の少ないうち、繁殖する前に各関係機関協力し、早急にイノシシ撲滅に向け、全島的な対策を講じるべきである。

以上です。

続きまして、本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をいたします。

陳情第3号、平成22年12月8日付託、T P Pに関する陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見なし、措置として意見書を提出をしております。

以上です。

議長（牧永 護君） これから産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。今西菊乃予算特別委員長。

〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

予算特別委員長（今西 菊乃君） 委員会審査結果報告、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、審査の結果は原案のとおり可決となっております。

以上です。

議長（牧永 護君） これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 済みません、ちょっとはつきり。起立多数です。よって、議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正について討論を行います。討論ありませんか。町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 本来、壱岐市議会が委員会中心主義をとっており、各案件の付託を委員会に一任している以上、3常任委員会の結論は最大限に尊重されなければなりません。しかし、私は常に執行側と議会との役割の違いを自覚して、人事案件とそれを裏づける機構の改編については市民生活が不便になるということがない限り、二元代表制の一方の当事者である市長の意向を最大限に尊重すべきであるというのが私の信念であります。そうでなければ市長の仕事はできません。今回は、以前のような県とのワンフロア化の問題とは違います。あくまで行政内部の変更であります。部制への変更、新行政推進室の設置、子ども家庭課の設置、病院部の設置、すべてであります。よって、私は執行部の提案に賛成いたしますし、議会としてこれを否決することは現に慎むべきであると考えます。

以上のことから、私は執行部の提案に賛成をいたします。

議長（牧永 護君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正については否決されました。

次に、議案第98号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第98号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第99号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号壱岐市猿岩物産館条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第100号壱岐市猿岩物産館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号壱岐風民の郷条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第101号壱岐風民の郷条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号壱岐出会いの村条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第102号壱岐出会いの村条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第103号壱岐市営印通寺共同店舗条例の

一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 私は、本条例制定に賛成の立場で討論いたします。

所管の委員会の委員でありながら、委員会で否決されたにもかかわらずですが、委員会の場で賛成討論の場がありませんでしたので、あえてここで賛成の立場で討論をいたします。

まず、その理由について若干申し上げます。執行部の説明によりますと、長崎県病院企業団に勤務する場合の長崎県の条例はもちろんのこと、県内外36自治体に調査照会の結果、医師確保及び良質な医療の提供を図るために、現在の条例を廃止し、本条例を提案をしたということでありました。

前条例と今回の条例及び長崎県条例の違いについて申し上げます。現行制度では、年間授業料及びその他の経費、すなわち生活費であります。これを4年間で673万円、大学院での授業料及び生活費として2年間で480万円、6年間で限度額1,153万円貸与するということがあります。今回の条例改正では、その内容がわかりやすく、年間の授業料及びその他の経費を含めて月額20万円を6年間で、1,440万円を限度として貸与する制度となっております。また、長崎県の制度では、国立大学への入学金28万2,000円、年間授業料53万5,800円、6年間で限度額933万6,800円の貸与となっております。これを月平均にいたしますと、月額12万9,677円です。多分白川市長の御子息さんもこの制度を活用されておられるのではないかと思います。私は、長崎県の制度の月額12万9,677円に対し、今回の条例制定で壱岐市の場合は月額20万円ということは、壱岐市においては妥当なものだと思います。よって、本条例の制定に賛成であります。

皆さん方の公正なる判断をお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

議長（牧永 護君） ほかに討論はありませんか。町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 中村出征雄議員は討論の場がなかったと言われましたけども、討論の場は当然委員会で確保されてるわけで、そのときに意見を言ってもらえればよかったんですが、基本的にその趣旨がおかしいと、賛成の中村議員の。長崎県の病院企業団なんです。の修学資金と壱岐市が出す分とは全く別な観点であります。特に、今回の修学資金の条例は、基本的に壱岐市の医療機関の、市立の医療機関の中核医師を育てるための修学資金条例であります。だから、ほかの自治体がこうだからとか、そういうことを言っても医師は来ないんです、現実的に。ましてお金持ちのお医者さんの子供たちは、別にこういった貸与条例がなくても自分たちでちゃんとそれだけの資金の裏づけがあるわけですから、ちゃんと借りなくても医師になることができます。私たちが厚生委員会で議論になっとるのは、そうじゃなくて普通の人たちが、普通のサラ

リーマンの家庭で、その人たちが医学部に進学を目指す場合に一番障害となるのは入学金の過重負担であると。これが国立であれば入学時160万円、あるいは私立であれば、恐らく800万円近いとか、800万円ぐらい、1,000万円かかると。この分について壱岐市の財政の、だから上限の金額は設けておりません。相応の上限の金額を設けて、医学部を志す人たちが医者になれるようにということで、もう一度精査してくれと言っております。ほかの自治体はどうか、離島である壱岐市の状況を考えれば、この程度のことはやらないと医学部の進学を目指そうとする生徒たちが壱岐市のこの奨学金の貸与条例の対象になるとも思えません。だから、私は委員長報告でも述べたように、とりあえず一番障害になっている入学時の負担について再度執行部側に上限を設ける金額を提出してくれということで委員会報告を出しております。

以上であります。

議長（牧永 護君） ほかに討論ありませんか。ちょっとお待ちください。（発言する者あり）討論について、ちょっとこちらの見解を申し上げたいと思います。会議規則等に載ってるわけでございますけど、討論とは議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であって、その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛同させることであり、なお、討論には討論1人1回の原則があり、お互いに賛否の意見を反復して行うことは絶対できないこととなっております。参考にさせていただきたいと思います。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定については否決されました。

次に、議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定については否決されました。

次に、議案第106号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第106号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第107号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号過疎地域自立促進計画の策定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第108号過疎地域自立促進計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第111号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第112号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第113号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第114号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第115号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第116号平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第117号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、陳情第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号TPPに関する陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、陳情第3号TPPに関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。よって、この陳情について採決します。陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情は、不採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時とします。

午前10時46分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第27・発議第7号

議長（牧永 護君） 次に、日程第27、発議第7号国民健康保険療養費国庫負担金の調整

(減額)廃止を求める意見書の提出について議題といたします。

提出議員の説明を求めます。7番、今西菊乃議員。

〔提出議員(今西 菊乃君) 登壇〕

提出議員(7番 今西 菊乃君) 発議7号、平成22年12月16日、吉野市議会議長牧永護様、提出者、吉野市議会議員今西菊乃、賛成者、吉野市議会議員町田正一、中村出征雄。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書(案)、上記の議案を別紙のとおり吉野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書(案)、平成22年1月1日に厚生労働省が発表した2008年度合計特殊出生率は1.37であり、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。

深刻な少子化の進行の中で、子育て中の世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援は大変重要である。

このため、地方自治体は厳しい財政状況の中で、対象年齢の引き上げや助成制度の支払い方法の改善など、保護者の要望にこたえて子供医療費助成制度の拡充を進めてきた。

ところが、医療費助成について窓口での支払いが不要な「現物給付」にした場合には、国民健康保険の国庫負担金が調整(減額)され、「現物給付」にしている市町村では、財政運営上の大きな支障となっている。

政府は、少子化対策に取り組んでいるが、国民健康保険に対する国庫負担金の調整(減額)はこれに矛盾する措置である。

よって、政府におかれましては、乳幼児・児童医療費助成制度等に係る国保国庫負担金の調整(減額)を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日、長崎県吉野市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

議長(牧永 護君) これから発議第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 質疑がありませんので、これで発議第7号について質疑を終わります。

〔提出議員(今西 菊乃君) 降壇〕

議長(牧永 護君) お諮りします。発議第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略するこ

とに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第7号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第28・発議第8号

議長（牧永 護君） 次に、日程第28、発議第8号食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書の提出について議題とします。

提出議員の説明を求めます。17番、瀬戸口和幸議員。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 登壇〕

提出議員（17番 瀬戸口和幸君） TPPに参加しないことを求める陳情については、先ほど本会議でも賛成をいただきましたので、それに基づきまして産業建設委員会で意見書を提出したということになりまして、ここに意見書（案）を提出したいと思います。

発議第8号、提出者、壱岐市議会議員瀬戸口和幸、賛成者、壱岐市議会議員呼子好、同じく田原輝男。

食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書（案）、11月9日、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定されました。もしもTPPを締結すれば、地域経済、社会、雇用が大打撃を受けるのは必至であります。

農水省は、10月22日、関税全廃を原則とするTPPに参加した場合、国内の農業生産額が4兆8,000億円減少するとの試算結果を発表しました。これは2008年の農業産出額8兆4,736億円の48%に当たり、農業は壊滅的打撃を受けるとしています。さらに、11月9日には、林・水産物では4,700億円減少すると発表しました。農水省は、TPPへの参加で食糧自給率は14.5%に落ち込むと言っています。長崎県は11月11日、TPPに参加した場合、県の農業算出額は2008年基準で、農水省が試算した19品目中のうち県内で該当する10品目で、497億円が失われるとの試算を発表しました。

このように、命の源である食を今以上に他国に依存することにより、独立国としての基盤が失われます。政府は「食糧・農業・農村基本計画」で食糧自給率の50%達成を明示しましたが、それにも反しています。

世界の異常気象による食糧生産の不安もあります。たとえ戸別所得補償で農家経営を守るとしても財源の問題もあります。他職種との不平等感を生み出す心配もあります。食に関わる地域産業や雇用も失われます。地域の食文化も廃れ、耕作放棄地が今以上に増大します。美しい棚田の景観や治水機能等の多面的機能も損なわれます。政府が農業の構造を改善するといっても、米国、オーストラリア、ニュージーランドの数千、数百ヘクタール規模の農業と競争することはもともと不可能です。限られた土地を基盤として季節に沿って営む農業は、市場経済では関税などの国境措置対策は不可欠です。それにも関わらず、現在日本が農産物にける関税は平均12%で、農産物輸出国のEU(20%)、アルゼンチン(33%)、ブラジル(35%)などより低くなっています。日本はこれまでも農産物の輸入自由化を拡大してきましたが、たびたび輸入食品の安全性が問題になっています。

このような趣旨から、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先は、以下7機関等であります。

以上で、意見書の案についての説明を終わります。

議長（牧永 護君） これから発議第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第8号について質疑を終わります。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第8号食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 29 . 発議第 9 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 29、発議第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。4 番、町田光浩議員。

〔提出議員（町田 光浩君） 登壇〕

提出議員（4 番 町田 光浩君） 発議第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。提出者は、私、町田光浩、賛成者、壱岐市議会議員深見義輝、同じく市山和幸でございます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、子供たちが等しく教育を受けることができるように制定されました。義務教育国庫負担制度は、国として「最低保障」するものであり、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、憲法からも要請されている国の重要な責務であります。

今日、教育が抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう、当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが差し迫った課題です。

しかし、平成 18 年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に下げられました。現在、義務教育費国庫負担制度が減額された分は地方交付税で措置されていますが、平成 22 年度予算の地方交付税は約 16.9 兆円で、平成 17 年度比マイナス 0.4 % と、一定回復されました。しかし、県市町ともに財政の厳しい中、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復元すべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率 2 分の 1 に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 22 年 12 月 16 日、長崎県壱岐市議会、提出先として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上となっております。

議長（牧永 護君） これから発議第 9 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第 9 号についての質疑を終わります。

〔提出議員（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第 9 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 9 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 30 . 発議第 10 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 30、発議第 10 号離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。10 番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

提出議員（10 番 豊坂 敏文君） 発議第 10 号、提出者、壱岐市議会議員豊坂敏文、賛成者、壱岐市議会議員榊原伸、小金丸益明。

離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

離島医療の医師確保対策を求める意見書（案）、住民の生命と健康を守るために、医療体制の確保が極めて重要ですが、地方や僻地といった特定の地域、特に本市のような離島地域においては、近年の医療制度改革以降、医師不足の問題はますます深刻化しており、医師の絶対的不足は医療崩壊をもたらし、さらなる医師不足を招くという悪循環になっています。

本市においても、医師確保に向けて懸命の努力を続けていますが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が崩壊の危機にあります。しかし、これらの問題解決は、個々の自治体のみ

では到底不可能であります。

よって、国において県、大学、学会、医師会などとの連携のもと、抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望します。

1. 離島・僻地の地域医療を担う医師及び看護師等の養成と地域への定着を促進するため、専門医養成段階における離島地域医療従事の義務化など、新たな要員派遣システムを国の責任で構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

以上でございます。

議長（牧永 護君） これから発議第10号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第10号についての質疑を終わります。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第10号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第10号離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 発議第11号

議長（牧永 護君） 次に、日程第31、発議第11号アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。3番、音嶋正吾議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

提出議員（3番 音嶋 正吾君） 発議第11号、平成22年12月16日、壱岐市議会議長牧永護様、提出者、壱岐市議会議員音嶋正吾、賛成者、壱岐市議会議員久保田恒憲、同呼子好、町田光浩、深見義輝、町田正一、今西菊乃、市山和幸、豊坂敏文、鵜瀬和博、榊原伸、久間進、瀬戸口和幸、市山繁。

アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書（案）、壱岐市内の農業・漁業を担う市農協と5漁協から、11月25日付で貴機構に陳情がござっております。そこにあるように、現在、壱岐市の経済は冷え込み、極めて厳しい状況にあります。島内の諸産業の関係者は必死の努力を重ねておりますが、離島という不利な条件を背負って、容易に打開の途は開けません。すなわち離島航路の大幅な改善は喫緊にして焦眉の課題です。しかし、現在まで壱岐対馬航路の改善に努めてこられた九州郵船（株）1社のみの努力に頼り続けることができる段階ではなくなっております。

現在、（株）市民フェリー壱岐対馬が計画中の高速カーフェリー・アルミ3胴船の就航が実現するならば、2社が共存共栄する、九州郵船と市民フェリー壱岐対馬の健全なる競合航路が実現し、壱岐対馬両島民にとっては大きな福音となるでしょう。

交流人口の飛躍的拡大と、本土と物流の改善が実現するならば、観光産業も島内第1次産業も大きな追い風を受けることができます。

当市議会としても、壱岐対馬両島の起死回生のかぎとして、貴機構が（株）市民フェリー壱岐対馬に対し、船舶共有建造制度に基づく融資を執行されるよう要望申し上げるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成22年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、国土交通大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構。

以上であります。

議長（牧永 護君） これから発議第11号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第11号についての質疑を終わります。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第11号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） ちょっとお待ちください。ちょっと、はっきり立って下さい。起立多数です。よって、発議第11号アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

・

日程第32．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第32、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の調査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

・

日程第33．議員派遣の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第33、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣する

ことに決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。今期議会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで市長から発言の申し出がっておりますので発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日から本日まで14日間にわたり、本会議及び委員会を通じまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。本定例会におきまして、さまざまな御意見、御指摘、また御助言を賜りました。賜りました御意見等につきましては、真摯に、そして謙虚に受けとめ、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会冒頭の行政報告で御報告申し上げておりました壱岐市民病院における九州大学精神科医局からの平成23年4月以降の医師派遣中止の申し出の件でございますが、一昨日でございますけど、12月14日に九州大学の精神科医局長から、来年4月1日から7月15日までの3カ月間については、精神科指定医の御紹介をしていただけたとの連絡をいただいたところでございます。これは、九州大学医局長が来年3月末に九州大学精神科医局を退局される予定の先生を説得していただいたものでございます。壱岐市民病院の精神科医療を残してほしいという熱い思いを受けていただいたものであり、心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。ただし、その3カ月間の延長期間の間に、壱岐市民病院で精神科指定医を確保していただきたいとのことであります。私は今後とも精神科指定医を初め、医師確保に向け全力を尽くしてまいります。議員各位におかれましても、ぜひ御指導、御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

今年も残すところ、あとわずかになりました。来る平成23年もこうした課題を含め、真摯の精神で精いっぱい突き進んでまいりますので御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。これから年末年始にかけ、大変御多忙の時期でございますが、市民皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申

し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成22年第4回吉岐市議会定例会を閉会いたします。これで散会します。大変お疲れさまでした。

午前11時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 榊原 伸

署名議員 久間 進

閉会中継続審査 申出書

委員会名	事 件 及 び 理 由
厚生常任委員会	事件 請願 1 号 苓岐市立病院に関する請願 理由 更に慎重な審査を必要とするため

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 期限 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 ・ 次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事件 査 ・ 政策企画課、総務課、財政課、管財課の各所管に関する調査 ・ 税務課の所管に関する調査 ・ 消防本部の所管に関する調査 ・ 教育委員会の所管に関する調査
厚生常任委員会	事件 ・ 市民福祉課、保護課の所管に関する調査 ・ 健康保健課、環境衛生課の所管に関する調査 ・ 苓岐市民病院及びかたばる病院の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・ 観光商工課、農林課、水産課の所管に関する調査 ・ 建設課、水道課の所管に関する調査

議 員 派 遣 に つ い て

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

苓岐市議会議長 牧永 護

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会
 - (1) 目 的 定例会出席
 - (2) 派遣場所 長崎市
 - (3) 期 間 平成 2 3 年 2 月 1 4 日 ~ 1 5 日 (1 泊 2 日)
 - (4) 派遣議員 今西菊乃

